第八十巻 第四号 2015年2月

日本法学第八十巻索引 雅 報	柔道指導における過失責任	インターネットの紛争に関するアメリカ合衆国の一国際私法理論…中 村 進	大韓民国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要阿(部)徳(幸	――ウォーレン第一四代長官の時代―― ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	解釈か、改憲か?ドイツでは誰が基本法(憲法)を支配するか …小 林 宏 晨	研究ノート	――「ハーヴァード大学におけるコモン・ロー教育に学ぶ」―― - 菊 池 肇 哉 -	消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効 永田 洋平 翻訳おいて予防目的が重要であることに対する例としての永田 誠 翻訳監修ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法に	『タナクィルの伝承』序説抄 吉 原 達 也 訳 翻 訳 :: 訳 :: 訳 :: 別 ::	わが国における法益関係的錯誤説に対する疑問野 村 和 彦	行政警察活動と犯罪の事前捜査(上)加 藤 康 榮 論 説
----------------	--------------	-------------------------------------	--------------------------------	--	---------------------------------------	-------	---	--	---	------------------------------	------------------------------

日本大学法学会

創設百二十五周年記念号日本大学法学部	日本法学第八十巻第二号目次
現代私法学における課題と展開山川一陽教授古稀記念号	日本法学第八十巻第三号目次

行政警察活動と犯罪の事前捜査(上)

加 藤

康

榮

本稿の課題

Ι

はじめに

1 行政・司法警察区分要否論と事前捜査積極説からの区分不要説の是非問題

2

行政・司法警察区分の経緯とその内容の整理

 \prod 行政・司法警察区分の歴史

1 戦前の警察活動と刑事手続

黎明期の近代的警察制度と警察活動

大陸法系における警察活動の区分状況

小括

3 2

III行政・司法警察区分要否論の検討

行政警察活動と犯罪の事前捜査(上)(加藤)

- 1 行政・司法警察区分不要説の台頭
- 2 行政・司法警察区分不要説の概観
- 3 行政・司法警察区分不要説の問題点とその検討
- 4 憲法と行政手続に関する判例と学説の検討
- 5 行政・司法警察区分必要説の論拠
- 6 行政・司法警察区分論に関する判例
- 7 小括

(以上、(上) 一本号)

№ 犯罪の事前捜査、特に事前強制捜査の可否

1 事前捜査可否論と行政・司法警察区分要否論との関連性

2 事前捜査の可否論

3 事前捜査に関する判例・裁判例

事前捜査に関連する現行法上の規定

4

5 いわゆる「共謀罪」の新設と事前捜査

V 管見の整序

1 行政・司法警察区分要否論と事前捜査可否論との基本的関係性の有無・再構成

2 行政・司法警察の区分論再構成の必要性

3 「犯罪」と「捜査」の新しい概念構成

* 犯罪の事前強制捜査の要件提示と立法化論

VI おわりに

(以上、(下) —次号)

罪発生前の捜査)、特にその強制捜査も許されるのではないかということが議論されてきた。 理し、これに立法化を視野に検討を加えようとするものである。 ては特別法が制定されたが、 担任領域を区分することとされてきたところ、 主として犯罪の訴追・処罰の準備としての捜査を目的とする。 区分されてい 警察の活動 なかんずく、 る。 (作用) 防犯、 行政警察活動は、 は、 すなわち、 その目的・機能等の違いとその由来もあって、 事前捜査全体としては依然としてこの議論は残ることから、 固 犯罪の予防・鎮圧を図ることをその中核とする。 有の目的を個人の権利 通信傍受を検証令状で実施することに関連して、 そして、 自由の保護を含む公共の安全と秩序の維持 捜査に関しては、 行政警察活動と司法警察 これに対し、 従来から犯罪発生の 本稿では改めて各見解を整 その後、 犯罪の事前捜査 司法警察活動は (捜査) 通信傍受に関 活動とに 回復に置 が前後で 犯

場合と、 ていた。 だ犯罪が発生していない段階において、 われば未遂罪の成立) なる場合、 捜査は、 特に逮捕を除く捜索差押・検証令状の発付を得る事前の強制捜査についての可否問題を指す。 その他覚せい剤等の しかし、 従来は、 既発の犯罪 本稿ではこれら類型の を認めて、 予備罪・ (現に発生した犯罪) 陰謀罪・ 禁制品 既遂に向けての将来の実行予測犯罪に対する令状発付の場合とがその議論の核となっ の密輸事件のように、 共謀罪が認められた各時点での更なる将来の実行予測犯罪に対する令状発付の にはか、 その発生 の事後捜査が通常である。 特に特定の犯罪が一 (未遂・既遂) 飛行機や船舶に搭乗した時点で当該犯罪の着手 が予測される場合に、これに対する犯罪 般的に辿る未だ計 ところが、ここで 画 「犯罪の事 共謀状態にあって、 この問題 前搜 査 0 とは、 (それで終 の対象と 事 実行に 前 0 捜 未

とするものである 着手する前段階にあるときでも、将来現実に実行される蓋然性の下に、当該犯罪に対して未着手時点での令状の準備 場合によっては未発生段階での令状の執行までをも認めるという態様の事前捜査の可否問題を視野に検討しよう

I 本稿の課題

行政・司法警察区分要否論と事前捜査積極説からの区分不要説の是非問題

1

犯罪に関しては行政警察が犯罪の予防・鎮圧を、司法警察が既発犯罪の捜査をそれぞれ目的とする活動として扱われ 現のために国民に対し命令・強制等の公権力を行使することを内容とするものである。そして、従来からその職務 継ぐ考え方であった 個人の生命、 てきた。しかし、これは戦後新たに制定された警察法 目的内容に応じて行政警察と司法警察とに区分してその活動内容・範囲が論じられてきたところ(警察作用の二元論)、 に当たることをもってその責務とする。」と規定する。)、及び現行刑事訴訟法下においても戦前からの前記作用区分を引き 警察の活動 警察の作用からの行政・司法警察区分の要否と近時の事前捜査の必要性からの区分融合の是非問題がある。 身体及び財産の保護に任じ、 作用) は、 個人の権利・自由の保護を含む公共の安全と秩序の維持に当たることを目的とし、 犯罪の予防、 鎮圧及び捜査、 (昭和二九年六月八日法一六二号公布。同法二条一項では 被疑者の逮捕 交通の取締その他公共の安全と秩序の維持 「警察は その実

警察実務家から議論されるようになった。一方、現実の捜査手法も、 ところが、近時はこのような活動における行政警察・司法警察の区分論に対しては、区分不要説が当初、 従来のおとり捜査 (将来の犯罪を対象とすること 主として

更には将来発生する蓋然性の高い未発生の犯罪に対する事前対策が、 性・有効性が議論されるところまでに至っている。 となる薬物犯罪等への企図・親和者に対する誘引捜査である。)のほか、 る犯罪監視 進んで捜査対象として、 薬物犯罪等捜査に対する検証令状による通信傍受及びその法制化への発展などの例が見られる。 それも任意捜査に止まらず、 その対象への捜索・差押え・検証等の強制捜査を行う必要 コントロールド・デリバリー、 一般的な行政警察活動として行われるだけでな テレビカメラによ そして

否問題は権限上も捜査の適否を左右する極めて重要な論点となっている。 び向精神薬取締法五四条五項等)、 専務として、 この事前捜査の可否問題は、 権限上は 般的な行政警察活動としては関わらない麻薬取締官等の特別司法警察職員も含まれ また、 捜査を行うのが警察官 検察官も第二次捜査機関として捜査権限を有するものであることから、 (一般司法警察職員) だけでなく、 薬物犯罪を取り締まることを その (麻薬及 可

2 行政・司法警察区分の経緯とその内容の整理

否問題について、これを容認することへの人権侵害の危険性等を憂慮する見解などを分析した上で、 みることとした そこで、これまでの行政・ 司法警察区分論の議論の経緯と内容を整理し、 犯罪の事前捜査、 特に事前強制 自説の展開を試 捜査 一の可

の許容範囲を限定した上での実施の限りにおいては、 くの区分必要説の論者とは違って、 は積極に解する基本的なトレンドにあった。 この犯罪の事前捜査の問題に対しては、 犯罪の事前捜査は闇雲に消極とは考えず、 従来から行政・司法警察の区分必要説からは消極に解し、区分不要説 私は、 その区分は依然として重要であり必要なものと考えるが、 肯定することができるものと考えるものである。 むしろ理論的には強制捜査も含めてそ しか į 他 その から の多

被疑事実・ えるか、 信傍受法 そこで、 あるいはその実施に相当の疑義が残る場合の対象事例については、 (犯罪捜査のための通信傍受に関する法律) 令状主義の前提となる刑訴法 捜査手段の特定性や実施上の困難性、 一九七条一項但書が規定する強制処分法定主義の法意思にも立ち返って、 制定の経緯同様、 あるいは人権侵害の危険性の回避等の隘路があることは否めない。 現行法の解釈でできる通常の事前捜査の範囲を超 可及的速やかに段階的立法を経てその犯 通

る。)、これも犯罪の事前捜査に関わる問題点と関連することから、併せて本稿での検討対象とする。 定の重大犯罪に係る共謀罪の処罰規定を新設する法案を提出しているが 政府は組織犯罪処罰法 (組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律) (一旦廃案となっているが、 の一部改正として、 再提出を図ってい 組 織的 罪対象や要件等を限定しての立法化を図ることが必要であることを提言するものである。

Ⅱ 行政・司法警察区分の歴史

1 戦前の警察活動と刑事手続

大な行政権限を有するメガ官庁であった。 しての位置付けであったが、 戦前の司法警察活動と刑事手続の流れを概観するに、戦前の警察官が行う司法警察活動は、 その所属する内務省は、 固有の警察行政のほか内務及び地方行政に関する広範にして強 検事の補助役と

束 政警察活動の一環として治安取締りが強化され、 そして、 (身柄の拘束) 活動実態は、 **達警罪即決例に基づく警察署長の即決処分権限による各警察署たらい回しとなる身柄拘束の継** 国体の変革・私有財産制度を否認する結社の取締りを目的とする治安維持法下において、 行政執行法に基づく公安を害するおそれのある人物に対する予防検

所検事局に属し、 続など、これが権限濫用の歴史を残すところとなった。また、 が制定されたことに伴い検事と副検事を総称して「検察官」との呼称となる。)は、 検事・判事 (裁判官) 共に司法省に属して司法大臣の監督下にあった。 戦前までの検事 判事 (現行刑事訴訟法上は、新たに副検事制 (裁判官) と同じく司法官として裁判

法七五号のいわゆる大正刑訴法)が制定され、二年後の一月一日から施行されるに至った。〔〕 刑事手続法であった。ところが、その後はドイツ刑訴法を基に内容を改めて旧刑事訴訟法(大正一一年(一九二三年) ゆる明治刑訴法) 職務仮規則等が相次いで制定されて刑事手続が運用されていた。それが、明治二二年(一八八九年)二月一一日に大 日本帝国憲法 法施行までは、 典に倣って起草された治罪法に始まる(明治一三年(一八八○年)太政官布告三七号で公布、二年後に施行)。そして、 我が国の明治以降の刑事手続は、 (いわゆる明治憲法) が公布されたことに伴い、その翌年には旧々刑事訴訟法 明治五年以降、 がドイツ刑訴法的な改正も加えて新たに制定された。しかし、 司法省職制章程並検事職制章程、 当初はフランスから招聘したボアソナード・パリ大学教授の下でナポレオン法 断獄則例、 検事職制章程並司法警察規則 同法は基本的には治罪法を承継する (明治二三年法九六号のいわ 糺問

- 黎明期の近代的警察制度と警察活動

法省から内務省へ移管された。)。この警保寮の任務は、「国中ヲ安静ナラシメ人民ノ健康ヲ保護スル為ニシテ、 翌六年一一月に警察・地方行政その他内務行政を所管する内務省が設置されたことに伴い、その翌七年一月にこの警保寮職制は司 我が国の近代的警察制度は、 司法省所管下で司法省警保寮職制として明治五年(一八七二年)一〇月太政官布告一七号で公布された 我が国の刑事手続法の変遷の下での近代的警察制度の始まりと行政・司法警察の区分の流れを概観する。 全国の警察事務を統括する組織として、 警保寮職制が布かれたことが始まりとなる。 其安静健 (なお、

二四九条へと引き継がれていった。)。 また、行政警察については、 れば、 察事務を扱う司法警察吏との身分を兼ね、 職務ヲ行フ者アリト 務トス」と規定していた 察との関係につき「行政警察豫防ノ力及ハスシテ法律ニ背クモノアルトキハ其ノ犯人ヲ探索逮捕シルハ司法警察ノ任 において、 等の犯罪捜査権限は、 寮事務章程 康ヲ妨クル者ヲ豫防スルニアリ」として、 いては、 維持確保に資するものの、 も基本職務の各区域が当然あることも「司法警察ノ職務ト行政警察ノ職務トハ互ニ相牽連スルヲ以一人ニテ其ニ として捜査の るに至ってい 作用) 行政警察事務が警察固有の事務であること、 フランスの歴史同様、 は両者職域が一時混交する時期もあったが、やがて一貫して警察活動は行政警察と司法警察とに区分され 人民の凶害を予防し安寧を保全する行政警察作用のみが警察の固有事務とされた(一条)。また、 実質主宰者になる。)を補助し、 一〇条。 . る。 なお、 すなわち、 雖モ基本務ニ於テハ判然区域アリトス」と規定して確認されている 以後もこの活動法制は、 警保寮は以後警視局を経て明治 司法警察活動に属するものとして、 (四条)。そして、警察官の職務において、 警察作用 検事職制章程並司法警察規則 我が国の警察においても司法の補助として、そして、兼担の形態においてでも司法警 (行政警察) 行政警察事務を権限事項とする部署と定められた 同じく内務大臣の任免監督下にあることに変わりはなかった。 検事の指揮の下で犯罪捜査に従事することとして定められてい 治罪法六○条、 とは本質を異にすること、 一四年から警保局として変遷改編)。 司法警察の活動は刑事手続の補助的活動で間接的には社会秩序の 明治・旧々刑訴法四六条・四七条、 各府県の司法警察吏が、 (明治七年一月太政官達 明治八年三月の太政官達二九号になる行政警察規則 司法警察と行政警察の両職務が相当 しかし、 一四号) その後、 検事 政策的制 によって、 (予審制度の下で検事が司法官 (司法警察規則 大正・旧刑訴法 行政警察と司法警察の活 度上、 (明治七年一月制定の警保 犯人探索 警察官が司法警 互牽連しつつ 一 一 条)。 この点につ た 二四八条・ (司法警 司法警 箇 要す

察を警察組織に取り込む政策を採ったことについては、「司法的な強制権限を留保しようとする行政権拡張の政治的 [がかくされていた」とする指摘もあながち的外れとも言えないように思われる。^②

3 大陸法系における警察活動の区分状況

我が国 **「が戦前まで依拠したフランスやドイツの大陸法系の刑事手続における警察活動を概観する。**

いに従って、行政警察(公共の秩序維持―犯罪の予防)と司法警察(犯罪捜査)に区分された。 力分立がなされたことに由来するとされている。そして、 大陸法系の刑事手続は、 フランスにおいて革命を経て一七九〇年八月一六―二四日法により、 一七九五年制定の法典でもその警察作用は目的 行政権と司法権 機能 の権 0 違

も採用されていった。ただ、英米法系では、そもそも行政・司法警察という区別概念自体がないものである⑶ 察活動上のものであれば行政裁判所へ、司法警察活動上のものであれば司法裁判所へ訴えるという裁判管轄の結び付 察吏が犯罪を捜査しその証拠を収集して犯人を裁判所に引き渡す。 例を契機に判例法として定着するに至り、 きの違いにこれが顕れて、 の司法作用を行使することとされている。 その区分は、一八〇八年の治罪法制定の際に廃止されたが、その後も理論上区分が維持され、 伝統的にこの行政 そして、両警察作用のうち特にその違法手続の救済手続に関して、 その後フランス刑訴法に引き継がれていった。 ・司法警察区分の意義が保持されてきたとされ、 したがって、治安裁判所・予審判事はいずれもこ その司法警察活動では、 この区 それが一 一分はドイツ等に 九五 行政警 年判

4 小括

如上のように、 有の権限である一方、 戦前までの我が国の警察作用は、 司法警察としての活動は検事の指揮を受けその補助者としての任務であったことから、 警察官が幅広い権限を有する内務省に所属し、 行政警察の職務は

両警察作用の目的・ その区分の意義があったものである 性質・機能の違い、 執行主体・ 根拠法の違いをもって、 行政警察と司法警察の職務区分は必然的

Ⅲ 行政・司法警察区分要否論の検討

1 行政・司法警察区分不要説の台頭

臣の所轄下に国の公安に係る警察運営をつかさどる国家公安委員会(委員長は国務大臣)を置き、これに国家警察の組 ている。 管理する警察本部を置いて、これを警察庁が統括 織とする警察庁を設置して管理することとした。そして、全国都道府県単位で知事所轄の下で都道府県公安委員会が 併存の組織構造とした。しかし、これが昭和二九年(一九五四年)全面改正されて現行警察法が誕生し、 する民主的権威の組織を確立する」との目的を掲げ、 た固有の警察行政組織は終戦直後の昭和二二年(一九四七年)制定時の警察法 戦後警察制度は、 「民主警察」を標榜して発展を続け、 G H Q (アメリカを中心とする連合国軍総司令部) 今や 「刑事手続の警察化」との新しい問題が指摘されるほどまでに成熟し (指揮監督)する中央集権型の全国的警察組織として編成替えを遂 地方分権のアメリカ法に倣って国家地方警察と自治体警察組 の指令によって内務省が解体され、 (旧法) では、 前文において「国民に属 そこで残され 内閣総理大

現在の法務省 が置かれてこれに属するところとなった。そして、それまで検事の補助役であった警察官の捜査権限は、 また、 \exists 本国 (旧司法省から法務庁、 |憲法の制定に伴い司法権が立法権 法務府と組織変遷を経て一九五二年に現在の法務省となる。)に特別の機関の 行政権と並んで独立 (三権分立) し、 検事も行政権の 行政警察と 部として 検察庁

独立して活動する地位が与えられるところとなった(刑訴法一八九条二項、 第一次捜査機関として、「司法警察職員」という位置付けとなり、 並んで警察独自の責務として創設されたことから(警察法二条一項)、現行刑事訴訟法上、捜査権限が検事から独立し その権限と規制の下で刑事手続の最 一九九条等)。 前線 1 お いて

れ、 従来通り行政警察と司法警察とに区分することの実益がなくなっているのではないかとして、区分の意義が問い このように、 行政・司法警察区分の不要説が台頭し始めた。 戦後の司法権の独立や検察官・警察官の地位の変革等の司法・警察等制度の改革により、 警察作 用を

2 行政・司法警察区分不要説の概観

警察作用の検討と行政・司法警察の区分不要説を概観する。

残る。 政警察」を本務とする警察活動とは概念を異にする。 事訴訟法に基づく活動、 られる「行政警察」こそ、 に国民に対して公権力を行使するという行政作用である。この警察作用の概念においては、「司法警察」に対置させ 「司法警察」という呼称でもってこれを「行政警察」と区別する必要性がなお存すべきものであろうかという疑義も 警察作用は、 本来、 個人の権利・自由の保護を含む公共の安全と秩序の維持・ すなわち、 固有の「警察概念」になるものである。 刑事司法に従属する作用である以上、その呼称が「司法警察」であっても、 しかし、 同じ行政機関になる警察官に両者を兼務させるとき、 捜査は、 行政法規ではない刑事手続を規律する刑 回復を目的として、その実現のため 一行

独自で行われる固有の保安警察 他方、 戦前における警察では、この公共の安全と秩序の維持・回復という目的の中には、 (選挙・風俗・出入国に関する警察等) だけでなく、これに狭義の行政警察として交通 他の行政と関係なく警察

警察法二条一項において、本来的には警察作用ではない捜査に関しても警察の責務として明記することで、 法警察の区分を殊更行っていないとして、これが行政・司法警察の区分不要説を支持する有力な根拠ともなし得よう。 散)させている。ただ、これら他の行政機関に第一次的に管掌させた事項も、 えれば、 直接の各担任機関と一体的にその関連行政を警察においても担わせることとしたものである。 ら公共の安全と秩序維持等に関する事項は、第一次的には各行政機関の管掌として従来の警察権限を非集中化 司法警察」としての 現行の警察法(二条一項)自体が保安・交通・捜査の責務を渾然一体として規定することで、行政警察・司 現行警察法を制定し二条一項により、 食品・医薬品・産業・経済・労働分野等々の活動対象を広く包含させていたところ、戦後は内務省の解体 (補助的)捜査権限も、 警察の独立に伴なって警察官の管掌事項として明確化した。この点を捉 保安・交通分野だけは残して、 警察の責務に関連性があることから、 他の分野の規制や取締り対象のこれ しかし、 その一方で、 従来の

(2)この区分不要説の主要な論拠としては、次の四説が挙げられる。

察作用中、 動という司法目的と同時に犯罪の予防・鎮圧としての公共の安全と秩序維持という行政目的が包含されているなどと に権限濫用の具体的認定をする上では区分が決定的な意味を持たず、その区分には実質的意義がないとして、区分不 ば形式的な行政手続一元論になる。 がそれぞれ規律するということに過ぎず、 する実質論になる。 ①説は、 公共の安全と秩序維持を目的とする警察作用は警職法が、 行政・司法警察の各責務が一体として広義の公安の維持の実現が図られるからとか、 ② 説 は、 現行憲法下では、 次に、 ③説は、 結局、 警察が行う作用はすべて「行政」であるとの形式的論拠から、 両者とも行政作用 両概念そのものから具体的な法的効果を導くべきではなく、 (広義) また、 であることに変わりはないとする 刑事裁判のための警察作用は主に刑訴法 捜査自体に刑罰 同 じ警 いわ

要説を導く。その指摘事項は多岐にわたるが、その一例として、憲法第三章 手続の保障) ことの不合理性を指摘し、 れないなどとも指摘する。 以下が、 刑事手続に関する規定であると解することで、行政警察概念を維持させようとすることは許さ 事前捜査積極説からする区分不要説である。 そして、 ④説は、 犯罪の取り締まりに関し、 その発生が未然か既然 (国民の権利及び義務)中の三一条 (既発)かで区別する

3 行政・司法警察区分不要説の問題点とその検討

そこで、区分不要説の問題点をまず概括的に検討する。

法の制定もなされるなどして、現に行政・司法警察の区分自体がボーダレス化している状況にあること、 そのような運用を行っているのが実際ではないかということ、先進諸国では犯罪者の犯行前に捜査の開始がなされる 列的・一体的に警察の責務としたこと、警察官が属する組織は行政機関であるから、その権限行使も行政作用として れば行政・司法警察の区分不要説にも一定の理由があることは否めないものと言えよう。 しても、 二条一項が規定する警察官の責務の中では、 ·プロアクティヴ」(事前捜査) 元的に捉えるべきとする見解も形式論理的には言えないわけではないこと、捜査が刑罰権発動の司法目的になると 戦後は警察官の行う捜査権限が検事 行政警察も犯罪の予防・鎮圧に関わるもので両者は目的的に表裏一体の関係にあり、 の実施も既に定着化しつつあり、 (検察官) から独立して第一次捜査機関の位置付けとなったこと、 捜査権限も他の行政目的ためにする警察作用と区別することなく両者並 我が国でも一定の重大犯罪を対象に また、 しての通信傍受 警察の現場でも 現行警察法 などからす

(2)しかし、 区分不要説①②に対しては、 以下のような問題点が指摘されよう。

①説の実質論である。 この見解は、 両者の目的の一 体的な実現過程に着目する捉え方であり、 戦前 からあ

う関係にある場合があるとして、そのこと故に両者の区分を曖昧にすることは妥当でないと言うべきである。 捕され刑罰権が発動されるに至ったことにより、 いう行政警察の目的 司法警察の目 に過ぎないものである。 ぼし合う場合があるとしても、それは当該目的に対する実現活動ではなく、 すべき人権侵害の歴史を残したことにも留意すべきである。 たものであるところ、 的 実現のための犯人逮捕の捜査過程は刑事手続の中で行われるものであって、公共の安全と秩序維持と (作用)とは厳格に区別されるべきものである。 それは前述した通り、 例えば、 重大事件が相次いで発生する状況にあって、 かえって行政警察活動の名において身柄拘束など権限濫用に繋がる反省 秩序が回復され社会不安が払拭される効果をもたらしたとしても、 また、 その目的実現過程では相互に目的に適う効果を及 両者の目的が、 いわば一方の活動の反射効と言えるもの その刑事手続を履践する中で犯人が逮 表裏一体的に効果をもたらし合

行政 法にいう警察組織が行う活動のみに限定されるわけでもなく、 け(刑訴法一九三条・一九四条)、 司法作用 統治権に基づき私人に命令・強制し、その身体・財産等に制限を加える行政作用一般のことであるから、 しては決定的でないと言えよう。 行政機関内での職務として明確化されただけである。 ないのであるから、 次に、 機関の如 ②説の行政手続一元論である。 の補助行為として担うものであって、 何を問うものではないとするのが伝統的解釈である。(®) ζ, かに検事の補助から独立して権限行使ができるようになったとしても、 刑事訴訟法の規定を厳守して行わなければならないから、 それに行政法理論では、 ところが、警察官が捜査を行ってもそれは司法作用を直接実現するものでは 警察固有の権限、 しかも、 行政警察作用とは公共の安全と秩序維持等のために、 その捜査権限の行使も、 法律の根拠を以てその活動を現に担う機関である以上、 すなわち行政警察とは法律上の性質・地位を異にす それは、 警察官が行う捜査 依然として検察官の指揮を受 両者の区分不要説 それは警察組織という (司法警察活動) それは警察 の論拠と 般

0) るものである。 |補助行為である司法警察にも従事する権限を有するに過ぎないものと捉えるべきである。 したがって、 同じ警察官が行政警察権限を行使するとともに、 いわば一人二役で場合により司法作用

は、 ねない危険にも繋がる論と言うべきでもあろう。 は、「前二項の請求については、 はその手続内での不服申し立てで対応されるべきものとする、 じく当てはまるものである。また、この行政手続一元論では、 随する司法 れもあると言えよう。 法的性質の違いを軽視するものであり、 あるとして、 人事等の作用は司法 してみれば、 行政機関が司法警察として司法作用の補助行為に従事するのは、 「行政作用」と一般に解されている 行政・ 司法警察も警察が責務の中で管掌するという意義以上のものはなく、 司法警察の区分を認めず一括りに捉えようとする行政手続一元論になる②説は、 もとより、 「行政」であるし、 行政事件訴訟に関する法令の規定は、 裁判所の作用中も、 しかもその勢い口に規制の緩やかな行政警察概念で統合する流れを導くおそ 裁判長が法廷の秩序維持のために行使する「法廷警察権」も、 (刑訴法二八八条二項後段、裁判所法七一条・七一条の二・七二条)、 司法作用は 警察官の捜査手続過程での処分行為に対する救済手続 これを適用しない」と規定する。)の本旨をも曖昧にし兼 刑訴法四三〇条一項・二項の準抗告の規定 「裁判」 各行政機関になる特別司法警察職員の場合も同 だけである。 両者を同じ行政作用 例えば、 司法権が行う裁判官 両者の本質的な 裁判権に付 (広義) で (同条三項 ある

③ 区分の実質的意義を否定する③説は、アプローチが別異になる。

が行政警察の作用は行政手続であるからとの理由によって、 その 例として、 この点は、 憲法三一条以下の適用対象が基本的に刑事手続であるとの解釈を前提にして、 「行政調査手続と捜査の関係」 の論点になる。 その活動を憲法の適用外として活用しようとする底意を 行政調査の類型は、 一つには、 区 行政法規違反 |分必要説 の論

防・ 続の 調査活動はしばしば捜査の端緒となる上、 題が顕れる。 不審者に対する職務質問とそれに付随する所持品検査、 手続である 認められたものと解してはならない。」との目的規定を置く 嫌疑を前提に調査を開始する手続であって、 指摘される とすれば、 における手続としての監視カメラの設置等 九〇条二項等)。二つには、 目 制止等 的は犯罪捜査とは無関係とする。 より厳格な刑事手続の潜脱行為の危険性もはらみ、憲法三一条、三五条、三八条一項との関係で問題点が (国税犯則取締法一八条、 (同法五条等) がある。これら行政手続と犯罪捜査の区別自体は、 犯罪捜査よりも規制の緩い行政手続で獲得された証拠資料等を、 犯則調査である。 金融商品取引法二二六条等)。そして、三つには、犯罪の予防・鎮圧目的の行政警察 その場合、 犯罪が判明すれば調査手続で得られた資料等の捜査における活用の可否問 その調査対象が同時に犯罪に該当するとしても、 (警察法二条、 これは法律上、 強制調査権限を定めた法律には、 任意同行(警職法二条)、 警職法二条)や、 (所得稅法二三四条二項、 後に刑事手続へ移行することを前提に構成された行政 より捜査に発展する場合が多い 法律上は明確に謳 刑事手続においてフリーで活用できる あるいは保護 薬事法六九条四項、 「その権限が犯罪捜査のために あくまでもその調査手 (同法三条)、 われているが、 金融商品取引法 手続として、 犯罪の予 行政

4 憲法と行政手続に関する判例と学説の検討

(1)③説については、 項を分けて行政手続の憲法三一条以下適用の是非問題等について、 判例の流れを概観する。

①最大決昭四四・一二・三 (刑集二三巻一二号一五二五頁)

事手続ではなく一 税犯則取締法二条により収税官吏がした差押処分に対する不服申立て事件に対して、 種の行政手続であるとした上、同申立ては、「行政事件訴訟法に定める訴訟の方法によるべきで 判旨は、 その差押手続が刑

ろが ろがあり、 あって、 おいて利用されるものである等の点において、 ある。」としたものの、「しかし、 適用区分を判示したものである。 (司法手続) 刑訴法四三〇条の準抗告の規定を準用すべきではない。」として、 また、 ではないと解すべきである。」と判示した。 犯則事件は、 告発によって被疑事件に移行し、さらに告発前に得られた資料は、 現行法制上、 すなわち、 犯則事件の調査手続と被疑事件の捜査手続とはたが 「国税犯則事件の調査手続は、 国税犯則事件調査手続の性質は、 収税官吏の差押手続の刑事手続性を否定 刑訴法上の捜査手続と類似するとこ 種の行政手続であって、 被疑 £ \$ に関連するとこ 事件の捜査に

②最大判昭四七・一一・二二(刑集二六巻九号五五四頁)—川崎民商事件

効性確保の手段として、 必要な資料を収集することを目的とする手続ではない」こと、「強制の態様もその目的、 枠外にあると判断することは相当でないこと、 責任追及を目的とするものでないとの理由のみで、その手続における一切の強制が、 結びつく作用を一 憲法三八条一 官の発する令状によることをその一般的要件としないからといって、憲法三五条の法意に反するものではないこと、 の抑制下におかれるべきことを保障した趣旨であるが、 判旨は、 この判決は、 憲法三五条一項は、 項の保障は、 般的に有する手続には、 見しては明快ではなく、「収税官吏の検査は、 あながち不均衡、 純然たる刑事手続以外においても、 本来、 主として刑事責任追及の手続における強制について、 ひとしく及ぶものと解するのが相当であることなどを判示したものであっ 不合理なものとはいえない」ことなどとして、 旧所得税法六三条、七〇条一〇号に規定する検査は、 収税官吏による所得税に関する調査につき、 実質上、 もっぱら、 刑事責任追及のための資料の取得収集に直接 所得税の公平確実な賦 当然に憲法三五条一項の保障 結論的には、 必要性にかんがみ それが司法権による事 温課徴収 当該手続が刑 あらかじめ裁判 行政手続へ れば、 0 ために 0 実 0) 事 前

一般的適用は否定する旨の判示をしている。

③最判昭五九・三・二七 (刑集三八巻五号二〇三七頁

供述拒否権の保障が及ぶものとする」と判示するものである。 ことを認めるべきとの見解を示すのである。 ない上、 る質問、 て同手続で先の行政手続で得た結果を利用できるかとの可否問題は残る。 るが、行政手続と刑事手続の区別は明確にして、その目的規定も置きながら、行政手続から刑事手続への移行に伴っ うべきであろう。」などとの詳細な意見も付されている。 もって強制するような手続があれば、それは刑事手続に準ずるものでなくても、憲法三八条一項に違反するものとい あろう。」、「行政上の必要があるという理由だけで、 ような行政手続にも及ぶと考える。そうすれば、国税犯則取締法の刑事手続との直結性を強調する必要もなくなるで もちろん刑事手続に準ずるものとされる国税犯則取締法による調査手続のみならず、外国人登録法による登録手続の いことを保障するものであるから、そのような事項について供述を強要することになるものである限り、 わゆる供述拒否権の保障は、要するに、自己が刑事責任を問われることとなるような事項について供述を強要されな 判旨は、 犯則事件は告発によって被疑事件に移行するが、 「国税犯則取締法に規定する犯則嫌疑者に対する質問調査手続についても、憲法三八条一項の規定による 領置、 臨検、 搜索、 差押等の各種手段は、 一般国民に、自己が刑事事件を問われるような供述を罰則を 私も基本的には右横井裁判官の意見に与するところではあ その告発前に得られた資料も被疑事件の捜査に利用される 刑訴法の規定する被疑事件の捜査手段と実質的には変わら 同判例では、 これは、 横井大三裁判官の「憲法三八条一項にい 収税官吏の調査手続として規定す 刑事手続は

④最決平一六・一・二○ (刑集五八巻一号二六頁)

用を認めるとする注目すべき判例と位置付けられる。 査の結果は同手続内での行政決定のために利用されなければならないとする法の目的規定も、それだけにしか利用 された証拠資料の証拠能力を肯定していることから、 きる」旨判示した点は是認できないとしたが、 性が排除できず、 犯則事件の調査担当者から依頼されるか、 てはならないとの制約付きの解釈まで包含するものではないする判示であり、 の手段として行使されたことにはならない。」と判示するものである。そして、 の権限の行使に当たって、取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されることが想定できたとして そのことによって直ちに、上記質問又は検査の権限が同法一五六条に反して犯則事件の調査あるいは捜査のため 「法人税法 面において、 (平成一三年法律第一二九号による改正前のもの)一五三条ないし一五五条に規定する質問又は検査 犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行使されたものと評することがで その調査に協力する意図の下に証拠資料を保全するために行使された可能 上記質問・検査の権限行使及びそれから派生する手続により取得収集 結論においては是認できるとしたものである。これは、 前記 原判決が「上記質問 「想定」 の範囲でも証拠資料の利 ・検査 0 行政調 権限

ども適用すると考えるのが学説 は刑事手続を対象としていることを前提にしても、 憲法三八条一項などについて行政手続等にも適用されるとの説が多い。 ・判例の趨勢と言うべきであろう。 被処分者に不利益を及ぼすような手続については行政手続といえ 憲法三一条以下の規定が 本来的に

があることを認めるとしても、その行政手続で得られた結果 このように、 憲法三一条以下の規定 (明らかに刑事手続が対象の三三条を除く。) (証拠資料等)をその後の刑事手続に利用することは認 が行政手続に適用され る場合

め得ることであるから、 両手続を明確に区分した上でこれを検討しないと、 むしろ緩やかな運用に流れるおそれ があ

るのではない

すか否かの 三条一項に基づく保護手続) の司法警察活動への承継はないとする違法性断絶説があることに対しては、 手続を濫用するのではないかとの懸念をすることとは別問題と言えるものである。 すなわち、 政・司法警察の区分を不要とする結論を導かなければならないような論理に必然的な関係にはないと言うべきである。 とである。 また、 つまり、 警察官が違法な保護手続中に覚せい剤使用の捜査目的で採尿行為に及んだ場合などで、その先行行為 ③説からは、 ③説が憂慮する理由に拠って憲法三一条以下の適用対象に行政手続をも含ませることとすることが、 行政・司法警察の目的・機能の違いから、 論者の抱く懸念があればこそ、 「違法性の承継問題」の例を挙げて検討を加える。その事例で、区分必要説に立ちながら、 区分必要説の論者のうち、 の違法が後行行為 かえって区分を厳格に捉える方向での結論を導くべきではないかというこ (刑訴法一九七条一項本文に基づく任意捜査としての採尿手続) 両者の目的・性質等の違いを理由に行政警察活動上の違法性は後行 手続対応の違いを導くのは当然であり、 形式論であるとの批判がなされる。 だからと言って、 に影響を及ぼ 行政警察活動 (警職法 行政

違法とは言えないとする。

その他、

区分不要説が主張する両者の目的が表裏一体だとする点も、

理論的でないとする。

このような事例では、

際であることに照らし、

身柄逮捕にまで至ったときには遡って捜査活動として行われたものと解すべきとする通説も、

いずれの目的によるかも警察官の主観に基づく曖昧さがあるの

が実

採尿を行うために保護手続を採ったなどという潜脱的利用関係

があっ

保護手続の間に任意に採尿したとしても

捜査の厳格性を曖昧

に違法があってもその主体は同じ警察官であり、

場合は違法性が承継されることは当然であるが、そうでない場合であれば、

概念そのものから具体的な法的効果を導くものではないとし、 度まで捜査の任意手段を拡大することなどの懸念事項があることを指摘するなどしつつ、 と結論付けて、 にすることになり許容できないことや、 区分不要説に至るものである。 あるいは有形力の行使の場面で任意手段の幅の広い行政警察活動の 両者の区別自体には実質的な意義がさほどみられ 結局、 行政・ 司法警察 範囲 の両 な 程

区分不要説を説く。 後の は犯 的捜査 戦後は裁判所と検察官は分離されて司法権の独立が徹底され、 活動と重なることから、 行政的活動であって、 次捜査機関として独立し検察官は捜査に よぶ必要がなくなったこと、 摘できよう。 罪の 説の 行政裁判所の廃止により権利救済の管轄裁判所の区別も意味がなくなっていること、 したがって、 遠いそれ故のみの理由でその区分を不要にするような本質的・必然的関係にはないのではない 「当事者主義的捜査」 事 事前捜査積極説からの区分不要説は、 前 現に、 か事後かで相違があるわけではなく、 強いて性格付ければ、 区分不要説に立ちながら事前捜査は消極に解する立場もある。 しかし、 司法との関係は、 必然的に両者の区分不要説を導く。 捜査から裁判までを一貫して実体形成過程と観念するのはふさわしくなく、 この見解に対しては、 と称するべきとする。 裁判=司法へ向けて準備の役割・効果をもつだけであるから、 司法の一 「司法」 事前捜査を認めることにより犯罪の予防・ 翼 的性格を付与する媒介項たる意義を失っていることなどの事情を挙 から離脱した検察官と公権力の実現をめざす警察官 その点での捜査に区別を設ける理由はないことなどから、 事前捜査を積極に解するからといって、 ただ、 事前捜査については、 特に有力説は区分の沿革、 検察官は行政官と位置付けられ捜査活動を 現行法の解釈上は消極説を基本と その論者の区分不要の 比較法的 犯罪の嫌疑という観点から 鎮圧を目的とする行政警察 両者は未然 分析を行った上、 かとの疑問 捜査は 0 理 両者による 警察が第 「司法」 由付けは 既 然 「行政 結局、 . が 指 (既 ح 戦

すると解さざるをえないと思われると結論付ける。(ほ)

5 行政・司法警察区分必要説の論拠

次に、行政・司法警察の区分必要説における積極的な理由付けを概観する。

法警察両者の区分は依然として重要であることが説かれる。 ^(エ) 法等に仮借した身柄拘束 険性をはらむことが指摘される。それは捜査目的であるにもかかわらず、その手続的規制を潜脱する意図で行政執行 続を効率性・迅速性優先の余りこれを緩和させるなど、この区分領域のルーズ化をもたらすことにもなり兼ねない危 根拠として示す。 規制下での厳格な諸手続の制約を履践しながら、真相解明の目的を達成することが要請されるという基本的な違いを の安全と秩序維持に対する侵害を事前に予防するという目的の実現のために、 司法警察活動、 先に不要説に対して指摘したいくつかの反論をその必要説の理由付けとするほか、 したがって、区分必要説からは、 すなわち捜査においては、 (「逮捕」 行為) をするなどした戦前の目的濫用の歴史にも例を見るところであり、 司法作用の補助行為として、 区分不要説では捜査にあっても、秩序回復のためにその厳格な手 その刑事訴訟法が定める手続 迅速かつ効率的活動が要請されるのに 行政警察活動 行政 的正 には公共 義 司

警察の手段を用いることができるかとの問題があるが、 例について、 の区分を不要とする例であると主張する。 を犯していることが明らかになり、以後は捜査目的で警察署への任意同行と取調べに発展するというよく見られる事 警察官が行政警察活動として不審者に対する職務質問や所持品検査を行う過程で、 区分不要説はこれをもって、 この点について、 その行政・司法警察の両者が競合ないし発展する経過は、 同法一条一項では「他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂 区別必要説からは、 捜査に際して警職法に規定する行政 その不審者が特定の すなわち、 両者 犯罪

の解釈からは行政警察と捜査がそれぞれ併存して活動することを否定する理由はないとする。 行するために、必要な手段を定めることを目的とする。」と規定し、八条では「警察官は、この法律の規定によるの 刑事訴訟その他に関する法令及び警察の規則による職権職務を遂行すべきものとする。」と規定しており、 同法

置は憲法及び刑事訴訟法に抵触するものではない。」と判示する。 拘束されまたはその意思に反して連行され若しくは答弁を強要されることはないのである とができるのであって所論の如き犯罪予防の場合にのみ限られるものでないことは文理上極めて明瞭である。 項に基づき質問をすることができ同条第二項の場合には質問のため附近の警察署又は巡査派出所等え同行を求めるこ めることは憲法及び刑事訴訟法上許されていない。」などと主張したのに対し、「警察官及び警察吏員は犯罪捜査のた である犯罪予防の段階においてのみ警察官等に与えられた権限であって犯罪捜査のためには逮捕手続以外に連行を求 事件において、 者に警職法二条の挙動不審者に対する質問と同行を求めた警察官に対し、 て右の質問又はそのための同行はもとより強制的なものでなく刑事訴訟に関する法律の規定によらないかぎり身柄を めにも挙動不審者に対し警察官等職務執行法 この点は、 裁判例 弁護人は「(この被疑者に対してとった警察官の) (大阪高判昭二九·四·五高等裁判所刑事判決特報二八号一一五頁) (昭和二九年改正前の法律名には「等」が付されていた―筆者注) 質問同行は犯罪捜査の段階においてではなくその 被疑者が暴行を加えた傷害・公務執行妨 でも、暴行事件の捜査 (同条第三項) のために被疑 第二条第一 から右 …そし の措 前

るべきである。 区分不要説の③説から、 実質的には捜査手段である以上、警職法一条二項・同二条三項のみならず、警職法上の規制も及ぶと考え したがって、不特定であれ犯罪の嫌疑が濃厚になった段階や長時間に及ぶ場合、 「不特定であれ犯罪の嫌疑のある者に対する職務質問は被疑者取調べと同性質とみれる。 派出所・

重要であることが説かれるところである。 には全く別個のものであって、両者を区別し、各々の要件を検討する必要がある。」とする見解がある。 くる。」として両警察活動の融合の意義も説かれる。(읞) ず基本的・理論的な違いを吟味して区別すべきものとするものであり、 的に遂行されることが多いことを認めた上で、両者にはその目的・要件が違うものであるから安易にその混在を認め こと等を指摘した上、「犯罪の嫌疑ある者に対する職務質問と捜査は常に一体をなしているものといえるが、 犯罪の予防・鎮圧を目的とするもので、そこには「既に行われた犯罪」も含まれ、その全てが行政警察権を規定して 務質問から捜査に発展する事例でも、 う考え方をするべき」として、区分必要説に立って、捜査目的自体の職務質問を消極に解する見解もある。 いると解するのが条文解釈上も相当であること、同法が行政警察権限に関する一般法であるという法律の性格、 へ任意同行後さらに職務質問を継続する場合には刑訴法一九八条二項に準じて黙秘権を告知するなどが必要になって なおさら両者の法的規制の違いの法意思に従って捜査の法規制の適用の明確化を図り遵守させるべく区分が それは行政警察活動であって捜査とは異なることは、 もっとも「行政警察目的の反面、 解釈自体は相当と言い得る。そのような事例 捜査目的にも機能しうるとい 警職法二条の職 両者が一体 また、職 務質問が 理論的 がある

2.さらに、行政・司法警察区分の必要性を職務質問を例に検討する。

も経るなどして逮捕 味や証拠の収集活動としての職務質問 犯罪の嫌疑が濃厚の者に対しては、 その主観的判断に拠るほかはない。 (現行犯・緊急逮捕) 職務質問の必要性はより高くなる。 (取調べ) までに発展する過程では、 したがって、少なくともその移行過程では行政・司法警察の両目的・作用 が既に開始されているとも言えよう。 警察官の両目的意識は混在している場合も多く、 その場合、捜査すなわち、逮捕 ただ、 それが 所持品 の要件の吟 検査など

る決定が出された場合に以後、 行政警察活動へ移行する事態は殆ど考えられない。 罪を犯す虞あること顕著なる」者に対する予防検束 この両者併存の例は、 行政警察活動として行政執行法の行政検束に移行する例とか、 行政警察活動から司法警察活動への移行過程では見られるが、 戦前では、 (同法三九条一項) 当時効力を有した治安維持法下で司法警察活動として を裁判所に求めたところ、 違警罪即決例 逆に司法警察活動 これを不許可とす の適 用で から

態を厳格にチェッ

規定は、 限が規定され、 警察署長限りの身柄拘束から釈放されたとき以後の監視活動例等があったものの、 続で収集の証拠を同法による保護処分の資料とされることとなっている。)。 の移行パター 少年法では 必要に応じて刑訴法の捜索差押え等を準用して実施できることも規定し―その刑訴法規定中の ンは殆ど例を見なくなっている 「司法警察員たる警察官」 等と読替するとの規定も置く (少年事件では、 少年法六条の二で警察官等による触法少年の事件の調査権 (同法六条の五) 戦後はこの司法警察から行政警察 ―これら押収証拠や、 「司法警察員 その他捜査手 等の

6 行政・司法警察区分論に関する判例

最高裁は、 行政警察と司法警察との区分を当然のこととする判断枠組みを示している。

①米子銀行強盗事件の最判昭五三・六・二〇(刑集三二巻四号六七〇頁

から、 は、 関する判断である。 疑者らを警察署まで警察車両で任意同行後も所持品検査に応じるよう説得を継続中に行われた所持品検査の合法性に れに付随する所持品検査もまた行政警察活動であるが故に承諾のない所持品検査も許される場合があるとするもので 体的な許容要件を判示している。 たものである。 この判例は、 流動する各般の警察事象に対応して迅速適正にこれを処理すべき行政警察の責務にか 口頭による質問と密接に関連し、 警職法二条一 その上で「職務質問ないし所持品検査は、 銀行強盗事件の緊急手配を受けた警察官が、手配の者に似た被疑者A、 項による職務質問に付随してこれを行うことができる場合がある」との理由でその合法性を認め 同検査は、 侵害留保の原則との関係から、 すなわち、 かつ、職務質問の効果をあげるうえで必要性、 職務質問が行政作用法の警職法に規定する行政警察活動であるから、 犯罪の予防、 明文の根拠が求められるところ、 鎮圧等を目的とする行政警察上の作用であっ 有効性の認められる行為である Bに対し職務質問をして、 んがみるとき」として、 判旨は「所持品検査 具 被

よって発見された証拠物について、その後競合・移行した捜査活動によって被疑者を緊急逮捕し、 続と同視しうる」として、 見した警察官の行為につき、 をこじ開けた警察官の行為は、 が整い、 えたため、 同判決では、 しかも極めて接着した時間内にその現場で緊急逮捕手続が行われている本件においては、 続いてもう一つのアタッシュケースの錠前をドライバーでこじ開け、 また、 先に無施錠のボーリングバッグのチャックを少し開けたところ大量の札束が入ってい 押収した在中品の証拠能力は肯定できるとしている。 「前記ボーリングバッグの適法な開披によりすでに被疑者を緊急逮捕できるだけの要件 被疑者を逮捕する目的で緊急逮捕手続に先行して逮捕の現場で接着してされた捜索手 被害銀行の帯封付き大量の札束を発 これは、 先行する行政警察活動に 所持品を押収した アタッシュケース るの が見

②最決昭五五・九・二二(刑集三四巻五号二七二頁)

連の手続を適法としてその押収物の証拠能力も認めた判例でもある。

すべきものであること」などと、行政法理論上の一定の行政目的実現のための行政指導にも類似・ 動車を利用することを許されていることに伴う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取 務執行法一条などの趣旨にかんがみ明らかである」とした上、「しかしながら、 交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、 れるべきものであるが…任意手段によるからといって無制限に許されるべきものでないことは同条二項及び警察官職 ものである。すなわち、 この判例は、 所持品検査と同じく明文の規定のない自動車検問について、 判旨は「警察法二条一項が『交通の取締』を警察の責務として定めていることに照らすと、 強制力の伴わない任意手段による限り一般的に許容さ その合法性を行政警察活動として認めた 自動車の運転者は、 共通する一 公道において自 締に協力 面を有

拠も挙げるなどして根拠付け、 あるいは相対的な特別権力関係論 その適法性を判示する (最判昭五二・三・一五民集三一巻二号二三四頁参照) にも通ずるような論

問・ これは、 しており、 前記①②いずれの判例も、行政警察活動を司法警察活動とは明確に区別して、その固有の位置付けを示している。 所持品検査や自動車検問は司法警察活動 警職法は刑事訴訟法の法領域には属さず、 ただ、 捜査の端緒になるだけであることなどを明確に示しているところである。 (捜査) に密接な関わりは持つが、その法的性質が異なることは歴然と あくまでもその本質は行政法規であること、 すなわち、 職務質

7 小 括

生まれつつあり、 なっている 査積極説 由来することから、 次捜査機関として独立したことを核にして、区分の融合を主張する見解が台頭してきた。それが、近時は、 如上のように、 (前記④説) との関連において、捜査の性質・機能、 行政・司法警察の区分要否論は、 その検討では区分の意義の再検討ないし構成のし直しも視野に入れての議論が注目されるように 戦後もその区分を承継し維持してきたのが判例・多数説であった。しかし、 我が国の刑事法体系がその区分を生みこれを維持する大陸法系に その高度の必要性からの分析で区分融合を説く流れが 警察の捜査権限が第 事前捜

④ 説 は、 項を改めて次号において行政・司法警察区分要否論の検討を引き続き加えながら、 事前捜査の可

注

否論を検討することとする

 $\widehat{1}$ 戦前の司法警察と行政警察の歴史に関して、 新井裕 「司法警察と行政警察とに関する試論」警察研究(一九四六年)一七

警察ないし刑事手続上の要件・手続に従って行うことが難しいため、それらが比較的緩やかな行政警察上の処分を転用したと 政警察的目的のために濫用され易いことを例証するものではない」と反論する。 察』(一九六八年版) 一〇頁以下等参照。 巻四号二頁以下、宮下明義「司法警察制度論」警察研究(一九四八年)一九巻一○号二三頁以下、広中俊雄『戦後日本の いう―むしろ、行政警察活動が司法警察的目的のために濫用される危険があることを示す―ものであって、司法警察活動が行 ける注三五六=一六三頁では、旧刑訴法時代の警察が行政執行法等を濫用したとの批判に対し「その当時としては厳格な司法 (一九九○年)四二六頁以下参照。なお、井上正仁『捜査手段としての通信・会話の傍受』(有斐閣一九九七年)一四五頁にお 『日本近代国家の成立と警察』(一九二二年版) 。また、 司法省の当時の構想等詳しい警察成立の歴史・経緯について、大日方純夫 六四頁以下、 由井正臣・大日方純夫『日本近代思想体系 —官僚制警察

- 参照。 「西ドイツ刑事司法における検察官の地位」法学協会雑誌八四巻一○号一二八五頁(一三頁)参照。 九七七頁注(一)参照。青柳文雄「日本の検察」『法学セミナー増刊 現代の検察(一九八一年)』二九頁以下参照、 田宮裕「変容を遂げる捜査とその規制」法曹時報四九巻一一号(一九九七年)二八九六頁(四頁)、二八九九頁(七頁) 前掲新井二頁以下参照。横井大三「検察官と司法警察職員」『日本刑法学会刑事法講座』(一九五三年)九七三頁注(五)、 . 松尾浩也
- (3) 白取祐司「司法警察と行政警察」法律時報六九巻九号三五頁(一九九七年)、小田中聰樹・村井敏邦・川崎英明・白取: 國本惣子「フランス警察行政法ノート」警察学論集五五巻五号一八二頁は、一七九五年法典の「革命暦四年ブリュメール における行政警察と司法警察」『渥美東洋先生古稀記念─犯罪の多角的検討』(有斐閣二○○六年)二七三頁参照。岡部正勝・ 法警察は『刑罰法規の違反行為を確認し、証拠を収集する』と規定していることを紹介する。岡部正勝「フランス警察行政法 三日法」が その処罰が法により任務とされている裁判所に引き渡す。」ものとされていたことを紹介している。 主として犯罪の予防を行う。 『盗聴立法批判』(日本評論社一九九七年)[白取]一六八頁以下。なお同一六九頁は「フランス刑訴法一四条一項は、 田宮裕・河上和雄編『大コンメンタール警察官職務執行法』(青林書院一九九三年)[渡辺修]六三頁以下、 「警察は、行政警察と司法警察とに分かれる。行政警察は、各地における公の秩序の日常的な維持を目的とす 司法警察は、行政警察が発生を防ぐことができなかった犯罪を探索し、証拠を収集し、 他に、

三七三頁参照 崎英明·白取祐司編 一第一三講 ―捜査概念の再検討」 『刑事司法改革と刑事訴訟法上巻』(日本評論社二〇〇七年)[梅

- 4 昭和二二年四月一六日法六一号公布。国家行政組織法八条の三、法務省設置法一四条による。)。 検察官の行う事務を統括する官署が検察庁であり、 法務省の特別の機関として置かれるようになった(検察庁法一条一項
- (5) 前掲村井ほか編書 [梅田] 三七三頁。
- 6 一九九〇年)七二頁以下参照。田上穣治『警察法〔新版〕』(有斐閣一九八三年)四三頁参照。金子宏ほか編書 [第四版補訂版]』(有斐閣二○○八年)二一八頁参照。 田中二郎 『新版行政法下巻(全訂第二版)』(弘文堂一九八三年)三一頁。杉村敏正編『行政法概説各論
- 警察概念の検討―」警察研究一八巻九号(一九四七年)四三頁等参照。②説は、田村正博『警察行政法解説』(東京法令出版 下参照。①説は、上原誠一郎『警察官等職務執行法解説』(立花書房一九四八年)三四頁、高石和夫「講学上の と警察行政(下)」警察公論三五巻一一号(一九八○年)四七頁、芦田一良「行政警察と司法警察に関する考察(二・完)− 九八九年)一〇頁以下参照。 行政・司法警察区分不要説の紹介は、前掲田宮・河上編書[渡辺修]六七頁以下、前掲村井ほか編書[梅田]三七三頁以 長沼範良「犯罪・差押目的物の存在の蓋然性」刑法雑誌第三六巻第三号四二五頁(一九九七年)等参照 ③説は、前掲田宮・河上編書[渡辺修]六六頁以下参照。また、④説は、前掲井上一四二頁以 『警察』概念
- 8 三二一頁注 行政法理論については、 (1) 参照 前掲田中三一、三三頁参照。藤田宙靖『行政法総論』(青林書院二〇一三年)一〇四頁注 $\widehat{\underline{2}}$
- 異にして居るもので、唯同じ機関が警察を掌ると共に、又此の別種の作用をも管掌して居るといふに止る。それは純然たる刑 度に於いて刑事作用をも行ふ権能を有するもので、其の本来の性質に於いては刑事作用であって警察作用ではないのにも拘ら 察と称するとしても、 美濃部達吉「警察と刑事作用」警察研究(一九三一年)二巻八号九頁以下は「警察官吏は、警察作用を行ふと共に此の限 それが警察機関に依って行はるるが為に、フランスの用語例に倣って之を司法警察と謂ひ慣はして居る。併し之を司法警 それを以て警察作用の一部分と為してはならぬ。それは全然警察とは性質を異にし、又法律上の地位を

罪に対する刑罰権の作用であって、 罰権の作用で、性質上司法に属し行政に属するものではない。」と指摘する。また、前掲田上四三頁は 政機関の地位にある者が犯罪を捜査する職務を担当する場合に、この職務として行われる作用を意味する。それは、 形式的意義の警察といえるのに過ぎない。」とする。 刑事訴訟法の適用を受けるから、実質的意義の警察でなく、 ただ原則として警察官の職務 「司法警察は、

- 官吏がした差押処分に対する不服申立は、 の規定を準用すべきではない」とする。 種の行政手続であって、 三七二参照。なお、 前掲小田中ほか編書 最大決昭四四・一二・三 (刑集二三巻一二号一五二五頁) [白取]一六六頁以下参照、前掲田宮・河上編書[渡辺修]六八頁以下参照。前掲村井ほか編書 刑事手続(司法手続)でないと解すべきである。」として、結局、「国税犯則取締法二条により収税 行政事件訴訟法に定める訴訟の方法によるべきであって、刑訴法四三○条の準抗告 は、 「国税犯則事件の調査手続の性質は 梅
- 「行政手続におけるデュー・プロセス」ジュリスト一○八九号二七三頁以下(一九九六年)参照。川出敏裕 「査」法学教室二○○二・四NO二五九―七三頁以下参照 笹倉宏紀「行政調査手続と捜査」ジュリスト増刊刑事訴訟法の争点(有斐閣二○一三年)一○○頁以下参照。松井茂樹記 「行政警察活動と
- <u>12</u> 二二四頁。酒巻匡「憲法三八条一項と行政上の供述義務」『松尾浩也先生古稀祝賀論文集下巻』(有斐閣一九九八年)七七頁以 じ手続を要するとするのでは行政目的を達成し得ない場合がある。第三三条・第三五条の定める令状主義についても、 れば、すべて違憲であるということではない。すなわち、行政作用は行政目的に応じて多種多様であり、 政手続にも及ぶと解すべきであるが、このことはすべての行政手続に一律的・機械的に、刑事手続と同様の保障がなされなけ 二四六頁)、同教授は『日本国憲法概説[全訂第五版]』(学陽書房一九九六年)二五六頁では、「憲法三一条、三三条以下は行 由に出入りする場所や広く公衆に販売される商品などについては、令状主義を緩和することが認められよう。・・令状主義 なお、 法学協会編『註解日本国憲法上巻』(有斐閣一九五三年) 六六一頁、 佐藤功教授は、 行政手続にも原則として令状主義の保障は及ぶとした上で、個々の行政作用の性質に即して、どの程度まで かつて、憲法三八条一項は行政手続には適用がないとしていたが(ポケット注釈全書旧版『憲法 清宮四郎編『憲法辞典』(青林書院一九五九年) 一律に刑事手続と同

合理的な例外を認めることが許されるかを、具体的・個別的に検討することが必要である。」と解するに至っている。

- <u>13</u> 河上和雄 「任意同行をめぐる若干の問題」警察研究四一巻一号(一九七○年)五○頁、 前掲田宮・河上編書 [河上] 八六
- すべきものと考える」などとする。なお、判例も違法性断絶説は採っておらず、 田宮裕 に遡って刑訴法の捜査とする通説は、熊谷弘「任意同行と逮捕の限界」『捜査法大系Ⅰ』(日本評論社一九七二年)五二頁等。 した(ただし、 強制的な身柄の拘束たる逮捕とみうるときには、全体を逮捕として、もし違法があれば刑事手続で制裁(たとえば勾留却下) した尿の鑑定書の証拠能力を認めている。また、裁判例として、大阪高判昭六○・一一・二六(判例時報一一八七号一五三 一三九六号一五七頁)は、警察官は錯乱状態の被疑者を警職法三条に基づき保護した後、強制採尿手続により被疑者から採尿 は、警察官が被疑者を警職法三条の保護の名目でなされた違法な身柄拘束の過程で差し押さえた注射器の証拠能力を否定 前掲田宮・河上編書 『捜査の構造』(有斐閣一九七一年)一一七頁以下は、警職法上の任意同行を例に「それによる拘束が長時間に及び、 他の関係証拠によって有罪判決を維持した。)。 [渡辺修]六五頁以下参照。前掲村井ほか編書 [梅田]三七五頁参照。逮捕に至った場合に先行行為 例えば、最決平三・七・一六(判例時報
- (15) 前掲井上一四三頁以下参照。なお、川出敏裕「組織犯罪と刑事手続」ジュリスト一一四八号(一九九九年)二三八頁以下
- (16) 前掲注(2)田宮九頁以下。
- 17 前掲村井ほか編書 [梅田] 三七二頁以下参照。 前掲小田中ほか編書 [川崎] 一三七頁以下、同[白取] 一六六頁以下参照
- (18) 前掲田宮・河上編書 [渡辺修]六○頁以下。
- 法五条が、 とも可能である。説諭などで事態を収拾する場合を考えれば、明らかであろう。」とする。前掲田宮・河上編書[渡辺咲子] 察権を行使し得ることは明らかであるとして、「犯罪捜査によらず、 河上和雄 現行犯についても可能とする裁判例 『注釈警察官職務執行法[全訂]』(日世社一九九一年)五四頁。前掲田宮・河上編書[河上]八七頁では、 (秋田地判昭五一・四・五刑裁月報八巻四=五号二七五頁等) からも、 行政警察権の行使としての職務質問や任意同行をするこ

罪予防の段階に限られ、 その言わんとするところは、 一〇二頁は、 :捜査」河上和雄編 派出所等への同行が可能あることを判示したものと解される。」とする。なお、 本文の前掲大阪高判昭二九・四・五特報二八号一一五頁の判示について、「警職法上の職務質問・任意同 『刑事裁判実務体系一一―犯罪捜査』(青林書院一九九年)五九頁以下参照 犯罪捜査の場合任意同行は許されないとする弁護人の主張に答えたもので、 犯罪成立後も警職法による職務質問・任意同行が可能であること、及び、 渡辺咲子 いささか正確さを欠くが 「行政警察権の行使と犯 刑事訴訟法上の任意捜 行は

- (20) 前掲田宮・河上編書[渡辺咲子]一○三頁以下、二三四頁参照
- とみなされるような場合については、極力もはや行政警察活動ではなく司法警察活動 みている。 規制が及ぶと考えるほうがよいのではなかろうか。」とし、先に一応両者併有説を採った自説を変更して明確化することを試 前掲小田中ほか編書[白取]一七二頁以下参照。前掲村井ほか編書[梅田]三七六頁は「実質的に捜査 (捜査) であると捉え、 直接刑訴法上の (被疑者取調べ)
- 警察官が手続を濫用しようと思えば、すべて警職法上の処分だというだろう。・・こうして実際問題として、 の主観にしかない。 訟法の一部ではなく、行政法規たる本質を有し、職務質問は捜査処分ではなく、場合によって捜査の端緒たりうるだけであ 例理論」[香城敏麿] 二四八頁参照。 性とその必要性があれば、 で至ったならば、 る。」「理論的には、 た活動であり、 (九頁) 以下では、 河上和雄・國松孝次・香城敏麿・田宮裕編『講座日本の警察―第二巻刑事警察』(立花書房一九九三年)「警察権限法の判 その意味では司法に密着したものではあるが、その本質は行政作用であることに疑いがない。警察法は刑事訴 すべて刑訴法上の任意同行と解釈すべきものなのである。」とする。また、 行政・司法警察の区分は否定的であり、 警職法上の任意同行と刑訴法上のそれは截然と区別すべきものであるが、その区別は結局のところ警察官 しかもその区別の標準はあいまいで実際には存在しないに等しいほどである。こういう状況のもとでは、 司法的コントロールによるという規制方法が考えられてよいとする。 前掲田宮注 <u>14</u> 『捜査の構造』一一六頁以下は 同二九一五頁(二三頁)では、行政取締りについても、 「職務質問は犯罪の予防・鎮圧に関係し 前揭注 2 田宮二九〇一頁 身柄が逮捕にま

わが国における法益関係的錯誤説に対する疑問

野 村 和 彦

第一章 はじめに

目次

第二章 わが国における法益関係的錯誤説の展開

第一節 学説における展開

第二節 法益関係的錯誤説が批判する裁判例について

第三章 法益関係的錯誤説に対する批判的検討

第一節 罪刑法定主義との関係

第二節 何が法益関係的か

第一款 概観

第二款 検討

(野村)

第三款 結果無価値論の限界の一場面

第三節 被害者の意思決定過程の評価における法益論および法益衡量論の限界

第四章 まとめ

第一章 はじめに

あれ、 減軽する事情として量刑上考慮されうることには、 による自身への法益侵害行為を許容すること、である。被害者の同意は、 (1)被害者の同意とは、 犯罪の成否に関わる事由であり、あるいは、 法益を享受している主体が自己の意思決定に基づいて刑法による法益の保護を放棄し、 異論がないと思われる。 同意の有効性が犯罪の成否の場面では否定されたとしても、 犯罪論における位置づけに関して相違こそ 刑を

被害者の同意を捉える試みも提案されている。 視した解釈論が展開され、 を広げ、個々の点において深化している。とくに一九八〇年代以降は、法益関係的錯誤説や被害者の自己答責性を重(3) いても考察が加えられ、さらには被害者の同意の要件についての検討も進み、最近では三分説という新しい視点から(5) わが国における被害者の同意をめぐる議論は、ドイツ刑法学における議論に触発されながら、着実にその射程範囲 因果関係論や正犯および共犯論など他の領域にも影響を及ぼし、自己決定権との関係につ

説に関する検討を行う。 ②被害者の同意をめぐるかような議論状況の中で、 同説を最初に提唱したのはアルツトである。八〇年代以降、 拙稿においては、法益関係的錯誤 同説は、 (Rechtsgutsbezogener Irrtum) 山中敬一や佐伯仁志、

るものの、 えている。 やしただけでなく、 立してきた、重大な錯誤説や動機の錯誤説に再考を迫った。 定過程ではなく、 山口厚らにより、 わが国においては法益関係的錯誤説は未だ有力に展開されているといえよう。^(ユ) たしかに、一方で、法益関係的錯誤説に対する批判も強まり、 法益処分に対する被害者の認識に目を向けさせたのが同説である。 わが国の学説において有力に展開されている。被害者の同意の錯誤を考える上で、 詐欺罪の構造をどう捉えるかなど、 被害者の同意が問題となる各論の解釈論にも大きな影響を与 結果無価値論の台頭とも相まって、 同説を貫くことによる矛盾が指摘されてい 同説は、 従来から主張され、 同説は、 被害者の意思決 支持者を増 対

機の錯誤に陥った被害者の同意は無効とする通説的見解を批判する根拠として同説がしばらくの間は援用されていた。⑴ しかしながら、 (3)ところが、 九〇年代以降、 ドイツの議論状況を鳥瞰すると、 同説はわが国ほどには有力に展開されていない印象を受ける。⑵ わが国のそれとは異なることに気づく。 たしかに、 欺罔によって動

点から、 錯誤説はこれらの錯誤は法益に関係しないとして有効とされる。しかしながら、 取りたくないと考え輸血に同意した場合、 かったとしても、 被害者の自己決定が自律的であったか他律的であったかが問われるべきことが指摘されている。 血には同意したが報酬額について欺罔されていた場合や、 被害者の同意が否定される場面として、 あたかも脅迫によって同意を得るような状況がある場合も加えるべきとされてい 手術に対する医師への報酬の額などの付随事情の錯誤の場合、 法益関係的錯誤が存在する場合だけでなく、 隣人も輸血を申し出ていると欺罔され、 かりに法益関係的錯誤がないとして 法益関係的錯誤 そして、 隣人にひけは 法益関係的 この観 がな

属論など、 法益関係的錯誤説が以前と比べ勢いを失っている要因として、 法益関係的錯誤説とは異なるアプローチを提唱する見解が有力に展開されていることが指摘されている(ヨ) 被害者の意思決定過程を重視する見解や、 客観的帰

分析を加えたい。 いて有力に主張されている背景には、 れてから約三〇年が経ち、 まいちど法益関係的錯誤説の妥当性について再検討を試みたいと思う。 一同説をめぐる日独の議論状況を比較すると、このように温度差があるように思われる。そこで、 議論も深化してきた。彼国においては勢いを失いつつある法益関係的錯誤説がわが国にお わが国特有の議論状況があると推察される。 法益関係的錯誤説がわが国 かような問題意識に立ち、 拙稿に に お *(*) て展開さ おいては、

2二章 わが国における法益関係的錯誤説の展開

第一節 学説における展開

被害者の能力に関するものであると、はたまた犯人の欺罔に基づくものであるとを問わず、要するに被害者の自由な 追死の意思なく青化ソーダを与え死亡させた事案について、 罔行為がなければ被害者の同意は存在しなかったであろう関係が存在するときに被害者の同意の効力は失われる、 八月二七日を引用および参照し、次のように判示した。「被害者の意思に重大な瑕疵がある場合においては、 される。 法益関係的錯誤説が登場する以前においては、重大な錯誤説と動機の錯誤説が対立していた。 二つの見解が鮮やかに割れたのが、 ①行為者の欺罔行為によって得られた被害者の同意の効力を刑法上どう取り扱うべきかについて、学説においては、 これに対して、 動機の錯誤説は、 最判昭和三三年一一月二一日の事案であった。心中を申し出た被害者に対して、 単なる動機の錯誤にすぎない場合は、 同判決は、 大判昭和八年四月一 同意は有効であるとする。 九日および大判昭和九年 重大な錯誤説とは、 それが 欺

真意に基づかない場合」においては、 ある」として、 人の欺罔の結果被告人の追死を予期して死を決意したものであり、 嘱託承諾殺人罪ではなく通常の殺人罪の成立を認めた。 被害者の同意の効力は否定されるとし、本件については、「本件被害者は被告 その決意は真意に添わない重大な瑕疵ある意思で

ず、 重大な錯誤説は右判旨を支持した。これに対し、 被害者は自死に対しては適切に認識していたとして刑法二〇二条が成立すると反論していた。 動機の錯誤説は、 被告人が追死するとの欺罔は動機 の錯誤にすぎ

関係的錯誤説である。 ②そして八〇年代に至り、 同説の提唱者である山中敬一と佐伯仁志の問題意識を探ってみよう。 両説に疑問を呈し、とりわけ重大な錯誤説を鋭く批判する学説が登場した。これが法益

包括的に論じられたことなかった、とされる。そして、(5) 考察しようと試みた。 していたとする。そこで、 迫が加えられた場合の問題は、 罪論上の位置づけに関する議論はなされてきたものの、 Ш 中は、 八〇年代初頭における被害者の同意をめぐる議論状況について次のように指摘する。 独自の視点も交え、被害者の同意を、 総論的角度から議論がなされるというよりは、 被害者に錯誤があった場合や同意の相手方によって欺罔や脅 同意の対象の問題や同意の範囲、 拙稿第三章第二節において触れるように、 むしろ各論における実際の処理が先行 同意の有効要件については 同意本質論 体系的に および犯

してあるのではなく、 は次の理由により妥当でないとする。 ③佐伯は、文化祭において最初から金を払う気がないのに客を装ってビニール製のハンマーでモグラ学生の頭を叩 そのまま金を払わない、 詐欺罪の保護法益である財産的利益に関して存するにすぎない。このような場合に暴行罪を適 モグラ叩き事例について、(ユタ すなわち、モグラ学生が陥った錯誤は暴行罪の保護法益である身体の安全に関 重大な錯誤説は暴行罪の成立を肯定するのであろうが、 それ

用するのは疑問である、とする。

意は無効とするべきではないか、とされる。 誤がある場合はその有効性を否定した方がよい、とされる。 壊を被害者に同意させた事例について、壺の持ち主にとってその財産的価値が重要なのであって、この点について錯 もっとも佐伯は動機の錯誤説に対しても問題を提起する。 つまり、 高価な壺なのに偽物で価値は何らないと誤信させ壺 法益の内容に関する錯誤があれば、 被害者の同 一の破

であれ)尊重されるべきである。人を欺した者は、「悪いこと」をしているとしても、 佐伯は次のようにいう。 して規定している趣旨は、 「悪さ」かが問題とされるべきである」とされる。 佐伯は、 法益関係的錯誤論を支える理論的支柱として、罪刑法定主義と刑法による法益保護の在り方を指摘する。 すなわち、「刑法が罪刑法定主義に基づいて各構成要件にそれぞれの保護法益を相互に区別 法益侵害に対する被害者の承諾を考えるうえでも(それが構成要件レベルであれ違法性レベル 刑法では何罪との関係での

を保護することになってしまう、とされる。 法益を錯誤が関係する別の法益に変換することになるか、 益についての欺罔行為を、 そしてこれとの関係で、 法益保護の在り方にも言及する。 被害者の承諾を無効にすることを通じて当該構成要件で処罰するならば、 あるいは、 すなわち、もし、 欺罔から自由であるという意思活動の自由 ある構成要件の保護法益と無関係な利 実質的 には当該 般

罪の解釈論 個々の構成要件が保護する解釈を通じて、 に一石を投じようとした。すなわち、 同説の課題は何が法益関係的錯誤なのかであるとした上で、これを一義的に答えることはできないとし(5) 法益関係的錯誤の範囲を明らかにすることを試みる。 詐欺罪は法益関係的錯誤が被害者にある場合を規定しているとす とりわけ、 詐欺

る。 加えて、 動機の錯誤説が、偽装心中では動機の錯誤は考慮しないとしながら、 詐欺罪においては動機の錯誤も処

罰しうる、と論拠を異にしていることを批判する。

別、 基本的性格を再検討する契機となっている。 法益関係的錯誤説は、 同意傷害、 逮捕監禁、 被害者の同意をめぐる従来の議論に再考を迫るだけでなく、刑法一九九条と二〇二条の区 性犯罪、 住居侵入などの領域において、その捉え直しを促し、近年においては、

被害者の同意を否定するべき場面があることを指摘する見解が現れ始めている。(፡፡) を支持する立場からだけではない。 しかしながら、 同説に対しては、 拠って立つ違法論に関わらず、 法益関係的錯誤説をある程度肯定しつつ法益関係的錯誤がない場合でも、 厳しい批判がなされている。 それは重大な錯誤説 なお、

第二節 法益関係的錯誤説が批判する裁判例について

罪に関する裁判例を採りあげて、裁判例の姿勢をみることにしたい 同説を積極的に受け入れている印象をもたない。特に、 ①法益関係的錯誤説に対して裁判例はどう対応しているのだろうか。 法益関係的錯誤説によって論難されている裁判例、 総じていうならば、 裁判例は学説と比べると、

的錯誤説は と指摘して批判を加える。 (2)さきにも触れた、 欺罔がなければその同意はなかったとの因果関係の観点から判示している(これを重大な錯誤説だとして) 刑法一九九条か二〇二条かの擬律が争われた最判昭和三三年一一月二一日について、 管見によれば、 かような捉え方は若干違和感を覚える。 法益関係

たしかに本事案においては被害者を欺罔することによって得た同意の効力が問題にはなっていた。 しかし、「犯人 ふまえ、被害者の意思決定過程をかなり丁寧に分析するものが登場している。 0 被害者の首筋に被告人が包丁を当てた上でのものであった。この被害者の同意は、 日の事案は、「もうあかんわ。一緒に死んでくれるか。」との言葉に被害者が頭を縦に振ってうなずいたものであるが、 行為者に対し全幅の信頼を寄せていた事案であった。昭和三三年最高裁判決を引用する大阪地判昭和五六年三月一九 害者の同意が被害者の自由な意思決定によるものかを核に据えている、と解した方がよりよいのではないかと思われ 見えるとおり、 の欺罔による錯誤に基づくものであるとを問わず」と「被害者の自由な真意に基づかない場合」という表現)動向であると思われるのである。 すなわち、暴行または脅迫、欺罔であるとに関わらず、被害者の自由な意思決定を最重要視するのが裁判例の一つ 右に触れたように、 欺罔による錯誤の問題は一例にすぎないとの捉え方も可能であると思われる。 同判決が引用している大審院の二判例は、 しかも、殺人に関するその後の裁判例をみると、 被害者の同意能力が問題となった事案と被害者が 暴行または脅迫によるものであった。 行為時および行為前後の事情を つまり、 同判決は、 から垣 間

第三章 法益関係的錯誤説に対する批判的検討

3一節 罪刑法定主義との関係

のようになろう。 法益関係的錯誤論 そこには様々な意味合いが込められている。 違法性の本質は法益侵害 |の理論的根拠づけとして罪刑法定主義が挙げられている。そもそも罪刑法定主義とひとことに||33| (結果無価値)であり、この観点から犯罪を類型化、 論者のいう罪刑法定主義や構成要件の捉え方を敷衍すると次 すなわち保護法益ご

罪責を明確にするとはしているが、その内実はかようなものである。 持ち込むのが論者の狙いである。 とに類型化するべきである。 その構成要件は故意の認識対象である。この図式を、被害者の法益処分に関する認識に いわば、 被害者の 『故意』 を問題にしようとしているのである。 論者は欺した者の

ころにある。 性は行為規範性が中心に据えられなければならない。 いるにすぎない。 か りに右の推測が正しいとするならば、 これは国民に道徳を教えるためではなく、 構成要件と法定刑を成文法化することの核心は、 それには賛同できない。 裁判規範性はこの行為規範性をふまえたものでなければならな まさしく法益を保護するためである。 国民に対して法益侵害行為の禁止を訴えかけると 論者の いう罪刑法定主義はその一 したがって刑 側 面 を誇張 法の

為も問題とされなければならない。 入れなければならない。 る被害者の認識だけでは足りないのである。それに先だって禁止が要求される、 罪 刑法定主義をかように捉えるとき、 行為者の行為が被害者の法益処分決定にどのような影響を及ぼしたのかが考慮に 被害者の同意論の構図は変わる。 被害者の同意を論ずる際、 被害者の同意を導いた行為者側の行 処分法益に対す

刑法によって保護されている法益の処分についても、 ②法益関係的錯誤説は処分した法益に対する被害者の認識を基礎に据える。 最終的決定権は個々人に委ねられている たしかに、 各人には自己決定権 が きあり、

ればある程度わかる。 ばならない。 か しながら、 被害者がわが国の刑法典をながめるとき、 保護法益とその内容について刑法が法益を放棄しようとする者に教えることは乏しいとい 財産保護についていえば、 財物と財産上の利益が保護の対象になっていることもわかる。 生命は他の法益よりも重く保護されていることは法定刑をみ わなけれ しか

内容は極めて乏しい以上、 者の認識は同 意は行為者の規範違反行為との関係の中で論じられるべきであると思われる。 に思われる。 被害者が刑法典からわかる法益に関する内容はその程度のレベルにとどまる。もちろん、法益処分に関する被害 むしろ、 .意の有効性を論ずる際には無視しえない。 規範遵守による一般予防を通じて法益を保護することに刑法の役割があるならば、 法益関係的錯誤説が法益処分に対する被害者の認識を最重要視することは妥当でないよう しかしながら、 刑法が法益の内容について被害者側 被害者の同

させる傾向にあるが、それは適切といえる。同意がありさえすれば被害者に重傷害を負わせてもよいことを一般的に⑶ 認めると、 性が類型的に備わっているならば、 同意傷害について、当該実行行為の法益侵害の危険性に着目して、これに対する違法判断を被害者の同意よりも優先 第一に、 ③被害者の同意の有効性を判断する枠組みに行為も採り入れることにより、 たとえ被害者の同意が適切に存在していたとしても、当該実行行為自体に重大な法益侵害を惹起する危険 身体法益だけでなく生命法益を軽視する風潮を招くおそれがある。 行為の一般予防を優先させるべき場面が存在することを認める。下級審裁判例は さしあたり次の二点が帰結される。

を明確にしようとする動きである。 ことといえる。被害者にとって決定的だった動機に働きかける欺罔行為は法益保護のために禁止する必要があるとい 欺く行為の内容が問われなければならないこととなる。この点、詐欺罪についてではあるが、 為者の欺罔行為に基づく被害者の錯誤も、 目するべき動きがあることが指摘されている。 行為の一般予防をも考慮して被害者の同意の有効性を判断する視座からは、 それはまさしく、被害者が財産処分をする際に決定的だった動機を明らかにする 被害者の法益処分に対する認識よりも、 すなわち、 欺く行為の要件の中で、 拙稿の論題との関係では、 何が取引上重要な事項だったのか 刑法による禁止が要求されうる、 近時、 最高裁判例に注 第二に、行

審院判例が存在していた。 うことでもある。もとより、 詐欺罪に関していえば、 取引上重要な事項でなければ、 欺罔行為とはいえないとする大

なぜなら、 被害者の同意について統一的な視座を求めようとするとき、この詐欺罪の欺く行為をめぐる動きは無視し得ない。 欺く行為のこうした理解の仕方が、 他の犯罪の解釈においても参考にされるべきであるとの主張が十分に

第二節 何が法益関係的か

可能だからである。

第一款 概観

益の放棄によって追求される法益と無関係な目的に関する法益に関する欺罔は、 法益関係的錯誤といえないものとして、①⑤を挙げる。 ④行為者の同一性に関する錯誤、 うに分類する。すなわち、 なものであり、 ながら、 ②山中は、ドイツにおける当時の議論において示されていた多様な事例をふまえ、自ら体系的に整理して、1ものであり、かつ、困難なものである」、「法益関係的錯誤とは何かという問題が残されている」とされてい ①法益関係的錯誤説によれば、 法益処分の自由を保護することにつながることを指摘する。 どこまでが「法益関係的」錯誤といえるかについては、同説支持者からも「最も焦眉の課題であり、 ①反対給付に関する錯誤、 ⑤目的・縁由に関する錯誤、(45) 被害者が自らの法益処分についてどのように認識していたかが重要である。 ②法益の意義・範囲に関する錯誤、 ①の錯誤も無効であるとしたならば、 ⑤についても①と同様に、「法益の担い手による法 法益関係的ではない」ことを挙げ ③具体的客体に関する錯誤(43) である。この中で明らかに およそ、意思活動の自 現実的 次のよ しかし

る。なお、⑥は、むしろ被害者の同意の自由に関わるとされる。

関係的錯誤説の限界も露呈されている。 論の問題として捉える意図から出たものと考えられ、 山中による分類は、 被害者の同意が各論レベルの問題とされがちだったことを意識し、 正当と思われる。 また、 かような方法を採ったからこそ、 この問題を総

や承諾の意味の範囲を一義的に画することは難しいとするのがその理由である。⑸ の範囲を明らかにしていくことが必要である」として、 (3) 佐伯は 「法益関係的錯誤説を採用するならば、 個々の構成要件が保護する法益の解釈を通じて、 錯誤の要件とその範囲を各論解釈に委ねた。 法益関係的錯誤 法益侵害の

社会的意味、 為の社会的意味については法益関係的とし、 る場合においてのみ考慮し、それ以外の場合については法益関係的ではないとされる。 とに気づく。 そこで佐伯が指摘する法益関係的とされる範囲をみると、 それは、 財産処分行為の社会的意味、を被害者が適切に認識していることを要するかを問う。そして財産処分行 法益処分の社会的意味の問題である。 性的行為の社会的意味については客観的に性的行為といえるかを判断す ある概念をどう取り扱うかが一つの課題となっているこ 心中の社会的意味、 監禁行為の社会的意味、 性的行為の

に考慮することは性的自由の保護とは無関係の目的をも考慮しかねないとする。これに対して、(st) いての錯誤を法益関係的錯誤とすることに繋る」とされる。 行動の自由 他との連関において持つ価値、 益関係性を否定する論拠は次の通りである。 は何らか の目的と関係しており、 重要さ」において保護しているわけではない」ことを挙げる。 「自由の処分について社会的意味を問うことは、 殺人罪に関しては、 性的行為の社会的意味についても、 刑法は生命それ自体を保護しており、 結局すべての 財産的処分行為につ その客観的意味以上 監禁罪については 目的につ 生命を

財産的給付によって得ようとするのは経済的利益だけでなく社会的目的の達成も含まれる」 特に金銭は、 の性質にある。 いて社会的意味を問いうる理由として、次のようにいう。すなわち、「その理由は、 それ自体の価値においてではなく、交換手段、 …財産という法益は、 交換経済の下において、 目的達成手段としてのみ保護に値する。そして、 経済的利用・収益・交換の手段として保護に値する。 財産 (特に金銭) という保護法益 からとする。 人間が

誤を主張する。 的連帯感を利用した欺罔および錯誤は法的に重要であるとされる。 る錯誤」において社会的連帯感を利用した錯誤が存在した場合は、(ᠪ) 者の錯誤と関連する。 とに加え、 する欺罔 (4)法益関係的錯誤説が提唱されてからの議論状況を詳細に追跡した森永は、 法益処分の意味に関する錯誤の存否も問われなければならないとする。社会的連帯感を利用した錯誤は後 錯誤の場合において、 森永によると、被害者の承諾を有効とするためには、 とりわけ、「正当化状況類似状況」、「予防目的」、「法益主体自身の利益保護」、「使用先に関す⁽³⁾ 承諾が無効となる場面は想定しうることを念頭におき、 被害者の同意の有効性を否定する。 法益関係的錯誤が存在しないことを確認するこ 緊急避難類似状況や博愛的な目的に関 社会的連帯感を利 かような社会 用

るために財産を交付する行為も、 目的を実現することにも重要な価値を見いだしうるとされ、交付した財産それ自体の内容や価値に関する錯誤だけで ⑤法益関係的錯誤説を詐欺罪において一段と展開させることを試みる橋爪は財産という法益を次のように捉えてい 財産は保持するだけではなく、 反対給付の価値や内容、 詐欺罪における法益関係的錯誤に含まれるとされる。 さらに財産交付によって実現しようとした社会的 社会的目的の範囲内に含まれるとされ、被害者の自由意思を失わせる錯誤のほとん それと交換することによって反対給付を得、 たとえば、 誘拐された子どもが殺されないようにす あるい ・経済的に重要な目的 は 何らかの社会的 0 成否に関す 経済的

どは法益関係的錯誤に解消されるとする。 罪の成立を認めればよいとする。そして社会的・経済的な目的の達成については、(8) でないわけではないとされ、(69) 詐欺罪の法益関係とされる範囲をさらに拡張することを容認する。 それでも強度に被害者の自由意思が失われる場合は脅迫の問題として恐喝 「付随的事情」 が常に法益関係的

いて、 は構成要件が保護しようとしている法益と関係する。そして、 構成要件ごとに想定されており、 小林は、 法益関係的錯誤とされる場合があることを認める。 法益処分の自由も法益関係的とされる場合があることを指摘する。 一定の属性の変更がどのような評価を受けるかに関係するとされる。 法益処分の自由が保護法益の範囲内に収まる限りにお それによると、 法益処分の その評価 自 山

一〇二条の保護法益に関する議論をみてみよう。 (7)ちなみに、右のように法益概念を拡張する傾向は、 被害者の同意論における他の領域においてもみられる。 刑法

目する属性の有意的な不良変更」と捉え、その変更を被害者が甘受したならば結果は欠き、⑵ の自手によろうが行為者の他手によろうが関係ないとする。ただし、生命保護については自殺関与罪と同意殺の自手によろうが行為者の他手によろうが関係ないとする。ただし、生命保護については自殺関与罪と同意殺 するのである 存在しているため、 まず、その保護法益を、 自説との整合を図らなければならない。そこで、刑法二○二条の保護法益の転換をかように提案 将来における自己の被覆決定の自由とする見解がある。法益侵害結果を「各構成要件の着征) その被害の惹起が被害者 人罪が

見解が出されている。 保護する一方、刑法二〇二条では「個人が社会共同体のメンバーであることについての期待 刑法二〇二条の法益について、 すなわち、 刑法一九九条で「個人の生物学的基盤としての生命 個人が社会共同体のメンバーであることについての社会共同体の期待とする (個人的法益としての「人」)」を (社会的法益としての

「人」)」を保護しているとする。

のが最もわかりやすい。 どと同様に処分が可能であるというのが根底にあると思われる。 をもたらしたのが自手なのか他手なのかは関係がない。人の生命についても、 いずれの見解も、 両説ともに保護法益を転換するに至ったのだと推測される。 被害者が任意に法益処分したならば、その意思を最大限に尊重するところから発する。 しかし、刑法二〇二条が存在する以上、 自説と矛盾することなく説明する必要に迫られた結 したがって、 刑法二〇二条の存在自体を疑うとする 自説を貫徹させるならば、 財産法益な

第二款 検討

握があったからこそ、 法益関係的かが最も悩ましい課題であるとしている点は興味深い。 る保護法益を具体的に把握しようとする動きは同説から看取される。 ①被害者の錯誤が法益関係的である場合に限り被害者の同意の有効性を否定する法益関係的錯誤説が、 難しい課題と捉えられているものと思われる。 その問題性が明らかになったといえよう。 何が法益関係的かに迫ることにより、 おそらく、 山中が指摘した緊急状態の錯誤も、 保護法益の内実の解明につながるから 錯誤を検討する前提とな かような把

かしながら、個々に主張されている内容を全体として捉えたときに、 いくつかの問題点が浮上する。これを左に

みていくことにする。

会的意味」、 ②第一に、法益の内容を拡張させることにより、法益関係の範囲を広げようとしている点である。 橋爪のいう「社会的・経済的目的の不達成」はその例である。 佐伯のいう「社

わが国における法益関係的錯誤説に対する疑問(野村)

関係すると思われる。 まず、法益処分行為の「社会的意味」について、佐伯は保護法益ごとに考慮に入れたり除外したりしようとしてい われなければならない。 むしろ、 しかしながら、 被害者の意思決定に影響を与える事情とみたほうが腑に落ちるように思われる。 法益放棄の判断を行う被害者の立場からすれば、 もしかような理解が正しいとするならば、そのような方向で法益概念を拡張することが妥当か 管見によれば、 法益処分行為の社会的意味は、 法益処分の社会的意味はすべての法益において 保護法益の内容に関わる事情というより

りは、 成は他の法益においても問題となるから、 かたちで処罰範囲が制約されている財産犯それ自体を弛緩化させるおそれがある。さらに、⑫ 法性の程度を裁判官は判断していく。 益を構成要件として示し、 なう副次的法益侵害にとどまる。社会的・経済的目的の不達成は財産法益の侵害と同質とは全く言い得ないと思われ しようとしている法益だけでなく、それに付随する副次的利益も侵害される。そこで立法者は、第一次的に重要な法しようとしている法益だけでなく、それに付随する副次的利益も侵害される。そこで立法者は、第一次的に重要な法 の詐欺罪の保護範囲を著しく拡張しているように思われる。一般に、法益が現実に侵害される場合、第一次的に保護 つ、その目的を限定しようとはしている。 それだけでなく、 詐欺罪で保護されるべき「社会的・経済的目的」を考慮する見解も一考を要する。 前者を後者に含めるならば、 やはり行為者の法益侵害行為とそれに対する被害者の自己決定の問題に本来は属すると思われる。 先に述べたように、 副次的法益の侵害は量刑事情とし、この評価を裁判官に委ねる。そして当該法益侵害の違 詐欺罪の解釈論にとどまらず、 かような構図に従えば、 社会的・経済的目的の不達成が問題となる場面は、 しかしながら、 他の犯罪においても処罰範囲を拡張させる方向にはたらく可 そのように試みても、 社会的・経済的目的の不達成は財産法益の侵害にとも 他の財産犯の解釈論に波及し、 なお、 橋爪は、 管見によれば、 社会的・経済的 法益論に属するというよ 佐伯 その結果、 :の発言を引用しつ ⁽⁷⁶⁾ 財産犯として 性 が 目 あらゆる **′ある。** 的の達

している。いわば、法益処分の自由に、各構成要件の観点から制限をかけ、^(g) 由を認めようとしている。 た法益とされることを回避するために、 法益処分の自由を法益関係とする見解にも疑問が生じる。たしかに、 しかしながら、 各構成要件における保護法益を基準に、 法益の構成要素として法益処分の自由を含める論法の中に、すでに法益概 小林は、 保護法益の範囲内において法益処分の自 法益処分の自由の存否を決めようと 法益処分の自由が包括的かつ独立し

であったか否かは、 思うに、法益処分の自由は法益というよりはむしろ被害者の法益処分行為に関わる。 行為者側の行為との関係で決せられるべき事柄のように思われる。 被害者による法益処分が自由 念を拡張しようとする姿勢を看取しうる。

著しく抽象化している印象を受ける が甘受しなければならない不利益とか家族のような密接な関係などとされている。もしこの社会的連帯感がひとつの(&) ぜなら、 て法益間の衡量をその基準としているからである。さて、この「社会的連帯感」とは何なのであろうか。 「法益」とされているならば、その根拠はどこから来るのだろうか。この場合、むしろ、法益概念の中身を稀薄にし、 (3)第二に、法益内容の希薄化である。 法益処分の意味に関する錯誤の判断に際し緊急避難の構図を仮定的に用いるとされており、 森永のいう「社会的連帯感」はおそらく法益と解されていると思われる。 緊急避難にお 玉 民の 誰 な か 11

を与える事情であると思われる。 管見によれば、 社会的連帯感は法益ではなく、 法益侵害行為の質に関わり、 それは被害者の意思決定に重大な影響

論にみられる。 ⑷第三に、個人法益を脱個人法益へと転換する動きである。 その背景には、 先に指摘したように、被害者の自律、ここでは被害者の法益処分の自由を最優先に据 その動きは端的に刑法二〇二条の保護法益をめぐる議

えようとすると同時に、 現行法との矛盾ない説明を試みようとする狙いがある。

そもそも、 会法益化するということは、 かしながら、 しかし、ここで提唱されている非個人法益は、 被害者の法益処分を問うためには、その前提となる法益侵害が確定的に存在しなければならないはずであ 被害者の自律を貫徹するために法益を変更するという議論の仕方は、 同意論を受け入れる余地を限りなく狭めることにもつながる。 実態が把握しづらいものである。さらに、 はたして妥当なのだろうか。 人の生命への侵害を社

係的錯誤説と絡められる場合に、いくつかの疑問が生じる。 れている法益はそれぞれ個性をもっている。そのことを無視することは不当であろう。 5)第四に、法益内容を捉える視座が一貫していないことである。 たしかに個々の刑罰法規において主として保護さ しかしながら、 それが法益関

範囲は、 保護しており、 定の法益保護の在り方を前提にしていると思われる。 第一に、 たしかに、それらの法益の相対化は許されない。 財産よりも狭められてしまう。 法益の基本的性格をどう理解するかの問題である。たとえば、 その理由として、生命は他との連関において持つ価値や重要さを保護しているわけではない、とされ(&)(&)(**) かような理解の仕方は、実は、 しかしながら、そうだとすると、 法益関係的錯誤説を論ずる以前に、すでに 佐伯は、 生命法益や身体法益はそれ自体を 法益関係的錯誤が認められる

護につながるおそれがあることはたしかである。 錯誤説のいうとおり、 ても共通して問題となるはずなのに、 行為者の欺罔行為と被害者の法益処分に対する認識および処分の意思決定の関係は、 被害者の同意を無効とする処罰が、 その効果が保護法益の内容に左右されるのはなぜなの しかしながら、 当該刑罰法規が保護しようとする法益とは異なる法益の保 法益保護とは無関係な処罰を回避する任務を法益に か。 いかなる事案に たしかに法益関係的 お

第三款 結果無価値論の限界の一場面

者に課された問題であるが、 されるようになった。 右のような傾向を法益関係的錯誤説が示すのはなぜなのだろうか。この点の検討は、 (1)右にみたように、 反面、 何が法益関係的なのかを法益関係的錯誤説が問題としたことにより、 法益内容を拡張し希薄化し脱個人法益化する傾向をもっていることも明らかになった。 目下のところ、 論者が拠って立つ結果無価値論とその法益保護の在り方に起因している 同説に痛烈な疑問を感じる筆 法益内容は具体的に把握

ように思われる。

る。 ば、 れている事案の説明に窮した。 ものの、 ②結果無価値論は犯罪の成否を決める場面において、行為の問題を捨象し、 これを被害者の同意論にもちこみ、法益に対する被害者の認識を問い、被害者の法益処分の有効性、 行為者の可罰性を判断しようとする。ところが、たしかに法益処分に対する被害者の認識および決定は存在する 後に触れる緊急状態の錯誤のように、その決定過程において被害者の自由が行為者の欺罔行為により制約さ つまり、 被害者の錯誤は法益関係だけでは決められないことが明らかになったのであ 最終的には行為者の意思に関わらしめ 逆からいえ

自己決定にどのような影響を及ぼしたのかを捉える道である。 法益関係的錯誤説を維持しつつ、これを迎え撃つ方法は、二つあると思われる。 おそらく自己の採る違法論とは相容れないことになろう。そこでもう一つの行き方として、被害者の認識 しかし、 行為無価値をも考慮することにつながるこの ひとつは行為者の行為が被害者の が問

われる法益についてその概念を拡張および希薄化する道である。このような理解が正しいとすると、 はたして後者の

ような議論の方向性は妥当なのだろうか

れる。86 させることを意味する。 性がある。 罪を類型化するという意味における罪刑法定主義に逆行すると思われる。 意思決定に影響を及ぼしその自由を制約する事情は、 意の問題を、 ることは、 わらず、 を無に帰するおそれがある。 同意の効力を容易に否定できるようにしているとするならば、 おそらく不当と思われる。 第四に、 かような事情を法益侵害結果の問題とするならば、 侵害犯の脱侵害犯化および非個人法益化を促し、 被害者の同意の問題を考える際には、客観的な法益侵害の存在を前提とした上でなければならないと思わ 過度に被害者の認識の問題として取り扱うことになる。 かように拡張化・抽象化された法益に対する被害者の認識を問うということは、 第二に、 第一に、 法益侵害行為と法益侵害結果との区別が明確になっていない。 法益概念を拡張および希薄化することにより、 本来的には法益侵害行為の問題に属するはずである。 その結果、 法益の中身を過剰に膨張させ、 それは自説の欠陥の弥縫策にとどまらず、 それは、 法益侵害の実体自体が把握しづらくなる可能 第三に、法益概念を拡張化および抽象化 法益侵害の存否を被害者の意思に依存 法益関係性を拡張し、 その結果、 まさに、 被害者の自由 それこそ、 法益 被害者の同 にもか 被害者の の役割 犯 か

果無価値論は行為規範による法益保護を取り除く見解であるが、その代償が現れているひとつが、 な条件であって、且つ、 国家として憲法に従って構成される(べき) 何が法益関係的かは、 純粋規範によって保護されている まさしく法益の役割をどう捉えるかに帰着する。 社会内における当該社会構成員の共同生活の存立のために必要不可欠 (べき) 因果的に変更可能な対象である」としている。 その解明に取り組んだ伊東は、 被害者の同意論を 法益とは

めぐる問題なのではなかろうか。 すなわち、法益侵害結果とそれに対する被害者の認識だけでは、 被害者の同意の問

題は捉えきれ

ないのである。

被害者の意思決定過程の評価における法益論および法益衡量論の限界

が放棄されたと考えられる」とされている。 に対する最も重要な批判として緊急状況に関する錯誤を挙げていた。⁽³⁾ 出されていたのが、 であろう。処分する法益と被害者の意思決定との関係を同説がどのように捉えているのか。 (1)緊急状態の錯誤がある。 法益関係的錯誤説によると、「法益関係的錯誤がなければ原則として同意は自己決定によっており、任意に法益 緊急状態の錯誤の事例である。この点は、 法益関係的錯誤説を支持する論者からも、 しかしながら、 なぜそういいうるのかがむしろ問われなければならない 山中がすでに指摘していたところであり、 当初からその位置づけについて課題として提 これを考察する適例とし 佐伯も自説

害者は法益処分について正しく認識している、 捉えてきたのか。 合と比較して、被害者の法益処分に対する認識は脅迫の方がより明確としている節がある。 ②まず、行為者の行為と被害者の意思決定についてである。 なぜ、 法益関係的錯誤なければ被害者の意思決定は原則として自由とされるのか。これを法益関係的錯誤説はどう 行為者側の行為と法益の性質、被害者の意思決定の三つの関係が絡んでいる。以下、 すなわち法益関係的錯誤はないと捉える。 法益関係的錯誤説は、 脅迫行為や強制行為の場合、 しかも、 欺罔行為 による場 分析したい。 被

棄に関する効果意思自体は存在するのであって、その意思形成過程に瑕疵があるにすぎない。 甲は、 一同意者によって表示された意思は 「真意」に合致しないが、同意者自身そのことを知っており、 したがって、 脅迫は法 法益放

被害者としてい 要な法益としている以上、 益関係的である。」とされる。 のままに統制することはできない、としている。 とされる。 ぬことの認識のある被害者を利用した殺人罪を認めるのは、 とには疑問がある。 佐伯の見解によれば、 る。 脅迫による殺人は、 それゆえ、 生命の喪失よりも重大な害悪を認めることは困難である。従って、 また、被害者を利用した殺人の擬律に関し、佐伯は「脅迫と欺罔を単 脅迫された被害者は処分法益の内容を明確に認識しているため、 処分法益をはっきりと認識しているのは、 害悪を告知して被害者に死を選択させるわけであるが、 欺罔を用いる場合に比べて著しく困難であると思わ 欺罔された被害者ではなく、 脅迫・威迫を用いて死 背後者が被害者を意 刑法が生命を最も重 純に比較するこ 脅迫された

比べて、 法益関係的錯誤がなく有効の場合は刑法二〇二条が成立するが、それを上回る生命保護の必要性の余地は認めない 同意の有効性を否定することができるとする。 い傷害の場合は、 について、法益関係的錯誤を認める余地がなぜ狭まるのか。そこで、最近、生命と生命侵害の危険の高い傷害との間 分されてはならず、 重傷害をめぐって、 ③法益処分の内容と被害者の認識との関係についても考察を加える必要がある。 しかしながら、 保護の相対化を認める見解も法益関係的錯誤説の陣営から出されている。(5) 保護が手薄になることに気づく。これが第二の疑問である。 素朴に矛盾を感じる。 被害者の同意の存在は認めうる、 それ自体が保護されるべきであるから、 法益関係的錯誤説は、 第一に、 それらの法益は、 しかしながら、 財産法益と比べて、 つまり本来的には不可罰であるが、まさしく生命保護の観点 そこには法益処分の自由は認められない、 何かの動機に基づいて、 この図式を生命に当てはめると、 すなわち、 保護の必要性が高いはずの生命および身体法益 それによると、 自死に関する被害者の同意について 生命侵害や生命への あるいは何かの目的のため 生命侵害の 重大な傷害の場合と 危険 危険性 性 の高 然から に処 0) . の 高

問題が実は連動していると思われる。 なぜ右のようなスタンスを法益関係的錯誤説は採るのか。 おそらく次のように捉えているものと推測される。 私見によれば、 法益の価値の内容と被害者の意思決定の

り越えたはずであり、そこには被害者の自由がはたらいている。(st 体の重要部分を処分する決定を被害者が下すことは、 識しており、ことに重大な法益の場合はなおさらそのように評しうる、と。 が処分するということは、 被害者はそのような事態は受け入れられない。とりわけ、 自己の存在自体を否定することにつながりかねず、 自己が享受している法益を放棄することは、 決意するまでの間にさまざまな規範的障害が通常あったはずである。特に、 他者による自己に対する適法な侵害行為を許容するものであり、 一般的にはありえない。 通常は考えられないため、その決定は、 生命や身体のように自己の重大な法益を処分することは したがって、 いいかえれば、その重大な法益を被害者 被害者は処分するべき法益を適切に認 相当な規範的障害を乗 生命および身

るとするならば、 ④行為者側の行為と被害者の意思決定、 緊急状態の錯誤は、 法益関係的錯誤説の趣旨に従えば、 および、法益の内容と被害者の意思決定、 法益関係的錯誤はない、とするのが筋であ の分析が私見のようなものであ

ろう。

ある。 害者側は適切に認識している。 緊急状態の欺罔は、 しかも、 いほど、 相当な規範的障害が通常存在しうるから、 自己の法益を処分する決断をしなければ、 被害者側からみれば脅迫に近いかたちで心理面が圧迫される。処分が迫られる法益の内容を被 法益を処分するに際しては規範的障害があるのが通例であり、 そこでの法益処分の決断は自由の所産であると見るべきで 他の重要な法益が侵害されるかもしれない。このように、 その法益 0 価 値 が

緊急状態の錯誤においても規範的障害が存在する。それを乗り越えるのだから、被害者の意思決定は自由であった。 法益関係的錯誤説の本旨に従えば、 やはり法益関係的錯誤はないとしなければならないはずである。

(5) しかしながら、 同説支持者から、 緊急状態の欺罔による錯誤については自説を貫徹できない旨の主張がなされて

15

る。

があり、「刑法は、 益の相対的価値の錯誤がある」として、法益関係的錯誤が存在する場合に準じて取り扱い、その有効性を否定する。(図) に、それとの相関関係 である、と。その後、 (9) 場合には、 にすることは「いわば人間の価値観・倫理観に拘束されて自らの法益を放棄するよう決意せざるを得なかった事情 0 問題」として把握し、 山中は「同意者が、優越する法益に迫る侵害の急迫する危険があると錯誤して自らの法益の放棄を決意したような 口は、 その決意は価値的に自由になされたとは言い得ない」とされる。 山中が緊急状態の錯誤を法益関係的錯誤と関連づけて説明することに警戒を示し、「緊急状態の錯誤独自 人間の本能に根差す、自由を奪われた状況における行為を非難し処罰することはできない」から 右見解を敷衍して次のようにいう。「緊急状態下にあるより大きいと思われる法益を救うため (傍点、管見)において、自らの犠牲にする法益の相対的価値について錯誤したがゆえに、法 猛獣射殺事例と角膜移植事例を念頭におき、 次のように説明する。 他人を救助するために自分の法益を犠牲

緊急状態が現実に存在した場合もそれが欺罔された場合も、 被害者の意思が抑圧された程度に差はないと

して、 の主観的自由意思喪失的錯誤説を批判する。

実を支配)と緊急状態事例 その上で、第二に、 緊急状態の錯誤が現実に存在した場合をまず検討する。ここでは脅迫的強要事例 (行為者以外の事情に起因) とを比較する。前者については、行為者が現に存在する緊急状態^(②)

急状態事例は、 を利用することにより被害者の自由意思を制約し強制しているとして、 行為者によって脅迫されているのではないから法益主体が意思決定を行う自由がなお存在する 被害者の同意を無効とする。これに対し、 緊

法益 猛獣射殺事例については、 係的錯誤があるとする。 第三に、緊急状態が欺罔された場合、 一の価値 が客観的に制約されているわけではなく、 これに対し、 真実ならば緊急避難が可能であるから、 角膜移植事例については、 まずそれが真実であったと仮定したときに法益関係的錯誤があるかを問う。 加えて、 身体法益は何かの目的のために使用してはならないか それが真実だとしても緊急避難にはあたらない 猛獣の法益価値に関する錯誤があるとし、 法益関 から

制約されている点では、 かし、 第四に、 角膜移植事例においては被害者の意思が強く抑圧されていることは否めず、 脅迫的強要事例と同じである、として、 同意の有効性を否定する。 被害者の自由意思が

5

法益関係的錯誤はな

修正 重視した山口 また両者の関係を考慮することなしに、 (6)この点 しなければならないことを認めている。 右の諸見解は、 Щ の見解も首肯しうる。 中の見解は理解できる。 「法益関係的錯誤がなければ被害者の意思決定は自由である」という法益関係的錯誤説 意思決定は自由であると断定してしまうところに同説の欠陥があるといえよ 緊急状態の錯誤を脅迫的強要事例とパラレルに扱い被害者の意思決定過程を 被害者における、 法益放棄の認識とその意思決定過程とを区分けせずに、 0 が前提は

来から前者の方が処分法益を適切に認識していると捉えてきたように思われるが、これとの矛盾に対してどう考えて 15 るのか か は不明である。 山口説に対してはいくつか疑問がある。 第二に、 法益関係的錯誤の有無を検討し、 第一 に、 脅迫と欺罔とを比較したときに、 それがない場合に、さらに被害者の意思決定過程 法益関係的錯誤説 は従

術をめぐる錯誤は法益関係的錯誤はないとすると、 を検討するが、 人の身体はあくまでも全体として保護対象になるとされる。 ここでは他者の健康状態をよりよくする目的のために、 なぜそのような二段構えを採らなければいけないのか、 身体の保護にやはり欠けるように思われる。 自己の身体部分を提供する。 移植術は、 である。第三に、 ある程度重要な部分を他者に提供 身体法益 しかしながら、 の保護の 在り方で 移植

後の課題とせざるをえない。ただし、緊急避難の法益衡量が被害者の意思決定の自由を判断するに役立つとの指摘: なされているので、このことに異を唱えたい。 る基準である。 とが明らかになった。 被害者の同意の有効性を判断する上で重要なのは、 管見によれば、 しかし、そこからさらに問題となるのは、 行為者側の行為との関係で捉えなければならないと考えているが、 法益関係的錯誤よりもむしろ被害者の意思決定過程であるこ 被害者の意思決定が自由になされたの 拙稿においては今 か否かを決め が

ると思われる。 緊急避難の法益衡量的枠組みが被害者の意思決定の自由を判断する際にどう役立つかは、 緊急避難はその性質上、 被侵害法益と保全法益との均衡が厳しく求められる。 いくつかなお検討を要す

保全するべき法益は考えられないとされるからである。(トロ) 四ヶ月刑務所に入るだけであったことを理由に、殺人罪とした判決に疑問を呈する見解がある。(図) 対する判断能力が鈍っているとは生命という法益の性質上考えづらいとされる。第二に、ඖ となる事例に当てはめると、被害者の同意が無効となる余地は極めて狭まると予想される。 われている場面に当てはめると、 この図式を、 被害者の法益処分、裏面からいえば、そのような被害者に対する法益侵害行為を正当化できるか いくつかの疑問が出てくる。 現に、 第一に、 福岡高宮崎支判平成元年三月 被害者の生命、 すなわち被害者の自 逆に、 生命を犠牲にしてまでも また、 四日 保全法益の方が被侵 につい 自殺の意味に 死 が 問題 が問

害法益よりも価値が高い場合、被害者の同意は自由になされたという方向に傾きやすいが、はたしてそう言えるのか

は、

なお

一層の検討を要する問題である

の自由を判断しうるという前提自体に誤りがあるからである。 法益関係的錯誤説が緊急状態の錯誤において自説を貫徹することをやめるのは、 法益に対する認識だけで意思決定

第四章 まとめ

以上、わが国における法益関係的錯誤説に対する疑問を析出してきた。

を連動させようとするが、そもそも、その手法自体に誤りがあるのではないか。 るのだろうか。第三に、処分法益に対する行為者の認識を同説は重視し、 たとしても、欺く行為を禁止しなければならない場面は十分にありうる。第二に、「法益関係的」とされる範囲 しく拡張された結果、法益の内実が希薄化され、脱個人法益化がなされているが、それは法益論的観点から許容され 第一に、刑法の行為規範性を重視する観点から眺めるとき、たとえ被害者が放棄するべき法益を正確に認識してい 法益の価値と被害者による意思決定の自由 が著

重大な錯誤説に正しさがあると考える。 指す刑法の観点から、 おそらく、 右の論点を析出したところで拙稿の作業は小休止せざるをえない。 法益関係的錯誤説を貫くことは、 被害者の同意論は再構築されなければならず、欺罔によって得られた被害者の同意については しかしながら、 管見によれば、 序論的考察に終わってしまった。必ず他日に対案を示してい 難しいと思われる。 右の更なる解明は自己の責務である。ただし、 行為規範性に依拠する法益保護を目

きたい。

- $\widehat{1}$ 者の同意の語を用いる 拙稿では、さしあたり、 構成要件該当性阻却事由としての合意と違法性阻却事由としての同意とを同じ問題と捉え、
- 2 こと、である。法益関係的錯誤説は第二、第三の段階に関わるといえよう。 別的問題に関心が向けられていること、第三に、より一般的な理論分析に加えて、もう一度その先の前提を洗い直そうとする で正当化事由としての同意を承認すること、第二に、同意の具体的要件の設定、同意効力の限界を画す基準の提示といった個 号(一九八○年)二一○頁を参照。川原によると、三つの段階があったと指摘している。第一に、公的利益を侵害しない限り 一九八○年ごろまでのわが国における議論動向については、川原広美「刑法における被害者の同意(1)」北法三一巻一
- 3 害者の錯誤について」神戸法学年報一号(一九八五年)五一頁以下。 山中敬一「被害者の同意における意思の欠缺」関法三三巻三・四・五合併号(一九八三年)二七一頁以下、佐伯仁志
- 4 の同意』(成文堂、二〇〇四年)。 主な研究書として、塩谷毅『被害者の承諾と自己答責性』(法律文化社、二○○四年)、須之内克彦 『刑法における被害者
- 5 どがある 被害者にも焦点を当てた代表的著作として、島田聡一郎『正犯・共犯論の基礎理論』(東京大学出版会、二〇〇二年)な
- 6 加藤摩耶 「刑法における自己決定の意義と射程─「共生」を視点に入れた序論的考察─」広法二六巻三号二五一頁以下。
- 意の認識の要否―同意の処罰阻却効果の「絶対性」との関係について―」岡法五一巻四号七六一頁以下。 深町晋也「危険引き受け論について」本郷法政紀要九号(二〇〇〇年)一二一頁以下、同「主観的正当化要素としての同
- 8 佐藤陽子『被害者の承諾 ―各論的考察による再構成―』 (成文堂、二〇一一年)。
- ກ) Arzt, Willensmängel bei der Einwilligung (1970).

- 「法益関係的錯誤説の市民権をいっそう強化」(二二八頁)することを狙う。 小林憲太郎「いわゆる「法益関係的錯誤」の意義と限界」同『刑法的帰責』(弘文堂、二〇〇七年)所収二三七頁以下は:
- Vgl., z.B., Lenkner, in: Schönke/Schröder, StGB Kommentar, 18. Aufl. (1978), S.403, Rn. 50.
- 12 Lenkner, Sternberg-Lieben, in: Schönke/Schröder, StGB Kommentar, 29. Aufl. (2014), S.588ff, Rn. 29-31, 32f, 46-48
- <u>13</u> 体の同意」川端・浅田・山口・井田編『理論刑法学の探究4』(成文堂、二〇一一年)所収一三五頁以下を参照。 ドイツにおける議論を捉えたものとして、森永真綱・後掲論文(注59)二四四頁注一八、同「欺罔により得られた法益主

錯誤説(Arzt, Rudolphi, Schmidhäuser ら)、客観的帰属説(Hirsch, Roxin ら)、が存在する(Rn. 198)。 zu den SS 32 ff, S.191ff.)。すなわち、一律無効説(Amelung など。近年有力になりつつあるとされる。なお、Amelung 説に ような見解が提唱されている(Vgl., Thomas Rönnau, in: Leipziger Kommentar, 12. Aufl.(2006), Zweiter Band, Vorbemerkungen ついては、須之内・前掲注(4)一○六頁以下を参照。)、個別判断説(ライヒ裁判所や連邦通常裁判所の立場)、法益関係的 なお、ドイツにおいて、欺罔および強制によって得られた被害者の同意の有効性をどのように捉えるべきかをめぐり、 次の

索する動きが有力化しつつある(Rn. 200, 201)。 の範囲に含めなければ刑事政策的に耐えがたいとの指摘がある(Rn. 199)。そして、もはや法益関係的錯誤説以外の解決を模 決定は自由といえない場面があり得るという指摘(Rn. 198)や、被害者が法益を犠牲にした目的を同説が度外視し、被害者 にとって完全に意味のない意思決定の責任を被害者に負わせているとの批判、さらに、法益の交換それ自体も刑法による保護 このうち、欺罔に基づく同意を有効とする法益関係的錯誤説に対しては、法益関係的錯誤がなかったとしても被害者の意思

14 被害者が固めていたこと、被害者は知能の面にも問題がなかったこと、をあげて、一九九条には該当しない、と主張していた。 人がけしかけた行為が荒唐無稽であり実現不可能であることを被害者が認識していたこと、生活困窮のためすでに自殺意思を なお、ドイツにおける法益関係的錯誤説をめぐる議論状況に関する分析は、本稿では立ち入らず、別稿に譲ることにしたい。 保険金を詐取するため、愚鈍にして被告人を厚く信頼していた被害者を欺き、被害者に自殺させた事案。弁護人は、

自己の犯した不倫を清算するため、

子四名と無理心中を図り、本人はそれを遂げることができなかった事案

と主張していた。 弁護人は、子のうち、五歳一一か月の長男は被告人に対し「早く死すべき」旨を催促したのだから、 刑法二〇二条が成立する

- (16) 山中・前掲論文(注3)二七三頁。
- (17) 山中·前掲論文(注3) 二七三—二七四頁。
- (18) 緊急状態の錯誤の問題を指摘した。
- (19) 佐伯·前揭論文 (注3) 五一頁。
- (20) 佐伯·前掲論文(注3) 五四頁。
- (21) 佐伯・前掲論文(注3)五四頁。
- (22) 佐伯·前掲論文(注3) 五九頁。
- 23 ており、 佐伯・前掲論文 法益を超えた被害者の利益を保護することを刑法は断念するべきである、とする。 (注3)五九頁。Vgl., Arzt, a.a.O. (前掲注9), S.17f, 20f. アルツトは、 刑法は保護法益を個別に設定し
- 24 的に理解することであり、処罰規定の保護目的を逸脱する処罰を防ぐ役割を同説は担うとする。 の同意」廣瀬・多田編『田宮裕博士追悼論集上巻』(信山社出版、二〇〇一年)所収三二二―三二三頁 山口厚は佐伯のこの見解(前掲注23)をより一般化し、法益関係的錯誤説の決定的論拠は保護法益の内実を客観的に限定 山口「欺罔に基づく「被害
- (25) 佐伯·前揭論文(注3) 六一頁。
- (26) 佐伯·前掲論文(注3) 六一頁。
- (27) 佐伯・前掲論文(注3)六二頁。
- (28) 佐伯・前掲論文(注3)六三―六五頁。
- (29) 井田良『刑法総論の理論構造』(成文堂、二〇〇五年) 一九九頁以下。
- 内藤謙先生古稀祝賀論文集(有斐閣、 結果無価値論陣営からも批判的見解が出されている。林美月子「錯誤に基づく同意」松尾・芝原編 一九九四年)所収二一頁以下。林幹人「錯誤に基づく被害者の同意」芝原・西田・ 『刑事法学の現代的状

井上編 出版会、二〇〇八年)一六九頁以下。 『松尾浩也先生古稀祝賀論文集上巻』(有斐閣、一九九八年)所収二三四頁以下、同 『刑法総論〔第二版〕』(東京大学

- 意」二五○頁)とされる。 ると信じた利益の価値が処分される法益の価値をはるかに凌駕するために、もはや衡量の余地なく問題の法益を処分せざるを るにあたっては、 えないと考えたのであれば、彼はその法益処分の意思決定について、不自由である。」(林 れると信じた利益にどれほどの価値を認めていたかを問題としなければならない。被害者自身の価値観にとって、もたらされ (幹)の説く主観的自由意思喪失的錯誤説は次のようなものである。「被害者が自由意思を喪失したかどうかを問題とす 彼がその処分した法益にどれほどの価値を認めていたかを問題とし、他方、処分することによってもたらさ (幹)・「錯誤に基づく被害者の同
- の夫婦になることは内縁関係にある妻が等しく願うことであろう、として、堕胎の同意を否定した。 堕胎をすれば籍を入れる、と心にもないことを申し向け、その結果、妻が堕胎を承諾した事案について、堕胎させて身軽にし 判タ一二七号五九頁)は、出産されては離別できなくなると悩んだ被告人が内縁の妻に対して、堕胎をしなければ離別するが た上で離別しようという被告人の悪意を事前に知っていたならば被害者は堕胎に同意しなかったであろうし、入籍して法律上 最判昭和三三年のあとに次のような判決が出されている。仙台高判昭和三六年一○月二四日(高刑一四巻七号五○六頁)
- 昭和五九年一月二六日(判時一一一〇号一三五頁。嘱託殺人未遂。訴因は普通殺人未遂)、浦和地判平成四年一二月二五日 (判時一五〇五号一五九頁)、横浜地判平成一七年四月七日 新潟地判昭和四六年一一月一二日 (刑月三巻一一号一四七五頁、判タ二七四号三五三頁。暗黙の承諾を認定)、横浜地 (判タ一一九二号二九九頁。予備的訴因の承諾殺人罪を認める)な 判
- 33) 前掲注22、注23。
- 号一〇四頁、 例えば、 東京高判昭和五二年一一月二九日(東高刑時報二八巻一一号一四三頁)、大阪地判昭和五二年一二月二六日 判タ三五九号三○九頁)など。なお、最高裁も局部の切断について被害者の同意があったとしてもその違法性は 大阪高判昭和四〇年六月七日 (下刑七巻六号一一六六頁)、東京地判昭和五二年六月八日 (判時八七四号一〇三 (判時八九三

傷害の故意(1)―「同意傷害」に関する判例の分析―」北陸七巻四号(二〇〇〇年)一頁以下、同 阻却されないとしている(最決昭和二五年一一月一六日、裁判集刑三六号四五頁)。なお、中山研一「被害者の同意と暴行 「被害者の同意と暴行・

とする大阪高判昭和二九年七月一四日(高刑特一巻四号一三三頁)がある。 ただし、性交の手段たる暴行は被害者の同意によって違法性が阻却され、それにより死亡した場合は過失致死罪にすぎない (2・完)―「同意傷害」に関する判例の分析―」北陸八巻一号(二〇〇〇年)一頁以下もあわせて参照

害者の同意を有効とするべきであった。 考慮する必要があるとしたうえで、本件は保険金騙取という違法な目的のためになされたものであるから、承諾は違法である、 とした。しかし、問題となった傷害は暴行罪とも傷害罪とも評価しうるほど軽微なものであった。したがって、この場合は被 被害者の承諾が存在する事情だけでなく、①承諾を得た動機、 これに対し、最決昭和五五年一一月一三日 (刑集三四巻六号三九六頁)の論理および結論には問題がある。同決定によれ 目的、②身体傷害の手段、方法、③損傷の部位、程度、を

より被害者が死亡した、傷害致死罪が争われた事案に対して、①豊胸手術において一般に要求される術前・術中・術後の管理 生命に対する危難を招来しかねない極めて無謀かつ危険な行為であるとして、被害者の承諾は無効であるとした。 がなされていないこと、②鼻部や乳房に麻酔をかけて皮切した点、を重要視し、同手術は、身体に対する重大な損傷を与え、 なお、 最高裁昭和五五年決定を受けた東京高判平成九年八月四日(高刑五○巻二号一三○頁)は、非医師による豊胸手術に

- D1-Law 判例 ID28221971。 成二五年(あ)七二五号〔刑集六八巻三号六四六頁。 成二六年三月二八日に出された三判例(事件番号はそれぞれ、平成二五年(あ)三号〔刑集六八巻三号五八二頁。無罪〕、平 最決平成一九年七月一七日 無罪〕)、最決平成二六年四月七日(裁時一六〇一号六頁、判時二二二八号一二九頁、 (刑集六一巻五号五二一頁)、最決平成二二年七月二九日 (刑集六四巻五号八二九頁)、最決平 有罪〕、平成二五年(あ) 九一一号〔裁判所ウェブサイト掲載判例 判タ
- 大決昭和三年一二月二一日 偽医者が相当対価の薬品を被害者に販売した事案について、弁護側の上告趣意を容れ、詐欺罪の成立を次のよう (大審院刑集七巻七七二頁)。ここでは、 因果関係を超えた限定を加えて、

たとしても、 より不法の利益を享受したものとはいえないからである、と。 な理由により否定した。すなわち、かりに医師であることを詐称して被害者を誤信させ、被害者が薬品を購入した事実があっ 詐欺罪を構成しない。なぜなら、被害者は毫も財産上不正の損害を被った事実はなく、被告人においてもこれに

38 保護しうるとする。Vgl., Arzt, a.a.O. (前掲注9), S.22f 棄した法益とは無関係である以上、法益関係的錯誤はないとする。目的の錯誤については、刑法は強要罪の範囲においてのみ うることを認める (例えば治療行為)。そして、動機の錯誤については、 に限り法益関係的錯誤を認める。同意者が放棄する法益をはっきりと認識していた場合、その者が追求した目的の錯誤は、放 山中・前掲論文(注3)三一○頁。なお、アルツトによると、まず、行為者による反対給付が例外的に法益関係的となり 同意者が放棄した法益を明確に認識していないとき

- (39) 佐伯·前揭論文(注 3) 六一頁。
- <u>40</u> 受ける。 もっとも、さまざまな事例は挙げられていたが、山中のように、体系的に整理するところまでの状況にはなかった印象を
- 41 及ぼすことの不当性を論証するために、平手打ち事例や輸血事例を挙げる。Vgl., Arzt, a.a.O. (前掲注9), S.18, 21 山中・前掲論文(注3)三〇三頁以下。アルツトは、被害者の同意を根拠に反対給付や交換の自由 般の保護を刑法的に
- (42) 山中·前掲論文(注3)三〇九頁以下。
- (43) 山中・前掲論文(注3)三二四頁以下。
- (4) 山中・前掲論文(注3)三二五頁以下。
- (45) 山中・前掲論文(注3)三三一頁以下。また、前掲注(38)も参照。
- (46) 山中・前掲論文(注3)三四四頁以下。
- (47) 山中・前掲論文(注3)三〇三頁以下。また、前掲注(41)も名
- (48) 山中・前掲論文(注3)三三一頁。
- (4) 佐伯·前揭論文(注3)六二頁。

- 50 佐伯 ・前掲論文 (注3) 六一頁。
- 51 佐伯 前掲論文 (注3) 七一頁。
- 52 佐伯 前掲論文 (注3) 八三頁。
- 53 佐伯・前掲論文 (注 3) 九四—九五頁。
- 55

54

佐伯・前掲論文

(注3) 一一六—一一七頁。

- 佐伯・前掲論文 (注3) 七一頁。
- 56 佐伯・前掲論文 (注3) 八四頁。
- 57 佐伯・前掲論文 (注 3) 九四—九五頁。
- 58 佐伯・前掲論文 (注3) 一一六—一一七頁。

59

60 森永・前掲論文(注59)二一八―二一九頁、二二八頁以下。

森永真綱「被害者の承諾における欺罔・錯誤

(一)」関法五二巻三号(二〇〇二年)二一四一二一五頁。

- 61 森永・前掲論文(注59)二二八—二二九頁。
- 62 森永・前掲論文(注59)二二九—二二九頁。
- 63 森永・前掲論文(注59)二三〇―二三一頁。
- $\widehat{64}$ 森永・前掲論文(注59)二三二一二三二頁
- 65 橋爪隆「詐欺罪の成立の限界について」植村立郎判 事退官記念論文集 『現代刑事法の諸問題第 巻』(立花書房、
- 二〇一一年)所収一七五頁以下。
- 66 橋爪·前掲論文(注65)一七七頁。
- 67 橋爪・前掲論文 (注 65 一七九頁。
- 橋爪・前掲論文 (注 65 一七九頁。
- 69 橋爪・前掲論文 (注 65 一八四頁

- (70) 小林・前掲注(10) 二三二頁以下。
- 71 小林憲太郎「被害者の関与と結果の帰責」千葉一五巻一号(二〇〇〇年)一六二―一六九頁
- (72) 小林·前掲論文(注71)一四二頁。
- (73) 小林・前掲論文(注71)一四四頁、一五四―一五五頁。
- (4) 小林・前掲論文(注71)一四七—一四八頁。
- (75) 深町·前掲論文 (注7) 一二六頁。
- 76 処分かどおかに錯誤がある場合に、法益関係的錯誤、したがって詐欺罪の成立を限定してよいと考える。」との発言。 佐伯・前掲論文 (注3) 一一七頁の「「客観化可能で具体的給付に内在し、かつ経済的に重要な目的」を達成するための
- て一般的に了解されており、財物その自体の効用と評価できるような目的達成」との絞りをかける(橋爪・前掲論文(注65 八六頁)。 橋爪は 「個人の主観的な関心の域にとどまらず、当該取引の性質にかんがみて、財物交付によって達成されるべき目的とし
- 78 このあたりの問題状況を明確化したのは、量刑論の展開に拠るところが大きい。
- 79 過失財産犯は処罰されず、客体は財物と財産上の利益に限定し、財産犯の各罪は行為態様によってさらに限定されている。
- (80) 小林・前掲注 (10) 二三二—二三二頁。
- (81) 森永・前掲論文(注59)二三五頁以下。
- (82) 森永・前掲論文(注59)二一八頁以下、二三九頁。
- 83 身体は、 財産とは異なり、その存在価値のみが(殺人罪、傷害罪、暴行罪などの規定による)保護の対象となる」とし、「人の生命・ るべきだと」とする。山口・前掲論文(注24)三三三頁。 佐伯・前掲論文(注3)七一頁。山口も「人の生命・身体については、処分価値・交換価値もが保護の対象とされている 他の獲得手段と事実上なりうる場合があるとしても、あくまでも自己目的として、それ自体の価値において保護され
- 84 その他、 林美月子「生命は最も重要な法益であるので、生命を放棄してでも守るべき法益(暴行を避けることによる身体

の安全性、脅迫を避けることによる意思決定の自由ないし意思決定の平穏)があるとは考えられない」と解する 前掲論文(注30) 四五. 四六頁)。 林 (美 ・

- 下。 板倉宏 「結果無価値論と犯罪論の主観化」『西原春夫先生古稀祝賀論文集第一巻』(成文堂、一九九八年)所収二〇一頁以
- 86 祝賀論文集下巻』(成文堂、二〇一四年)所収一四七頁。 林幹人「2項犯罪の現状―東京高裁平成21年11月16日判決を契機として―」高橋他編 『曽根威彦先生 田口守一先生古稀
- の自由である」と述べていた。佐伯・前掲論文(注3)一〇四頁注一三三を参照 林・前掲論文(注86)一四六頁。法益関係的錯誤説を支持する佐伯はすでに詐欺罪の保護法益について「財産的意思決定
- (8) 伊東研祐『法益概念史研究』(成文堂、一九八四年)四一四頁。
- 判断することは否めず、かようにドライに割り切ることは妥当でないと思われる。 ではない、とする(山中・前掲論文(注3)三五一頁)。しかしながら、被害者が法益処分を行うに際し、 山中は、 欺罔による同意に関して、構成要件該当性の存否は被害者の同意にかかっているのであって、欺罔行為にあるの 欺罔行為をもとに
- (90) 林(美)・前掲論文(注30)二八頁。
- (91) 山中·前掲論文(注3)三四四頁。
- 92 佐伯仁志「被害者の同意とその周辺(1)」法教二九五号(二○○五年)一一七頁。
- 被脅迫者の現実の意思とその法益侵害とが矛盾するゆえ、と説明する。ちなみに、この点につき、両者の説明は異なるように みえる。アルツトは、被脅迫者に法益放棄に対する効果意思はある、とは解していないように思われる 山中・前掲論文(注3)三五二―三五三頁。なお、アルツトも山中と同様に、脅迫は常に法益関係的とされるが、それは、

的であることを理由に、「被害者」による自己答責的法益放棄という考えを導く。たとえ、被害者の同意が完全に自由になさ て責任を負っていること、そのことが、意思活動の自由を保護し、そのために格別に強度な脅迫を必要とする強要罪とも整合 加えて、アルツトは、 脅迫による同意を一律に無効とすることには批判的である。法益主体は法益処分権に関し法益に対し

注9), S.31ff. 主体は自己答責的に法益を放棄した(その限りにおいて脅迫に基づく同意は有効)というのである。Vgl., Arzt, a.a.O. れたものではなく、むしろ脅迫の影響下でなされ、しかしながらその脅迫が強要罪における強さに達していないならば、 (前掲 法益

- (9) 佐伯·前掲論文(注3)六八頁注五一。
- 95 山口厚「「法益関係的錯誤」説の解釈論的意義」司研一一一号(二〇〇四年)一〇四—一〇五頁
- 96 れば不自由であるとされる(同・前掲論文 主観的自由意思喪失的錯誤説を説く林 (注30)二五二頁)。しかし、かような捉え方に管見は疑問をもつ。 (幹) も、 処分法益の価値が小さければ意思決定は自由である反面、 それが大きけ
- (97) 山中·前揭論文 (注 3) 三四五頁。
- (98) 山中・前掲論文(注3)三四五頁。
- (9) 山中·前掲論文(注3)三四五頁。
- (⑪) 山中敬一『刑法総論(第2版)』(成文堂、二○○八年)二一五頁
- 101 山口・前掲論文(注24)三三五頁注二三。法益の相対的価値の錯誤を強調すると、 他の目的実現のために法益を処分する
- 状況において、「重大な錯誤」説に至りうる、と警戒する。
- (⑫) 山口・前掲論文(注24)三二八頁。
- (⒀) 山口・前掲論文(注24)三二九頁以下。
- (⑾) 山口・前掲論文(注24)三二九頁以下。
- (⑪) 山口・前掲論文(注24)三二五―三二六頁。
- 106 (美)·前揭論文 (注30) 三四—三五頁、 山中・ 前掲論文(注3)三四四頁。
- (印) 林(美)・前掲論文(注30)四五―四六頁。
- (18) 林 (美)・前掲論文 (注30) 四七頁。
- 109 (美)・前掲論文 注 30 四七頁。そこでは、 精神的に被害者が追い詰められている過程が、 生命という法益を理由に、

わが国における法益関係的錯誤説に対する疑問(野村)

考慮から外されているように見受けられる。

『タナクィルの伝承』序説抄

J・J・バハオーフェン 著

吉 原 達 也 訳

解題

1. 略注を付するにとどめた。 分を抄訳したものである。省略した箇所は [……] と記した。脚注も原則として省略し、部分的に典拠などを示した 本稿は、J・J・バハオーフェン(一八一五─一八八七年)『タナクィルの伝承』(一八七○年)の緒言及び序説の部

Heidelberg (Akademische Verlagsbuchhandlung J.C.B. Mohr) 1870. により、現代の刊本である全集版 J.J.Bachofen, Die 底本として、J.J.Bachofen, Die Sage von Tanaquil, Eine Untersuchung über den Orientalismus in Rom und Italien,

『タナクィルの伝承』序説抄 (吉原)

傾向の人々の注意を引きつけることにもなった。その後『オルペウス教の不死説』(一八六七年)を経て、 その後十数年の時を経て、『古代墳墓象徴試論』(一八五九年)、『母権制』(一八六一年)(5) Sage von Tanaquil, Eine Untersuchung über den Orientalismus in Rom und Italien, in: J.J.Bachofens Gesammelte マ史の構想の最終的な展開が『タナクィルの伝承』である。 残されなかった、男性ではなく、女性が権力を握っていた時代の忘却された記憶=観念層を表現していると考えた。 体験であった。彼は古代の美術と神話の象徴を解読して、それらは人類が従来の学問的資料とされた歴史的記録には by G. Boas and an introduction by J. Campbell, Princeton (Bollingen) 1967.も参照させていただいた。 Myth, Religion, & Mother Right. Selected Writings of J.J. Bachofen, translated by R. Manheim, and with a preface Rudolf Marx, Stuttgart (Kröner), 1927; 6., erweiterte Aufl. hrsg. von Kippernberg, Hans, Stuttgart (Kröner), 1984; もとより両書とも、 者崇拝を調べるうちに、忘却されたままの世界の象徴的遺物が秘められていることを感じとった。これが母権制の原 ローマ法教授に就任する。しかし四四年にはこの職を辞し、以後ディレッタントしての生涯を過ごすことになる。 Werke, Bd.6, Basel, 1951. を参照した。 八四二年に行った最初のイタリア旅行は彼の思索の大きな転機となった。そこで古代墓碑の装飾とそこに現れた死 彼はバーゼル、ベルリン、パリ、ケンブリッジの各大学法学部で学び、一八四一年、二六歳にしてバーゼル大学 バハオーフェンは、一八一五年スイスのバーゼルで、絹織物業経営者であり都市貴族の父の長男として生まれ しかしバハオーフェンが描いた壮大な見取り図は、 専門家から冷淡にあしらわれ、文献学、歴史学、法律学からはまったく注目されることはなかっ なお、 抄訳にあたって、 エンゲルスやルイス・H・モルガンのようなさまざまな思想 Bachofen, Mutterrecht und Urreligion, hrsg. von が世に問われることになる。 独自のロー

除されていた伝説は…思想世界の記念碑である。この観念的要素こそわれわれが証明を要する唯一のものである。 れていた。内的真実が外的真実にとって代る。事実性の代りにわれわれは精神の営為を発見する。 文献批判的方法に対する、 についてはこれに譲ることとしたい。ここで序説から要点のみを繰り返すことを許されたい。『タナクィルの伝承』 3. 先に、『タナクィルの伝承』をめぐって、その神話・伝説・歴史論に関する若干の考察の機会を得たので、⁽¹⁾ れわれの比較研究の対象となるのは、歴史的なものではなく、伝説の観念圏である。」(Bd.VI, S.10)、とされる。 対置してみせる。 える上でも重要である。 話」と「歴史」の関係をどのように捉えていたか、そしてそれが当時の歴史学方法論といかなる関係にあったかを考 バハオーフェン自身の古代学=歴史研究の一つの到達点を示している。そこには、当時の批判主義的歴史学 神話は「宗教的信仰に関する民族体験の叙述である。」「起こりえないようなことがかならず考えら バハオーフェンは 独自の学問的立場が貫かれている。 「歴史的真実という永遠に望みのない検証」に対して「神話の 序説は、バハオーフェンの歴史学の方法とくに 歴史の領域から排 現実性」を

列しているのではなく、 ように、 外的行為同樣 定するために 過ぎ去るのは人の世のつねであるので、現実過程自体は、考察の対象にはなりえない。 歴史的研究の対象は、 ハオーフェンの言葉を少し敷衍してみよう。現世の人間行為のいっさいがあわただしい流れのうつろいのなかで そして生命活動を行うすべてのものと同じく内的行為自体歴史に従属する。そのことから次のことが導 「伝承は媒介の役割を果たす」。 観念や伝承の形成という内的行為も安定的で不可変な能力ではない。行為がつかのまの移ろいである 相互に交錯したものであること、過去の歴史にとってつねに必要とされうるのは現実的真理 一発展及び発展的形成に服する精神的現象」であり、 しかし伝承もその根本になっているできごとの本性を分有している。 伝承の現実的要素と観念的要素は併 むしろうつろいゆくものを固 かれ

ではなく、精神的真理である、といったことである(Cf. Bd.VI, S.50)。

果はドグマに固着した先入見によって無用とみなされているが、しかし大いなる世界過程の連関には欠くべからざる 最高の現象領域 [=歴史] は低次の自然現象とその絶対的起源、その合法則性、最終目的つまり研究の条件をも分有 歴史的事実へとわれわれを連れ戻す。 て動かされている自然との混交物と見る新しく流布している見解」との架橋が試みられる(Bd.VI, S.49)。 歴史と自然という「二つの被造物の領域をまったく別のものとして区別する古い見解と、 している。」(ibid., S.49)、とされる る。こうしたことにも、 の実見から獲得される観照的方法と文書伝承と口頭伝承による歴史認識は「自然探究的方法」によって結びつけられ ようともする。バハオーフェンにとって、歴史研究(歴史学)と自然探究(自然学)とは、「同質性」を有するとされ その一方、こうした古代の完結した観念体系を構成するだけにとどまらず、 バハオーフェンの歴史をめぐる複雑な思考の一端が示されている。彼によれば、 方法は歴史の本質についてのわれわれの観念に依拠しておりこの聖なる思想の 歴史的認識をも行い、 歴史をも物質的諸力によっ 現実性を付与し 「研究の成 過去の遺物

人やサビニ人など、 れが歴史にとっていかなる意味を有するかが、 古代イタリア文化が、ギリシアからの影響以前に、オリエントからの影響を受けたという彼の仮説を証明しようとす 『タナクィルの伝承』は、 タナクィ タナクィル伝説の研究は、断片的な伝説のなかにいかにローマの伝承が歴史構築に用いられるべきかを示してい ルはローマの王統神話に登場する女性たちの一人であり、 ローマ建国以前の近隣諸部族において、そしてローマ建国後の初期の時代には、 副題に「ローマとイタリアにおけるオリエンタリズムに関する研究」とあるように、 本書の主要なモチーフとなっている。バハオーフェンは、 女性たちをめぐる伝説がい かに形成され、そ エトルリアとサ エトル リア

照合をおこないながら、そこにアジア的表象の残像が認められると考えた」、とされる。(ユン 好ましからざる要素を嫌うことから生まれた意図的な脱落があることを看破した。彼はほかの地方に伝わる伝説との 1, 46ff.]。こうした伝説を伝える主な文献は、 エール・クロソフスキーによれば、 誕生を秘儀的儀式のように司り、 命じる[Cf. Liv. 1, 39]。タルクィニウス・スペルブスはその王権を妃トゥリアの犯した罪に負っている…[Cf. Liv. ルブスという二人の王の即位にまつわる物語はその証明であるとされる。 スクスの后タナクィルに関連する一連の伝説 ビニの王たちのあいだに、不明瞭なかたちをとって母権制の痕跡が認められると考えている。 美しい侍女オクリシアに、 バハオーフェンは、「リウィウスによって流布された伝説には、 [Cf. Liv. 1, 34] ローマ時代の歴史家リウィウスの書いた『ローマ建国史』である。ピ 炉の灰のなかからあらわれる陽根の幻と合体するように セルウィウス・トゥリウスとタルクィニウス・スペ タナクィルはセルウィウス・トゥリウスの タルクィニウス・プリ ローマが一

5. 用したのが、 象徴試論』 るかのような様相を呈している。 れらは各所に断片的にはめ込まれているような仕方で論じられており、 の性格をもつものである。まず、 バハオーフェンは一八五四年の『自叙伝』において新しい「イタリアの歴史」の構想を示している。『古代墳墓 誕生した。ついで文献的伝承のについての方法が模索され、ローマ以外の諸民族の文献的歴史にこれを適 媒介物なしに一気に真理を把えるファンタジーの方法」による観照的方法の適用の成果として『古代墳墓 『母権制』はその成立過程に示されるように、ある意味で、この「イタリアの歴史」の巨大な習作として(ュ) 『母権制』 である。 実際 『自叙伝』に示されるように「古代の遺物を実見しそれに直接触れることによって バハオーフェンの「イタリアの歴史」構想は、 『母権制』 の中にもローマ史、 口 一見ローマ史ないしイタリア史とは無縁であ ーマ法に言及する部分は多い それから一○年の年月を経て、『タ のであるが、

記述にまし 服者という異名をもつ英雄が民衆の不興を買い、国外へ亡命を余儀なくさせられる。かつての仇敵のもとに身を寄せ 然たる異議申立であった。 ナクィルの伝承』において具体化したといえる。もとよりそこにはなお様々な矛盾や歴史の オーフェンのモムゼン批判については、 のそれに似せて作成されたといわれ、その戦闘的な調子は、 て「価値 う題名の論稿を、 ムゼンは、 フェンの愛する母と同名ということもあり、バハオーフェンにとってきわめて愛着の深い説話であったといえる。 た主人公は復讐心を抱いてローマに攻め上がる。そのとき母と妻の懇願をついには受け入れてローマを去る。 ンによるグナエウス・マルキウス・コリオラヌス説話批判」はまさにモムゼンを名宛人とする批判的方法に対する公 の火蓋を切ることとなった。具体的には、『タナクィルの伝承』の補論という形で発表された「テオドール・モムゼ まりにも楽観的すぎる面もあるが、 ハオーフェンにとって重要なコリオラヌス説話は、「虚構に基づくファンタジーの産物」であり、 悲劇的な最期を遂げるという筋立て以外にもさまざまな異伝がある。 のないもの」とされる。これに対する批判として執筆された補論は、 前年一八六九年二月にベルリン学士院での講演をもとに、翌一八七〇年、「コリオラヌス説話批判」とい バ 『タナクィルの伝承』とほぼ時を同じくして刊行された『ヘルメス』誌に掲載している。(ユイ ハ オーフェンの独自な視点が顕著に示されるものとなっている。(5) コリオラヌス説話の大要は次のようなものである。 その時にバハオーフェンははじめて公然とモムゼンらの批判的方法に対する攻撃 稿をあらためて論じることとしたい。(G) 本論よりも舌鋒鋭く、批判的方法に対する他の刊行物の ヒロインの一人ウァレリアは、バハオー コリオラヌス、すなわちコリオリの征 標題も体裁も、 コリオラヌス説話をめぐるバハ 「内的構成」についてあ 『ベルリン学士院紀要』 ローマ史にとっ その結 モ

- (1) バハオーフェンについては、上山安敏『神話と科学』岩波書店、一九八四年、二七三頁以下。吉原達也「バハオーフェン Jahrbuch 1917, SS.295-348. SS.337-380.; Autobiographische Aufzeichnungen von Prof. Johann Jakob Bachofen, hrsg. von Herman Brocher, Baslen Geburtstag (22. Dezember 1915), hrsg. von Josef Kohler, Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschft, Bd. 34 (1916) 房、二〇〇二年、七頁以下所収。Johann Jakob Bachofen, Eine Selbstbiographie, zugleich ein Gedenkblatt zu seinem hunderten の古代学」『広島法学』第一〇巻四号(一九八七年三月)一四五頁以下。自叙伝ついては、吉原達也訳『母権制序説』筑摩書
- (2) 平田公夫訳「自然法と歴史法の対立(就任講演・一八四一年)」『岡山大学法学会雑誌』第六一巻四号(二〇一二年三月) Antrittsrede über das Naturrecht, hrsg. von Alfred Baeumler, Halle /Saale (Max Nieieyer), 1927. Bd. 1, S.5. 詳しくはシモニウスによる解説(op.cit., S.469ff.)も参照。他の刊本として、J.J.Bachofen, Selbstbiographie und 七二三―七五一頁を参照。この講演はバハオーフェンと歴史法学、とくにサヴィニーとの関係を考えるための手がかりを与え アン長の。J.J.Bachofen, Das Naturrecht und das Geschichtliche Recht in ihren Gegensätzen, in: Bachofens Gesammelte Werke
- (3) 「自叙伝」『序説』三四頁。平田・前掲・訳者あとがきを参照
- (4) 上山・前掲書。
- (5) 平田公夫・吉原達也訳『古代墳墓象徴試論』作品社・二○○四年がある。
- 6 二〇〇二年 吉原達也・平田公夫・春山清純訳『母権制』上・下巻、白水社・一九九二―九三年。吉原訳『母権制序説』
- Prosper Biardot in Paris, 1867, in: Bachofens Gesammelte Werke, Bd. 7, Basel 1953, S.5ff Die Untsterblichekeitslehre der orphischen Theologie, Nach Anleitung einer Vase aus Canosa im Besitze der Herr
- (8) 『タナクィルの伝承』は三部構成からなり、序説に続いて、第一部 タルクィニウス・プリスクス及びセルウィウス・ エトルリア人家族の母性原理、 トゥリウス両王戴冠伝承、第二部 第 二 Th. セルウィウス・トゥリウス王誕生譚、第三部「アジア的伝承のローマ的変容、 モムゼン「コリオラヌス説話批判」及び補説からなっている。

- (\circ) J.J.Bachofen, Die Sage von Tanaquil, Eine Untersuchung über den Orientalismus in Rom und Italien, in: Bachofens Gesammelte Werk, Bd.6, Basel, 1951. バハオーフェンについては、吉原・平田・春山訳『母権制』上・下巻、白水社・ 掲の解説、解題を参照されたい。 九九二―九三年、吉原訳『母権制序説』筑摩書房・二〇〇二年、平田・吉原訳『古代墳墓象徴試論』作品社・二〇〇四年所
- (二〇〇八年) 一六七頁以下。 吉原達也「バハオーフェンにおける神話・伝説・歴史――『タナクィルの伝承』をめぐって――」広島法学第三一巻四号
- (11) リウィウス『ローマ建国史』第一巻の邦語訳として、リーウィウス・鈴木一州訳『ローマ建国史』(上)、岩波書店・ 二〇〇七年及び岩谷智訳『リウィウス・ローマ建国以来の歴史1 伝説から歴史へ(1)』京都大学学術出版会、二〇〇八年
- 葉文夫訳『古代ローマの女たち』平凡社・二〇〇六年、二九頁以下を参照 Pierre Klossowski, Origines culturelles et mythiques d'un certain comportement, 1968. ピエール・クロソフスキー/千
- Vgl. K. Meuli, Nachwort, in: Bachofens Gesammelte Schriften, Bd.II, S.1068ff.: in Bd.II, S.1079ff)
- (4) Theodor Mommsen, Die Erzählung von Cn. Marcium Coriolanus, Hermes, Bd. 4 (1870), 1ff.=Römische Forschungen 録にあたって、バハオーフェンの批判にはいっさい触れるところはない。 Bd.2, Berlin 1879, S.111ff. Kienzle, Nachwort, in: Bachofens Gesammelte Werke, Bd.6, S.453 n.6. モムゼンは、論文集への収
- 4) C.A. Bernoulli, Bachofen als Religionsforscher, Leipzig 1924, S.37f.
- Mommsen on the Study of Anthiquity, Philadelphia 1983. コリオラヌス説話について、近時、安井萌「コリオラヌス伝説考」 殿起源譚をめぐる物語の「古い層」の発掘をはじめ、貴重な示唆をえることが出来た。 『岩手大学教育学部研究年報』第七三巻(二〇一四年)三七~五五頁を参照する機会を得た。フォルトゥナ・ムリエブリス神 上山・前掲書・二七九頁以下、吉原「古代学」一四九頁以下。Lionel Gossman, Orpheus Philologus, Bachofen versus

J・J・バハオーフェン『タナクィルの伝承─ローマとイタリアにおけるオリエンタリズムの

研究—』(一八七〇年)

緒論及び序説

研究の課題、根本観念及び方法

ないであろう。実際、イタリア半島の後世の歴史に正しい視点を持ちうるかは、ひとえにその起源の理解にかかって る多くの学者たちの中で、これらに耳を傾け、 役に立つのか? いうことを、そして、 ルリア人の伝承の一致、そして、両者と、さまざまな稀少の伝説圏との一致によって、イタリアの最も重要な二つの いことを誇る時代が、アジアからの移住に関する記録にいかなる価値を認めることができるのか? いるからである。しかし、 のか。このことこそ、本書がその答えを探求するところの問題なのである。この問題の重要性を否定する者は誰もい で、ギリシア文化の影響だけを認めるべきなのか、それとも、それ以前のオリエントの影響を受けた時代が存在する イタリアの文化はその土地固有のものであるのか、それとも外来のものであったのであろうか。 [ローマ人とエトルリア人]がオリエント起源を信じていたことに高い蓋然性があると指摘することが何の役に これらの民族が、自らのアジア起源をかつて知っていただけではなく、決して忘れることもなかったと このような直接的な証拠を現代の批判主義的解明はずっと認めたことはなく、自らの知性と才を誇 彼らの運命の変転にもかかわらずこの伝統を忠実に守りぬいてきたことを指摘することが何の 明確な解決が可能なのか問われれば、疑問は深まる。古代の伝承を根こそぎ一掃して久し 決定的に重視しようとする者は誰一人としていない。これらの学者た 外来の諸影響の ローマ人やエト

ちが求めているのは、 証明の証明であり、 この証明のために必要なより高い信頼性なのである。

か? 究の対象をギリシアだけに限定して、 度における議論の余地なきオリエントの影響の証拠も、 神の要求を満たしてはくれない。さまざまな神話的モチーフの選択、多くの芸術形式、神々の観念や表象、 それらには 題が生じる。 築やさまざまな芸術作品が、 大きな影響力も手に入れていない。ギリシア文化の擁護者たちには他に何の反対もないということは、 ノエル=デ=ベルジェやド=ウィットや晩年におけるミカリのような権威ある人物をもってしても、これまでのとこ(3) いであろう。 [メソポタミア]の言語に比べ、言語に関する残存資料に乏しいエトルリアは我々に何をもたらしてくれるであろう このままでは前進すべくもないので、 対立的な歴史的体系

[ヘレニズム]

に対するエトルリアのオリエンタリズムの何らかの勝利も、 確かに、 新しい問題、 謎解きの難しさもなければ、 十分な碑文資料がなければ、 絶滅した民族 [エトルリア人] が後世に伝える建築遺物や他の遺物ははるかに豊富であり、 学問のあらゆる分野で用いられる比較的方法は、 つまり、 ある民族の特質や由来について、多くの解明をもたらしてくれることは誰も否定できな 一つには、 かけ離れた対立物を認めない十分な理由となっているのである。 探求は唯一の情報源として記念碑に向けられることになる。文学、 偽造の疑いなどまったくない。 現存資料に由来する問題が、 比較言語学は何を達成しうるだろうか? 最も信頼でき粘り強く自立した観察者であるコネスタビレや 人間精神の最も豊かな道具に属する。 また一つには、時代精神の要求に由来する問 しかし、そのようなものも、 チグリス=ユーフラテスの地 我々の 通常 我々の時代精 度量衡制 の学術研 研究への しかも、

このように我々は最も見込みのある研究手段を騙し取られているのである。

つまりオリエント文化の時代など、大多数の見解からすれば、とんでもないことなのである。古代の直接的な

イタリアにおけるギリシア文化以前

信頼できる証明力が与えられないとすれば、 証拠が彼らの仮定のためにはじめから主張することは許されず、比較言語学が検証のための資料をもたず、 いっさいの解明手段は枯渇し、 学問はイタリア史の枢要を永遠に不明の

ままにする烙印を押されることになるのである。

うに、 る。 である。 く離れた民族間における神話の観念や形式の一致は、文化的関係がそれ自体民族移動によってしか説明できないとい ちにわからないくらい言語が変形し、 この神話こそ、さまざまな民族の文化的な関係について、 うことである いかなる民族も、場所が変わっても、 や人間の手による作品以外に、われわれの比較研究には、 神話は、 我々が利用可能なあらゆる手段を用いて真偽を判断することができる根本的事実は存在しないのである。 というのは、 たとえ何世紀にわたって取り扱われてきたにしても、 宗教的信仰に照らした、 民族移動の結果、 その民族経験の表現にほかならないのである。 信仰する神や、基本的な宗教観念、 芸術作品や工芸品は気候やその他の地域的な事情に大きく依存するとしても、 故郷と言語を異にすることもまれではなく、他の民族との接触によってただ 我々に最も豊かで信頼できる認識を与えてくれるものなの 記念碑の第三部門、 現存の歴史資料から、 伝統的な儀式習慣などは変わらないのであ つまり神話もまた提供される。 以上のことから、 何も明らかにならなかっ 相互にまった まさに

滅した後でさえ、 0) 種 の記念碑を根絶やしにしてしまうことはできなかったのである。 ーマがエトルリアを破壊し、その文化的な痕跡を根絶やしにした、信じられないほどの怒りをもってしても、こ は、一世紀にわたって、 ローマの歴史の中に、 最終的には征服したこの民族[エトルリア人]に従属していたのであった。 エトルリアの歴史の断片は保存されていた。のちに勝利を収めた民族 民族はもとよりその文芸や言語まで何もかも消 工 トルリ

ア出身の三人の権力者たち[タルクィニウス・プリスクス、セルウィウス・トゥリウス、タルクィニウス・スペルブ は、 ローマの王統を閉じた。彼らをめぐる物語には、 隣人たる強大な民族[ローマ人]の心象が、 彼らの神話に

当時の思想世界が反映されているのである。

描かれ、 の出生伝説にも登場し、そこではまったく新しい役割を果たしている。タナクィルは、 の意味は、 まるまる広がっている。 かくして、分析対象たる資料は、太古の伝承に関する第一級の材料を与えてくれるのである。 り込まれ、さらには、 ス[・プリスクス]の歴史に織り込まれているだけではなく、 この時代の伝承の中で際立った地位を占めるのが、 象徴、 自分の愛でし者たちに王冠を授けたということに限定されるのではない。タナクィルは、セルウィウス王 慣習、その起源が理解できなくなったはるか後まで残存する宗教的市民的顕彰の中に反映されている。 スペルブス王登極の際にもあらためて言及されおり、 その豊かな内容の展開は、重要ならざるはない意味をこの伝説に与えてくれる。タナクィル タナクィル伝承である。 セルウィウス・トゥリウスの歴史にも、 かくして異民族支配の一世紀にわたって タナクィル伝承は、 ついには墓絵や神殿壁画にも 初代タルクィニウ より親密に織

を奪われることはできない。起こりえぬはずのことも、やはり人間が考えたことなのである。 外的な真実に取って代わる。 に満ちているため、 従来の研究は、 従来の研究 否定し無視することで満足するだけであった。しかし、伝説は、その歴史性を否定されても、 【批判主義の立場にある学者たち」は、無関心にも、この豊かでよく記録された伝承を無視してきた。 もっぱら歴史的真実という永久に望みのない探求にのみ向けられるあまり、 歴史的な出来事という領域からは排除される素材にまったく関心を示すことはできなかった。従 我々が見出そうとするのは、事実性ではなく、精神の活動である。 奇跡物語やありえない話 つまり、内的な真実は タナクィルの伝承は その意味

ろう。 与えないわけにはいかないのである。 ら」ではなく、伝承の理念圏 歴史の領域からは排除されてはいるが、しかし思想世界の記念碑なのである。この観念的な要素こそ、我々の証 話が指導的根本観念により忠実に結びついているか、これに対して、どの神話がそうした観念からより離れているか 託すにふさわしい唯一のものである。 を決めることができれば、 をもたらしたところでは、 民族間の親近性や差異の判断を比較言語学者に委ねる時代であれば、 我々は親密な文化的関連を想定してもよい。 我々は、どの民族がどの民族からその神話を受け継いだのかという問題にも答えられるだ [伝承のなかに具体化された観念] である。 我々の比較研究の対象となるのは、 もし、 同じ思想世界が、それに対応する表現様式 歴史的なもの 理念及び神話の比較にも同様に証明力を 我々が、 類似の神話圏の中で、 [出来事、 史実的なことが どの神 闘を

理念の 著な類比物の一つを徹底的に扱うことによって達成される。[……] 以下の概観において、我々は、読者に、 我々は研究を一つの記念碑だけに限定することにしたい。確実な論証は、 漸進的な展開を示すと同時に、 個々の論証部分が相互に関連づけられた内的連関を明らかにすることとしたい。 類比物の数によってではなく、とくに顕 我々の

ス・スペルブスは、 れている。 くことができた。 我々が注目するのは、 最も重要な役割を果たしている。 いずれも王冠は女性からの贈り物であり、 表現形式の違いはあるが、 同じ理念に即して、 タナクィルの注目すべき姿で登場する伝説の一場面であるが、 悪女トゥリアの助けで最高権力を獲得している。 タルクィニウス・プリスクスは、 同じモチーフは、 いずれも予期せぬ幸運の運命であった。 セルウィウス・ 一人の女性の助けを得てロ トゥリウスの即位についても繰り返さ その場面は、 ŀ ウ 最後に、 リア自身、 1 歴史叙述に タルクィニウ マの王位に即 タナクィル お

三つのイタリア民族[エトルリア人、テュレニア=リュディア人、サビニ人]は、ただちに注目すべき対応関係を示 則とはまったく対照的なので、 特徴として、王権が女性に由来するという観念が存在したことを証明している。 例が見出されるばかりである。 0 に同一である。非常に多くの民族の間に、このような共通点があるということは、 ンニ人とフェニキア人、ペルシア人とアッシリア人の伝承である。 している。我々がまず関心を持つのはまさにこれらの民族である。これに続くのが、カリア人とミュシア人、アラマ アッシリア世界ではつねに、王座を与えるのは女性である。伝承によればとくにオリエントとの関係が深いとされる、 わざるをえないのである。 口 似姿である。 1 マ的観念なのであろうか? 非常に多くの類比的関係が認められることからすると、ローマとオリエントの観念との関連があったと言 つまり、 ここには、 アジアの王朝伝説はタナクィルという一人の女性よりも多くのことを明らかにしてくれる。 そして、ギリシア世界も何ら結節点を提供してくれない。 オリエント的観念がローマにおいて認められるようになった帝政末において若干の類 そう主張する者は誰もいないであろう。 最高権力が女性に由来するという根本観念が示されているのである。 神話の形式は多種多様であるが、その観念はつね それどころか、 閉じられた一大文化時代に顕著な この観念はロ これに対して、 1 アジアの の政治原

パートナーを支配している。 くへタイラと考えられ、 り返されていることを示す。 似性では十分ではない。 我々は、 以上のような基礎に基づいて、これらのような対応関係を詳細にたどることができる。 例外なくヘラクレスと関係があり、 我々は、 以下のような三つの特徴が随所で見出される。 もし、 アジアの王妃の個性的な特徴 タナクィルが、これらのアジアの王妃たちの列に加わるなら、 そして最後に、 [王権を授ける女性という特徴] 例外なく、 すなわち、 その娼婦的性格ゆえに、 アジアの王朝の王 がタナクィ 彼女の伝説にも同 外観的 妃は例 ルにも繰 男性 外な な類

じ特徴が繰り返されるに違いない。

理から生まれたものを新しい見地から解釈するための試みがなされたことを示しているのである。このようなことを 知ることよって、 我々は後代の観念から初期の観念へ、 このような説明は決して十分なものではなく、そしてまさにこの不十分さこそが、より古くまったく異なった形成原 説の形が最初のものであり、 何よりも、 容したが、 からである。タナクィル伝説の個々の場面では、オリエントのヘタイラの観念や習慣がはっきりと認められる。 てしまうこともなく、 け加えられた変化を取り除き、 したがって、ここで我々は探求の方向を転換しなければならない。我々は、 大筋では一致しているにもかかわらず、 まった。実際、王権史におけるこの崇高な女性はローマ帝国末期においてさえ非常に尊敬されていたが、 マ人はそれらをできるだけ隠蔽し、 というもとの形へ、東洋と西洋の対立から一致へと遡ることができるのである。この女性は、 後代の観念によって、記念碑がいかに徹底的に変容を加えられようとも、決して根本観念がまったく隠され オリエント世界において王権を授ける女性がそなえるかのすべての特徴をタナクィルの姿から奪ってし 我々の探求は困難に陥る。 オリエントの低次の感覚的な観念とは相反する特質の名声に基づいているのである。 そのひび割れや隙間ももとの状況がまったく分からなくなるほどに覆い尽くされることもない タナクィルが、発展したローマがこの女性に見たものにほかならないのであるのなら、 後代の随意的な変更から、その本来の内容を区別しなければならない。[……] とい 正反対の自分たちの感覚や好みに合わせて新しく解釈し直したのである。 口 対比は無に帰し、このような方針で証明することを断念せざるをえない。 ーマの伝承は王権が女性に由来するという理念をそのまま変わることなく受 ローマ国家のタナクィルからアジアの王妃 記念碑から何世紀にもわたってそれに付 もし、この最後の伝 後代ではあらゆる [王権を授ける女 その尊敬は ロ |

婦人にふさわしい美徳の化身であったが、もともとはアジアの娼婦的王妃たちの仲間であった。

らのより徹底した女性支配の名残りにほかならないのである。タナクィルは、 支配的な優越がオリエント的思想圏の確実な認識徴表と呼ばれるのであれば、 そのようなタナクィルを過去の尊敬すべき女性像の中に置くことを認めるものではない。 堕落してしまった夫との関係と同じでもあった。しかし、 配する妻 imperiosa conjunx」とされ、まさにそのように、彼女の名前自体ローマ時代末期にまで諺のように残って 確な対応物が欠けることはないのである。後代のローマの伝承になお残される女性の権力や自立は、 境界線を容易に発見し、この二つの相互に重なり合う理念層のそれぞれに、それぞれに属すべきものを正しく分配す パレのような特徴を持つ者の本来の姿が、時代錯誤の説明によって徹底的に塗りつぶされ隠蔽されたことからも明ら ような側面に断固として対立する。 いただけではない。彼女とヘラクレスの本来の関係は、リュディアのオンパレとその肉体的魅力によって支配され、 アッシリアの宗教体系によって説明される。[……]そして、もともとは娼婦的な妻による配偶たる夫に対する女性 ナリス丘にあるヘラクレス神殿が選ばれたことは、王権の担い手にして授ける女性を随所でヘラクレスの愛人とする るわけではないが、 タナクィルとヘラクレスとの関連も同様に確実なものである。 しかし、ここでふたたび、 奇跡の力をもたらすタナクィルの像を建立し、彼女の婦人用装身具を納める場所として、 ローマの政治思想は、父親や夫のみに与えられる排他的な権利に基づいており、 古い時代への探求によって鍛えられた目をもてば、 西洋のより崇高な道徳感情は、 確かに、 史実伝承においては、 この点でも、 ローマ婚姻法の範囲における「夫を支 このことは、 オリエント的な態度のこの 新しいものと古いものとの 本来のタナクィル像に正 はっきりと表現され まさしく古くか あらゆるオン クィリ

ることができるのである。

アや、 望みは欺かれることはない。 ディアのオンパレで最も明白に例証されているオリエント的な王妃のあらゆる特徴を表しているのである。 の娼婦的な祭の始まりについての伝説はすべてサビニ人に由来する。そして、これらのオリエント的な記念碑は、 ル その代わりに、 学者たちは というアジアの王統伝説の基本的なモチーフを具体化したものであるだけではなく、 はタナクィルとオリエント にまったく新しい解釈がなされた婦人用装身具の解明によってまったく確実なものとなるであろう。 掟と市民生活の原則との乖離がなおまったく無縁であったことを考えるなら、 のにまで高められた女性支配的原理を明らかに示しているのである。もし、 れまで軽視され誤解され続けてきた伝説と密接に関係しており、この伝説は、 口 1 たと言えるだろう。 タナクィ ヘラクレスとの関係という初期の意味を明らかにするためにサビニの伝承を調べることにしたのである。 ヘラクレスとラレンティアとの情事、 化されたタナクィ リュディアのオンパレとヘラクレスとの関係に対応して、女性に服従する男性という意味でのみ理解されて ルの故郷エトルリアにおいて、 IJ , ユデ 我々は、 1 アからの移住伝説へと遡っていったが、我々は、 そして、このような結論は、 タナクィル像と装身具が納められているヘラクレス神殿のサビニ起源を結びつけ、 ル伝説よりもサビニ神話の中により純粋にそのまま保存されている。 的な王妃とを確実に同 権力を授け、 オンパレ-ヘラクレスの神話が普及したということを出発点として、 夫を従属させんとするヘタイラ的な王妃に関するオリエント的な理念圏は フローラとマルス-ヘラクレスとの類似した関係についての伝承や、 一視してもよいだろう。 我々がヘラクレス神殿にあるタナクィル像と共に納められ、 この探求の道標としてこれを選択しなかった。 タナクィ 我々が、 タナクィルとサビニのヘラクレスとの サビニ人家族におけるアマゾン的なも ル神話は、 さらにタナクィ 初期の文化段階における信仰の 権力を授けるタルペ 女性からの この点で、 ル 0) 権力の授与 原 形は タナクィ 我々の リュ 後代 1

直結していることを論証するという方法で、この複合観念と、 最も純粋なヘラクレス理念が、 事実とできるかぎり十分な証拠の収集に取り組むだけでなく、 神話資料を扱う一般的な方法は、ここで、まったく不十分なものとして放棄されたことがお分かりになろう。 我々が比較宗教研究のこの部分に、大きな精力を注ぐのはまったくゆえなしのことではない。 に名前の一致にのみ基づいたものであって、事実上の一致に基づいていないという理由で断念されなければならない。 リエントのペアが一致していることが確かになり、アジアの伝承の断片だけではなく、オリエントのヘラクレスにつ 見た神は、 シリアのベル-ヘラクレスとの関係はあらゆる点で一致するはずである。サビニ人であるタナクィルの配偶者は、 な段階を示さなければならない。それから、 なければならないのである。 いての伝承体系の全体が、イタリアに移植されたということが確実になる。もしそうでなければ、 もしそうなら、 クィリナリス神殿に祭られていて、 アッシリアのリュディアのヘタイラが一致するのと同じように、ヘラクレスとヘラクレス-タナクィル まず明らかにされるべき問題を定式化するならば、 アッシリアのベル-ヘラクレスと同じ側に立つのか、それともそれとは異なるのか、ということである。 なお考慮を要すべき点ががある。 ローマのタナクィル-ヘラクレスと、リュディアのアッシリアのオンパレ-ヘラクレスや、 我々は、 地母神信仰の官能性に屈してヘタイラの奴隷となった英雄へと堕するに至るさまざま セモ・サンクス・ディウス・フィディウスという固有の名を有する。 何よりまず、ベルの宗教体系におけるアッシリアのヘラクレスの地位を確定し、 もし我々の示す対応関係が支持されるとすると、ちょうどタナクィルと 我々は、 サビニとローマのヘラクレスがアッシリア-フェニキアの神に サビニ人やその後のローマ人がセモ・サンクスにおいて それにもまして何よりも理念と理念比較とに結びつけ サビニのセモ・サンクス・ディウス・フィディウスに 読者諸氏におかれては 我々の論 0 そうすると、 |関係とアッ 類似のオ 証は、 我々は 単

まつわる観念を比較しなければならない。学者が異質な観念に立ち入ろうとすると、その能力を最も厳しく問われる

ことになるのである。

的で、 指摘されたことであるが、これまで学界からは取り上げられなかったエトルリアのヘラクレス崇拝と関わりを持って ぞれのローマとアジアでの夫が一致していることによって補完されるのだが、このことは、 リズムの担い手たちの中で最も重要な地位を占めており、 オリエント文化の時代があったという歴史性を示しているのである。 いるのである。 かったイタリア宗教の最も暗い部分に光りを投げかけた。さらに、サビニ人は、イタリアにおける一連のオリエンタ あらゆる点でまったく衰えてしまったギリシア的なヘラクレス理念を通じては得られず、 我々の苦労がより豊かな発見によって報われることもまた他のどこにもないのである。 一最後に、 タナクィルと、 アッシリア文化圏の伝説に登場する王妃たちが対応していることが、それ かなり以前に、 厳密にはK・O・ミュラーによってすでに 間違いなく、 これまで理解できな 我々の比較は、 イタリアで

ギリシアはそれを根絶することができなかったのである。 であった。ここで、 の植民地となるはるか以前には、 神話という唯一の記念碑が、我々をこの結論に導いた。 イタリアは、 オリエント民族がイタリアの地にいたことを前提にするものであり、これらの観念が深く根ざしているとい アッシリア文化の時代が長く継続していたことを示しているのである。アペニン半島は、 常に、 オリエントの宗教は深く、 衰えかけたどこか他の場所の文化や、 アジアの植民地であった。 決定的な根を下ろし、ギリシア文化が最も影響力を持った時代でさえ しかし、オリエント的理念がこのように豊かであるという いつの時代もイタリアでは同じような現象が起こってい 衰えつつある観念や、 敗北した集団 の最終的 強力なギリシア な避難所

我々が最初の研究で達した結論は、 起源を持つに違いないからである。二つの伝承は、 係が同一であることや、 れかになろう。 ミュリッタの観念を反映するものであるなら、タナクィルの出生伝説との関係は、 で検討されることになろう。 伝説の第二グループ、 ら検証することが望まれるのである。 によって確認された。 属することが マの伝承形成が、 我々の つまりセルウィウス・トゥリウスの出生神話に求められる。この神話については、 我々の比較研究の目的であった証明は、 研究を通じてしだいに明らかになった。このことは、二人の伝説上の女性とヘラクレスとの関 王権を授けるアプロディテ-ミュリッタ[イシュタル]というオリエント的原型に完全に従 ヘラクレスについてのアッシリア-リュディアとサビニ-ローマの観念が対応していること つまり、 第二の研究によって、 もし王権を授ける女性としてのタナクィルの立場が、 そのために必要な材料は我々に確保されている。それは、 密接な関係で結ばれているので、 あらゆる疑問を一掃されるか、もしくは論駁されるかい もはや欠けるところはない。 ミュリッタの儀式の原理や慣習に 同じ起源に由来するに違いない。 究極的にはアッシリアの しかし、この正しさをさ タナクィルをめぐる 本書第二

グループは、 をこのうえもなくはっきりと認識させてくれることにもなった。というのは、 る宗教慣行がまさに、 しかし、 ア宗教、 これまでの探求から明らかになったことによれば、 つまり、 また思いもかけず、 単にサカエア族や卑しく官能的なミュリッタの掟を完全に表現した祝祭の儀式を物語化したものなので 最も無規律な娼婦制に顕現する自然母神と関係があることはもはや驚くべきことではありえない。 口 ーマの 女性原理のアプロディテ的理解に最も奔放で西洋的精神とは最も矛盾した表現を賦与す セルウィウスの伝承のあらゆる個々の点を規定している最も直接的 ローマの王政期に関する最も流布した伝承の一つが、アッシリ 我々のタナクィル神話についての第二 な原型であること

多くの矛盾は解決されよう。一見したところは相いれない要素が首尾一貫した統一体になり、 あっても、完全に首尾一貫した構造の一部をなしているのである。[……。] ルの ローマの伝承の特徴は、バビロニアやアッシリアの娼婦的奴隷祭にも同じように共通している。つまり、 サカエア族の神聖な女王に帰される機能の似姿なのである。 ローマの伝承をこの原型まで遡れば 外観は変則のようで タナ

のは、この完全に保存されてきたアジアの先例のおかげである。[……。] 全で首尾一貫したものとして見出されるのである。我々が扱うばらばらな断片が、今、本来の場所に位置づけられる ここで次々と行われた探求の過程で、本書第一部の類比から明らかとなった事実が繰り返し示されている。 断片的で、非常に様々に手が加えられた断片からしか見分けることのできないものが、オリエントでは、完 イタリ

王の出生についての観念をいかにして形成することができたのであろうか? [……。] の祝祭がイタリアやローマにおいても開催されていたことを証明することができてはじめて、蓋然的になるからであ というのは 宗教的祝祭とのあらゆる関係と同様に、新しい時代理念の変形的な影響をあまり受けていない宗教的伝承の類である。 思想世界との対比を明らかにしてくれる点で、有用である。しかし、目下の探求目的にとってはるかに重要なのは、 など無用のことに冷静に心をいたすことができる。[……。] そのような説明は、ローマ国家のイデオロギーと初期の このような比較によって確固とした方針が与えられれば、我々は、これらの神話を説明しようとするローマの試み 般的なイタリアの民族精神は、 セルウィウスの出生にまつわる伝承が、サカエア族の儀式に起源をもつということは、我々が、 固有の慣行からは知ることのできない宗教的な原型にしたがって、愛でられし この種

我々の神話学が与えてくれるものは、 事実的なものを超えることはない。それらは、 創造的な根本観念や根本理念

習の抑制によって、 スの 化的諸慣行の十全たる内的発展に心を留めなければならない。それらは、 までなお人気があるのは、 トリア る多くのサカエア族類似の祝祭に注目する。 については何も語らず、すべては謎に包み隠されたままである。[……。] 我々は、まず、ローマやラティウムに フォ [喇叭の清め] ルト これらの祝祭すべてにサカエア族の祝祭を確かに見出し得ることを妨げるものは何もない。 ゥナの日が現在にも伝わる。 オリエントの先例とは異なるものとなった。 祭、 貴賤を問わずあらゆる階級の人々を無規律な快楽がひきつけたからであるが、 フロラリア祭、アンナ・ペレンナの日や市外のテベレ川の土手沿いで祝われるセルウィウ それらは、 ノナエ・カプロティナエ祭、 古い観念や古い精神から離れながらも、 主に、西洋の健全な精神からは許されぬ慣 クィンクァトルス・ミノレス、 その祭りが近年に至る トゥビ 我々は、文 たとえそう ルス おけ

上豊かで一貫した信頼できるものはないほどの素材が得られるのである。 るかに広範に及ぶ。 カエア族の痕跡の研究の最後には、 保存されてきたのであって、 意図した応急措置であり、 正当化しようとする試みがなされるさまざまな重要な神話を取り上げるならば、対応関係を構成するために、これ以 しでもやっていけることを納得する。こうした説明は、 以上の二つの特徴に加えてさらに第三のもの、すなわち、 古きものが保存されてきたのは、 しかし、 説明が行われた時代に関する知識の源となっても、 その根本観念が理解されてきたからではないのである。 当該の神話が属する思想圏を越えることを、 東洋と西洋の対応関係が、 しばしば、その根本観念が失われたにもかかわらず、そして失われたからこそ 奇妙に思えてきた儀式を新しい時代精神と一致させることを 儀式の起源が語られる一方、 タナクィルの伝承自体に我々が期待していたよりもは 非難する者は誰もいないであろう。 我々はふたたびローマ末期の試みた説明な 起源の理念にとっては無意味なのであ ローマやラティウムにおけるサ 個々の驚くべき祝祭慣行を 厳密な

共通の起源を持つあらゆる現象を考察することが必要不可欠なのである。 論証を行うことに関しては、思想圏を越えることを注意深く避けているが、一方で、事実に関しては、タナクィルと 部分を照らすことにあり、 探求の価値は、それが一見関連のない事柄の精神的な関係を発見することにある。 健全な思考の価値は それがよく分からな

して、 れが見えてこない原始の文化的段階を明らかにするのである。 た民衆の精神は完全に首尾一貫しているのである。 宗教体系から生じたものであり、同じ根本観念を示しているのである。ここで、いつものように、伝承に形式を与え のもこの女神である。 らに顕現するサカエア族の娼婦的女神にほかならず、そして、幼年のセルウィウスの養母にして守護神として現れる て恣意的に取り決める娼婦、 してこの観念は、 の自由と平等への回帰を陶酔的な熱狂で祝ったものである。 た子供であった。 民族の自由の創始者たるセルウィウス王は、 一部における諸探求から導かれる最終的な成果は以下のようなものである。 そして、この奴隷祭とは、 たとえこの上なく謎めいていようともすべて報告に説明を与えてくれるのである。 彼女が双方の神話で果たす役割は、それぞれ二つの異なった結末へと展開されようとも、 我々がタルクィニウス・プリスクスの王妃に見た娼婦は、 アッシリアの文化圏の諸民族が、 それは自然創造の合法性に匹敵する合法性を表し、 彼を敬愛した同時代の人々の観念では、 神話のあらゆる側面はこの観念と一致するのであり、 人々が生命の大母の掟への すなわち、 豊満かつ奔放な自然生活を自 娼婦的奴隷祭から生まれ ローマ共同 命や王権につい もう一度、 体の樹立者に 回 同じ 全員

的は達成されたと見なされるとすると、今や、 論証してきた。 以上に要約された探求において、 我々の 目的は、 理念の一致にのみ基づいた対応関係を確立することであった。 我々は、 語源学や比較言語学の助けなしで、 事実に即した推論が神々の名称による推論にも対応するかどうかとい タナクィ ル神話のオリエント起 しかし、 もはやこの目 源

っ問題が、密接に関連した関心事となるのである。[……。]

する。 念から生まれたことを示すことにある。この比較の過程で、スパルタとローマの神話の対応関係や、それらがアジア 伝えられる彼の神話の個々の点を、ヘラクレス-ベルの宗教体系へと還元し、 れるスパルタのデマラトス王の出生神話が考察される。[……。] 我々の課題は、ヘロドトスによってきわめて正確に にめぐり会うことになる。 の原型に由来することが完全に明らかになる。セルウィウスの出生伝説のあらゆる特徴が、ふたたび我々の前に登場 ローマの伝説と同様に、 この言語的な補論に続いて、本書第二部は、 ―母系出自と父系出自の観念は同じなのである。異なった表現の中に、我々は、イタリア神話の観念の各段階 作り話から生まれたのではなく、いずれもが自然的形成の合法則性に則り、 ローマのセルウィウス・トゥリウスと明らかに類似していると考えら スパルタの出生伝説が、もう一方の 民族の宗教的観

護神であるタナクィルと密接な関係を持っていたが、この同じサビニ人は、今や、 全く関係のないように見えた探求が、 ンタリズムの主な継承者の一つとして認識するようになり、その部族の神であるセモ・サンクスやセルウィウスの守 達する結論は、古代人にとっては、歴史上の信念だったからである。サビニ人は、我々が、イタリアにおけるオリエ と関連した伝承の価値、はたまたそれが不可欠であることも明らかである。 このように、方やスパルタとアジア本土と、方や西方のイタリアとの間に、民族的な関係が明らかとなれば、 同時にデマラトゥ ス神話の故郷スパ 最後にはタナクィル神話に戻って来るのである。[……。] ルタと関連していると見なされるのである。 というのは、 サカエア族のアジアにおける故郷 そして、 我々が神話の比較によって タナクィ ル の神話とは

三部の目的は、 内的な宗教的観念が歴史上の性格へと変質し、宗教的な観念や習慣が人間関係や運命の組織へと変質したことも、 尊厳を持ち、純然たる家庭生活における道徳的な観点を完全に表すものという印象を与えてきたのである。そして、 のベンチ以来、 現代に伝わるタナクィルへの変身ほど注目されるべきことはほかにはありえない。このタナクィルは、ラテン語学校 娼婦たちの同行者、 応させたその変成力に対応することを確信する。というのは、アジアの王妃にしてオンパレにも匹敵するアマゾン的 てきたことを見てきた。今や、我々は、この受容力に、これらの導入された要素を変化させ、 ることにある。これまで、我々は、イタリア民族がオリエントからきわめて広範に観念や習慣を自らのもとに受容し 次に、我々は、オリエント的伝承がイタリアの地において被った運命に全面的に注目する。このことを探求する第 我々の心に、あらゆる娼婦的痕跡やアマゾン的な傲慢さが消し去られ、あらゆる婦人としての美徳と 人間の文化的発展が依拠する最も強力な要因のうちの第二のものを十全たる意味において明らかにす 乱交祭で崇拝されるサカエア族の母神アナイス [アナヒタ] が、ローマの作家たちに描写されて 自分たちの考え方に適 同

のタナクィルの伝承と西洋版のそれを比べるだけでは不十分であり、新しい観念が当然の変化の中でより古い観念に それを我々の科学的経験の一部とみなすことができるだけである。 い国土では果物は異なった味がすること、完全な発展には一回以上の気候の変化が必要であろうことを知っている。 自然科学の方法では発展の謎を解明することはできないのである。 この点、我々はこの歴史的過程それ自体の解明や、 こうしたことだけでは、発展それ自体の本質を見極めることはできない。 人類の発展の秘密の説明を試みることはできない。 しかし、 我々は、 いま考えている事柄においては、 植物が土壌によって変わること、 我々はただ、 変化の事実を証明し、 歴史科学や ―新し

じように驚くには値しない思考過程ではないのか?

明らかにするため、 由来するに違いないということを証明しなければならない。[……。] それらを別々に取り上げることにしたい その変化には二つの側面があるが、 それぞれを

的 義務に忠実なローマの女性たちにとり、 もはや男性は、 れた妻及び家族への権 娼婦的観念の る男性側からの敬意であった。 につれてますます大きくなっていった。 かった。 な自由と平等の原則の表現であった。 ルは、 伝統的 には残りえなかった。 観念はただ初期の観念の見方の下でのみ理解されるにすぎないことを証明する。 タナクィルは、 娼婦的な王権を与える女性から全ての品格ある女性の徳のモデルへの変化を考えてみる。 依然として、 な関係は残されたが、そこにローマは、 抑制にもかかわらずローマのタナクィルの中にオリエント的娼婦の特徴がまだ認められ、 女性へと貶めたオンパレとして、 肉体的な官能の濫用により女性の虜とはならず、残ったのは、 一般民衆の記憶の中で厚く敬われつづけた。 力に対する母権制の保護者となり、 サカエアで具体化されたような、 娼婦的性格やアマゾン的性格を脱ぎ捨て、 しかし、 糸巻き棒を持ちサンダルを履いた、ディウス・フィディウス神殿のタナクィル像は その奴隷階級の子供の養母は、 男性の横暴や不正に対する復讐者によって与えられた保護のシンボルとなっ 彼女のヘラクレスとの関連は、 確かに、 タナクィルは、 アジアがこの理念に与えた、 固有の精神と、 一人の母から生まれた子たちとして、 その威信は、 **- 娼婦的なアプロディテ主義からの脱却が決定的になる** ローマ民族の記憶と尊崇の中に留まりえたわけでな より高度な道徳を吹き込んだ。そして新しい 男性が厳しく主張する実定的な市民法から与えら 厳格な国家法に対する奴隷階級の自然的 同じように解釈され、 ローマ国法が徐々に母なるものを排除する 家庭内の仕事を厳格に行う婦人に対す 低次の感覚的な表現形式は 傲慢にも女性支配により男性を その重要性を保持した。 人類におけるの普遍 この点我々は その結果、 権利 口 7の擁 マ人

な実定的な国 高尚な愛と献身の理念はこのアジア起源のサカエアの母神の姿に結びつけられて印象を深めていった。 「家制度に囚われた社会の中で、 彼女は随所で博愛の擁護者となったのである。 厳格

ア的 その宗教を広めた、 貶めた娼婦的過剰を、 来事の中においてさえ表現されたのか、 非生産的な西方世界では一切が冷静で、すべてのものがより高貴な生活観に資するように作り直された。そしてアジ の表現を見出した。 払拭していた。 国法を通して母神に対して犯された罪の意識が、 ウィラエのアンナをタナクィルやオクリシアに対するのと同様の感情をもって見たのか、 ナエ・ 我々は続けて、 な伝統は、 カプロティナエにおいて彼らの行進を率いたトゥテラ・ピロティスや、 まったく異なった精神世界の下で生き残ることができた。 しかし、 より情熱的なアジアは、より深く感じ、より激しくその自然なままの感情を表現した。 オリエントの考え方や宗教的慣習は、 かにして他の古代サカエアの制度の後継者が同様の変化を経たのか、 完全とはいわないまでも――サビニ人のフロラリア祭を考えてみればよい 初期の自然にかなった社会秩序の幸福への断続的回帰の観念は、まだ、 ということを証明する。そのような罪の贖いの祭は、 多くの宗教的儀式や神話の中において、 捨てられずに、 より節度ある形へと変えられた。 自由を切望する平民の優しい養母ボ またまったくの歴史上 最後に、 ίj かにして一般の人々は アジアのサカエア族を 伝統的形態の中にそ *i* , かにして厳格 ほぼ大部分は それ自体 世界中に 一の出

つか 我々はそれを完全には受け入れることはできない。 解な性格の大部分を一 0) あ まいな二次的領域にではなく、 かくも注目すべき思考の発展を比較しないままにしておくことはできない。 掃したが、 我々が類似の現象を証拠として挙げることでこの一貫性を示すことができな 神官法の最も重要な局面の一つに見出す。 奇妙に見えるかもしれないが、 我々は、 フラメン神官ほど国民的な神官 確かに我々の研究は、 その望まれた対比をいく その難 い限

との原型的な関連においてもふたたび認識されるべきものであり、各々が、そのオリエント的な背景から遠く離れて 帰依する男性配偶者との関連、これらのアッシリアのヘラクレス信仰の特徴はどれも、フラメン女官のフラメン神官 母の優位、 低次の段階を知り得た体系から生じたのである。 明がつかない多くの儀式規則によっても、 神官は、 職はなく、 べて消し去られた。 オンパレのような娼婦から、 タリアでは、 発展した後代においてはもはやそれに対して適切な解釈を見出すことができなかった神官規則の出発点である。 これらの伝承の要素は、 タナクィルと同様、 喜びと自尊心をもってみなしたものであった。これらの対応関係は完全である。 その儀式とともに、彼らが奉じる三神によっても、 口 神官階級において第一の地位を占め、 娼婦的観念、 1 古いものには新しい精神が吹き込まれ、その結果、 タナクィ マ的 なものはない。 そして、 ルの類似の地位と同じく、 夫に優位する娼婦的な妻による権力の授けや、 ベルーヘラクレスの体系、 崇高な独立性だけが残った。 タナクィル神話の基礎をなす伝承の要素と同様、 その徳性により尊敬されるローマ婦人の原型となった。 しか し、 この土着性は幻想である。 そのオリエント起源を示す。 すべての婦人が、 また、 神祇官団にすら優越する、三大フラメン神官の神官法ほど、 すなわち、 本書第一部及び第二部において見出されたすべてが登場する。 その独立性は、 そして、 我々が以前の研究においてその最も高次の段階と最も 完全な変化を経験した。[……] フラメン女官は 忠実な妻が厳格な市民法に侵されることない ローマ的ないしギリシア的観念ではまったく説 タナクィル及びその神話圏と同様に、 オンパレのような女性支配者とヘラクレスに その上、 フラメン女官がフラメン神官との関係にお 変形を免れることはできなかった。 口 1 娼婦的アマゾン主義の痕跡はす マの神官職は、 その規則ととも フラメン 起源的 しか イ

耐えがたくなるに至った異国の観念に対する意識的な反動が与える力を考慮せずして、

ローマ

の諸規則の厳格さが

リズムがイタリアにおいて何世紀にもわたって根を下ろしてきた深いルーツを忘れているならば、 装飾について論じる。 説明され評価されえないという広範な経験は、 しても理解することができないのではないか? 上位に置き、フラメン女官の行為作法が、 いうことを忘れている。 国家を宗教より上位に、父権制を母権制より上位に、 そして、そのような闘争なくしては、 そのとき我々は、 もし我々が、オリエンタリズムをローマ的背景から切り離して考え、 この無意味な言葉で説明していると誤って信じているものは闘争の 非常にモーセ的な厳格さで規定されていたのかということを、 民族も個々人もその強さや特性を完全に発展させることはできないと 承認された真実である。我々はたびたび、ローマ人のいわゆる歴史的 嫁資の支度を売春によって少女が自分で支度するよりも また、そのオリエンタ ローマが情け容赦 我々はどう

であることである。そして、 では十分でなかった。 描いている。 述家たちを読んだ結果が、 矛盾ではなく、すべての歴史を通して証明された偉大な真理である。 している。 婦主義は、 ーマ人だけが、この真理を悟らなかったのであろうか。もし私が間違ってなければ、最も幅広く全てのローマ人著 極端なものは、 ウェルギリウスはその叙事詩において、アエネアスをフラメン神官として、ディドをフラメン女官として 同様に極端な純潔主義を生み出す。人類文化の発展が両極端の衝突を通してのみ促進されるということは 彼にとって、 その正反対のものによってしか説明することはできず、そうすることは抵抗を生み出す。 その描写の基礎になっているのは、 イタリアにおけるフラメン神官やオリエント文化の歴史についての私の見解を十分に支持 ローマとカルタゴの人物に聖なる性格を付与し、 アエネアスとディドはともにそのルーツをオリエントに持ち、 フラメン神官がすべての神官職の中で第一位にして最高位 貧弱な理屈ではあるが膨大な人生経験を持った その背後に国家的な性格を包み隠すこと ウェルギリウスの考えの 極端な娼

中で彼らはテュリア人とトロイア人の間の親族関係を通して親密に関係づけられていたので、詩人は、中で彼らはテュリア人とトロイア人の間の親族関係を通して親密に関係づけられていたので、詩人は、 を前ローマ的起源、 すなわちアジア起源としなければならなかったのである。 フラメン神官

また、ディドはそれ以外のものは知らない。しかし、アエネアスは新しい生き方を代表している。そして、ローマは、 は西方世界で古いフラメン神官職を永遠にしようとむなしく努力する。 ラメン神官職の上に新しいフラメン神官職が立ち上がり、 されたディドを破滅させる。 く開くことを運命づけられていた。甘い思い出や彼らに共通のアジア起源という認識は、彼を動揺させることはでき かわらず、 人間をその新しい生き方に高めることを運命づけられていた。彼のすべての過去がアジア文化に根ざしたものであ ディドがその逃亡した不誠実な恋人を責めるとき、彼女の非難はまったく伝統的なアジア的法的見地に基づいており、 しようとする。 カルタゴにおける二人の邂逅というエピソードは決定的である。それは、古くは結びついていた文化の分岐点を示 ゾガネスとその原型であるヘラクレスを結びつけるために燃やされたアッシリアのサカエア族の薪の山 彼のヘラクレス的な性格が、そこからディドが彼女の法を引き出したとても深い宗教観念に基づいているにもか ローマの国民的英雄の衝撃の下、 オンパレがヘラクレスを、セミラミスがニヌスを、デリラがサムソンの支配したように、アエネアスを支配 彼の目は、 ディドは、 彼女は、 彼の新しい家や新しい時代へと向けられている。そして彼は、それをより高い定めの中で新し その娼婦的な術策をもって男を虜にしようとする、オリエントの王権を授ける女性であった。 アジアがその娼婦的な女王に与えた権力を夫の人生や王座の上に具現化しようと努める。 しかしアエネアスは、 クレオパトラが再び樹立することを望んだオリエント的娼婦の王権は滅び去 生命のない肖像だけが燃やされる。 アエネアスは新しいフラメン神官職を勝利に導き、ディド ラティウムにおいて、 これは転換点である。 フラメン女官は、 古いフ 征服

時代の生誕地として選んだこの地に決して到達することはないのである。 するオンパレであることをやめ、清浄なる光の聖職者の純粋な配偶者となる。 アジアの娼婦的母性は、 時代精神が新

ない。 死者が治めるクマエ王国に訪ねる。この人たちは、アジアの過去の歴史の外では生命のない影以上の何者でもなく マはアジアの究極の征服者になった。ここに『アエネイス』の本質がある。「トロイアは、その名とともに滅んだし、 の解放も同様に重要である。 けを考えていたという近年の通説的見解は、まった一面的なものである。 ある一つの観念を見出す。 く、子供の頃に誘拐されたアスカニウスである。『アエネイス』をその観念を求めて読むと、我々はいたるところで、 なってしまっていた。 ラクレスのイメージであるが、彼はアッシリア人の先祖と、彼女自身は娼婦的な王権を与える女性であるディドを、 トロイアの英雄がティベル川の河口に到着する時、すべてのアジア的なものは破壊される。ここでもアエネアスはヘ ト文化は遠く離れた西方世界でより高度な運命を実現するというものである。 ウェ クレウサ、乳母カイエタ、パリヌルスといったオリエント的な観念の全代表者たちは約束の地に到達することは 伝承を超える将来の発展をそれぞれ等しく強調している。ウェルギリウスはただイタリアとアジアの繋がりだ アエネアスは娼婦キルケの魅力的な小島を避けている。結局、 ルギリウスはこの観念に最も大きな広がりを与える。 彼らも、 ウェルギリウスは、すべての文化的発展の根底にある二つの要素、 実際、 彼らの住む死の世界も、再び、ラティウムで生活することはないであろう。アンキセ 叙事詩の全体に行き渡っている中心的観念は、 彼は一つの神官職にだけそのようにしているのではない。 最初のラテン王国を築くのはアエネアスではな オリエント的伝承の束縛からのロ アジア的な基礎の上に建てられたロー 東方世界で打ち破られたオリエン すなわち、伝承との結 ーマ世界

世界の文化の中心を東方世界から西方世界へ移すことであった。すべての決定的転換点がこうした中心的観念の 我々の研究とは関連性のないものである。 に集まってくる アとオリエントの しても持たないとして、 0) 口 致したものであるのだろうか? 「承の運命を表しているのならば、 1 同様の方向 の歴史についてのこの詩人の解釈は正しかったのであろうか? 関係がローマの歴史の一般的外観を構成している。この発展における最大の成果と重要なことは、 [西→東]でなされた民族的闘争なくして想像することはできないのであろうか。 外部の発展と内部の発展は絶対に一致しないのであろうか? ローマの全歴史も同様の変化に従うに違いない。 また、 もし、 彼の物語はローマ民族の観念を表しているのだろうか タナクィルやフラメン神官職の変化がイタリアにおけるオリエント 彼の物語はローマ的西方世 我々はオリエントの精神的征 部分は全体と同じ法則をどう 昇 確 ? かに、 0) この 現 実の発展 イ 問 ・タリ 題は

手の一つであった。 アの人々と信仰がアルプスの麓からナポリの肥沃な原野にいたる全土を占めていることがわかる。 れていたであろう。 海岸地帯や島々を備え、 やアドリア海、 何世紀にもわたってイタリアは、 Ш 工 岳部のサビニ人は、 1 ル リア人の大多数は、 イベリア半島を通って、 西部の平野において、 初期と同 地中海域の中心に位置するイタリアの港は半島を民族の出会いの場にすることを運命づけら 一般に考えられている以上にエトルリア人と関係があるが、 様、 太古からの文化的伝統に基づき、 中期のイタリアの歴史の先駆けとなった大移動の波乱に富んだ時代の後には 永遠にアジアに従属すべく定められていたであろう。 オリエントの民族ないしオリエント文化圏の民族がイタリアへ押し寄せた。 アルバ王国は同様の王国群の中で最も重要であった。すべてのものが イタリア、 とくにローマに大きな影響を及ぼした。 オリエント文化の主要な担い 陸や海、 口 ヘレスポント 1 マの北と南で アジ 海 峡

中

タナクィ ルの伝承』序説抄

長く続けられて来た反動の最初の巨大な爆発は、

最後のタルクィニウス―彼は真にオリエント的特徴を備えた支配

文化との対立、 な国家観、 されている。 にローマの存在に、 エトルリア人の王政復古に対する闘争の中で強固なものになった。 歴史は両極端のおかげで最も偉大な発展を遂げることを我々にもう一度示している―の没落に明らかに示 同時に彼らの歴史的使命をますます明確に意識するようになっていった。 次にその権力に、一般的には同時に両方に不可欠なものであった。 ローマ発展のすべての歩みは、 西洋精神のより純粋な生活観の勝利である。 ローマ人は、 アジア的要素の 彼らとその周り 口 1 マ 破壊は、 の外国 西方的 第

年の間に、二つの世界の交差点であり、アフロディテ由来のコリントとフェニキアが破壊された。これらはすべて、 の — 世界時代の終焉を表している。 の最もうぬぼれた富や芸術や優雅さの居所を粉砕することができるか、 リエンタリズムの拠点が次々に没落した。 地という意味を奪うこともできなかった。 に同じ目標に向かって中途半端な手段も妥協も認めない、 あった―のために起こったのである。 人類 それゆえ、 時的な成功も何も成し遂げえなかった。タルクィニウス家を復活させることも、 -その生活のより純粋な段階への進歩のために古い官能主義的文明と彼らの商業的、 新しい観念に同化され得なかったすべてのものを地球上から一掃した比較しようもない激しさと、 それらのうち多くはロー メソポタミアの廃墟のように、見捨てられた古い文明の諸都市は、 カプアは、その近さゆえに二重に危険であるが、 アルバが没落したように、ウェイイや他のエトルリアの諸都市といったオ マの軍門に下ったのであった。 同様に驚くべき頑固さと頑強さがそこにある。 ということを我々に教えてくれる。 ローマから平和な取引と産業の 産業的基盤の破壊が必要で 歴史がいかに軽蔑してそ ポルセンナ 断罪された つね

西方世界において、 ポエニ戦争は、 この偉大な歴史的過程に結びつけられなければ、 アジアの最後の軍勢が決戦に向けて集められた。 適切に評価することはできない。 3 口 ッパの人々はふたたび、そしていまや永

史的使命を果たしたのである。 この時、 西方世界は東方世界の遺産を永遠に手中に収め、 勝利を得た民族はその倫理

的頂点を極めた。

向性に重大な影響力をもっていた。 それら一 的によりすべての人に与えられる活力を正しく評価するのは困難である。 ものには満足している我々一九世紀の ローマ人でも、唯一のローマ人でもなかった。スキピオと同時代の人々はすべてそのように考えていた。そして、正宮 ポエニ戦争とアエネアスの神話の親密な関係を悟り、それらを何千年も昔に始まった発展の絶頂だとみなした最初の その決戦の最中、 西ヨー 規模の事業が復興されたのはようやく一五〇〇年以上後のことであった。 で作用するからである。 からイタリアを救うため、 しく判断したいなら、 大いなる叡智と経験がアフリカの女王[カルタゴ]の滅亡によって失われたことを我々は嘆きはしない。 その母なるものへの全くの無関心と政治的原理である父権制への疑いなき信仰におびえた。 文学的論争の主題、 口 般的伝承は、 ッパの人々の高次の倫理原則の勝利は、 ローマがアジアに起源を持つということに二重の意味で意識するようになった。ハンニバ 等しく、広範な時代区分で考慮しなければならない。 活力の要素であり、 何が食べたいのか、飲みたいのか、どのように服を着て楽しむかを知っているなら大部分の 後世のおとぎ話もしくは歴史的出来事の神話的原型とみなす。 形なき隕石が母国であるフリギアからローマにもたらされた。 ウェ 人間は、 ルギリウスの詩は、 我々に馴染み深いウィリアム・テルの伝説のように民族の志気や歴史の方 アエネアスの伝説のような 我々にこのアジア的官能主義の貧弱さを忘れさせる。 ほかならぬその中にローマ人が自分自身や自らの運命 我々は、 しかし、アジアの卑しい 一般的な伝承は言うまでもなく、 なぜなら、 それら一般的伝承を、文学的創作 歴史はいつも長大な展望の中 しか アプロディテの都市 ľ 古代の人々にとって ウェルギリウスは 官能主義に対する 口 1 高尚 その地球 ル マ国民は 0 な目 ーマ

民族的観念の指針が示されているという理由で、ローマ人のお気に入りであった。

とにもなる ことのできるヨー き離す超えがたい溝があるのを感じる。 サンドロスではなく、 せたのは、 方世界は西方世界に敗れ、 派なのかということに密接に関連していた。 の観念を強要した。 能な観念の核心が存在するのであって、 たちは我々には異質で不可解に見える。 ウィアヌス-アウグストゥスであった。その西洋的観念は現代文明の根底にあるものである。 におけるカルタゴ軍が一時的にしか占領できなかったものを、 7 口一 エジプトのクレオパトラの恋人同様、 マの ンニバルとの戦闘の後は対外的な戦闘のみを行った。 ・ロッ 頽廃が増大しているにもかかわらず、 内乱の時代の大きな混乱の中においてでさえ、東洋か、西洋か、 東洋の王権を与える女性の第二の征服者で、親殺しの復讐者、 ノペ 精神は生きている。 彼らの破滅はアジアの没落を決定的なものにした。歴史精神が帝権の確立という仕事を任 我々は、 われわれはつねにそれを求め続けるとともに、 しかし、 ポンペイウス、ブルトゥス、カシウス、 彼らが作り上げた国家と法の中に、 スキピオ一族やカトー一族、 伝説がメロエのカンダケとめぐりあわせた彼の前任者であるアレク ハンニバル、ミトリダテス、 西洋はどこででもその精神の強さの長所を持って、 永久に西洋のアエネアスの後裔が手に入れることに 東方世界におけるアレクサンドロ ユリウス一族の中に、 ユグルタのような男たちから我々を引 今日でもなお我が物とすることが可 とりわけアントニウスと共に東 新しいオレステスであるオクタ という世界問題は、どちらの党 しばしば慰めを与えられるこ オリエント世界の戦士 我々が理解する にス軍、 より高次 西方世界

ーマは、 なぜなら、 何か全く新しいものを世界に導入した。 彼らのトロイア起源は単なる妄想ではなかったからである。 ローマ国民は誇りを持ってイダ山麓の平原を振り返ったに違 しかしアイアコスの末裔であるピュ 口

界の強大な反動に対する新しい原理を守り、補強することであった。 克服された生活原理へ人間を後退させることではなく、オリエントのギリシア化によって二重に危険となった東方世 ラクレスの後裔でもなかった。むしろ東方世界の遺跡から、 スが自分自身に言い聞かせようとしたように、 |回帰を意図していたと信じる人々は理解を欠いていた。 |(i) 的アフロディテの息子は西洋の帝国を創った。 西洋的基盤に全く依拠していて、このように二千年の間にわたって西洋と同一視されてきた。 テベレ川の川岸で生まれ変わったのはトロイア人でもアッシリアのへ カエサルは際立って西洋的な英雄であった。彼が築い 確かに彼の家系の発祥地はアジアにあったが、 新しい西洋政治思想は生まれた。 カエサルがその起源 ローマの使命は た口 そのオリエ 1 マ帝

輝か 響力を全面的に復活させるに至った。ニトクリスの如き女性たちが、 き回された。 を揺るがせた。 て持つことがなかった力を振るう、このきわめて娼婦的な女神たちに動揺した。アジア的ディオニュソス-サンドン を止めることはなかった。その帝国西部の最遠の地に至るまで、西方精神は、ギリシア民族宗教の擬人神たちが決し ルス[ヘリオガバルス]は帝国のまさに中心においてセミラミス信仰に匹敵するバビロニアのミュリッ 密儀の堕落は、 東方世界は、 しい勝利を収める。 それは、三五〇年前にクレオパトラの自殺により挫折したオクタウィアヌスの望みを実現するもので その宗教を通じて、 しかし、 一度はイタリアの荒廃によって失われたのは避けられぬ必然のことであったが、 反撃は、あらゆる高次の原理がいかなる堕落にも必ずや勝利させる内的力によってついには ノパ ルミュラのカンダケたるゼノビアは、 西方世界にふたたび軛を課そうとした。アジアとエジプトの母神たちは凱旋の道 アウレリアヌス帝によって意気揚々とロ ローマ皇帝の玉座を取り巻き、 今や、 国家生活の タ原理 皇帝エラガ 1 7 市 の影

はこれを記念して造られた―は、 証する一方で、フラウィウス家の勝利と今日もなお残る記念碑―古代の記念碑の中で最重要のもの[ティトゥス門] 来事であるだけでなく、 の同化を通してローマは西方世界と同一視されることとなり、以後の時代のオリエントに対する闘いはすべてその共 ローマの精神的相続権を告げている。イェルサレムに取って代わったのは、ビザンチウムでもアンティオキアでもな カルタゴとイェルサレムの陥落は、 ラウィウス家がユリウス家以来のカエサル主義 してこれを通じて、西方世界に、新しい絶対的支配権を、つまり宗教に対するそれを相続させた。それは、まさにフ 最大の出来事を、 我々はこの発展を支配する内なる法則性を理解しているので、今や、カルタゴの陥落及びイェルサレムの破壊以来 [ガリア帝国] を建設せんとしてローマからの独立をはかったの最初の企図をくじいたのと同じ時期のことである。 またアレクサンドリアやアフリカのヒッポーでもなく、まさにローマであった。キリスト教は西洋的になり、こ ローマの歴史の中の適切な場所へ割り当てることができる。 世界史の二大転換点でもあった。スキピオの功績が東洋からの西洋の政治的解放を永遠に保 将来の宗教のモーセ的オリエンタリズムからの解放を意味し、 ローマの歴史の全ドラマの中で最も注目すべきもののなかでとりわけ悲劇的な出 [皇帝崇拝] を完成させ、 ユリウス・キウィリスを打破して、 ヤーヴェ神殿の破壊は、 東方世界に対する 口 1 マに、 北部国

次いで、 輸入品はやがて国産品たる様相を呈するまでになり、最後に、これらの伝来の観念の中で最古のもの、 ント的な神官観念を長きにわたって、ひいては、まったく異なった世界観のもとにある現代に至るまで、 タリアは、 ローマはこの外来のものをわがもののごとく慈しみ、 かつて東方世界由来の宗教観念を自らに受け入れ保持した親密さをあらためてキリスト教にも示した。 自らの個性に沿うべく決定的に改変し、 つまりオリエ

同作業と見られるほどである

界観の克服という二重の関連を示していることを指摘すれば十分である。[……。] ローマの雄々しき軍隊は、 ことであり、また、生活のあらゆる領域におけるローマの発展過程を理解するために不可欠でありながら、今日に至 されよう。 が必要とすると思われる以上に、こうした一般的な歴史的考察に留まることは、本書の最終的な目的によって正当化 関連を、 史の過程を通じて、 界支配を樹立した。 とができたのであり、 るまでまったく無視されてきた観点を構築することだからである。 ルプス山脈に到達するよりも早くチグリス=ユーフラテス川に到達した。イタリアの門に接する北の世界は、 つまり、 新たな予感はあるがいまだ知られざるままのより高次の時代の隠された種子であった。 なぜなら、 一方でオリエントへの従属、 我々が見てきたタナクィルの神話の歴史に具体化されていたのと同じオリエント世界との一 しかし、 この観念の上に、ギリシアが早くに福音書を受け入れながら成し遂げることができなかった世 我々の意図するところは、ある一つの記念碑の分析を通して歴史の普遍的法則の認識を見出す これらの考察はいかに有益であろうとも、 他方で内面的な並びに外面的な意味におけるアジア的な人間観及び世 目下の研究の範囲外である。 本研究の目下の目的 口 ーマが、 わがア 口 1 古代 マ

界は自然的観点を奉じ、 このような思考過程は、 人の婦女の徳と尊敬の イタリアにおけるタナクィル像の変容は、 西方世界の新しい精神はさらに別の方向に向かう。 モデルとなるだけではなく、さらに内的な宗教的形象から歴史的人物へとも変質する。 西方世界はそれを歴史的観点に置き換えた。 ローマ人の精神の本質及びアジアの古い文化に対する関係に新しい光を投げかける。 マトロナ [ローマ貴婦人] タナクィルは、 ローマは、 的観念による娼婦的観念の排除にとどまらな アジアの王朝の娼婦的王妃から、 とりわけすべてのものを、 その国家 東方世 そして 口 ーマ

王権を授ける女性という観念を生み出し、世界規模にまで広まったベル-ヘラクレス信仰と比べて、日々の生活に適 重要な進歩の萌芽を含んでいる。なぜなら、それ自体、宇宙的-自然的生活観念という不自由な軛からの精神の解放 比べ物にならないということを、誰が否定することできようか。しかし、 ころその威信が歴史的動機に基づかないものは一つとしてない。こうした人間理念への神理念の従属を、 式を生み出したアジア的自然観念にではなく、 びつけられる。 生活と緊密な関係に置いた。本研究は、物質的観念から歴史的政治的観念への移行を明らかにする多くの実例を示す。 とみなされるべきものだからである。 合された運命により、 な観点からの堕落過程における最終段階とみなそうとしたと感じることもできよう。そして、実際のところ、 力に拠っており、 タナクィルと同様に、 トゥテラ・ピロティスも、 同様のことは、他のすべての祭祀領域にも示される。 サカエアに由来するすべての人物像は、 ローマの伝承のなかで擬人化されたタナクィルは、 ボウィラエのアンナ・ペレンナも、 神話が語るように、何よりも彼女たちが政治的出来事に及ぼした影響 ローマ国家及びその内的外的発展における転回点と結 いかなる神殿も重要な宗教儀式も、 貧弱であり、巨大なオリエント的観念とは タナクィルのこのような退行は、きわめて その尊崇を、もはや彼女たちとその儀 初期の崇高 結局のと 生命と

破壊を本質的な原因と答えることに、誰が異を唱える者があろうか。この点でもローマはふたたびまったく新しいも 自然的諸力の支配のゆえであると答え、後者については、 ローマをして、これを克服させ、巨大な破壊作業を正当化する優越性を授けたのか、 オリエントの文化を、 最も広範で崇高な自然体系は、 娼婦的女性の崇拝という低次元の官能主義に変容させたのか、そして、これに対して、 人間を歴史の第一にして最も重要な要因と認める精神的意味に到達できない。 自然的観念に対する歴史的意識の優越による品位なき軛の を問うならば、 前者については 何が 何が

や法律の基礎となっている観念は、 理的に衰えた人々の基準たる審美的判断に生命を吹き込んだ。 関係を決して棄てることはなかった。 から始まるということが認識されるのである。 のを世界にもたらした。 後世に残したものの中で最も精神的なものである。ここでも、 ギリシアの天才たちは、その最も偉大の業績の領域において、物質的生活の外的な現象との 物質からまったく独立したものであり、 ギリシア人は、 その美の理想を通じていかなる時代にも官能主義を惹起し、 他方、 ローマの中心的観念、すなわちその歴史的 あらためて、 それ自体倫理的賜物であり、 我々の西洋的生活がまさにロ 古代がもた ーマ 国

的必然の掟を拒絶し、 ではなく精神の自由な活動のみとする観念はローマ的である。 することになり、 の言葉が決定的なものであるという原理や、 めるとともに、 ト占の拒絶により、 極まりない自然現象に受動的に従い、 エントの人々は無気力な運命論に身を委ねるのに対して、 るのに対して、ローマ人は、 ントの自然主義により課された鎖をいやいや耐えながら、 ヨーロッパ人が自らの足跡を地球全体に刻むことを準備した観念、すなわち、 宗教が次第に凶暴化する国家にとっていよいよ不可欠となることに気づいていた。 それゆえに、 人間精神の優越性を擁護した。 オリエントの人々を恐懼させた洪水を克服した。 まったく疑う余地なき、 ローマ人の古代世界に対する勝利が、 その精神の力を自然の微かな動きにこわごわ費やしたのに対して、 ヨーロッパ人の特質であるたゆみなき苦闘と闘争はローマとともに支配 随所でローマ人は自身を歴史的生活の第 国家の永遠性を享受した。ウェイイの陥落の伝説の中で、 宗教をして、 ローマ人は意識的に未知なる自然現象に立ち向か エトルリア人が自らの種族の儚さを思って悲嘆に暮れ キリスト教の歴史的方向を規定する、 あらゆる虚構をもって、 まさに同じ原理により、 諸民族の運命を決めるのは自然法則 原因とみなし、 国家目的に役立たし アジアの人々が 最初ではなく最後 ローマ人は 自然的必 į, オリエ ~些細 物質 オリ

然性からの自由のための偉大な闘争の端緒をなすのである。

理念及び起源の上で親近性を有する他の母神、 着の女神像への変化を探求する。 すべてを変える政治的観念によって排除する。 び運命の生命感ある形象に変質させ、 に表現されている。 アジアの王妃の顕著な特徴は、 されるべき創設者とするに至ったのかを証明する。 ス・トゥリウス王を、 有するサビニ的要素をも排除しようとしたのか、また、 たのか、 の王妃の歴史化に自由な道が開かれる、 ことができる。 この観点におい その宗教的性格をフォ いかにして、 セルウィウスとフォ 祭祀的要因と歴史的要因をかくも明確に分けるものは他にはない。 しかし、 て、 歴史化されたタナクィルの伝承の中では物語の生き生きとした副次的な状況となった娼婦的慣習 タナクィルとの関係から解放し、 ラティニ的要素が、そのタナクィルの伝承からエトルリア的要素だけでなく、これと親近性を 我々はタナクィ タナクィルの伝承は、 ルトゥナの伝承の中で保持した。 ル ŀ 我々がすでにタナクィルの中に見たように、すべてフォルトゥナにおいて復活する。 我々は、 ゥナの関係に関する神話の中に、 宗教的観念を国家の発展史の中に組み込み、 ル神話の歴史化を考える。 という事情が注目される。我々は、 いかにして将来的なラティニ的要素がタナクィルからフォルトゥ すなわち、プラエネステのフォルトゥナに移された結果、 我々は、 歴史化をもたらした精神的過程に他の伝承にまして深い洞察力を与え しかし、 フォルトゥナの息子としてローマのフォルトゥナ崇拝の 同様の現象が、 いかにして、その寵児にして自由の創設者たるセルウィウ サカエア族でさえ、 原初の観念をローマ人は脱ぎ捨てることはできなかった。 この歴史化は、 アジア的ミュリッタ原理の娼婦的根本理念が忠実 多くのよく知られた歴史的神話の中にも見る まず、このような、 タナクィルの場合、 タナクィ 伝統的理念の不動性を人間 自然観念を、 ル 神話の中ではもはや単な 異国の女神像から土 その要請に合わせて その宗教的意味が エトルリア ナに転じ の行為及 感謝

る断片的な記憶に留まったにすぎないが、 ラティニ的女神の崇拝の中に生き残ったのである。

そその精神に反するものすべてを抑制しようと努めた。 及び宗教的理念から生じた歴史的神話の中において保持される。ここで母性は、市民法の容赦ない制約に対する有効 重が着せられるのと同じ王であることに注目できないことであろう。 我々の思慮が足りなければ、 びフラメン女官と同じく、 いところで、 に勝利したあとは、 にとって重要な意味を有すること知る。 トゥナがタナクィルに取って代わったことについての我々の研究は、最後にそのことがローマの本質についての な防御壁、 倫理性の闘争がいかにフォルトゥナ崇拝の歴史に反映されているか、そしてここでも同じ成果を収めたか、そして、 かに母性の娼婦的観念とともに女性優位自体も破壊されず、 我々は、 すなわち、 なお、 オリエントの娼婦的原理に対するマトロナ的ローマ的観念の闘争、 その影響力や威厳を保持し続けた。 その目的に役立てるすべを心得ていた。 ローマ人の頑是ない徹底性という特性に倍する必要的な防御壁を見出す。 貞節な妻たちを男性の傲慢さから守護神としての意味を分かち持ったかを証明する。 他の誰よりもローマの政治的発展に寄与した王が同時に宗教及び神話における母性 ローマ民族は、 彼らの経験を何一つ棄てることはなかった。 しかし、 古い要素は、 むしろフォルトゥナ・ムリエブリスが、タナクィ ローマは、 母性の尊厳は、 国家観念の下に置かれたが、 当初激しく戦ったものを、 ローマ国法から排除され、 官能主義に対するより高次の 宗教においてフォル 口 それが及ばな ひとたびこれ ーマ ル及 洞察 の尊 およ

はない。 に宗教的崇拝の対象ではなくなることによって、伝統的な宗教的観念の歴史化は、 タナクィルの宗教的意味の この発展は二つの段階に区別される。 · フォ ルトゥナへの完全な移行と、 第一段階においては、 セモ・サンクス神殿の奇跡を行うタナク 宗教的観念のみが重要なのであり、 もはや何ものにも妨げられること 1 ル 像 が次第

おいて、それは単に人間の歴史的可能性だけを考える貧弱な実用主義に置き換えられる。以下ではこれらの段階をそ

れぞれ別々に考察したい

も感じられない におけるように、群れなして立ち、モルタルで固められることも、技巧的に仕上げられることもない。それらは古代 要ではない。年代的関係は無視される。まだ、物語を仕上げること推敲することも必要はない。 超自然的な発祥地をかいま見せる。 機づけを与える必要性を示さない。 の雄大さと永続性を印象づける。宗教観念がその構想力を保持し理解されつづける限り、 においてだけでなく、 歴史的タナクィル伝承の形態は、その宗教的原型の正確なコピーである。その正確な写像は、 細部に至るまで明らかである。 人物や出来事は、 人間と神は分け隔てなく、 人間関係の中に置かれたにもかかわらず、 [……。] 民族精神はまだ、 歩みをともにする。 伝承の形象に人間的に理解 人間の寿命という時間的限界は重 何も変わることなく、 それらを生み出した 物語の大まかな概略 太古の世代の建造物 可能 な動

裂け目は小石でふさがれ、 性的な因果関係に置き換えられるか、 ことができる。 前にはなかったところに名前が付けられる。 用主義の樹立が求められる。超自然的なもの、 宗教観念が曖昧になり、 それを理解するための手がかりが失われると、 人気のない場所に生命が吹き込まれ、年代的な不可能が取り除かれ、 愚かな過去の幼稚な産物として嘲笑される。[……。] 古代の建物のひび割れや およそこうした方法により物語が創り出され、 奇跡的なもの、彼岸的信仰の残滓は抵抗を呼び起こす。それらは、 発展の第二段階が始まる。今こそ人間 近代精神はそれを楽しむ 系譜が改良され、 の実 以 理

物語形成の第 一段階に比べると、この第二段階は、その方法において小器用で、 わざとらしく、 脏 一事へのこだわり

ある。 初の れたものである。 者は無意識的自然活動 間の宗教的形象から最新型の死すべき人間存在への一連の変容の行き着く先は結局のところ些末な経験 にあふれてい 山々と同じく、 、 る。 原初の物語化はもっぱら民族の作品であるのに対して、後代の加工は個々の批判家の産物である。 神的真理の代わりに、 荒削りの素材において法則的であるのに対して、 の創造物であるのに対して、 人間的真理が求められる結果、どちらにも中途半端となる。 後者は合理化をはかる時代悟性の産物である。 後者は谷底の花園のように技巧的にアレンジさ また、 古い 的 実用主 アジア的人 前者は、 原 前

徴である。 絶対的に完全かつ徹底的に真正な伝承を、 もこの民族的財産を敢えて侵害しようとはしなかったであろう。それが当時の人間のやり方であった。 きない。 主義はその目的を遂げられない。 なものであった。これまで検討してきた伝承が含むものの中で、 にこれを始めたのは、 理解を、 か ーマは、 かる対立は、 民族精神は、 正確な写実主義を生み出しそしてこれに支持するのはようやく後代になってのことである。 不完全で偽造された不確かなものと考えるのは愚かであり、 すべてのものを信仰という観点から捉えて判断し、 決して完全にこの観念を克服することはなかった。 それ ギリシア人のポリュビオスであり、 その創造物を保護し、 がローマ人の気質を示す闘争の結末を我々に教えてくれることでとりわけ示唆的 それも個別的な試みの一つに留まり、こうした試みだけでは総合的な認識を獲得で その実、 宗教的性格がその産物を神聖不可侵によって覆う。 宗教的な伝承だけを伝えることのできる文化段階の産物であり特 彼自身の祖国はすでに発展の限界に達してい しかし初期においては、 人間的真理よりも宗教的真理に優位を置 まったくの虚構に基づいているものは何一つなく、 そのような理解は、完全無欠の産物であり、 この観念だけが唯 いかなる年代記作家 彼らの出来事 である。 口 1 より古い ている。 マ 一支配的 (() ため 合理

0

判であり、 空想はこれを慎み、 記録された。イタリア民族は、ただ一種類の想像力を、つまり宗教的な想像力を所有しているだけであった。 で尊重されえない以上、 的と呼んでよい。 のような民族の運命へのアプローチが崇高でなく正しくないなどと誰がいえようか? の伝承を全体として見るならば、 の気風は生まれ、そしてそれは、 筆たりとも無から取り上げられたものはなく、ギリシアの神話作家のむやみな空想からは生まれたものは何もない。 今日、 宗教的観念に準拠して形作られ、 民族的良心の充足である。この悲劇の中では、 一絶対的なものとして賞賛されるその対極の考え、 なぜなら、 歴史的伝承の形成には何の役割も演じなかった。 思い上がりもはなはだしいことなのである。 人間的真理がなければ、 そこには、 後世の正確な歴史的写実主義が決してふたたび成し得ないものである。 神の恩寵と怒り、 そのままの形で、 神的真理が西洋的精神を満たすことはできないからである。 現世的なものは、 罪と罰、 ローマの年代記作家によって見出され、 人間的真理だけの強調など、神的真理がなければ不毛 信仰から、総じて最古の伝承を特徴づける厳粛 罪悪と破局の理念が満ちてい 神との関係によってのみ評価される。 我々はそのような主張を一方 、 る。 後世のために タナクィル すべてが審 勝手な

る世界過程の連関にとって不可欠な歴史的事実を我々に想起させる。方法は、 おいて徹底的なものである。 に立つことを見過ごすことはないであろう。実際この矛盾は、これ以上顕著なものは考えられず、 以上に終えた本書の分析に何らかの注意力を持って付き添ってきた読者なら、 すなわち、 この、 神の観念の最高の領域と、 結論は、 ドグマと化した偏見によって根拠なしとみなされながら、 低次の自然現象とが、その絶対的起源によっても、 我々の歴史の本質についての考え方 本書が支配的な見解と矛盾した立場 実際のところ偉大な 結論及び方法論に その法則性に

的な啓示の間 質的諸力によって運動を引き起こされた自然の漂積物としてのみ把握し、その結果、 こうした類似性が、 の措定された対応関係が我々の研究にもたらす結論の論理的必然性を可能な限り明らかにすることだけである。 いうこと、そしてそれはなぜかということを指摘するというつもりもない。ただ、私が自分の責務と感じるのは、 よっても、その究極目的によっても、ひいてはその探求の条件によっても、並び立つという考え方に基づく。 キリスト教及び不朽なるものの啓示によって導かれた後代の人間と比較して、古代人が存在の自然的側 のい 物質的な軛からの解放のための闘いの中においてさえ、この性格を捨て去ることができなかったと かなる区別をも排除する新しく広く共通な考えとも、 一方で、その創造の二つの領域をはっきり区別されるとする古い考えとも、 異なることを哲学的に論証するつもりは 神的 - 観念的啓示と神的 他方で、 歴史をも物 一現実

第二に、伝承の現実的要素と観念的要素は、並列しているのではなく、 錯したものであること、 のである。このことから、第一に、歴史的研究は発展及び発展的形成に服する精神的現象をつねに対象とすること、 力の産物であり、 をも併せもっている。 しろこの儚いものを固定するために、伝承が手段とならねばならない。しかも、伝承は根本をなす出来事という性質 べて束の間のうちに過ぎ去るものであるので、出来事の現実的な経過は決して我々の研究の対象にはなりえない。 る我々の考え方と態度である。研究対象について言えば、以下のことは争われえない。現世における人間の営みはす 我々の自然探求的方法と、好んで自らを批判的と称する現代的方法とを区別するものは、主として研究対象に対す 行為が流動的かつ一時的であるごとく、すべての生命活動に属するのと同じく、 外的活動と同様、 最後に、過去の歴史に関して我々が到達し得る真理は、 観念及び伝承形成という内的活動は、 いかなる区別の試みも受け入れないほどに交 つかの間の不安定で永遠に移ろいゆく 現実的なものではなく、 歴史の対象となる む

代に関する探求が、 ゆる批判的に手元の資料を吟味することで出来事の現実の経過を見定めようとすることは、原理的に正しくないこと を持って伝承 的なものであるということが導かれる。自惚れた学者が、いかに「すべてが現実に生起したのか?」のかという疑問 るような時代の精神よりもむしろ経験的出来事を中心に展開している、という誤った考えを容認することになるから ら]闘争を求めることはまったくもって無駄なことであろう。なぜなら、そんな議論をするということが、 の肯定をもって反証し、基本的な連関の可能性によって何らかの新たに考え出された歴史仮説を吟味すべく、 それゆえ彼らの事実性に関する否定[二つの伝承の内容を「批判的方法」はそのように判断する]に事実性 (例えば、タルクィヌス・プリスクス及びセルウィウス・トゥリウスの即位に関するような)に取り組 精神的真理よりもむしろ事実に基づく真理の発見を中心に、また、 伝承の中に明らかにされてい 過去の時 [私か

身のない話、 て他のすべて捨て去ることによって、二つの相矛盾する精神的傾向を調停しようとする多くの現代の物書きたちの中 証もまったく人を信じさせることもできなかったこと、うぬぼれた懐疑者がすべての時制を変化させるような無目的 をふらふらして一途に信じる勇気も断固として否定する勇気もなくしてしまい、いくつか主要な特徴だけを受け入れ な主観的な歴史づくりがたちまち煙となって消えてしまう与太話以外の何ももたらさなかったこと、天国と地獄 た論争はどれも、 まさに上に述べたことよりも強力に経験によって支持される真理はない。正統派の歴史家と異端の歴史家の過熱し 重要なのは、 これらすべてのことが、伝承、結果的には観念し創造する人間精神を媒体として伝えられる知識につい 出来事の記述が事実に基づくことも基づかないことも誰にも納得させたことはなく彼らの証明も反 [伝承の中の] 事実の実在性ではなく、観念の実在性であり、 すべての行動及びそれに付随的状況 の間

の蓋然性の大小ではなく、 媒介する要素 [としての伝承] を正しく理解することである、 ということを証明している

のではないか

れる。 うるのか否か、 さに向けられたあらゆる反論から、その作業の成果を守ることから始める。 象をその偽りない純正さにおいて示すことに注意を向ける。 要求し何を排除するかということを具体的に挙げる必要がないならば、 に匿名であったりそう装っているようなことなどもがすべて排除される。 て記録を捨て去ること、 由での著作家に対する嫌疑 承の無価値宣告、 らすくい取られるべきものであるので、我々は、各々の著者が述べたことを探求し、典拠の真正性ないし解釈の正 だけ答えれば十分である。以下のすべてに出発点として役立つことから始めよう。 それでは、 自然探求的方法の本質によれば、 機械的な形式主義によって実行される操作、つまり、 記録の存在は、 つねに科学的調 自然探求的方法は、この伝承という対象をどのようなに観察するのか? 論理的か否かといった問いを評価の領域に引き入れることは文献学的批判には禁じられている。 比較的後世に属するとか、より古い史料の欠缺、それゆえの証明不可能性、 その内容の信頼性のなさ、不可能性ないし論理的破綻によっては反論されない 一査の高次の機能の一つとされる中に分類されている操作は、 他を捨て承認された断片だけを継ぎ合わせてまったく新しい話を作り出すこと、 他の典拠を犠牲にして一つだけを典拠として選択すること、 語られたことがそれ自体蓋然性を有するか否か、 史料批判とか史料管理という輝かしい名称のもとに推 伝承は、 その発展のあらゆる段階を通じて唯一 その質問には一言で、 なぜなら、 文献学的批判は厳格にこの範囲に限定さ すべて排除される、 客観的歴史的研究は、 外的手段を用いて決定しようと もしここでかかる観察が 一つの特徴だけを大事にし 理性的であるか否か、 純粋に客観的 不注意な利用という理 からである。 すなわち、 著者が実際 まず探求対 著作物 な観察と ?何を なぜ あり 伝 同 奨 か

が達せられるべき方法をより正確に発展させることを命じられているのである。 する問題はすべて、その解決策を文献学の領域にではなく、理解ある者によっても理解なき者によっても伝えられる ルマン語族の語形の中に確かな歴史的発展過程の正確な認識のための守護神を大まじめに想定しようとする態度に見 古代研究をますます単調なもとする究極の原因の一つを、古代研究を言語学-素材のすぐれて完全無欠な認識を有無を言わせず前提する理念の解明という高次の領域に見出すからである。 若さゆえの横柄さで増長した言語学のこうした不当な権力拡大に抗して、 むしろ究極の最高の目的と考えさせるに至った― -の単なる一付属物とする態度や、 我々は、 字句の詮索や文字のがらくたを最初 真の歴史研究の究極の目標 仮説上のインド=ゲ 私は、

伝承の形成には、 象に従属させてその現象に特有の性質を見極める努力の代わりに、非難と理屈でもっていわば自然に対峙することで 結した精神的有機体とみなし、すべてをその発生の法則に従って理解し、 私には困難である。我々は、伝承に示される現象のすべてを、独立し、その存在によって正当化され、それ自体で完 チの問題に到達する。この点でも、正反対の方法に顧慮せずに自然探求的方法 したところのことが想起される。 しなければならない、 以上により、私は真に客観的な歴史観察の最重要課題、すなわち、如上の仕方で検証された伝承資料へのアプロ 自分の考えを他の事物に押しつけ、 付け加えておこう。 ある特定の時代の思考様式及び知的教養に、その結果、 と主張するにとどまらない。この原理に対する最大の犯罪行為は、観察対象に接するに当たっ 以上の全体的考察に個別的適用が結びつけられるならば、 常住ならざる出来事は、 これらの事物の理念を自らのものとしないことであり、 我々の推論からすれば、伝承という媒体を必要とするが いかなる理念もそれ自体によってのみ説明 一定の確固たる法則に従う精神的行為を要 [科学的方法] 伝承の性質について先に記 の結果を説明するのは また、 我々自身を現 1

到達することにのみあり得る。 真の客観主義は、 現象を厳密に経験的に観察することを通して、その現象を生み出した形成法則の認識に その精神的性質のため、 伝承は、 変化や発展を免れず、 むしろ思想の変化に従わざる

をえない。

である それゆえ部分的なものであり、また、(伝承の発展の)どの段階にも古い伝統的な観念と新来の観念が混在していると 後の時代と関連づけねばならないのであり、その結果、個別の研究をつねに全体の精神において営まねばならないの 考えられるので、 それぞれの固有の言葉で語ることが肝要である。伝承の発展は、 我々が先に客観性の問題とした解明という課題は、 かくして何世紀もの間に、さまざま伝承形式が生まれ、 こうした連続の各部分を一つ一つ注意深く区別し、各々の伝承の形成法則を、 真の客観的研究は、 決して唯一つの現象や特定の時代に留まることを許されず、あらゆる時代を前 一度きりでなく、現象が変化する度に果たされなければならない。 それらはそれぞれ一定の形成法則に従ってい 人間精神の発展と同様、 それぞれの部分から認識し、 漸進的にしか起こり得ず、 その結果、

それぞれの層にそれぞれに付随した現象を割り当てることで、理念の起源を示す。このように現実のすべての段階を を到達させてくれることである。 否定できない。 す日常的関心事の婢女成り下がりつつある学問の愛好される現代化原理よりはるかに大きな労苦を必要とすることは 我々の至高の根本法則より導かれる三つの帰結を実現するためには、 我々は他の方法では確固たる成果を示すことはできない。 しかし、 近代自然科学が暗闇の中での長い手探りの後にその偉業と威信を確立したその成果と同じよ 歴史的自然探求は、 次第に積み重ねられてきた精神様式の重なり合った層を認識し 我々の方法の主な利点は、 精神のはるかに大きな深化及び、今日ますま 歴史の内的構造へと我々

判断や意見の支配を受けず、 渉猟しながら、 的原理を帯び、それをもって、いわゆる批判的学派の知らぬ確たる目的を有する。 本質的に唯一本当の精神的な真理の仕業である。したがって、成果は方法の根本観念に即応する。我々の研究は学問 されている理念にまで高めるのは、 部分の必然的結合体、すなわち、断片ではなく全体の文脈において理解される。とりわけ、 造の様相を呈し、 のであったか、 推測によっても動揺させられたり不安定にされたりすることはない。また、その科学的体系は、 ということを我々に気づかせてくれる。このようにして生まれた学問的構築物は、 科学的アプローチは、時代の移り変わりを通してもはや存在しない我々の精神がかつてどのようなも 物質的な発展が従っている物質的領域と同様、確固として、グラつかないものである。 徹底的に完全な確言から成り立っているものである。 もはや外的事実というたんに経験的な真理ではなく、より高次の真理、すなわち、 観念的な啓示の世界は、 無常の事物をそれらに表 かなる仮説、 全ての主観的 真理は、 法則的構

設定し、 のであって、 達できるにすぎないからである。 には達していない。 構築のために利用できるか、ということを示そうとしたものである。確かに我々の研究は、 タナクィル神話についての我々の研究は、一つの断片を研究することによって、いかにローマの伝承が将来の歴史 その目標に向かって、 いかなる書物が、それ以上の高い要求を掲げたことがあろうか? なぜなら、勇気と決断を持ってしても、 渾身の力を振るって邁進しなければならない しかし一冊の書物でも、 完全になしえないことでも、その穴を埋めることはできる 完全な客観性には少しずつの積み重ねによって初めて到 我々は、 力が許す限り目標を遠くに その指導的理念の域まで

一八六九年夏、バーゼルにて

『タナクィルの伝承』

序説抄(吉原)

- 1 Giancarlo Conte Constabile (1824-1877)、イタリアの考古学者、エトルリア学者、ペルージア大学教授。
- 2 Joseph Marin Adolphe Noël des Vergers (1805-1867)、フランスの考古学者、トスカナにおける発掘者。
- 3 Jean Jos. Antoine Marie De Witte (1808-1889)、ベルギーの古銭学者。
- 4 Giussepe Micali (1767-1844). イタリアの考古学者。
- 5 Ovid, *Ibis* 536;
- 6 K.O. Müller, Die Etrusker, vol.1, p.103; vol., pp.44, 66ff.
- 7 Herodotus 6, 61-75
- 8 Virgil, Aeneid 1,574.
- 9 Virgil, Aeneid 4,338; 4,373
- 11 10 Cicero, De re publica 2, 34 Virgil, Aeneid 12,828: Occidit occideritique sinas cum nomine Troia. 訳文は泉井久之助訳『アエネイス』岩波文庫による。
- 12 Lycophron, Cassandra [Alexandra] 1439ff.
- 13 Virgil, Aeneid 10, 11-15; 4,622ff
- 14 Pausanias 2,17,3.
- <u>15</u> Pausanias 1,12,1
- 16 Suetonius, Julius Caesar 79
- <u>17</u> Livy 5, 15-22.
- Herodotus 1, 94; Strabo 5,221; Tertullian, de spectaculis 5.

消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効 おいて予防目的が重要であることに対する例としての ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法に

永 田 洋 平 翻訳歌 翻訳監修

I 導入

性に関しての規定が設けられようとしています。 日本では、 現在債権法の改正作業中であると伺いました。 そのため、 以下の考察が、 その関連で、普通取引約款 皆様の関心を引くことを願っています。 (約款) の組み入れ及び有効

例としての消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効(永田(誠)・永田(洋))ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法において予防目的が重要であることに対する 一二九(一五八五)

ここでは、二つの観点を中心にお話したいと思います。

の存在に結合させているのです。 提要件になります。ドイツの法秩序はその点では別のアプローチを選びました。即ち、基本的には、 用されたということではなく、事業者と消費者の間で契約が結ばれたということが、法律上の規制基準の中心的な前 的に、消費者保護の手段と見受けられる、ということが明確にされるべきです。そうであるとするならば、 第一に、タイトルで述べた法秩序において、 いわゆる「条項規制」(Klauselkontrolle)についての特別規定は、 条項規制を約款 約款が使

評価 象的に威嚇とも呼ぶことができますが、に焦点を絞ることに致します。 規制(Inhaltskontrolle)の法律効果に関わる問題です。濫用条項は、それが濫用的であると認められる範囲においての この件に関して、この数ヶ月の間に興味深い判決をいくつか出しました。私に与えられた短い時間内で、法律効果の 法者は「ヨーロッパの立法者」と同様にこの問題を過小評価していました。ともあれ、欧州司法裁判所 み無効なのでしょうか。それとも、 ⁻効力維持的縮小解釈」(geltungserhaltende Reduktion) という標語で議論されています。ドイツ及びオーストリアの立 第二に、この分野が特に私の関心事なのですが、濫用条項の無効の射程を浮き彫りにすることです。つまり、 の問題を論じつくすことは出来ませんので、 その条項全てが無効なのでしょうか。この問題はドイツ及びオーストリアでは 私の立場から最も決定的な観点、 即ち予防の観点、 これは、 (EuGH) は より具

1 歴史的回顧

利に変更するという実務が広範に見受けられていました。 当てる立法者の努力が強く見受けられるようになりました。 一九七〇年代に、ドイツ、 オーストリア及びヨー ・ロッパ その背景として、 のレベルでも、 濫用的な契約条項からの保護 企業が、 法律上の任意規定を自らの有

その理由が客観的にもっともであると見受けられるときには、(2) 規則を、 樹立する動機が確立するのです。 私的自治の機能条件が害される、 時からすでに、文献、 の規定は、 悪用することに対しての効率の良い保護は、この様な方法では樹立することはほとんど不可能でした。 法律行為の公序良俗に関する規定を適用しなければなりませんでした。しかしながら、 この実務の無謀な行き過ぎに対抗するために、国内の裁判所は、 締結の自由、 当事者の取り決めへの介入を例外的にしか認めていないからです。というのは、それは両当事者が契約の 及び部分的には裁判所においても、 形成の自由に基づいて自由に取り決めた、という前提に立っているからです。 ということが認められていました。 当事者の一方が契約形成に全く影響を及ぼさないときには 立法者はこの問題に取り組み、 当時、 それがその当事者の無関心によるものではなく、 契約法の一般的な法規、 事業者が私的自治を一 濫用条項からの保護を 例えば契約解釈や しかし、 一般的な法律 方的に その当

b 焦点は消費者保護に当てられました。 しかしながら、 九七四年の第五〇回ドイツ法曹大会 (Deutscher

例としての消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効(永田(誠)・永田(洋))ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法において予防目的が重要であることに対する 一三一 (一五八七)

取引を統括的に形成してしまう。」 Juristentag)は、予定されていた法律上の規定を最終消費者に限定することに対して反対の立場を取りました。ペー 法への第一歩と見られる。 大してしまう傾向にある。 結果ではなく、構造的な理由に基づくものであるので、そのような特別法は、 そのウルマーの疑念は、 人々の典型的な保護必要性及び消費者保護対策の政治的牽引力にも拘らず、基本的な疑念を抱く」と言及しました。 ター・ウルマー (Peter Ulmer) は当時、 とりわけ以下の理由によります。つまり、「消費者の経済的劣勢は、普通取引約款の使用の それは、 そのため、当然のことながら、消費者保護としての約款規定は、 私的自治を大幅に押しのける形で、事業者と最終消費者の、 ドイツ法曹大会の本会議で報告者として、特別な消費者立法には「これらの 個別的取り決めをも組み入れながら拡 包括的な民法上の消費者 物品及びサービスの

護するという形を取りませんでした。その基本的方向性において、ドイツ法は現在も、不相当な約款によって不利益 を被る全ての者を保護しています。 立法者はこの批判を受け容れ、ドイツで一九七七年に施行された普通取引約款法(AGB-Gesetz)は消費者のみを保

であると規定する第八七九条第三項がオーストリア一般民法典(ABGB)に新たに加えられました。 約における濫用条項から消費者のみを保護するという内容の指令(Richtlinie)となって姿を現しました。 (Konsumentenschutzgesetz-KSchG) 欧州経済共同体レベルでの発展は、ドイツのそれとは異なっていました。その努力は一九九三年に、事業者との契 わば中間的な道を歩みました。許容されない規定についての広範なカタログを含む消費者保 が一九七九年に公布されました。 それと同時に、 著しく不利益を与える約款は無効 オーストリ 護法

2 現行法規範の概観

a 欧州経済共同体閣僚理事会指令九三/一三(条項指令— Klauselrichtlinie)

契約における濫用条項は消費者にとって拘束力がないという規定を設けなければなりません。 あるからです。 ことのできる欧州単一市場を実現することが追及されます。 ような保護なくしては、 たなければなりません。そのことによって、物品、 条項を取り除いても契約が存続できる場合は、その契約は、 九九三年に公布された当時の欧州経済共同体の条項指令第六条第一項によると、加盟国は、事業者と消費者間の(8) 他の加盟国で契約を締結しようとする消費者がある程度の保護レベルを有することが前提となります。 消費者は即ち他の加盟国で物品を購入したりサービスを受けたりすることをためらうことが 人、サービス及び資本を自由に、 ヨーロッパの法規範立法者の観点では、そのような単 両当事者に対して、契約自体を根拠として、拘束力を保 即ち一切の制限なく、交流する その他の点では、 その 濫用

あります)。 うものは 末までに相応な法律を制定する義務がありました(条項指令第一○条参照)。このことを理解するためには、 ります の国内私法において、直接効力を発揮するものではなく、 この指令により、 (加盟国は AEUV 第二八八条第三項及び第四条第三項に含まれる連合に対する忠誠の要請により、 規則 (Verordnungen) 欧州経済共同体の加盟国は、そのような法律がまだ国内で存在していない場合には、 と異なり (EUにおける作業方法に関する条約= AEUV =第二八八条第二項参照)、 国内法化が必要になる、ということを知っておく必要があ そのようにする義務が 指令とい 九九四年 加盟国

契約条項は、 この指令によると、それが信義誠実の要請に反して、当該契約の下で生じる当事者の権利及び義務の

例としての消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効(永田(誠)・永田(洋))ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法において予防目的が重要であることに対する 一三三 (一五八九)

利を与える条項も、そこに挙げられています。これは、 化するために、指令は付則を設けて、そこに条項の規範を例示的に挙げています。これによると、 亡したとき、もしくは身体的な侵害を受けたときに、事業者の法的責任が排除もしくは制限される場合は、 違反だと見なされ得ます。 重大な不均衡によって消費者に損害をもたらす場合に、 さらに、契約に書かれた適切な理由なくして、 濫用的とみなされます(第三条第一項)。この一般条項を具体 おおむね消費者に特に不利になる条項で、広く使われている 事業者に、契約条項を一方的に変更する権 例えば消費者が死 信義則の

から除外されました(指令第三条第一項及び第一三検討理由参照)。といえども、(三)3) 題について、 しかしながら、指令によって規制の対象となる契約条件は、 を使用したことを証明する必要はありません。というのは、指令は、事業者が条項を多数の契約に用いる意図がある の存在とは連結させていません。「条項」という概念が使われているにも拘らず、消費者は、 指令は当初は、 そのことを証明しなければなりません。 及び、事業者が条項をドイツ法の意味合いにおいて「設定」したかということを、要求していないからです。 議論があります。 個々的に交渉して決められた規定にも適用されるはずでした。しかし最終的にはそれらは適用範囲 欧州司法裁判所もこの問題をまだ取り扱っていません。それを肯定するならば、 少なくとも予め定型化されているものに限るかという問 指令は、その適用範囲を普通 事業者が普通取引約款 取引約款 消費

文)、書面に記載された条項は、 多大な実務的な重要性を持つ規定として、透明性の要請 契約の主たる部分を定める条項に関しても同じことです(第四条第二項参照)。 全て常に明確で平易なものでなければなりません。それは、 (Transparenzgebot) があります。 とりわけ欧州司法裁判所は、 指令によると 濫用規制が (第五条第 適用され

出しました。この条項は、 なります。 まり消費者がその対価の変更を、明確で分かりやすい判断基準によってあらかじめ察知することができるかが基準に とを結論付けました。 い最近この透明性の要請から、ドイツにおいてガス供給契約で広範に使用されている条項について、 透明性の要請により、 ドイツ連邦裁判所(BGH)はこの基準に依拠して、該当する条項は不透明なので無効だと判示しました。 即ち、 供給者にガスの価格を一方的に変更させる権利を認めるというものですが、 それらの条項が濫用的であるか否かの判断は、以下の基準によって決定される、 対価が変更される場合、その動因と様式について、契約に透明に記載されているか、 ある結論を導き 欧州司法裁判所 というこ

b ドイツ民法典(BGB)第三○五条ないし第三一○条

の設定です。 らゆる契約条件をいいます。この定義において、悩ましいメルクマールは、⑻ 者の一方 F イツ法は、指令とは異なり、 (使用者) が契約の締結に際して相手方に対して設定する、多数の契約に用いるために予め定型化されたあ 条項規制を普通取引約款の概念と結び付けています。普通取引約款とは、(②) 多数というものの判断基準及び契約条件

ドイツ法は、 う要件要素から切り離さなければなりませんでした。事業者は通常、 が、そうでないこともありますし、消費者が、 ーロッパ法における国内法化の要請 予め定型化された契約条件が一回限りの使用を予定している場合であっても、 消費者保護の不備を避けるために、契約内容の審査に関する規則 (上記2. 普通取引約款が問題となっていることを証明できないこともあります。 a 参照) に従って、 ドイツは消費者契約の規制を普通取引約款とい 契約規定を普通取引約款という形で設定します (内容規制─第三○七条ないし第三○九条 適用されることを

例としての消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効(永田(誠)・永田(洋))ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法において予防目的が重要であることに対する 一三五 (一五九一)

件の内容に影響を及ぼすことができなかった場合に限ります(民法典第三一〇条第三項第二号参照)。 九九六年から定めています。 しかしこれは、 契約条件が予め定型化されていることによって、 消費者がその契約条

基本法規は民法典第三〇七条第一項第一文 それにも拘らずおおむね に取り扱うときは、 このドイツ法の規定は、今述べましたように普通取引約款が使用されない場合でも適用されることがありますが、 普通取引約款に含まれる規定は、 無効となります。 「普通取引約款法」と呼ばれています。その中心にあるのは強化された内容規制です。 当該規定が信義誠実の要請に反して約款使用者の契約相手方を不相当に不利益 (以前の普通取引約款法第九条第一項)です。この (大きな)一般条項による

0) 場合に限り、疑わしい場合は、 立ち返っています。 条件です(民法典第三〇七条第二項第一号)。立法者はつまり規制尺度として、任意成文法(dispositives Gesetzesrecht)に ます。不相当なのは、 いかは、 「不相当に不利益に取り扱う」という不確定な概念は、さらなる二つの(小さな)一般条項によって具体化されてい もちろんそう容易に答えることはできません。 それが適切な利益調整を含んでいるからです。 第一に、疑わしいときは、法律の規定を回避し、その法律の本質的基本思想と相容れない契約 契約条件の無効が導き出されます。どの法律規定がそのような基本思想を含んでいる しかしながら、「本質的基本思想」から逸脱する

べたケースグループ(民法典第三○七条第二項第一号)が適用されます。 ⑶ 疑わしきは、 法律は、 本質的な権利及び義務が法律上定められていないときにあります。 契約の性質から生じる本質的な権利又は義務を著しく制限し、契約目的の達成を危殆ならしめる規 不相当で、 つまり無効であると定めています(民法典第三○七条第二項第二号)。 さもなければ、 即ち、 原則として前に述 この法規の

三〇八条第四号)。指令とは異なり、 当然に無効と判断されます。 でいるだけではありません。これに違反した場合は、 者の利益を考慮した変更又は逸脱が契約相手方にとって期待可能である場合は有効であり得るからです 区別されます。 合意された給付を変更し又はこれと異なる給付をする権利の合意があります。 の責任を排除し若しくは制限する条項が含まれます(民法典第三〇九条第七a号)。二つ目の部類には、 る規定を取り上げています。その際、常に無効となる条項と、裁判官の査定的量定によって無効と判断される条項と (民法典第三〇八条、 立法者の見地から、 最初のカテゴリーには、 第三〇九条)。ここで立法者は、 何が不相当で、つまり無効であるかは、二つの詳細なカタログにさらに具体化されています ドイツ法のカタログは単なる指摘、(2) 契約相手方の生命、 実務で広範に使用されている、 (民法典第三〇八条に関しては先ほど述べた価値留保を前提として) 身体及び健康の侵害から生じる損害に対する約款使用者 ないしは条項が無効であることの示唆を含ん なぜならそのような条項は、 契約相手方に著しく不利益を与え 約款使用者が、 (民法典第 約款使用

これによると、 最後に、ドイツ民法典は、 契約規定が、 明確かつ平易に書かれていない場合にも、不相当で不利益な取り扱いとなります。 指令の国内法化の際に透明性の要請を明記しましたが (民法典第三〇七条第 一項第二文)、

c オーストリア消費者保護法第六条及びオーストリア一般民法典第八七九条第三項

の人を、 先ほど述べましたように 消費者保護法(KSchG)による内容規制において消費者が保護され、もう一方で一般民法典 即ち事業者も、 不利益な普通取引約款から保護しています。以上述べたことを背景に、以下のことを強調し (上記Ⅱ. 1. <u>þ</u> オーストリアでは二重路線的解決 (zweigleisige Lösung) (ABGB) を創設しました。 は、

例としての消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効(永田(誠)・永田(洋))ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法において予防目的が重要であることに対する 一三七 (一五九三)

たいと思います。

排除若しくは制限する条項を明記しています)。 しかしながらドイツとは異なり、(ミラ) 三〇八条及び第三〇九条に近似しています(例えば、消費者保護法第六条第一項第九号には、 ています(条項指令第八条)。 リアにおける消費者保護は、条項指令第三条を超えたものとなっています。そのような結果は指令によって認められ 個別に取り決められた場合でも、内容規制は行われます 契約規定を詳細に明示しています(第六条第一項及び第二項参照)。ここで規制にかかる規定事項は、 されるので 消費者保護法第六条は一般条項を定めていません。二つのカテゴリーにおいて、 (消費者保護法第六条第三項参照)、この点において、 しかし、国内における透明性要請の規定は、指令とは異なり、 (消費者保護法第六条第一項)。その点においては、 (%) ヨーロッパ法的な適合性が疑われます。 事業者と消費者の間での契約規定が、 消費者に対して拘束力を持たな 事業者の人的損害の賠償義務を 普通取引約款のみに適用 ドイツ民法典第 オースト

法からの回避は重要な意味を持ち、つまりこの点、ドイツ民法典第三○七条第二項と軌を一にします。 ⑵ 異なり、 約規定は、全ての事情を考慮して、一方当事者に著しい不利益をもたらすと認められるときは基本的に無効となりま O G H 消費者契約であるかどうかに拘らず、一般民法典第八七九条第三項の一般条項によると、普通取引約款における契(※) いつそのような不利益が認められるのかは、法律には定められていません。しかしこの関連において、任意成文 約款の概念をどう理解すべきかについては不確実さが残ります。この点に関して、 も含め、 オーストリア法は、 通説はドイツ法の定義をそのまま取り入れています。 何が普通取引約款であるかということを詳しく定めていません。そのため、 オーストリア最高裁判所 ドイツ法とは 今日におい

1 問題状況の意義

単ではありません。欧州司法裁判所は、条項が拘束力を持たないということは、消費者が自らの権利を知り、③ 国内法秩序を考慮した上で、妥協的に選ばれたものです。私法的ドグマ上、この法律効果をどう位置づけるかは、国内法秩序を考慮した上で、妥協的に選ばれたものです。私法的ドグマ上、この法律効果をどう位置づけるかは、 はドイツ法と変わりはありませんので、実体法上は、この点も同様で、(35) 援用するかどうかに影響されないことを明らかにしました。 す(条項指令第六条第一項。 非常にドイツ法と似ています。他方で条項指令は、 著しい不利益を基準とし、 の無効を援用することができないという点において、 手方を不相当に不利益に取り扱う約款は、 概観で述べたことから (上記Ⅱ: オーストリア消費者保護法第六条第一項の文言も非常に相似しています)。 この表現は、 法律効果として条項は無効であると定めています(一般民法典第八七九条第三項)。 2参照)、 無効となります (民法典第三○七条ないし第三○九条)。 法律効果の面で以下のことが分かります。 濫用条項は 指令の文言はよりはっきりしています。 裁判所は職権によりそれを考慮しなければならないので 「消費者に対して拘束力を持たない」と規定していま 相違はありません。 約款使用者が、 ドイツ法においては、 自分の有利になるように条項 しか オーストリア法は しこれも内容的に 加盟 この点 それを 契約相 国 簡 0

いうことの射程範囲がしばしば問題になり、 イツ、 オーストリア及びヨー ・ロッパ 0) レ それを明瞭にする必要性が伺われます。 ベルにおいても、 条項が無効であること、 この問題は、 もしくは拘束力を持 判例 0) 事 たな 例を手が

かりに明白にするべきでしょう。

例としての消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効(永田(誠)・永田(洋))ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法において予防目的が重要であることに対する 一三九 (一五九五)

スペインのある銀行の普通取引約款は、 貸付金の返金が遅滞した場合、年間二九%の金利を定めていました (実

質金利は九%未満でした)。

- び毎日二五ユーロ あるオランダの賃貸人の普通取引約款によると、賃借人が賃借料の支払い期日を守らなかった場合に、月一%及 の違約金を支払わなければなりませんでした。
- オーストリア及びドイツでは、 れますー は見受けられないにも拘らず、 住居は契約の終了時に修復をした状態で返却しなければならない。 賃貸人の多くは、住居を賃貸する際に賃借人に、そのような義務は任意成文法に 修復する義務を課そうとしました。 そのような条項は例えば以下のように表現さ

賃借人の義務は、 取り上げるのは、 と判断しました。ここでは、その法的な見解がどのように理由付けられたのかは問題にしないことにします。ここで ないのか、という問題です。後者が当てはまる場合は、 全ての事例において、 各契約規定が部分的に維持されることができるか、それとも、 法律に依拠することになります。 裁判所は、ここで紹介した内容規制の規定の意味において、各条項が不利益を与えるものだ 契約上の取り決めがなくなるため、消費貸借の借主及び使用 それは完全に排除されなければいけ

居が引き渡されており、 係なく、 第三の例においては、 最初の二つの事例においては、 修復する義務を負うことにあります。ここでは部分的維持とは、 使用賃借人の不利益とは、 それを返却する時点で更なる修復が必要な状態にあるときに限り、 条項の部分的維持は、金利もしくは違約金を減額することと同じ意味を持ちます。 例外なく、 つまり契約開始時の住居の状態及び契約の存続期間に関 例えば、賃借人に、 賃借人は修復義務を負う、 入居時に修復された住

法律で定める遅延利息のみを払う義務を有し、違約金を支払ったり住居を修復をしたりする義務は負わないことにな という形で可能です。他方において、もし条項が部分的に維持されないとするならば、 銀行の顧客、 または賃借人は

2 各法秩序におけるこの問題の法的解決についての概観

ります。

て、消費者保護法を除く範囲で、通説となっています。オーストリア及びドイツにおいて、それぞれ通説となってい(⑶ ツでは通説なのですが―、他方では、条項はその全部が効力を失うのではなく、法的に許される範囲までその内容を(③) はしていなかったでしょう。これに関しては、一方では、「窈」 しています。これは概ね透明性の要請 る見解は全く正反対なのです。しかしながら消費者契約に関しては、オーストリアでも、効力維持的縮小解釈を禁止 (効力を維持しながら)縮小解釈するという見解まで、さまざまな説があります。 各法規立法者は、 部分的に法律に違反した契約条項の問題について、 (消費者保護法第六条第三項)をもって理由付けられます。 いわゆる効力維持的縮小解釈を禁止する見解―これはドイ 少なくともその適用範囲全体につい 後者の見解は、 オーストリアにお ての認識

使用に終止符を打つために、 理由を―これはオーストリアでの議論を背景に強調すべきことなのですが―透明性の要請に求めませんでした。 するのか、今や遅しと待ち受けられていました。 司法裁判所はその法的見解の起点として以下のことを強調しました。即ち、 オーストリアとドイツで見解が異なるため、 相当かつ有効な手段を設けなければならないのです。 欧州司法裁判所が、条項指令の解釈に関して、どのような立場を表明 欧州司法裁判所は、 極く、 最近、 加盟国は条項指令に基づき、 もし裁判所の裁量で、 縮小解釈禁止の立場を取り、 濫用条項の 濫用条項の 欧州 その

例としての消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効(永田(誠)・永田(洋))ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法において予防目的が重要であることに対する 四一(一五九七)

ることを期待できるからです。 項が無効だと判断された場合でも、 内容を変更することが可能であるとするならば、この目的の達成が危ぶまれるということです。というのは、 です。他方では、 うであれば、 約款使用者にとって、濫用条項が全く適用されないことから生じる威嚇的効果がなくなってしまうから 条項の部分的維持が許される場合は、事業者は該当する条項を使用したがります。それは、 事業者は、 裁判所による効力維持によって、自らにとって有利な条項が維持でき その条

解釈の禁止について、それ以外の観点も挙げられていますが、(牡 点はこの予防目的であると私は確信しております。 すが―に委ねるのではなく、まさに個別訴訟における法の適用の際にこそ、それを要求するのです。効力維持的縮小 ゆる個別訴訟、 体訴訟(Verbandsklage)の制度―これは条項指令でも、濫用条項を防止するための一手段として挙げられているので これをもって、 つまり契約当事者間の争いであるにもかかわらずです。欧州司法裁判所は、 欧州司法裁判所は、完全に予防目的に照準を合わせたのです。 国内法秩序においても、禁止を決定的に正当化する観 しかも、 判決が出された裁判はいわ(④) 威嚇 /予防の観念を、 团

ドイツと異なり、 トリアの) に適した使用により住居が修復を必要とするような状態にある場合であってもです。というのは、 ることも、 いる場合は、濫用条項は基本的にその全部がなくなります。 このことは、先ほど述べた(Ⅲ・1)事例について、次のような結果をもたらします。消費者行為が問題となって 任意成文法によると、 違約金を請求することも、 オーストリアにおいては、銀行は消費貸借の借主が消費者でない場合に限り、 通常の使用による消耗は賃借料の支払いで賄われているからです。 住居を修復した状態で返却するように求めることもできません。 約款使用者は、 法定利息を超える額の遅延利息を請求す 高額すぎる遅延利息 (ドイツ及びオース しかしながら、 後者は、 契約

3 縮小解釈禁止の限界

若干の例外が認められています。欧州司法裁判所でも、(49) 本性によって条件付けられているからです。 力維持的縮小 遅かれ早かれそのような例外を認めるであろうことが予測されます。 解釈の禁止の限界 (限度) の問題は、 これまでは少数の事例しかその判断の対象になっていません ここでは示唆することしかできません。 なぜなら、 例外は、 ドイツにお 部分的に物事の ては、

は、 す場合は、 するかを確定する必要性から導き出されます。価値判断的に物事を考える法律家にとっては、条項が外見上どう形成 によって分離できる場合、 べています。言語的、 のみを基準として判断することは、それ自体受け容れ難いことです。連邦裁判所は、確立した判例で以下のように述 されているか、例えばある規定が独立したひとつの文章を形成しているか、それともひとつの段落を形成しているか、 縮小解釈の禁止は、 条項を許容できる規定部分と許容できない規定部分に分けることができ、許容できる部分がそれ自体で意味をな 保護される者の負担で予防をするということに説得力が欠けるからです。さらなる限界は、 適用されない、と。 例えば、条項の部分的維持が契約の相手方の有利になるときには、 内容的に分けて考えることができる条項は、 残りの部分を維持することが可能である(いわゆるブルーペンシルテスト)。縮小解釈の禁止 規定の無効である部分のみを単純に削除すること 適用されません。 契約条項をどう理解 というの

連邦裁判所は、 この条項の部分削除の際に常に首尾一貫しているわけではなく、 分離することのできない条項にお

例としての消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効(永田(誠)・永田(洋))ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法において予防目的が重要であることに対する 一四三(一五九九)

5 課題は、 約条件が一方的すぎる場合、具体的な契約関係において不利益を脅かす方が効果的なのです。 この要求は行き過ぎています。 到底支持できるものではなく、 があります。これはつまり効力維持的縮小解釈に他ならないのですが、これに対する批判者からは、(※) して利用できる環境を作り出すことにあると私は確信しています。 十年の経験が物語るように、団体訴訟はドイツにおいてもオーストリアにおいても全面的に投入されていない 小さい企業は通常、 消費者保護組織は人事的、 縮小解釈禁止の限界についてできる限り整合的なシステムを創出し、 補充的な契約解釈 (ergänzende Vertragsauslegung) によって約款使用者に対する過酷さを軽減する用意 約款を問題に訴えを起こされることを恐れる必要がありません。小企業に対しては、 もはや放棄すべきことの例証として見られています。 個別訴訟を通じても予防を促進するという懇望は正当なものです。 財政的なリソースが限られており、市場全体に目を付けることはできません。 それを立法者が必要に応じて、土台と しかし、 したがって、法律学の 私の見解からすると、 なぜなら、 禁止のドグマが ですか 過去数 その契 からで

Ⅳ 特に法政策的な価値を考慮しての結論

類型的な考察においてより弱い立場にあるから保護するのではないのです。立法者はむしろ、契約規定の一方的定型 両国において、 容を制限する規定が存在することが明らかになりました。オーストリアでは普通取引約款という概念が成文法上存在 オーストリアとドイツの法秩序を見ることによって、 いのはマイナス点であり、 消費者が契約当事者でない場合も行われます。 そのことによって、ある意味、 両国において、 つまり、 法的不安定な状態にあります。 普通取引約款を使用する際に形成の自 該当する規範は、 約款使用者の契約相手が、 強化された内容規制は 由 の内

化及び個別的取り決めの欠如によって私的自治の機能条件が乱されることに対応しているのです。

とによっても、 合でも強化された内容規制が行われます(消費者保護法第六条第一項)。その背景には、 事業者が消費者に対して契約規定を使用する場合には、 条項指令は個別的取り決めを適用範囲から除外しています 当事者間の不均衡を取り除くことができない、 オーストリアにおいては、 という法政策的な価値が見受けられます。 (第三条第一項)。 条項が個別に取り決められたこ 契約が個別に取り決められた場 他方にお

の介入は、 規制の対象は普通取引約款に制限されないのです(民法典第三一〇条第三項第二号)。このアプローチによると、 条件が当てはまる場合、 型化されたものであり、 そのことによって初めて規制が正当化されるのです。 及びそのことによって他方の当事者が契約形成の際に全く影響を及ぼせないことが、 イツ法においても同じことが言えます。 ある特定の人々の典型的な劣勢から導かれるのではありません。一方の当事者が条項を予め定型化するこ 約款使用者がその条項を多数の契約に使用する意図がない場合も規制は行われます。 それによって消費者が影響を与えることができないということが前提になっています。 指令の国内法化において、 消費者契約の内容規制は、 私的自治の機能条件を妨害 契約規定が予 立法者 つまり か定

囲の外で有力である見解、 も予防という考え方に意味を持たせ、 重大な実務上の意味を持つのは、 ですから、 はっきりさせるべきでしょう。 立法者は、 即ち条項の規定内容は法律上許容される範囲まで縮小解釈されるべきであるとする見解と この複雑な問題を包括的に規定できないとしても、 法律上の効果の評価です。 かつ特に法律上の効果の評価を通じて、相当にして透明な契約形成へと導きた 予防の観点は、 オーストリアにおいて、 少なくとも個別訴訟において 消費者法の範

例としての消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効(永田(誠)・永田(洋))ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法において予防目的が重要であることに対する 四五(一六〇一)

いのか否かを、

あとがき

二月一八日に行った特別講義の翻訳である。翻訳は永田洋平が行い、その監修の任に永田誠が当たった。 本稿はインスブルック大学教授マルティン・ホイプライン博士が日本大学法学部の招へいを受けて、平成二五年

翻訳に当たっては、本稿が講義の形で行われたため、本文は口語体にしておいた。

ドイツ語の原稿は日本大学法学部比較法研究所の Comparative Law Vol. 31に掲載される予定である。

平成二六年一月一八日

- 1 S. 53 (決議は、二七四頁以下に掲載)。 奨した。これに関して、Kapnopoulou, Elissavet, Das Recht der missbräuchlichen Klauseln in der Europäischen Union, 1997 体閣僚理事会の閣議で可決された決議は、 これは当時の欧州経済共同体(Europäische Wirtschaftsgemeinschaft-EWG)の機関を指す。一九七六年に欧州経済共同 加盟国に、不当な取引約款から消費者を保護するための有効な処置を取ることを推
- (2) Miethaner, Tobias, AGB-Kontrolle versus Individualvereinbarung, 2010, S. 63 ff. は、具象的に、契約相手方の「正当な無 生じる上、約款使用者は約款を変更することによって合理化の利益を失いかねないが故に、成功の見込みが確実ではないこと 知」("legitime Ignoranz") と述べている。それは、簡略して言うと、とりわけ約款について協議する際に多大な取引コストが から導き出される
- (つ) Verhandlungen des 50. DJT, 1974, Band II, S. H 221, 225を参照
- (4) Ulmer, Peter, a.a.O., S. H 40を参照。
- 二○○二年一月一日より、この法律に総合されていた規定はとりわけ民法典第三○五条から第三一○条に取り込まれた。

手続法的規定は、それ以降、差止訴訟法(UKlaG)の中に存在する。

- 6 http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31993L0013:DE:NOT を参照 消費者契約における濫用的条項に関する一九九三年四月五日の欧州経済共同体閣僚理事会指令九三/一三(条項指令)
- 7 2005, S. 91 ff. 等に詳しい。 das deutsche AGB-Gesetz, 1998, S. 53 ff.; Nobis, Steff, Missbräuchliche Vertragsklauseln in Deutschland und Frankreich Christian, Die Richtlinie 93/13/EWG des Rates vom 05.04.1993 über missbräuchliche Klauseln in Verbraucherverträgen und この指令の発足に関しては、Kapnopoulou, Elissavet, Recht der missbräuchlichen Klauseln, 1997, S. 52 ff.; Kretschmar,
- 8 (Europäische Gemeinschaft-EG)になり、その後二○○九年に欧州連合(Europäische Union-EU)になった。 マーストリヒト(一九九二年)とリスボン(二○○七年)の条約により、 欧州経済共同体は一九九三年に欧州 共同
- 9 業者(Unternehmer)の概念と同一である―条項指令第二c条及びドイツ民法典一四条を参照 公式なドイツ語訳では「商業人」("Gewerbetreibender") と書かれているが、少なくとも本質的にはドイツ法における事
- Kontrolle versus Individualvereinbarung, 2010, S. 102 ff. 参照 Europarecht, 3. Aufl. 2013, (「限定された個別授権の原則」"Prinzip der begrenzten Einzelermächtigung"─概観は、Schroeder, Werner, Grundkurs これに関して、条項指令の第一、第二、第五及び第六検討理由参照。国内法を水準化する際の欧州経済共同体の権限際限 § 7 Rn. 5 ff. 参照)から、条項指令の規定必要性が導き出された— Miethaner, Tobias, AGB-
- 三条第三項が指摘する付則には条項がリストされているが、このリストは無効であると判断され得る条項を指摘するに止まり、 その条項全てを列挙したものでもない。リストに挙げられた条項は必ずしも無効であると見なされるわけではなく、またそれ と反対に、リストに含まれていない条項でも無効であると判断され得る。 これに関しては、二○○四年四月一日欧州司法裁判所(C-237/02)「Freiburger Kommunalbauten/Hofstetter」参照:
- 12) 条項指令第三条第三項への付則一. a及び一. j参照
- この変更は一九九二年九月に、理事会の共同見解(ZIP 1992, 1591 ff.に掲載)によって実行された。これは、 個別的

例としての消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効(永田(誠)・永田(洋))ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法において予防目的が重要であることに対する 一四七 (一六〇三)

照)、妥協の必要性(脚注(51)参照)が生じたからである。 決めの内容規制を強化することに、ドイツの通説が消極的な見解であったことによって(これに関して、脚注(4)の引用

- Miethaner, Tobias, AGB-Kontrolle versus Individualvereinbarung, 2010, S. 106 f. にその旨の記載がある 条項は定型化されたものだという法的定義を含み、別の見解によると、これは定型化の単なる一つの例に過ぎない― 条項の定型化の意味合いについて、条項指令第三条第二項参照。ある見解によると、これは個別の取り決めがない場合は
- $Hatosag/Invitel~Tavk\"{o}zlesi~Zrt \rfloor ^{\circ}$ 以前にも既に似たような判例が存在する―二〇一二年四月二六日欧州司法裁判所(C-472/10)「Nemzeti Fogyasztovedelmi 二〇一三年三月二一日欧州司法裁判所(C-92/11)「RWE Vertrieb AG/Verbraucherzentrale Nordrhein-Westfalen e.V.]。
- (16) 二○一三年七月三一日連邦裁判所(VIII ZR 162/09), ZIP 2013, 1964参照。
- 民法典第三〇五条から第三一〇条には「普通取引約款による法律行為上の債務関係の形成」という題目が付けられている。
- 款の諸規定が、外見上は契約書とは分離されているか又は契約書自体の中に取り込まれているか、いかなる範囲を有するもの で個別に交渉して取り決められた場合は、普通取引約款とはならない。」 か、どのような字体で記載されているか、及び、契約がいかなる形式をとっているかは、問わない。契約条件が契約当事者間 この民法典第三○五条第一項第一文の法的定義を、同第二文及び第三文は以下のように補っている。即ち、「普通取引約
- される─これに関して、二○○一年九月二七日連邦裁判所 (VII ZR 388/00), NJW 2002, 138等参照。同じ契約当事者に対し この判断基準は、判例によると、一般的に使用者が予め定型化された条件を少なくとも三回使用する意図があれば、 少なくとも三回使用するという意図があれば足りる─二○○三年一二月一一日連邦裁判所 (VII ZR 31/03), NJW 2004, 1454
- (2013), § 305 Rn. 26 ff. 等参照 Besedow, Jürgen, in: Münchener Kommentar zum BGB, 6. Auflage 2012, § 305 Rn. 20 ff.; Schlosser, Peter, in: Staudinger
- これは、民法典第三一○条第三項に、事業者と消費者との間の契約と定義されている。
- この点に関して、Wurmnest, Wolfgang, in: Münchener Kommentar zum BGB, 6. Auflage 2012, § 307 Rn. 64 ff. 等参照

- Wurmnest, Wolfgang, in: Münchener Kommentar zum BGB, 6. Auflage 2012, § 307 Rn. 70を参照
- (24) 前掲脚注(11)参照。
- Aufl. 2002, § 6 KSchG Rn. 6参照 消費者保護法第六条がドイツ普通取引約款法の要件を参考にしていることについて、Krejci, Heinz, in: Rummel, ABGB, 3.
- とを証明することが許されている。 しかしながら、第六条第二項に含まれる条項カタログについては、事業者は、契約規定が個別に取り決められたというこ
- (2) これに関して、Kathrein, Georg, in: Koziol/Bydlinski/Bollenberger, ABGB, 3. Aufl. 2010, § 6 KSchG Rn. 31等参照。こ
- れによると、ヨーロッパ法に適合するような法の適用を通じて、全ての定型化された契約条件がここに含まれるとされている。 同法は普通取引約款だけでなく、契約の定型用紙も挙げているが、しかしこれは通説によると約款の定義に含まれる。
- 回避を挙げている―これに関して、二〇〇三年八月五日オーストリア最高裁判所(70b179/03d), SZ 2003/91も参照。ここで た判例に依拠している 二〇〇四年八月一二日オーストリア最高裁判所(10b144/04i)は、著しい不利益の「主な事例」に、任意成文法からの 任意成文法からの回避は、それが事物の性質に照らして正当化されない場合は、著しい不利益になり得るとする確立され
- eigentlich AGB …?") である。 Leitner, Max, immolex 2012, 242を参照。このタイトルは「普通取引約款とは厳格には何であるのか」("Was genau sind
- Bydlinski/Bollenberger, ABGB, 3. Aufl. 2010, § 864a Rn. 1; Rummel, Peter, in: Rummel, ABGB, 3. Aufl. 2000, § 864a Rn. 1° 二〇〇八年四月二八日オーストリア最高裁判所(7 OB 89/08a), JBI 2008, 789; Bollenberger, Raimund, in: Koziol/
- まった、と考えている。 Privatrechte, 1999, S. 223, 245を参照。ここでは、この文言は欧州議会によって、加盟国が承認できる程度まで薄められてし 条項指令第六条第一項の沿革について、Tenreiro, Mário/Karsten, Jens, in: Europäische Rechtsangleichung und nationale
- 二○○六年一○月二六日欧州司法裁判所(C-168/05)「Elisa María Mostaza Claro/Centro Móvil Milenium SL」。ここに

- Joaquín Calderón Camino」。これは確立した判例である 多くの参考文献が挙げられている。二〇一二年六月一四日欧州司法裁判所(C-618/10)「Banco Español de Crédito, SA/
- 6. Aufl. 2013, Rn. 7/44を見れば分かる。ただしこの文献は通説を当然のことながら批判している。ともかく指令の適用範囲に に関して、Kathrein, Georg, in: Koziol/Bydlinski/Bollenberger, ABGB, 3. Aufl. 2010, § 6 KSchG Rn. 5を参照 おいては、国内の裁判所はヨーロッパ法上、条項が効力を持たないということを職権をもって考量しなければならない。これ 消費者保護法第六条においても同様の見解が取られている。このことは、Bydlinski, Peter, Bürg. Recht Bd. I: Allg. Teil 条項の無効を援用しなければならない。一九九六年五月二九日オーストリア最高裁判所(30b2004/96v), SZ 67/127を参 オーストリアの通説は、 一般民法典第八七九条第三項は、「相対的無効」の結果をもたらす、つまり、他方の契約当事者
- (35) 一九九七年一二月四日連邦裁判所(VII ZR 187/96), NJW-RR 1998, 594, 595参照。これによると、約款使用者は条項の 無効を援用することはできない。今日では、民法典において消費者を不利益に取り扱うある特定の規定を事業者が援用できな いとする表現も部分的に見受けられる―民法典第四七五条第一項参照
- イツ及びオーストリアの最終修復条項を無効だと判断する論法について、Schrader, Paul, wobl 2013, 127の比較法的記述を参 無効の理由を逐一論述することは、この講演の範囲を遥かに超えてしまう。連邦裁判所及びオーストリア最高裁判所がド
- (37) これに関してドイツ法については、Heinrichs, Helmut, in: 10 Jahre AGB-Gesetz, 1987, S. 23, 35を参照。Heinrichs は 立法者は部分的に条項禁止に違反する普通取引約款の問題を全く認識していなかったと述べる。
- それ以前から幾度となく、 なってきている。見解の状況に関して、Uffmann, Katharina, Das Verbot der geltungserhaltenden Reduktion, 2010, S. 2 f. を参 るぎりぎりの範囲に理解することは、裁判官の役目ではないことを強調している──九七八年一二月一○日連邦裁判所(VII とりわけ、 縮小解釈を禁止する判例の原点として、主に BGHZ 84, 109に掲載されている判例が挙げられる。しかし、連邦裁判所は 判例はほぼ例外なくして効力維持的縮小解釈を禁止する。他方で、文献では注目に値する反対の立場が有力に 条項を補充的な契約解釈によって、一方で約款使用者にできる限り有利に、他方で法的に許容され

ZR 220/77), BGHZ 72, 206, 208-BGHZ 62, 323, 327を引用している―等を参照

- 39 JBl 1983, 534–Bydlinski, Franz の評釈。さらに、一九九六年五月二九日オーストリア最高裁判所(30b2004/96v), SZ 67/127 及びそこに掲げてある文献も参照。他の文献では異なる見解も部分的に見受けられる― Fitz, Hanns, Festschrift für Schnorr, 違約金の減額を明示的に判断した例として、一九八三年四月一三日オーストリア最高裁判所(10b581/83)
- $\widehat{40}$ Bydlinski, Peter, Bürg. Recht Bd. I: Allg. Teil, 6. Aufl. 2013, Rn. 7/9はこれに批判的である。 特に、二〇〇八年八月五日オーストリア最高裁判所(70b179/03d), SZ 2003/91 (傍論)、Leitner, Max, ÖJZ 2002, 711。
- (41) 指令第七条第一項及び検討理由第二四からそのことが伺える。
- (42) 二〇一二年六月一四日欧州司法裁判所(C-618/10)「Banco Español de Crédito, SA/Joaquín Calderón Camino」。これは: 二〇一三年五月三〇日欧州司法裁判所(C-488/11)「Dirk Frederik Asbeek Brusse/Jahani BV」によって承認された。
- (43) 前掲脚注 (42)。
- BGHZ 84, 109, 117)。しかしながら私の考えでは、どちらの論拠も縮小解釈の禁止を正当化するものではない。 792, 794を参照)、もしくは「一方で約款使用者にできる限り有利に、他方で法的に許容されるぎりぎりの範囲に、普通取引 約款を見出すことは、裁判官の役目ではない」ことが挙げられる(一九八二年五月一七日連邦裁判所 [VII ZR 316/81] 例えば、 約款使用者は条項が完全に無効になるリスクを負う(いわゆる使用者のリスク— Augenhofer, Susanne,
- は取り扱うことはできない。 賃借人が消費者ではなく事業者である場合、不相当/重大な不利益を認めるための前提が異なるかとういう問題はここで
- Uffmann, Katharina, Das Verbot der geltungserhaltenden Reduktion, 2010, S. 57 ff. に概観がある。
- <u>47</u> 裁判所 (VIII ZR 214/80), NJW 1982, 178, 181及び Schmidt, Harry, Vertragsfolgen der Nichteinbeziehung und der Unwirksamkeit (III ZR 325/12), MDR 2013, 1388。連邦裁判所は、普通取引約款法施行直後にこの道を歩んだ──一九八一年一○月七日連邦 特に、一九九七年九月一○日連邦裁判所(VIII ARZ 1/97), BGHZ 136, 314, 322、二○一三年一○月一○日連邦裁判所

Allg. Geschäftsbedingungen, 1986, S. 69 in Fn. 99における広範な文献を参照

- Aufl. 2012, § 535 Rn. 122を参照 例えば使用貸借法で広範に使用されている修復条項において。Häublein, Martin, in: Münchener Kommentar zum BGB, 6.
- これに関しては、比較的新しい二○一三年一月二三日連邦裁判所(VIII ZR 80/12), NJW 2013, 991を参照
- f. 及び各所の広範な文献を参照。 全体の一部分(pars pro toto)として、Uffmann, Katharina, Das Verbot der geltungserhaltenden Reduktion, 2010, S. 147
- Münchener Kommentar zum BGB, 6. Auflage 2012, § 310 Rn. 67。このことから、少なくともドイツの文献においては、指令 Individualvereinbarung, 2010, S. 103。即ち、弱者を一括して保護することではない。 の法政策的な目標についての重要な結論が導き出されている―Miethaner, Tobias, AGB-Kontrolle versus これは、とりわけ当時のドイツ普通取引約款法とフランス法が歩み寄って成立したものである— Basedow, Jürgen, in:

英米法におけるダイシー理論とその周辺

――「ハーヴァード大学におけるコモン・ロー教育に学ぶ」-

訳者解題

たA・V・ダイシーの論文(原題)"The Teaching of English Law at Harvard"である。原文からは単に「ハーヴァー ドにおける英国法教育」と訳すべきであるが、内容を取ってこのように訳した。一つには、当論文のテーマは、アメ 本稿で翻訳の対象にしたのは、 一八九九年の十一月に英国の雑誌である The Contemporary Review 誌に掲載され

英米法におけるダイシー理論とその周辺(加藤・菊池)

一五三 (一六〇九)

あり、 リカのハーヴァード大学における教育であるのに、なぜ英国法を教授しているのかという読者の混乱を避けるためで を消しているという事情もある。 英米法という用語は避け、 コモン・ローという語を使用した。また、 本邦では英国法という表現はほとんど姿

者の自らの法体系に対する(大陸法とはおそらくは異なる)自意識の問題として、 リカ法は既に、英国法と独立した重要な差異を含んでいた。この事は、 いう表現をほとんど使用せず、「英国法」という表現を好んで使ったようである。一方で、 一九世紀末から一九三〇年代当時のアメリカ及び英国の法学者は、アメリカ法 American Law と 国民法や国家主権に対するコモン・ 将来の研究・分析の対象ともなりえ 周知の通り、 当時のアメ 口

当訳文を読む際の「英国法」の含意に、読者諸賢の問題意識を乞うものである。 能か?」の内容を明確に受けており、 る英国法教育」とした方が、各種論文相互間の相関関係が明確になり、 また、その一方で、当論文は、先に訳出したダイシーのヴァイナー教授就任論文「英国法は大学で教えることは可 その意味で、論文の連続性を示すためには、 通りが良いというジレンマが存在している。 原題通り、「ハーヴァードにおけ

ドで講義することを薦めたとされる。 学生に向けて同年一〇月から一一月にかけて英国法を講じた。コスグローブによれば、 チャールズ・エリオット Charles Eliot (March 20, 1834 – August 22, 1926) の要請により、 の構想に行き詰まっており、 この論文が生み出された背景にはダイシーの次の経験がある。 エリオットがそれに対し気分転換として十九世紀における法と世論の関係をハーヴァー 周知の通り、 後にオックスフォードに於ける五年間の講義による洗練を経て ダイシーは一八九八年、 ダイシーは当時 同学に招聘され、 ハーヴァード 「比較憲法論 同大学の 大学学長

送ったものと推測される。 二ヶ月間という時期の近接性から、 を使用しながらも、 のタイトルで掲載された。 Law at Harvard"として掲載されたものであり、 『法律と世論』として一九○五年に公刊の日の目を見たのは当講義である。ここで訳出した論文は、そこでの経験に 翌一八九九年の十一月に上に述べた英国の雑誌 The Contemporary Review 誌に "The Teaching of English 確認のため同大学法学部所蔵の Harvard Law Review のリプリント版を底本とした。 当訳文にあたり、日本大学経済学部所蔵の一八九九年刊 Contemporary Review 誌の論文 当時は船便であった事を考慮すると再掲載でありながら、 同論文は、翌一九○○年一月、Harvard Law Review第五号に同名 ほぼ同時期に 両者には に原稿を

学識化・法科学化論」ともいうべき特質が極めて色濃いことを指摘し、 教育に根付かせるという「ヴァイナー教授位」職責に応じた「コモン・ロー教育改革論」もしくは「コモン・ローの 後のヴァイナー教授位離任記念論文「ブラックストンの『英法釈義』」を訳出してきた。両者ともコモン・ロ した「ハーヴァード大学における英国法教育」である。 イシー論文は、彼のヴァイナー教授としてのキャリアの丁度中頃に属するオックスフォード大学就任後一七年に発表 我々は前稿でダイシーのヴァイナー教授位着任記念論文「英国法は大学で教えることが可能か?」と二六年 両者を阿形吽形に例えた。本稿に訳出するダ ーを大学

教育を担ってきたのは法曹学院 Inns of Court であって、そこには、上辺だけの記 なかった。オックスブリッジを代表とする大学における「学問・科学」としてのコモン・ロ (On the Job Training) にあたる「弁護士事務所でのリーディング Reading in Chambers」の類しか一九世紀には存在し 前稿「ハーヴァード大学における英国法教育」における解題中で説明した通り、伝統的にコモン・ローの実務法曹 念講義のほか、 ー教育の導入は、 現在で言うOJT ブラッ

るが、それは、英国では決して当然の事ではなかったことを想起されたい。 大学では古典教養を学ぶべきであって、大学で何年も職業訓練をするなど無意味であるとの風潮も強かったため、 クストンによる『英法釈義』 九世紀中に何度も司法教育改革をしたものの、ダイシーらの世代以降に至るまで、成功しなかったのである。 英語圏のどの大学でも、コモン・ローを大学で学習し、その学位を取るのがキャリア上当たり前となってい が一時的に成功を収めたのも束の間、本来、法廷弁護士は「弁論家 narratores」であり 現在

当論文でも問題意識の継続性は明確であり、論文冒頭で、「英国法は大学で教えることが可能か?」を引用し論を進 めており、ここでも議論に一貫性・継続性が感知される。 の一九世紀当時の英国法学の状況把握は、 前稿 「英国法は大学で教えることが可能か?」の解題中で、我々は二六年という長い年月にもかかわらずダイシー 多少の精緻化を含みながら一貫していることに驚きをもって言及したが、

載されているが、 拡張 "The Extension of Law Teaching at Oxford"」であり、これもハーヴァード・ロー・レヴューに一九一○年に掲 に別の「国際私法」を講ずる教授職につくのであるが、その時の記念論文が「オックスフォードにおける法学教育の ダイシーは、 ヴァイナー教授位の辞任ともに直ちにオックスフォードを去ったわけではなく、後三年、 本稿で提案されたカリキュラム改革案を受けたものと思われる。 徳俵のよう

仄めかす先行研究は少なからず存在する。 なされた講演という形で、「アメリカのハーヴァード・ロー・スクールによる英国法教育から、 口 ただし、本稿のタイトルをから、 スクー ルの英国法教育を褒め称えたダイシーの着任記念講演」ではないということである。 誤解してはならないのは、当論文を「ハーヴァードにおいて、ハーヴァ しかし、当論文は、そうではなく、 オックスフォード大学の学生にあてて 英国オックスフォード そのような理解を

大学法学部の我々の学べることはなにか?」という視点で、書かれている。 ダイシー自身も以下のように述べている。

ル よりその成功の原因を説明した上で、もしハーヴァードにおける経験から我々オックスフォード大学のロー・スクー が学び得る教訓が 「本講演における私の目的は、ハーヴァードにおけるコモン・ロー教育の現状及び特質を詳説し、そうすることに (仮にもしあるなら) 何であるかを考察することである。」

本論文の特質

オックスフォードとハーヴァード:ヴァイナー教授位とデーン教授位

近代英米法のルーツとしてのコモン・ローの「科学化」

学院で徒弟的に行われるという伝統がまだまだ強く、十九世紀中なんども試みられた法学教育改革にも関わらず形骸 化していた。その流れを変えたのが一八八三年のダイシーのヴァイナー教授位就任とその同僚たるヴィノグラードフ、 アンソン、ホランドらの協力であった。 ド大学における教育は初代ヴァイナー教授ブラックストンにより先鞭がつけられていたが、それでも実務教育は法曹 大学で教えることが可能であるか?」という命題について触れている。 本論文でまずダイシーは、一六年前の一八八三年の自身のヴァイナー教授就任記念論文で理論的に論じた「英国法は それではダイシーはこの論文を通じて、ハーヴァード大学の法学教育から何を学ぶべきだといいたいのであろうか。 コモン・ローの体系的把握とオックスフォー

革を一三年先取りしており、ラングデル自身の言は、本論文で長く引用される。 ド大学における「デーン教授位 Dane Professorship」とを並置・同格化する。実は、ダイシーがオックスフォードに 始者であり、 おける自己のコモン・ロー教育改革を実行する上で、模範としたのは、ハーヴァード・ロー・スクールにおけるス いるとする。ダイシーは、 あり真実であることを実証しているが、その一方で、英国においては、未だそれは「二律背反」であると認識されて リー以来の中興の祖であったラングデルの一八七○年からの改革であった。それは、ダイシーの英国における改 かつ、「科学としての法学 law as science」の唱道者でもあった。 本論文冒頭で「英国法が大学で教育可能である」という結論はアメリカにおける経験により確信的で オックスフォード大学における「ヴァイナー教授位Viner Professorship」と、ハーヴァー ラングデルはケース・メソッドの創

古代法』第一章の中で著者によりすでに次のように述べられていることに気づくであろう。 「科学としての法学」論は、なにも、アメリカのみの特質ではなく、ダイシーに影響を与えた一八六一年のメイン

のが、 理論というものは、 探究というものは、 まぬかれえぬものであろう。実際、 に鑑みれば、「法律学という科学 the science of jurisprudence」が未だ不満足な状況にあることが分かるとの謗りを 「それら原初的司法概念に対して、概して、極めて皮相的な調査しか許してこなかった拙速さ及び偏見というもの 普遍的に、現実的なさめた研究に対して[目下のところ]好まれており、 自然法論や社会契約論といった、 そのような真実が見出され得る唯一の[実証的歴史研究という]分野から注意を逸らさせること 物理学者や生理学者の探究と同様に遂行されるものである。社会や法の原始の歴史というものに 観察 observation が仮説的提言 assumption としての位置になるまでは、 ありそうではあり理解もしうるが全く実証を経ていない諸理論といったも かかる[非科学的 ・非実証的な」

によってのみならず、一旦、享受し信念を得たなら、後代の発展段階の法律学に対して極めて現実的かつ極めて重大 な影響力を行使するその影響力を通じて、真理を隠蔽するものである。」

であるという考えを折に触れ、 しばしば引用されるラングデルのハーヴァード建学二五〇周年記念講演(一八八七年)における図書館論によれば、 動物学者にとっての自然史博物館、 図書館とは常に、 法学教授のみならず学生にとり最適な工房であり、 新たにして参りました。」とある。 植物学者にとっての植物園にあたるものが、我ら全員にとっての図書館 科学者や物理学者にとっての大学の

このように「自然科学」に模倣した「科学性」は多くの分野で一種の一九世紀的時代精神でもあった。

理一貫性」、(2)「法原則 legal principle」の強調、(3)「法律用語の定義の明確化」を挙げたが、とりもなおさずこ 学で教えることが可能か?」において、大学で教えられるべき法学の要素として(1)「法全体の体系的把握及び論 ような欠陥はまだ必ずしも認識されてはいなかった。 からパンデクテン法学は Law: Droit Savant, Gelehrtes Recht」というニュアンスが明確に含まれていることである。ダイシーは「英国法は大 特筆すべきは、ここでの「科学としての法学」の内実中に大陸法の大学で教育される法学としての「学識法 Learned 当時の大陸法学にみられる特徴と言ってよい。 「概念法学」との批判を浴びるが、 周知の通り、第三の点については。二○世紀には自由法学派 極めて一九世紀的な著作家であったダイシーには、 その

げねばならぬであろう。 育」の影響を「間接的に」例示するものでしかないといわれるなら、我々はより広い見解を持つためにその視座を広 ダイシーによれば、「しかしながら、仮にこれら三者(メイン、オースティン、マコーレー) ポティエ Pothier、 サヴィニー Savigny、 ファンゲロウ Vangerow、 の影響は マンチーニ Mancini、 「大学教授の教

結果もしくは体現であるところの各種 の法的状況を検証すると、 かれ少なかれ、 ルンチュリ Bluntschili といった令名は、 受けてはいないのである。」とされる。 彼らの「講義」から直接的に発展したものである。しかるに、我らが視点をより近く英国内に戻しそ 確かに、コモン・ローは本来受けてしかるべきその注意より遥かに少ない注意しか、 「理論書」(treatises) 及び「法典」(codes) といったものは、 海外の法学者による偉大な作品を想起するに十分であるが、彼らの教説の 多くの場合、 英国

表される啓蒙的理性的フランス法学及び、ドイツ法学における「Rechtswissenschaft 法科学(サヴィニーの造語とされ される。 すなわち、 る)」論を自覚的に意識しながら、土着法、職業法としてのコモン・ローの学術化、大学教育プログラムへの編入、 スフォードのダイシー(一八八○年代から改革)にしても、一九世紀当時の仏民法典(一八○五年)とその解釈学派に代 比較法的にもこの点は極めて重要であり、このことの理解には英国憲法学にとどまらぬ非常に浩瀚な視点が必要と ハーヴァードのストーリー(一八三○年代から改革)やラングデル(一八七○年代から改革)にしても、 コモン・ローとコモン・ロー教育の近代化の問題に取り組んでいたのである。 オック

加えて、 シーの国際私法は、 法律 法」は謂わば新しい ハーヴァードのケース・メソッドによる教育中心になった事は決して偶然ではない。 一方で、 は ダイシーに影響を与えたオースティン「法理学」は、 フランス法学の影響を鑑みれば、近代的分野として、ポティエ 種の契約、 サヴィニーの「国際私法論」と『占有権論』をコモン・ロー的に消化し直したものといってよい 「実定法ベースに基づく自然法」(内部矛盾を含む言葉であるが:ドマの「法論」などにおいて「法」 合意とも観念されたことも想起されたい。)のような機能を有していた。 チボーの「論理的法解釈論」 『債権債務論』に代表される「契約法」が、 一九世紀に また、 の影響を色濃く受けてい 「世界化された契約 ストー リー やダイ

単純化した読みやすいフランス語版でこそ初めて人口に膾炙した。しかしながら、殊に、一六世紀以降成立した「国 における英国国制論や もっとも、むろん、 「学識化」、「近代化」に関する限り、英米法は大陸法を範型としていたといってよいであろう。 「議会制度」「陪審制度」などの影響力は瞠目すべきものであるし、 かかる知的交流が大陸法から英米法へと一方的に行われたと見るのは誤りである。 ベンサムの難渋な著作は 一九世紀

長い伝統を引きずる英国の方が遥かに立ち遅れていた。 教育 apprenticeship に任されてきたコモン・ロー教育というものを大学が受け持ち国家統制すべきかと、 いう問題がアメリカでも英国でももちあがっていたのである。その解決に関しては、実務法曹という profession の 本来は仲間団体内の親方資格に近い存在であった「弁護士資格」を「国家資格」「国家試験」として統一化するかと 大学制度が近代国家に取り込まれていくに際して、経験主義的な「判例法」に基礎をおき、 職業集団による徒弟制 いうなれば

おいて初代デーン教授に任命されたストーリーの改革は、一八二九年に始まり、一定の成果を見せ、一九世紀中葉に 「記念講演 Address」(当講演はラングデルのケース・メソッドに関して必ず引用される有名な作品である。 当論文でダイシー自身に引用されている一八八七年のラングデルによるハーヴァード大学建学二五○年祭における 英国では、既に初代ヴァィナー教授であるブラックストンにより、コモン・ローの大学教育の先鞭がつけられたが、 時停滞したものの、 ダイシーの登場までは同教授位は有名無実化されており、教育改革は進まなかった。それに対し、 一八七○年からのラングデルのデーン教授就任により更なる飛躍的発展を遂げていた。 前掲注(ix) 松浦論文 アメリカに

(※ラングデルのデーン教授位就任記念講演時:一八七○年)は、英語圏における法学教育の 「非典型性」

参照。)の別の一部分(当ダイシー論文では引用されず)を見てみよう。

外の文明圏諸国と調和的になるべきであるとの見解を表明した。」(傍点訳者) リカ合衆国の法学教育の真の利益のためには、この点に関しては、我々は最早、英国の足跡を辿るのをやめ、 国におきましては、法は常に大学において教授学・学習されてきたという事です。その折に、大胆にも私は、 ものに注意を喚起いたした。その非典型性というのは、これら英語圏諸国におきましては、法学識というのは、 法実務及び司法、 もしくは、それらとの接触を通じて初めて取得されるのに対して、 他の全てのキリスト教圏諸 本アメ 英国以 概し

デーン教授 Dane Professor とハーヴァード・ロー・スクールの学長 Dean を務めたが、ダイシーが当論文を書いた の舵取りを模索したことを示唆している。ラングデルは一八七〇年から一八九五年の長期 ラングデルの弟子のエイムズ James Barr Ames (June 22, 1846 - January 8, 1910) が務めていた。 九○○年当時には既に学長をやめて五年が経ち、 明確にラングデルは、「大胆にも」と留保しつつも、 一八九五年からその死の一九一〇年までデーン教授及び学長は 英国法型法学教育を捨て去り、 (歴代最長) に渡って、 大陸法型法学教育へ

ている。」とされる けたのであるが、これら諸氏はみな、英国の教養ある法律家みなにその名や作品が知られており、完全な成功を収め ドにおける法学教育の ダイシーによれば、 ラングデル教授の努力は同僚たるゼアー Thayer、 「他の高名な人々がこのストーリーを助け、 「中興の祖」、もしくは、「第二の創立者」とまで我々が言ってよいのはラングデル教授であろ グレイ Gray、エイムズ Ames 他諸氏により気高くも支援を受 かつ、その後ろに続いたのであるが、 ハーヴァー

Professor』では、英国の教育改革とともにアメリカの法学教育の実情と有り得べき姿が語られており、 ダイシーの当論文と同じ一九○○年に発表されたそのエイムズの論文『法学教授の使命 The Vocation of the Law ダイシーと

モン・ロー教育Teaching of English Law at Universities』 どこから英国の話が始まるのか、 同じ問題関心が読みとれる。本ダイシー論文のみならず、エイムズ論文でも、どこでアメリカの話をしているのか、 いており、 大家ジェームズ・ブラッドレー・ゼアー James Bradley Thayerも本論文の五年前、 ダイシーと共通する問題関心を提示している。 しばしば混乱するほどである。 という同趣旨の論文をハーヴァード・ロー・レヴューに書 また、ダイシーがしばしば名前を上げる証拠法学の 一八九五年に『大学におけるコ

ヴァードをオックスフォードにおける法学教育改革の一モデルとして提示しようとしたダイシーの本論文も、 挟んで英国とアメリカの内にどの程度存在するのかとの偏差と同一性の難問を我々の喉元につきつけてもいる。 ていったものであった。このことは、返す刀で、Anglo American Law と言われるものの実質が、果たして大西洋を 科学化という近代化の要請の中で、大陸法と比較・対決していく渦中で、コモン・ロー固有の特質を抽出し、 ウンドへと至る人的交流の中で、抽出されてきたものである。 このような一八七○年代から一九三○年代にまで至る、ダイシーやヴィノグラードフやホームズなどとの交流からパ 国際的思潮と法文化的相互干渉のダイナミズムの中で位置付けが可能なのではないだろうか。 やパウンド『コモン・ローの精神 The Spirits of the Common Law(1921)』などの古典的名著は、コモン・ロ 我々が所謂「英米法」、すなわち Anglo American Law の共通の特質として理解している様々な性質は ホームズ 『コモン・ロー The Common Law (1881)』 描かれ か 1 ハー かる の法

視されがちな主題が、大陸法と英米法の比較法学にとっても、 教授位の職責と分かちがたく結びついている。本解題では、「英国法の大学教育」という、ともすれば、 ダイシー論文には、 「英国法大学教育論」の系譜というべき、 本邦英米法学の講学上の基礎にとっても一大鉱脈にな 論文の系譜が存在し、そのことは、 彼のヴアィナー 地味で等閑

の創造であった。そこにダイシーの無人の荒野を渉猟せんとする「進取の精神」が感じられる。 りうるのでは無いかという点を指摘させて頂きたい。ダイシーによる「英国国制史」から抽出された原則に則した 「英国流国際私法の構築」はかかる文脈を離れてはあり得ない。先例があまり存在しないところからの「新しい法学」 「不文憲法習律」の実定法化による「英国憲法学」の創設や、大英帝国の取引準拠法としての契約法延長としての むろん、複雑な原典の価値はかかる視点のみに留まるものではなく、評価は、読者諸賢各自の読後感に委ねたい。

A. V. Dicey, "The Teaching of English Law at Harvard", The Contemporary Review, 76 (Nov., 1899), pp. 742-58, Ibid.

i

Harvard Law Review, No. 5. Vol 13, (Jan., 1900), pp. 422-440

- îi 律文化社:一九七二年), p. 3を参照 Public Opinion in England during the Nineteenth Century 一九世紀英国における法と世論の関係性に関する講義集』 九○五年;第二版最終版一九一四年)として結実した。清水金次郎訳・菊地勇夫監修A・V・ダイシー『法律と世論』 Cosgrove (1980), pp. 170-1.この時の講義は後にダイシーの代表作の一つ『Lectures on the Relation between Law and (初版
- iii Constitutionalisim, (OUP, 2013) として近時公刊され陽の目を見た。 この構想は未完のまま終わったもののW. F. Allison ed. Oxford Edition of Dicey II: A. V. Dicey, Comparative
- ラックストンの英法釈義」」『日本法学』第七八巻第四号, (2013, 3), pp. 65-118 か?」『日本法学』第八○巻第一号 , (2014, 6), pp. 85-141;「英米法におけるダイシー理論とその周辺─A・V・ダイシー 加藤紘捷、菊池肇哉「英米法におけるダイシー理論とその周辺―A・V・ダイシー「英国法は大学で教えることが可能
- 『法と政治』第五五巻三号(2004), pp. 307-359 深尾祐造「一九世紀後半イングランド法曹養成制度の展開とその帰結:セルボーン卿総合法科学校設立法案に関連して」

- A. V. Dicey, "The Extension of Law Teaching at Oxford", Harvard Law Rwview, 24 (1910), pp. 1-5
- vii Albert Venn Dicey, being chiefly letters and diaries, (Macmillan, 1925)) によりダイシーの所属したオックスフォード大学・ Constitution, (OUP, 2013), p. vii. of All Souls College, Oxford)、そこに含まれている可能性はある W. F. Allison ed, Oxford Edition of Dicey I:The Law of the オール・ソールズ・カレッジ・コドリンドン図書館に生前の手稿は信託されており(Dicey Papers in the Codrington Library いない。(ダイシーの遺言執行人であり友人でありその伝記作家でもあったライト Rait 博士(Robert S. Rait, *Memorials of* ただし、かかる講演は、ハーヴァードにおけるダイシーの「着任記念演説」として、存在した可能性が高いが公刊されて
- and Legal Education, (Oxford: OUP, 1958), pp. 1-97. を参照。ヴァイナー教授位をアメリカ、ヨーロッパを含んだ大西洋的 The Life of the Law: Proceedings of the Tenth British Legal History Conference Oxford 1991, (London, 1993), pp. 195-209. 国際的視点で分析した貴重な論文として、M. D. Gordon, "The Vinerian Chair: An Atlantic Perspective", in Peter Birks ed 七代目のダイシーに至るまでのヴァイナー教授位の軌跡については、Harold Grenville Hanbury, The Vinerian Chair
- Bocking Steven, Law School: Legal Education in America from the 1850s to the 1980s, (The University of North Carolina デーン教授位及びストーリーの役割については、田中英夫『アメリカ法の歴史(上)』(一九六八年), pp. 278-280. Robert
- 〔×) 松浦好治「'Law as Science'論と一九世紀アメリカ法思想(一):ラングデル法学の意義」『中亰法學』, 16(2)(1981), pp 50-76; 「'Law as Science' 論と一九世紀アメリカ法思想(二):ラングデル法学の意義」 『中亰法學』, 16(4)(1982), pp. 24-53; 「'Law as Science' 論と一九世紀アメリカ法思想(三):ラングデル法学の意義」『阪大法学』, 125 (1982), pp. 51-86. (未完)
- 義について、メインの最初期の論文である Henry Maine, Roman Law and Legal Education, in Cambridge Esssays, (CUP この部分に関しては多少の誤訳が見られたので文意が明瞭でなく訳し直した。大陸法・ローマ法の有する法学教育における意 現在の標準的訳である安西文夫訳メイン『古代法』(一九四八年)は、非常に練り込んだ優れた味のある翻訳であるものの、 Sir Henry Maine, *The Ancient Law*, (London, Everyman's Library ed, 1965), p. 3.

1856), pp. 1-29.

Century, (University of Georgia Press, 1997), p. 81 Michael H. Hoeflich, Roman and Civil Law and the Development of Anglo-American Jurisprudence in the Nineteenth

- Edinburgh, 1966).
- xiii か?」『日本法学』第八○巻第一号 , (2014, 6), p. 122. 加藤紘捷、菊池肇哉「英米法におけるダイシー理論とその周辺―A・V・ダイシー「英国法は大学で教えることが可能
- xiv deutsche Rechtswissenschaft des 19. Jahrhunderts im amerikanischen Rechtsdenken, (Berlin, 1993) のアメリカ法学へ影響関係についての近時の研究として、Marthias Reimann, Historische Schule und Common Law: Die サヴィニーと同概念については、世良晃志郎『歴史学方法論の諸問題』(木鐸社:一九七三年), pp. 23-4.ドイツ歴史学派
- Law Center of New York University, December 13-15, 1954. Bernard Schwartz, The Code Napoleon and the Common-Law World: The Sesquicentennial Lectures Delivered at the
- 推定 Thayer Presumption」を扱いセアと読まれる。もともと、「民衆」を意味する苗字で英語の They と同語源であるらしい ので経験から「ゼアー」と読む。しかし、つづり字から Thを「セ」と澄んで読む人物も多い。中間の音は pain の「ai エイ」 と同じで基本読むが、濁音とともには実際は聞こえない場合も多いので、ゼアーとした。 ゼイヤ、サイヤ、セイヤ、セアとも。田中英夫『英米法辞典』ではサイヤ、小山貞夫『英米法律用語辞典』では「セアの
- xvii James Barr Ames, "The Vocation of the Law Professor", The American Law Register, 48, no. 3 (1900, 3), pp. 129-146
- xviii James Bradley Thayer, "The Teaching of English Law at Universities", Harvard Law Review, 9(3) (1895, 10), pp. 169-84
- $\widehat{\operatorname{xix}}$ Common Law: An Anglo-American Legal Community 1870-1930, (New York UP, 1986). を書いているが、正に、ここでも私 の視点と重なる。もっとも当書はほとんど注目されていない。 ダイシーの伝記研究者であったコスグローブは、このような観点を出発点として、Richard Cosgrove, Our Lady the
- 英国法とアメリカ法の偏差については、Roscoe Pound, "The Development of American Law and It's Deviation from

とそのイギリス法からの離脱点」、『社会科学研究』二巻三号(1950); 三巻二号、三号(1951)、『内田力蔵著作集第三巻』(信 English Law", Law Quarterly Review, 67 (January, 1951), pp. 49-66. 邦語訳として、内田力蔵訳パウンド「アメリカ法の発展 山社:二〇〇六年), pp. 317-377. に再掲。

英米法におけるダイシー理論とその周辺 「ハーヴァード大学における英国法教育に学ぶ」

A

V

ダイシー

菊池 肇哉 捷

訳

率的に教えることが可能であるというものであった。今では、合衆国における経験の反駁能わざる成果により、 して扱われている。さらに、アメリカ全土をとおして、このハーヴァード大学におけるほどコモン・ローが徹底的に クスに対し信憑性を与えるものである。実際、大西洋の向こう側では、この結論の真実は決着のついた過去の論争と かつ、大学教授により教授可能であるという ン、そしてなかんずくハーヴァードのロー・スクールはかかる事実を証しており、英国法は大学において教授可能で、 おいて英国法の優勢な地域においては、最良の教育を受けた最も有能な法曹というものは、法学教授によりコモン・ により導き出されたこの我が結論の正しさが証明されたと自信をもって私は主張することが出来る。アメリカ大陸に しかるべき資格を有した教員により、しかるべき知性を有した生徒に対しなされるなら、英国法は各大学において効 ナー教授位]就任記念演説で提起されたものである。そのときに理論的根拠に基づいて与えられた解答というものは 「英国法は大学で教えることは可能か?」この問いは十六年ほど前、オックスフォード大学におけるわが 諸原則の基礎を教えこまれた者たちである。ニュー (我が英国の古臭い学派の弁護士の言いそうな言葉でいうところの) パラドッ ・ヨーク、 シカゴ、オンタリオ、 ノバ・スコシア、 [ヴァイ ボスト 思索

0)

陣は ことの可能な、 脚しその一般原則に精通した人物により法実務で成功しようとする生徒たちが徹底的に理解できるように解説される 律事務所 offices における徒弟制度を通して、 活動が最終的に成功をおさめるであろうことは、英国法の伝統に精通する英国人のみが正にその偉大性を評価し得る。 生数の多さは、 れもまさに真の障害は学生数に存するということを考えをめぐらせれば、まさに偉大な事である。目下のところ、 賞賛すべき教育活動の内に見出されよう。 民地の判例集の完璧な収集も、 所 Colonial Office においてすら、アメリカ法の完璧な判例集のコレクションも、 方の需要(もっとも、 蔵されている。 らず、英国の判例集及び制定法集、 象徴」であるからである。 五○人から約五五○人にまで引き上げたことは、 アメリカ全土でついには雲散霧消し、 なぜなら、 ーというのは大雑把なやりかたで修練すべき「手工芸」handicraftであり、 それがハーヴァード・ロ 教師陣の体力的限界を今にも上回らんとしている。それにもかかわらず、 ロンドンにおいても、 一つの科学 science であると、 両者はまったく異なる) しかしながら、 存在していないのである。 並びに、 オックスフォードにおいても、 1 そして、その教育の徹底性を誇る教師陣が過去十五年以内の間に学生数を 実務法曹に向け勉強する者たちに、 ・スクールに生命を与える研究精神及び研究への情熱の外的な目にし得る を満たしている。これまで、私は長々と図書館について述べてきたのだ ハーヴァードにおける真の栄光は、その学生及び教授、 英国の植民地及び属国の判例集及び制定法集の完全なコレクションが所 初めて習得可能なものであるとの根深い誤解を、 確信させるに至った。 現行のハーヴァード・システムにおける更なる進展への障害、 ハーヴァードの法学図書館は訓練された法律家及び学生双 枢密院司法委員会においても、 英国法というものは (驚くべきことに聞こえようが) 弁護士事務所 chambers や法 ハーヴァードにおける教授 ハーヴァードの教授 混雑した講義室 理 植民地統括 性的 英国植 事務 そ 学

学び得る教訓が(仮にもしあるなら)何であるかを考察することである。 りその成功の原因を説明した上で、もしハーヴァードにおける経験から我々オックスフォード大学のロー・スクールが 本講演における私の目的は、ハーヴァードにおけるコモン・ロー教育の現状及び特質を詳説し、そうすることによ

その運営は教授陣により行われる。 ハーヴァード・ロー・スクールはコモン・ローの実務教育を目的とする「職業的学校」professional schoolであり、

の異なる論点が含まれるが、それら各論点は異なった扱いを要する。 上の命題は、 ハーヴァード大学に対する批評家が決して見失ってはならない根本的事実を体現し、それらには二つ

「ハーヴァード・ロー・スクールは「職業的学校」(professional school) である。」

習得したことの無い者たちである。この点は、彼らはオックスフォードの法学部 Jurisprudence School において勉強 国で法曹学院の正式メンバーたる法廷弁護士となるために要求される]所定回数、 ら「弁護士事務所でのリーディング」を開始しようとしている法曹学院の学生や、 ようとしている者であり、 フォードの学部生とは異なる。彼は二二歳から二三歳の男性で学部教育の課程を終えた後、実務法曹界へ向け準備し を開始する学部学生と同位置にいる。しかし、ハーヴァード・ロー・スクールの学生は他の点において、 を受けている者たちである。彼らは、必ずしも、もしくは私の信ずるところでは、概して、コモン・ローの基礎さえ その教室に参加するのはハーヴァードもしくは他の大学での自由学芸学士(BA)であり、 コモン・ロー学識を得るという実務的目的を持ってロー・スクールに参加している。 先輩バリスタと夕食を消化しなが 事務弁護士事務所の若い短期事務 既に適切な一般的教育 オックス 英

三年コースを体験する。学位取得には最低一五種の授業に参加しなければならない。講義は各学年の学生の需要を満 授陣と仲間の学生内の双方で法学識の 員で最終試験合格のために「事務弁護士組合」(the Incorporated Law Society) の講義に参加している者たちと、 る「優等」merits が認定される。 合格することにより与えられ、 によりその講義科目の考査を受け、 たすべく配分されているが、残り二年間、 比肩されるべき存在である。 ・スクール学生の主目的ではないということである。合衆国のロー・スクール学生の野心とは、英国法習得の後、 ハーヴァードの学生たちはロー・スクールに最低三年間はとどまり、 特別の成績で試験合格した生徒には英国の「席次表」class list のようなものにおけ しかしながら、ここで留意すべきは、 試験官を満足させなければ次学年進級は許されない。「学位」は毎年度の試験に 「高い評判」を得ることなのである。 学生には自由教科選択が許される。 英国とは違い学位それも優等学位取得がロ 各学年末に、 彼が参加した教室の教授 入念に準備された 教

歳から二五、六歳という三年ないし四年という人生最良の期間を「予備的職業学習」などというものに自発的に費や 気の要る仕事を達成したかかるロー・スクール学生の大半は、英国の有能な法廷弁護士が、 国法曹界の伝統と慣習が染み付いた英国法律家は経験からある ながら、 国の若者が、 るにあたって、習得していることなどめったにないか、「弁護士事務所でのリーディング」を開始するにあたって英 ーヴァードの学生たちが注意を向ける広大な法領域を支配する「諸原則」を習得した者なら誰でも、そして、 即時法実務を開始しようとする者にとってかかる「予備的学識」の有用性は明白であるにもかかわらず、英 一般に、 体なぜそれほどまでに人生の戦いにおける現実の成功に敏感極まりない合衆国の若者が、 決して有してはいない量の学識とともに実務家生活を疑い無く開始することであろう。 「好奇心にあふれた疑問」を必ず言いだすであろう。 弁護士業に足を踏み入れ 例えば、 根

夢想すらせぬであろうに、 グ」が占めるのとほぼ同じ地位を、 しようとし、あまつさえ、 体全体なぜかということである。 熱望さえするのか?英国法曹界で高名を得ようと躍起な英国の若者ならそのようなことは 訳がわからぬと。 米国の若者にとって「ロー・スクールにおける勉学」が占めるようになったのは 換言するなら、 英国の若者にとり「弁護士事務所におけるリー - ディン

「パラドックス」と感じられるに違いない。 完璧とは言わぬまでも部分的なその理由を与えるとは出来ようが、 その説明は英国の批判者にとってはいつでも

策を見つけ出すのである。 時代の仲間というのは、 得た学生は、大学同期生の間での名声に、いろいろと、彼の職業において彼にとって現実的価値を持つようにする方 事を法律事務所 firms が取り扱う。また、合衆国における弁護士数は膨大なもので、実業家でも宗教家でもない それに対し、英国の大学における学生の「評判」は彼の実務法曹界における成功をそのように後押しすることは無い。 論の巧さの「評判」は合衆国では、実際に法曹としてのその若者の成功を実社会で十分に後押しするのであろうが、 策」としてはほぼ無用の長物である。しかしながら、ハーヴァード大学で得られた広域かつ正確な法学識や、 はみな法律家であるといっても誇張では無いほどである。 合衆国においては 高位の法学位、 彼が法律事務所の正式メンバーになったり、よくあることであるが、自身で独立した折には、 いやむしろ、実のところ、大学で取得する全ての学位は、英国でも合衆国でも「弁護士業入門の方 「法廷弁護士」と「事務弁護士」の区分は存せず、「法廷弁護士」と「事務弁護士」をあわせた仕 実質上、英国の我々で言うところの地方事務弁護士 country solicitors のような立場におり、 かくして、遠方にまで広く彼の同級生によって彼の名は広められるのであるが、その学生 ゆえに、ハーヴァードでその法的才能について「評判」を 彼に仕事を 法的議 人間

この法則は実効性があるが、英国の実務法曹間では注目を受けていない。 れば、 知っていたとしても、 者の方では、彼の新しいもしくは特異な才能を法律事務所の中に持ちこむこととなろう。実のところ、これが合衆国 その法律事務所がより年かさで指導的な共同経営者たる人物から経験を補充するであろうし、 主張も為し得ない。 弁護士は、 英国において実務に従事している法律家が容易に想像できない程であるということである。 ジョーンズ氏の未熟さがブラウンやロビンソンといった年上の共同経営者たちの成熟した思慮分別により矯正される の実情なのである。 つき熟考するならば、 というものが、 がなんであれ もって来る傾向があるに違いないのである。 「事務弁護士事務所」ではその人物の才能と性格のみに基づいて彼を共同経営者にとりたてることも時にはあり、 そのうちでは経験がより重要である。 事務員としてであれ共同経営者としてであれ、 彼がジョーンズ氏にその案件を信任することもあろう。このことに加え、よくよく道理に則って考えてみ よしんば彼がエルドンの法学識とアースキンの弁論術の天才を有していたとしても、 これら 有能かつその同世代人の評判の高い合衆国の若者が仕事を得ることを容易にさせており、 しかしながら、当の同じ若い法廷弁護士が「有名な法律事務所」に受け入れられたとするならば 仮に、ジョーンズ氏がハーヴァードで彼の学年でもっとも頭の切れる同輩の一人だと依頼人が この結論の正しさが浮き彫りとなろう。 法律事務所に来る依頼人がその案件をジョーンズ氏に信任するとは期待できないが、 [アメリカにおける英国での「法廷弁護士」と「事務弁護士」という]「二法実務部門の融合_ 目下のところ、 いずれにせよ、私が確信しているのは、 若い才能を取り入れることは、 英国で敷衍している法学教育制度下では、 顧客は相談する弁護士に経験と能力の双方を要求する 確かに、ごく最近になり、 法律事務所にとり有益でもある 他面におけるその利点及び欠点 もしあなたがこの問 特別の才能を有した若 経験に関しては何の 英国でも優れた 駆け出しの法廷 その程度は もし

三年間をロー・スクールの課程に進んで捧げようとするのかのまさに第一の理由なのである。 このように、ロー・スクールにおいて得られる「評判」の価値というものが、なぜ若者たちが彼の若い最良の時期の 際的形態で認知されるようになるのを待つことを強要されることは合衆国では無かったであろうと私は確信している。 ことにお気づきになろう。 輝かしさにより法廷弁護士という報われぬ労苦から場合によっては身を引くことにもなりかねなかった瞬間 制度(a system of legal partnership)の発展を示すものである。 の習慣は法廷弁護士の間では「下働き弁護士」"devils"の雇用と認識されているのであるが、明らかに法的共同経営 というものは、 んだことのある者は、 「大学での評判」というものは、英国より遥かに職業上、口を利く。ボーウェン卿 Lord Bowen の魅力的な伝記を読 彼は「その小説家としての高い評判の故に」法曹資格を得て後も数年間もその法的才能が知られ実業という実 彼らがハーヴァードで受ける教育というものがまさに彼らの知的需要を満たしているという事である。 実務法曹としての彼の成功が数年間疑問視されており、その約束された文学界における成 ボーウェン卿のような天才的才覚を有した人物がハーヴァードのロー・スクールに現れた しかし、このことが何であれ、 しかるに、第二の理由 アメリカにお があった いては

「ハーヴァード・ロー・スクールは「大学教授による学校」(professorial school) である。」

ことにより、各種の法の「根本的諸原則」を彼らの心に刻みつけることである。 この言葉は、単にハーヴァードの法学教育が教授陣により運営されているという事実の以上のことを物語っている。 ハーヴァードにおける教育の目標は学生に対して英国法を一つの「科学」として解説することであり、 その

ラングデル教授は、 その有名な演説の中で、彼のみちびきにより、ハーヴァード・ロー スクールのシステムが構

築されてきた各指針を定義する。

国の様々な異なった状況の許す範囲内において、ヨーロッパ大陸諸国の各法学部と伍する存在の地位に置くべく、今 日まで我が微力を尽くしてきた。」 べき機関を真の大学の名に相応しかるべくすべく、そして、その学部中で少なからぬ評判のロー・スクールを、 「私は、ハーヴァードにおける法学教育と研究を大学の名に相応しからしむべく、今日生誕二五○年を祝う尊敬す

得ず、そのような学生が得ることの出来る支援は彼以前にかかる旅路を旅してきた教員たちによってのみ与え得ると 芸であるとするならば、実務家へ弟子入りにより習い覚えた方が良かろうから。しかるに、いやしくも、科学である 性の輝きすべてを要求するものであることは論争の余地のないことである。また、大学において法は印刷された書籍 第二に、その科学に使用可能な素材は全て「印刷された書籍」の中に包摂されていること。仮に、法が科学で無いと ての法学識の究極の淵源であり、科学としての法に通暁しようとする全ての学生がこれら究極の淵源に依拠せざるを も効果的ならば、 あったり、印刷された書籍が他の方法―弁護士事務所での仕事や法廷手続きへの随伴―とあわせて使われることが最 を通じて初めて学習・教育可能である。 とするならば、法は様々な科学の中で法が最も偉大で困難なものであり、最も啓蒙された学問の中心地が与え得る知 するならば、大学はその威信にかけてその教育を固辞した方がよい。なぜなら、法が科学ではなく、なんらかの手工 「かかる目標達成のため、…以下の二つの事柄の確立が不可欠であった。第一に「法は科学」であるということ。 かかる手段は大学では供給不能であることを白状せねばなるまい。 それゆえ、もし印刷された書籍を通じて学習する以上の他のより良い方法が しかるに、 印刷された書籍が全

家や法務官、 での仕事の経験でもなければ、対人交渉の経験でもなければ、審理もしくは請願理由主張の経験でもない。 法学教員というものは学生にとって見知らぬ旅路に付きしたがい、以前にしばしばそこを旅をした経験からその路に するならば、その場合、大学、そして、大学のみが、法の学習・教育に奉仕しうるすべての設備を提供可能である。 よく通暁した人物でなければならぬと私は強調させていただきたい。ゆえに、かかる法教育の資格は、 かかる資格は、「法使用」の経験ではなく、「法学習」の経験によって与えられる。いわば、 いわんや属州長官の経験ではなく、ローマ法学者の経験により与えられるのである。」 ローマの法廷弁論 弁護士事務所 端的に言

てきたのである。 ゆえにこそ、 わが同僚と私自身は、 法は科学であり、本から学習されねばならぬという信念に基づき常に行動し

例集から習得されなければならない。 英国法は単なる手工芸や技芸ではなく限られた諸原則から演繹されるべき科学である、こと。第二に、これら諸原則 の本質及び適用は書籍から、つまり、この格律 maxim が実際にハーヴァードで解釈されているところによれば、 それゆえ、ハーヴァード・ロー・スクールを支える中核的理論は二つの言述に纏めることが可能である。第一に、 判

り、論理的)であると同時に実務的であるという特質を与えてきた。 ラングデル教授及び彼の著名な同僚たちはこの理論に徹底的にこだわることにより彼らの法学教育に科学的 (つま

彼らハーヴァードの法学教授たちは、「弁護士事務所におけるリーディング」によって得られる利点を軽視する、 彼らの法学教育は、その総体的目的が英国法の諸原則を明確化することにあるがゆえに科学的である。 限り、ほど遠く、その言葉の最も良い意味で、現実的・実務的である。 把な方法での純粋な経験による法格律 legal maxims と「実務」の習得というものは、 著名なものとせんがために[彼らハーヴァードの]法学教授たちはしかるべく適切な努力をしているのである。 過度に強調されすぎてきており、それゆえに、[コモン・ローという] ある偉大な法制度の論理的側面を前面に もしくは、我らが英国の制度で育ってきた法律家の視点からすれば軽視しすぎるきらいがある。彼らは法というもの(4) を必要とする。もっとも、 み親しむことから科学的な法学識でさえ増加するものであるという事実を些か忘れてしまいがちであるように見受け は常に部分的には「手工芸」たることをまぬがれ得ず、 その上、ハーヴァード教授職の教授活動というものは科学的であるにもかかわらず抽象的であることとは、 法実務が知的に理解可能であるために理論を必要とするならば、 それにもかかわらず、実質上は、 法曹界の徒弟制度に参加することで現実の法運用に良くなじ かのロー・スクールの教授たちの論は正当である。 科学理論の方は非現実性回避ために法実務 [特に英国においては長 可 大雑 出 能 間 な

激しい情熱を有しているので、 た形体での、 るに過ぎない。 国法の使徒である。 いうことを認識しており、 ハーヴァードの法学教授たちは、 しかしながら、 それら諸原則の歴史及び充全な意義を生徒たちの心に刻み込むことに日々腐心している。 ハーヴァードの教授たちの意識はコモン・ローの諸原則の明確化に傾注されており、 事実、 法理学やローマ法といった科目は結局のところハーヴァードの課程では副次的な位置を占め 彼らの自由な精神は異なった法制度の比較から得られる教訓を不当に低く評価することを 英国コモン・ローへというよりむしろ英民族 [の生活様式のありかたそのものの探求] に 思索的法学者が陥りやすい非現実性や曖昧性から無縁であることができる。 弁護士としての成功という職業上の決定的目的のために自分たちが生徒を教育と 合衆国で発達し そして、 彼らは英 かか

0) ーヴァードから我々の手元に送られてきた最新かつ最も完成されたゼアー教授の著作も注意深くみてみよう。 は法的博学の重量においてほぼ過酷とさえ言えるものであり、 自身の知的能力の半分ももたず、 そ 彼

彼らに教育する手段であることがその随所から感知される。

0

ために思索することを、

英国法への情熱に後押しされて法哲学及び法史学の達人となるに至ったのである。 家で自らのために法哲学の体系というものを案出せざるを得なかった。つまり、 陪審制に関連した証拠法準則の発達の入念な解説は法史への彼の熟練を示すものである。 との出来る著作家たるゼアー教授は努力すべきだと、揚げ足とりもしくは怠惰な批評家たちは嘆き得もしよう。 てきた様々な見解を解説したり、 の徹底性の半分をもってすら証拠法を探求したものが誰もいないような、裁判官たちや理論家たちによって表明され るが、その一方で、ラングデルやゼアーに典型的に代表される一団のアメリカの教育者もしくは思想家たちは、 ような法学者はその法理論及び歴史問題に対する興味に後押しされて英国法の諸原則を研究するように至ったのであ ならぬ要点は、 いう事実そのもののため過小評価されがちである。 論理的叙述はその鋭敏な分析能力を示すものでもあるが、 ラングデル同様ゼアーはコモン・ローに耽溺しているということである。 調和させたりすることに、この教科を自らのものとし決定的な権威を持って語るこ しかしながら、 その結論自体が表明される仕方があまりにも明晰であると 当面 の目的のために私が最も強調して詳論せ 例えば、 また、 サー・ヘンリー・ 両者はともに徹底した法律 彼の証拠法諸原則 メインの その ねば

自身 The Reports の存在を忘れることは無いし、 着というものは特筆の しかしながら、 務的」であるというその特異な教育方式を彼らをして維持せしめることに優れて裨益しているからである。 当ハーヴァード・ F の教授たちは、 そうするに際して、彼らは学生をして常に法的事実から遊離しないようにさせているのである。 口 価値があろう。 ー・スクールの指導者たちによって持たれているこの英国人民の具体的な法に対する特別の愛 根本的諸原則を学習し、 というのも、 法的問題の解決に論理学を厳密に適用するように、学生を訓練する 学生に忘れさせることも無い。 かかる特別の愛着というものは、 彼らは常に心中の目前にアメリカ 「科学的」であると同 彼らハー 時に 実

ならず、 とのみならず、 の各裁判所の記録された様々な判決を解説・調和させる必要性を感じている。 いかに適切に議論の根拠として判例を使用するかという知識を獲得する。 かかる表現が許されるなら、 法的に思考することを教育され、 計り知れぬほど貴重な判例の ゆえに、彼らの生徒たちは思考するこ 知識 のみ

可能なら、 される。 このシステムの運用方法は興味深い。 質もしくは特色は判例研究に基礎をおくハーヴァード・ロー・スクールに存在し、形式としては教理問答的である。 いきなり生徒を判例の山の中に頭から突っ込ませるという方法を、 ズ教授は受講者名簿を眼前に有しており、 なんらかの書籍を自身で読むことであろう。そうした上で彼は百名から二百名の同輩らとともに講義に望む。 つか十ほどの判例を、 うな状態に置かれる。 れている。 たことと想定しよう。 ここに至り、 まったく法的予備知識を持たぬ学生が、 それらの判例は「申込みと承諾」といったような項目ごとに分類され、各項目下の判例は時系列順に配列さ 質問の形式で、当該判例の応用例を示唆した上で、観察所見の形式で、その真の意義を述べる。このように、 彼はそれら判例の論点を理解しなければならない。察するところ、 われらが学生は印刷された評釈の援助をこうむることも無ければ、 我々はハーヴァードの教育メソッドの最も明瞭かつ根源的な特質に触れることになる。 時に適切にそう称されるように、「実習」"exercise"しなければならないことを理解は その講義に参加するやいなや、まず彼の手にはラングデル教授編集の分厚い契約法判例集が渡 彼は判例頭注の補助すらないままに放置されるのだが、 ハーヴァード・ 特定の判例の成果を述べるように順繰りに学生を指名していく。 筆者がその幸運を得たように、エイムズ教授の契約法の講義に参加し ロー・スクールに入学したばかりの殆どの学生がそうであるよ 人が初めて聞いたならば、 彼は、 彼は問題となる項目を有する契約法の 同時にそれに惑わされることの無いよ 授業の予習、 絶望的なものと感じら 例えば、 この指導の特 最初の九 エイムズ している。 エイム

ろう。 例があるとすれば、 提示されたからである の議論を私は忘れることが出来ない。そこでの議論は完全に秩序だって行われ、熱意に満ちていた。その議論に含ま ウイリアムズ対カワディン事件をエイムズ教授とその学生たちは愛情を込めてじっくりと論じていたのだが、そこで の判例が例証する一般的原則を導き出すその方法であった。すべての契約法教授が徹底的に知悉していると考える判 教授の能力及び教室全体の意見により阻止される。 れるであろう。それにもかかわらず、エイムズ教授のような達人の手によるかかる方法論の成功というものは明白で ワディン事件ほどの手垢のついた判例が、私がこれまで思いもしなかったような更なる「法」を包摂していることが れていた原則というものは、これまで見た事もないものであり、私は感銘を受けた。というのも、ウイリアムズ対カ 私にとり、 それは法に適用されたソクラテス・メソッドであり、 馬鹿げた解答や生意気で場違いな解答―後者については私はついぞ聞いたことも無いが―といったものは より驚きであったのは、 それは、 ウイリアムズ対カワディン事件であろうが、私がはじめて教室に参加した際には、 熟練した教理問答があらゆる判例を尽くすのみならず、 誰も自らの級友らの前で好き好んで馬鹿を晒そうとは思わぬであ 刺激的この上ない。 常に教室全体が活気に満ちたものと 当該諸判例や一対

論というものは、 かかる問答形式に依拠すべき程度には講義により相当な差があるものの、 配合率というものは、 方で、物的財産法のような他の分野にはそれほど適していない。ゆえに、ここでの方法論が問題と混和されるその 契約法や不法行為法といった法分野にこのような教理問答方式を適用することは極めて容易であるが、 ハーヴァードにおいて、 教えられるべき論題の特質に基づきその教授の判断に従い調整されねばならない。 多かれ少なかれほぼすべての英国法の分野に適用されている。 判例学習に基づいたかかる教理問答の方法

名な法律家によって運用される当制度には二つの特別な利点が存在する。

このことは詰込勉強の弊害に対する大いなる予防策となるに違いない。このことはハーヴァードの学生たちに、 義よりも上なのである。 ちに対するのと同種の刺激を与える。 士になるために勉学を開始し弁護士事務所に入り、初めて、 第一に、若人たちは自らを教えられるがままにおくというより自身の学習せんとする努力に頼らざるを得なくなり、 学生自身の与えられた事件に自己の精神を適用することによって知識を得ようとする努力の方が二○ほどの講 その権利請求は間違った方式で草案されているし、 権利請求の草案や鑑定意見を作ったりする英国の若人た 鑑定意見など無価

学芸学士が確かに最良のものである。 見かえりとして自己が愛されること以上に恩恵授与の対象を愛しているのかを決定したり、 気と無知とをもって、 技術の価値は偉大である。 にあるのかとかいった論題は等しく知的に刺激的なものであろう。 るのかどうかとか、契約上の債権債務の真の基礎は実際の精神による合意か単なる意思表示かとか、恩恵授与者は フォードの学部学生が論争から得るのと同等のものを得ることが出来よう。 ―アリストテレス『ニコマコス倫理学』や『政治学』により提示された諸問題を若者たちが論じていたのと同様の活 フォードでは― [私の学んだ] 四○年ほど前には、そうしていたし今でもそうしているものと私は信じるのであるが 第二に、ハーヴァードのこの制度は教室全体の人間の論争本能を掻き立てる。まさに、対立意見をぶつけ合わせる 論ぜられるのである。 若者は読書より論争から多くを学ぶ。教室での問題が学生寮での論争に発展し、オックス なぜなら、私が未だぼんやりと覚えているアリストテレス的問題というのはそ 純粋に教育的視点からも、 しかし、 ハーヴァードの自由学芸学士はオックス 職業的見地から言えばハーヴァード自由 ある合意が詐欺防止法の第四節に該当す 良き市民は良き人間で常

それに対し、 れ自身の利点はあったが、それに対する解答と言うものは現実の生活にとりなんの重要性を持たなかったからである。 実務法曹にとって、詐欺防止法の解釈や契約の諸要素の徹底的理解といったものは大いに裨益すること

かかる目的の達成は両者ともハーヴァード特有のものである二制度により促進される。

となろう。

彼らに対して有していることが期待される。そこでの議論に堅固さと真剣さをあたえるためにあらゆることがなされ でクラブのメンバーにより法的討論が行われることであるが、そうするに際し裁判官役の学生は、 パウ・ワウの複雑な組織体制の習熟には骨が折れ、その細部を正確に説明すれば、読者諸君の興味を削ぐことであろ する小論発表会の団体と似たようなものである。しかしながら、このクラブは真剣なもので、実際そのように運営さ を展開する弁護士役の学生よりは、その地位からより優れた法学識を有しているべきであるし、それゆえに、 れら三法廷における各段取りは、最高度の真剣さをもって行われるが、そこで目標とされ達成される目的は法廷の前 う。しかし、その組織の本質を知るために、二、三の事実は言及に値する。第一学年の八人が高等裁判所判事に、第 に基づいて執り行われる。実のところ、パウ・ワウは「一法廷」というより「一団の諸法廷」の入念な模倣である。 れている。その目的は法的議論をなすことにあり、それは可能な限り現実の法廷で為されるのと同様の形式性と条件 一学年の八人が最高裁判所判事に、第三学年の八人が上訴裁判所判事にと言う風に、クラブは三法廷を選出する。こ 実際に、私がその会合の一つへの参加招待の栄誉を得たパウ・ワウ Pow Wow という法学クラブを例に取ってみよ 第一のものは、 それは学生により創立・運営されるクラブで、オックスフォードで夕べに行われる宗教、 法学クラブ the Law Clubs と模擬法廷 the Moot Courts である。 倫理、 法廷の 政治、 芸術に関 前

張を為した青年らがみな初年度の若人たちであったことを知ってはじめて、 に認識できよう。 適切な指導下で、若人たちがいかに迅速に精神の法的習慣を吸収会得するかを目の当たりにし、 批評家はかかる一連の作業の効果を充分 私

は驚嘆を禁じ得なかった。

学の制度である。 において、私は、二人の若い紳士が訴答の修正を要求するのを傍聴したことがあるが、そこでのやりとりもこれ以上 がハーヴァードに比べればより直接的に実務的であるものの優れた機関であるボストン・ロー・スクールの模擬裁判 ることとなる。 むけ演説したり、 を若者らは受けており、 ないほど良く執り行われていた。実のところ、それが法学クラブであれ模擬裁判であれ計り知れぬほどの実務的訓練 ることを要求されるようなあらゆる種類の議論に関して若者らを訓練すべく注意が払われている。例えば、その目的 方法で論ずる。 して第三学年の若者らがある法律上の難題を例えば合衆国最高裁判所に法廷弁護士が出頭した際に要求されるような 教授陣の支持を受けているとはいえ、 これらの制度から得られる実務的利点などと言うものは存在しない無いも同然のものとなろう。 しかしながら、法学クラブや模擬法廷が学生たちの法律問題への熱烈な関心に火をつけることと比べ 合衆国全域のロー・スクールにこのような模擬法廷が存在し、彼らが法実務を開始した際に、 模擬法廷ではロー・スクール全体が招集される。一人の法学教授が裁判官役をするのに対して、 本物の裁判官の面前で法的主張を為したりするに際してすべての英国の法廷弁護士は躊躇させられ かかる経験の欠如ゆえに、いかに彼が有能で学しく豊かであっても、 法学クラブが学生の創立によるのに対して、 模擬法廷 the Moot Courts は大 初めて本物の陪審員に 参加す

第二のものは、ハーヴァード・ロー・レヴューである。

法学クラブが討論を刺激するとすれば、 レヴューは研究を促進するものである。 レヴューにはアメリカの弁護士や

る諸問題に対しての生徒の生き生きとした関心を維持している。そして、かかるごとくして、ハーヴァード・ロ 強い努力:これらすべての手段を通じてハーヴァードの教授たちは英国及びアメリカの「生きる法」により提示され の指導による継続的かつ科学的な判例研究、 らの当然の目標となっている。ハーヴァード・ロー・レヴューの編集作業に携わることは、二四歳から二五歳の年齢 国人は殆どいないであろう。一六名から一七名からなるその編集グループに参加を認められることは上級学年の学生 法学教授の錚々たる面々からの賞賛すべき作品が含まれている。法的思索に関心のあるすべての英国人に当レヴュー スクール に達し健全な法学識習得の道程をそこまで進級した第三学年の学生にとっての最高の仕事である。著名な法律家たち は知られる一方で、 の輝かしい真の成功は齎されているのである。 かの重要な季刊学術雑誌がロー・スクールの学生により運営されているという事実を認識する英 法学クラブや模擬法廷における実習、 ロー・レヴュー編集における根気 1

それは自由学芸課程の時代のことである。 ている。 情熱はハーヴァードの歴史上のいかなる時代のいかなる学部をも凌駕していると言っても未だ過ぎた誇張には程遠 年前(※一八八四年)に次のように書いている。「実際、今日、ハーヴァード・ロー・スクールに横溢する勤勉精神と の学生の九割は熱心に勉強していると私に告げた。ハーヴァード大学において彼らが怠惰な時間を過ごすとすれば、 い。」当時真実であったことは少なくとも今日でも同様に真実である。学生たちは法的思考の雰囲気の中で生活をし 「ブランダイス氏は「学生の情熱」につき描写する。」ハーヴァード・ロー 彼らの法学への関心は熱病のごとく滾(たぎ)っている。 ロー・スクールへの入学を彼らは実社会へ入る出発点ととらえている。」 ハーヴァード・ロ ・スクールについてエイムズ教授は一〇 1 スクー ルのある教授は自身

フォ 促進であり、 作品に傾注する者なら誰でも、 期制教授であれ、チューターであれ、リーダーであれ、 く当然に受け入れられるものであり、 様のことを為すべきであり、それは彼に取り比較的容易と思われる様々な改革を通じてであり、 われる結論は以下のようなものである。オックスフォードの法学教授たちは合衆国で達成された事柄に注意を払い同 があるアメリカの大学を良く知るようになった特にわが友人バークベック・ヒル博士のような一部の観察者たちや、 両校の位置付けには根本的差異が存する。 る合衆国及び英国のいかなる弁護士たちにも受け入れることは出来ないものである。該当頁に指摘されていたように ヒル博士の理論は当然のものでありながらも、 ロー・ ハーヴァード・ロー・スクールの魅力とその生活の虜となった私自身のような者にとって、自然に示唆され得ると思 『あるオックスフォード人の目から見たハーヴァード・カレッジ Harvard College by an Oxionian』による描写で私 1 スクールの名声に比肩しそれを共にするような制度を立ち上げるべきである。かかる見識は、 ドにおけるロー・スクールの目的は、 これらを踏まえた上で、 スクールの目的は職業的であり、 それはオックスフォードにおけるロー・ もし可能なら、喜んで受け入れるであろうものである。 ハーヴァードの範例からオックスフォードが学ぶべき教訓は何であろうか それに加えて、 確かに、 その学生は実務法法曹業に向け勉学している。 相当程度、 内部からアメリカや英国のロー・スクールの働きを吟味したことのあ ハーヴァードにおけるロー・スクールの目的は科学的法学教育の ―私は大胆にも我が批評家に保証するものであるが―それが任 スクー 講師であれ、オックスフォード大学教員で熱意を持ってその 教育的なものであり、 ルの目的でもある。 また、そうでなければならない。 しかしながら、 しかし、それにもかかわらず、 それに対し、 ーヴァードに ハーヴァード 外部者からはご オックス オッ におけ

のロー 英国 の大学が法学教育に関してハーヴァードをそのまま真似ることが出来ないと言うことは、 スクール の経験がオックスフォ ードの我々に価値のある教訓を含んでないと言うこととはまったく別である。 その偉大なアメリカ

理由 その 見失ってはならぬものである。 のはそれ自体が学寮生活における果実とみなされるべき[オックスブリッジ]におけるチュートリアル制度の偉大な れる以上に推し進めることさえ出来れば、 義問答的システム の拡張及び法学クラブ設立の奨励は、 めの団体を自らのために設立することが不可能であるに違いないと言うような理由は決して何も無い。 を達成する困難が相当なものであろうとも、 く準備するかぎりにおいて、これ以上に刺激的で教訓に満ちた法学教育のプランはない。 に賞賛に値するものである。 る利点なのである。 の批判がありうるとすれば、 1 ラングデル教授により始められ、 教育手段としての役割をより高めることが出来るであろうということである。 制 はなにもない。 ヴァードの教授たちは法理論の賞賛すべき解説者であり、 度がより高 の極めて高 い程度に補填されるならば、 友人として加えて言うことが許されるとすれば、 かかる留保には服するものの、ハーヴァード・メソッドは、適用可能である限りにおいて、 それはせいぜい、 教室で生徒が与えられた質問に口頭で解答し、 い価値を証するものである。 教授自身とその同僚らにより遂行されてきている実験は判例研究に適用された教 我らがオックスブリッジ双方の大学の熱心な法学教授団が決してその視野から ハーヴァードにおける法学教育―恐らく他学科の教育もそうであろうが オックスフォードの学部学生が要式手続きにのっとった法学的 英国やヨーロ 現状よりその利点は大きなものとなろうということぐらいである。 ハーヴァードで追及されている教育制度に対してなんらか ッパ大陸諸国の大学で聴講されているような講義により 教理問答方式の実習に自らを限定しなければならない 教授と学生間の個人的関係の存在を現 講義参加前にあらかじめ各判例を注意深 かかる親密な個人的関係と言うも また、たとえ望まれる目的 教理 問答方式 在観察さ 端的 のた

アメリ カの経験は、 それが可能であるなら、 英国におけるその教育が科学的であると同時に職業的である

あり、 オックスフォードに作るべきということだけである。 オックスフォード大学とその教授陣は、 ことである。 あろうが、 そうすることにより、 我々の制度の小手先の改革では、 しかし、 ここはこの問題を詳細に議論する機会ではなかろう。 各自の大学の学部課程を修了した学生による真摯な法学研究の場を、 В С L 彼らがオックスフォードにとどまり研究するように誘致できないという 学位取得のための研究を支援すべくあらゆる手段を講ずるべきで 少なくともここで確実に主張し得る事は 可能であるならば

び合衆国でコモン・ロ 題を公平に考慮するなら、 あったことであろう。 の再生は少なくともストーリーの時代にまでは遡る。もし、ブラックストンの後に「注釈者 の意欲的再生が為されたのがいかにほんの最近であるかを失れがちである。 スクールほどは成功していないという事実も、 大学の教授及び教員らによって限りない成功と共に教えることが可能であるということを我々は知る。また、この問 るすべての者にとり大きな励みになるということである。 1 研究の再生では英国よりアメリカの方が古いのである。 かしながら、この 同様の名声と熱意を持った一連の後継者が続い か かる期間のうちに、オックスフォードとケンブリッジにおけるコモン・ロ しかし、そうであったとしても、この三十年少しの期間で英国で為された改革は偉大なもので ーが基礎的諸条件は異なっており、 ハーヴァードにおける経験が齎す最良の成果は、この経験が、英国法を真摯に教育しようとす 我々オックスフォード法学部の学生数がハーヴァードより少なく、 なんら気落ちする真の理由にはならぬ。私が主張したように、 ていれば、今ごろ英国の状況はアメリカの現状とほぼ同 我々はみな我が英国の学識の場においてコモン・ ハーヴァードでの経験から、 大西洋の向こう側アメリカにおいてはコモン・ 興味深いパラドックスにより、 ー教育は現実のものとなり、 良好な条件下では、英国法は ハーヴァード・ (※ブラックストンの異 口 口 コモン・ 英国 1 一研究 研究 1 及

コモン・ロー教育の真の目的を達成し、「法的思索の雰囲気の中で生活する」よう教わることが出来ぬ理由などとい そのままの写しとはなり得ぬが、 のところかかる時代精神の影響を証明するものである。英国におけるロー・スクールはアメリカのロー・スクールの 要』などの各書―それらの長所は英国のみならず合衆国全土にわたって知られるところであるが―は、 初等教科書 institutional works の改善へと向けられることとなった。ポロックとメイトランドによりはじめられた記 を英国文学の一部とせんとする活動の表徴である。これは時代精神を反映している。ハーヴァード大学の歴史は結局 念碑的作品 は大学生活の重要な一部となっている。そこにおける大学教授たちのエネルギーは、もっとも懸命なことに各理論的 『英国法の歴史』や、ディグビー『物的財産権法の歴史』、ホランド『法理学』、モイル版『ユ帝法学提 オックスフォードにおける真摯な学生が、ハーヴァードにおける最良の学生同様 コモン・ロー

了

うものは決して何も存しない。

原注

1 習課程の短い要覧を与えることにより恐らく最もよく理解されるであろう。 ハーヴァード・ロー・スクールの学生により追及される研究というものは、 ある非常に傑出した生徒により遂行された学

第一年次

(1) 契約法 ン・ローにおける民事手続法 (2) 不法行為法 3 物権法 (物的及び人的財産権;地主と借主の関係、 等) (4) 刑事法 5 コモ

第二年次

(1) 証拠法 及びその手続法(改革前の英国の大法官府裁判所における手続法等) (2) 物権法(物権移転;遺言及び遺言執行人、等) (3) 手形小切手法 (4) 信託 (5) 衡平法の管轄権

第三年次

- (1) 憲法 (2) 会社法 管轄権と手続き法(特定履行等) (3) 協同組合法 (4) 物権法 (封建条件付物権;永久保持禁止原則、等) (5) 衡平法、その
- (2) この問題について徹底して良く情報を持っているある私の友人はハーヴァードからの私宛の手紙の中で次のように述べた。 らの事務所での「職業上の地位」(office) に推薦できる「優等で cum laude (※ラテン語「賞賛とともに」の意味)」卒業しそ 「我々の優等を取った生徒たちはその法的問題を扱う能力ゆえに好ましい人材として認識され、概して、最初は給料の安い うな人間の名前を教えてほしいという手紙を受け取るのである。そのような「優等卒業生」は一クラスの八分の一から五分の 「職掌・職業上の地位」(offices)をまず確保する。私は毎年ボストン、ニューヨーク、シカゴなどの都市の弁護士から私が彼 を占める。」
- (3) ラングデル教授の記念演説『ハーバード・カレッジ創立二五〇周年記念祝典記録一八八六年一一月五日から八日』、八四 -八六頁。(※原テキストでは Two hundred の Two が飛んでおり一五○周年記念になっているが誤り。)
- 4 答人の事務所におけるリーディングとは知的な同等物ではないという事実により危殆化されるかもしれない。 所 chambers におけるリーディングや(学生らにとって大いなる損失であることに今日では不可能となってしまった) かかる推測はソリシター事務所と似ている弁護士事務所 lawyer's office におけるリーディングが、一流バリスターの事務 特別訴
- 5 き渡しを申し出たのであるが、タウゼントはストーリーを引き渡しの義務から開放した上で、千ドルの支払いを拒絶した。そ 原を彼の友人たるイートンが取得することを望んで、ストーリーが同地をイートンに引き渡すことを条件として、ストーリー に対し千ドルを支払うむね合意した。契約両当事者は履行を約束した。合理的期間経過の後、ストーリーは同地の執行及び引 模擬裁判の一例。ストーリー対タウゼント事件 ストーリーは一画の土地を保有していたが、タウゼントはその土地の権

れに対し、ストーリーは契約不履行に基づく損害賠償訴訟を提起した。

- (©) Birkbeck Hill, Harvard College by an Oxonian (1894), p. 261
- ~) Harvard College by an Oxonian, pp. 246, 265.

訳注

- $\widehat{\mathbf{i}}$ はなくアメリカのことである。 ロー・スクールにおける法学教育の成功の秘訣を分析すべく書かれているので「大西洋の向こう側」とはこの文脈では英国で 後に明らかになるように、当論文は英国において英国のオックスフォード大学における人間の目線でハーヴァード大学
- ii ある。 も含意する。現実のヴァイナー教授位の設定は信託設定により行われたようである。ゆえに、具体的には「信託基金」の事で endowment は endow 寄付する・贈与するという動詞の名詞形であるが、寄付行為によって創出された基金もしくは財団
- iii ダイシー自身の所属しそのメンバーでもあったオックスフォード大学オール・ソールズ・カレッジのこと。
- iv デーン教授位はハーヴァードの卒業生ナーサン・デーンの寄付により設置された教授位。
- \underbrace{v} 学部」の方であるが、ダイシーのアメリカに対する異常な愛情が、オックスフォードとハーヴァードを等値化させそう呼ばせ クールと自称することもある。 たのであろう。もっとも、今日のオックスフォードでも、正式でないカジュアルな名称として、オックスフォード・ロー・ス 実際に現在に至るまでオックスフォード大学に存在しているのは「法科大学院」と訳されるロー・スクールではなく「法
- (vi) 小山貞夫『英米法律語辞典』の訳語による。
- vii あり不明。 The Reports は定冠詞付きで通常、クック『判例集』をいうが、一九世紀のこの文脈では近代判例集を意味した可能性も アメリカの判例集である可能性も文脈上あり得る。

- viii 八三三年に出された有名な契約法に関する判例である。 ここでダイシーが言及しているウィリアムズ対カワディン事件 Williams v Carwardine [1833] EWHC KB J44は
- 会議に引っ掛けた学生用の法学討論クラブである。学生らしい冗談であるが、今日かかる名称を使用すれば人種差別の謗りを されるハーヴァード・ロー・スクールでのパウワウは一八七○年代から一九三○年代にまでかけ存在したインディアンの族長 ぬがれぬであろう Pow Wow パウワウはアメリカインディアンの言葉で呪術師を元来意味したが、今日では族長会議など現実の重要な会議 歌や踊りを含むインディアンの交歓会やお祭りのようなもので外部者でも誰でも参加できるものをさす。ここで言及
- 四五 ダヤ人国家イスラエルを建設すするシオニズム運動のアメリカにおける中心的指導者でもあった。 国最高裁判所陪席判事を務めニューディール政策を支持する判決を出しつづけた。晩年は、ルーズベルト大統領(一九三三― ど様々な社会主義運動を、法曹活動を通じて推進した運動家でもあった。ブランダイス・ブリーフという趣意書の形式を発明 権」を提唱したことでも有名。社会主義法的な概念も唱え、大企業による独占や大量消費への反対、労働法の違憲性の主張な 卒業したのちに、ボストンに法律会社を設立。一八九○年代を中心にハーヴァード・ロー・レヴューで初めて「プライバシー 移住したユダヤ人の両親の間にケッタッキー州ルイスビルで生まれたユダヤ系アメリカ人。ハーヴァード・ロー・スクールを 反対者」として令名を博した。一九一六年にウィルソン大統領との関係を構築したのちは一八一六年から一八三九年まで合衆 したことでも有名。ホームズとも親友であり、ハーヴァードで教鞭をとった。急進派の両者とも Great Dissenter「偉大なる ルイス・デンビッツ・ブランダイス Louis Dembitz Brandeis (November 13, 1856 - October 5, 1941) は、ボヘミアから の非公式顧問として影響力を維持した。アメリカ国内では人道的運動に尽力した一方で、パレスチナに侵略・入植しユ
- 含意し、ハーヴァード大学内のハーヴァード・ロー・スクールのことを指す。 この場合のカレッジはオクスブリッジの学寮ではなく、アメリカ特有の総合大学 university 内の単科大学たるカレッジを
- ど定期的に個人的指導を与える「チュートリアル制度」tutorial system という非常に贅沢な教育制度が機能している。 現在でもオックスフォード大学及びケンブリッジ大学では、学部及び大学院の学生一人一人に教授が三〇分から一 蕳

学にはチューター制度は存在せず、個人的にはこの制度が維持されているのは、英国アカデミズムが貴族主義的な身分社会で けるからである。多くの場合、そこで師弟関係が形成される。学部生に対してもこのような手間をかけた指導が行われるが というより、昔から良くも悪くもビジネス・ライクであったようでその点がダイシーは少し物足りなかったのであろう。 あることの名残で外国ではかかる贅沢な制度の実施は不可能であろうとも感じている。ダイシーはオックスフォードの誇るこ 教授自身も優秀な若者たちとの対話から知的刺激を受けることが多い制度だとされる。オックスブリッジ以外に現代の英国大 「カレッジ」に寄宿しており、彼らの生活指導やケアも含めて、多くは、教授自身の起居するカレッジの私室で研究指導を受 「学寮生活の成果」とダイシーに言われるのは、オッスブリッジでの学生はたいてい親元を離れて「学寮」とも訳される各 人も長年お世話になった制度であり、内実を知ることは外部からは困難であるのでこの機会の説明をお許しいただきたい。 チューター制度をハーヴァードの制度に勝るものと胸を張ってのである。ハーヴァードでの教授と学生の関係は、

(iii) オックスフォード大学法学部の正式名称。

キングス・カレッジが法廷弁護始業を兼務するQCの称号を持つ大学教授を多数擁し、比較的法実務に密着した教育をしている。 てベンサムの設立によるUCLの活動は無視されている。現在では高等法院の近くの the Strand にあるロンドン大学連合の を要求したのは、 UCL法学部において一九世紀前半にそのような試みがおこなわれ成功したことは周知の事実であが、ダイシーからは一貫し 「法的大学」と翻訳した原文は legal university でありダイシーの意図せんとした内実は不明。ロンドンにそのようなもの 当時のコモン・ロー法実務はロンドンを中心としていたからである。既にベンサムの設立したロンドン大学

解釈か、改憲か?ドイツでは誰が基本法 (憲法)を支配するか

小 林 宏 晨

問題提起:

に改正しているのではないかと疑われているからである。 (Grundgesetz)と呼ばれている。何故なら、連邦憲法裁判 所がその管轄を逸脱しているのではないかとの懸念が生 所がその管轄を逸脱しているのではないかとの懸念が生 所がその管轄を逸脱しているのではないかとの懸念が生 だているからである。つまり具体的には、連邦憲法裁判 じているからである。つまり具体的には、連邦憲法裁判 に改正しているのではないかとの懸念が生 が基本法(憲法)を保護・維持する代わりに、専断的 が基本法(憲法)を保護・維持する代わりに、専断的 が基本法(憲法)を保護・維持する代わりに、専断的 に改正しているのではないかと疑われているからである。

周知の如く、憲法改正権限は、立法者のみに与えられて周知の如く、憲法改正権限は、立法者のみに与えられて周知の如く、憲法改正権限は、立法者のみに与えられて周知の如く、憲法改正権限は、立法者のみに与えられて周知の如く、憲法改正権限は、立法者のみに与えられて周知の如く、憲法改正権限は、立法者のみに与えられて周知の如く、憲法改正権限は、立法者のみに与えられて周知の如く、憲法改正権限は、立法者のみに与えられて周知の如く、憲法改正権限は、立法者のみに与えられて周知の如く、憲法改正権限は、立法者のみに与えられて

本稿では、EU法適用諸国における同性婚の扱いの比

五月七日付判決とリュターズ教授の論考に限定したい。せず、対象を専ら連邦憲法裁判所第二法廷の二〇一三年関わる)一般的権限に対する一般的考察も検討対象とは較法的考察も連邦憲法裁判所の(憲法改正と憲法変遷に

通し、原文を指針としてチェックされたい。表示した事実を指摘したい。従って詳しくは、「註」を連邦憲法裁判所のそれでもなく、筆者が内容を勘案してなお本稿の「見出し」は、リュターズ論文のそれでも、

I・リュターズの論点

コージンプの言具・

ドイツ連邦憲法裁判所の機能

第九三条及び連邦憲法裁判所法第三一条第一項)。判所ならびに諸官庁に対して拘束的に確定する(基本法内容を連邦及び諸ラントの全ての憲法諸機関、全ての裁て最終審として決定し、しかもその判決を以て基本法の連邦憲法裁判所は、ドイツの争いある憲法問題につい

から成っていると理解されている。的部分において連邦憲法裁判所の「裁判官法(判例法)」つまりドイツでは憲法が基本法からのみならず、本質

2. 基本法の永続規定:

れが存在するのか?」との自問を提示する。例法に対する法的限界が存在するのか、そして何処にそーそこから生ずる問いとして、リュターズは、「憲法判

四く、一般的に諸憲法は、憲法制定権者によって信頼のおける法的枠組みを長期にわたって保障する意図を以のおける法的枠組みを長期にわたって保障する意図を以た。 大条項を内包している。しかもこれに加え、許される憲 大条項を内包している。基本法は第七九条の中で、一定の中 でも連邦議会と連邦参議院の定数の三分の二の多 と改正でも連邦議会と連邦参議院の定数の三分の二の多 と改正でも連邦議会と連邦参議院の定数の三分の二の多 と改正でも連邦議会と連邦参議院の定数の三分の二の多 と改正でも連邦議会と連邦参議院の定数の三分の二の多 と改正でも連邦議会と連邦参議院の定数の三分の二の多 と改正でも連邦議会と連邦参議院の定数の三分の二の多 と改正でも連邦議会と連邦参議院の定数の三分の二の多 といる。 といる。

並列的に提示される。 と改正困難条項 ここでは改正不可能な「永久条項」と改正困難条項

が

連邦憲法裁判所: 3.基本法の継続形成と補足の為の常設機関としての

的・社会的諸構造)及び価値観にも該当する。この状況化している。その事は、生活状況(テクノロジー、経済他方現代社会は、あらゆる生活領域において急激に変

正・補足されると言う結果をもたらしている。は、基本法がその成立以来二〇〇九年までに五七回改

的とする常設機関と理解している。 (4)に際して、的確にも自身を基本法の継続形成と補足を目 実際の憲法改正の実数が把握されている事にはならない。 る事になる。 国家から判例国家への争われ得ない暗黙の変遷が見られ 設定の拡大ならびにこれと結びついたドイツ国家の法律 なかった。このように、例えば連邦最高諸裁判所の 自体として認識されないか、 曰く、 かしながら、リュターズによれば、この事によって、 多くの大小の変革は、管轄諸機関によってそれ 連邦憲法裁判所は、 あるいは、 自らの法的管轄の 公の意識 に現れ 規範 確認

れている。における連邦憲法裁判所の卓越した権限・業績が強調さにおける連邦憲法裁判所の卓越した権限・業績が強調さてこでは、連邦最高諸裁判所、とりわけ判例法の育成

ある。

続的任務:4.裁判官による法の継続形成は不可避かつ正当な永

裁判官による法の不可避な継続形成は、リュターズに

よれば、司法の正当な永続的任務である。

心が不可欠である。 世く、基本法の短い文章に鑑みて、憲法においても確 日く、基本法の短い文章に鑑みて、憲法においても確 日く、基本法の短い文章に鑑みて、憲法においても確

連する権力構造への関心の不可欠性が強調されている。 ここでは、憲法条文の確認作業の不可欠性とそれに関

5. 継続形成と憲法改正との間の境界が不明確

法の継続形成と憲法改正との間の境界が不明確な事実にしかし問題は、リュターズによれば、裁判官による憲

準を他の価値基準に替える、つまり憲法を変える決定とおいった諸問題における基本法の(不可欠な)継続形成をかった諸問題における基本法の(不可欠な)継続形成をおいるで規定されなかったか、あるいは規定され得な

支配に対して根本的意味を有する。を区別しなければならない。この区別は、基本法内容の

必要性が強調される。 ここでは、憲法の継続形成と憲法改正の概念的区別の

6. 基本法第二〇条と第七九条:

出発点は、基本法第二○条の諸原則である。

- ある。 (1) ドイツ連邦共和国は、民主的かつ社会的連邦国家で
- 人民によって、選挙と投票を通して行使される。2 全ての国家権力は人民から発せられる。この権力は、
- 法律と法に拘束される。 立法者は、憲法適合的規定に、執行権力及び裁判は、

① 基本法は、基本法の語句を明示的に変更あるいは補憲法改正は基本法第七九条に完結的に規定されている。

足する法律を通してのみ改正できる。

連邦参議院の票数の三分の二の賛同を必要とする。② この様な法律は、連邦議会の定数の三分の二、及び

される諸原則に触れる基本法の改正は許されない。の原則的協働、あるいは、第一条及び第二〇条に規定3)連邦の諸ラントによる構成、立法に於ける諸ラント

7. 基本法は連邦憲法裁判所の基本法改正権限を排除:

法制定権者の一致した見解に合致している。の連邦憲法裁判所の権限を排除している。その事は、憲つまりリュターズによれば、基本法は、基本法改正へ

本目的を無視せざるを得ないことになる。対する見解は、基本法第七九条の明白な語句ならびに基憲法の保護を目的とする国家機関なのである。これに反曰く、連邦憲法裁判所は、憲法の自律的改正ではなく、

よる、憲法改正には諸ラントが参加していないのだ。あらゆる基本法の改正は許されない。連邦憲法裁判所には、第一条及び第二○条に規定される諸原則に触れる」よれば、「立法に於ける諸ラントの原則的協働、あるい連邦憲法裁判所による憲法改正に対する更なる極めて連邦憲法裁判所による憲法改正に対する更なる極めて

ここでは、連邦憲法裁判所が憲法の改正ではなく、憲

に憲法改正への諸ラントの参加義務も指摘されている。法の保護を目的とする国家機関である事が確認され、更

8. 憲法規範設定権の限界:

べる。 に付いての一連の諸判決に際して活発に論議されたと述いて、リュターズは、既に過去に、新たな「諸基本権」いて、リュターズは、既に過去に、新たな「諸基本権」連邦憲法裁判所の自律的憲法規範設定権限の限界に付

田く、それらは、情報上の自決権、個人的名誉の保護とれた論議の背景にある中核問題は、「憲法の保護者とされた論議の背景にある中核問題は、「憲法の保護者とされた論議の背景にある中核問題は、「憲法の保護者の方容をもあらかじめ規定する諸判決であった。真剣に遂行容をもあらかじめ規定する諸判決であった。真剣に遂行容をもあらかじめ規定する諸判決であった。真剣に遂行容をもあらかじめ規定する諸判決であった。真剣に遂行容をもあらかじめ規定する諸判決であった。真剣に遂行容をもあらかじめ規定する諸判決であった。真剣に遂行ををもあらがじめ規定する諸判決であった。真対に対しての連邦憲法裁判所が基本法改正の権限を有する。

懸念が表明されている。従って、中核問題として憲法のここでは連邦憲法裁判所の権限拡大の実践に付いての

保護者たる裁判所の憲法改正権限問題が提示されている。

9. 憲法裁判所判事の宣誓形式:

示された事実を強調する。

「私は、公正な判事として常にドイツ連邦共和国の基準あらん事を!」を提示し、「基本法の維持は、この裁しての義務を良心に従って遂行する事を誓う。神の御加しての義務を良心に従って遂行する事を誓う。神の御加しての義務を良心に従って遂行する事を誓う。神の御加る法を忠実に守り、かつ全ての人々に対する私の判事と「私は、公正な判事として常にドイツ連邦共和国の基不された事実を強調する。

か?」
判官による憲法改正を通して憲法の支配者になるの判官による憲法改正を通して憲法の支配者になるの「この裁判所は未だ現状に留まるのか、あるいは、裁

なっている事実を追認している。新たな諸論文の多くが轄限定違反の問題が益々ドイツの国法学者達の関心事とイトルは、この裁判所の限定逸脱問題、つまり自らの管「限定を越えた裁判所:六○年後の批判的総括」。このタ記念論文集の中でこの裁判所に以下のタイトルを与えた。日く、四人の国法学者が、この裁判所の創立六○周年

このテーマの現実性と衝撃性を証明している。

る。 向に対する著名な国法学者の批判の事実も提示されてい法の支配者となる傾向に対して危惧が表明され、この傾法の支配者となる傾向に対して危惧が表明され、この傾ここでは、連邦憲法裁判所の憲法改正行為に基づく憲

決: 10 一三年五月七日付連邦憲法裁判所第二法廷判

よれば、再びこの論議を先鋭化した。ペアの為の「夫婦合算課税適用判決」は、リュターズに連邦憲法裁判所第二法廷の二○一三年五月七日付ホモ

なった見解を持ち得る。 三く、事物の明確化の為に言うならば、ここでは、管 には、事物の明確化の為に言うならば、ここでは、管 には、事物の明確化の為に言うならば、ここでは、管 に対する望まし に対する望まし

12. 憲法内容の変更の先例:

この根本問題はリュターズにとって、新しい事項では

ない。

確な法概念の中に埋没した。「兵士は殺人者」判決、十その第五条第二項で「個人的名誉の権利」と規定していその第五条第二項で「個人的名誉の権利」と規定している。この基本権は、諸判決の帰結の中で、裁判所の言語る。この基本権は、諸判決の帰結の中で、裁判所の言語との第五条第二項で「個人的名誉の権利」と規定している。基本法は、

界に該当する。 邦国旗への小水かけ行為」に関する判決裁判所の管轄限判事によって「芸術」と評価され、かつ保護された「連学架判決ならびに絵の中に呈示され、しかも憲法裁判所

ける僅か一票の多数によって行われた。 大〇年にわたる判決伝統からの離反は、第一法廷におと八〇年にわたる判決伝統からの離反は、第一法廷におと八〇年にわたる判決伝統からの離反は、第一法廷におって。の変更の更なる用例は、刑法上の強制(刑法第大の変更の更なる用例は、刑法上の強制(刑法第大の変更の更なる用例は、刑法上の強制(刑法第

般的平等規定と相容れないか:13. 婚姻者と同性生活パートナーとの不平等扱いは一

基本法第六条第一項に関する二〇一三年五月七日付判決更にリュターズは、憲法政策的形成効果の用例として、

曰く、この判決によれば、婚姻者と同性生活パート

り廃止され」、しかも「屑物」となったのだ。解によれば、「古臭い」と宣言され、「裁判所の判決によ姻と家族の特別保護は、これによって、広がっている見平等規定と相容れない。基本法第六条第一項における婚于―との不平等な扱いは、基本法第三条第一項の一般的

14. 第二法廷は憲法制定権者の意図を無視:

自らの判決を根拠として、第二法廷は以下の様に述べ

る。

モデルの適応が行われたに過ぎない。は、婚姻と家族への他のパートナーシップ(同性婚)・婚姻と家族の特別保護は全く侵害されていない。これ

法廷の上記の主張に対し、リュターズは以下の様に反

論する。

法廷は、憲法制定権者が婚姻と他のパートナーシッ法廷は、憲法制定権者が婚姻と他のパートナーシッ法のよい、事法制定権者が婚姻とのである。 たならば、あらゆる疑念が排除されたはずである。 法廷は、憲法制定権者が婚姻と他のパートナーシッ

リュターズは否定する。ルの適応可能性に関し、第二法廷は、これを肯定し、婚姻と家族への他のパートナーシップ(同性婚)モデ

15. 第二法廷の根拠は一般的平等条項:しかし平等と

は?

扱われる場合にのみ説得的であると主張する。定に基づいているが、しかしこれは、同じ事項が同じくリュターズは更に、裁判所の根拠付けが一般的平等規

フ・ラートブルッフが的確に記述している。決定的問題る事実を考慮しなければならない。その事は既にグスタ 族が国家秩序の 為の決定的点は、 基準下の既存の不平等の抽象化である。 基準の世界観的 関する判定は、 は以下の通りである。 理性」と同様に 平等規定の適用に際しては、「平等」 何が「同じでない」のか?平等もしくは差別に 何時でも、 特別の保護下に置かれなければならな (イデオロギー的)予備理解を含んでい 憲法制定権者が一九四九年「婚姻と家 如何なる価値評価の下で何が 世界観的に事前刻印された諸 不可避的に、 「平等」問題 利用者とその 概 念 同

い」と確定した事実である。

化を許さない:16.婚姻の「特別保護」は一般的平等規定による均等

ないのだ。その反対が基本法第六条第一項で明示的に規い」一般的平等規定の援用を通して均等化されてはならに異なっている(つまり同じではない)のである。に異なっている(つまり同じではない)のである。本的を の評価の中で、同性の生活共同体に対して、根本的を ではない。のである。

定されているので、

連邦憲法裁判所に対しても、

自らの

項ではない。 判例により、たとえ平等規定を超法律的自然法のレベル 判例により、たとえ平等規定は、たとえ裁判所が平等 だ。敢えてこれをしようとする者は、憲法を改正しなけ だ。敢えてこれをしようとする者は、憲法を改正しなけ だ。敢えてこれをしようとする者は、憲法を改正しなけ がで等 がでいるの 判例により、たとえ平等規定を超法律的自然法のレベル

条項の改正が必要とされると看做されている。る。敢えて平等条項を適用しようとする場合には、憲法ても、安易に平等条項が適用できない点が強調されていここでは、「同じでない」事項に、たとえ法廷であっ

17. 婚姻保護条項の規範目的は?:

はずである。 はずである。 大によって追求される規範目的が問われる事が所属した一致して確認されたように、先ずはこの規定の内容と立の適切な解釈には、基本法の始祖(制定者)達によっての適切な解釈には、基本法の始祖(制定者)達によってリュターズによれば、基本法第六条第一項の保障内容

曰く、一九四九年に支配した社会的確信ならびに家族

る。 (E) は意図されたとする事は、考え難いばかりか不適当であの急進的で完全な同置が可能と考えられるとか、あるい法及び刑法規定に鑑み、婚姻と家族の同性生活共同体と

の完全な同置が不適切であったとされたのだ。提示されている。つまり婚姻と家族の同性生活共同体とここでは憲法制定権者の本来的意図が規範目的として

18. 法比較及び法史の概観:国連の関連諸宣言

ある。」を挙げ、以下の様に結論付ける。的基本単位である。」、「家族は社会の自然的中核細胞でるとして、国連の以下の関連諸宣言「家族は社会の自然更にリュターズは、法比較及び法史の概観も有用であ

指摘されている。 第六条第一項の本来的基本目的から離反している事実が胞」と指摘しているにもかかわらず、法廷判決が基本法国連が家族を「社会の自然的基本単位、自然的中核細

19. 裁判所は『憲法の保護者』の地位から離れている:

る。 意味で、益々変更し、且つこれから離れていると主張すしての機能を個別ケースにおいてばかりか、役割変更のしての機能を個別ケースにおいてばかりか、役割変更のリュターズは、連邦憲法裁判所が「憲法の保護者」と

憲法改正多数のみがこの状況を変更できるのだが。
憲法改正多数のみがこの状況を変更できるのだが。

ここでは、裁判所が、「憲法の保護者」としての機能

ると主張されている。 性婚とを同置する事によって、憲法変更機関と化していから離反し、憲法を判例法的に「柔軟化」し、婚姻と同

許されない:20. 憲法の規範目的、規定目標及び制度保障の無視は

この指摘はリュターズによれば、婚姻と家族ならびにこの指摘はリュターズによれば、婚姻と家族ならびにこの指摘はリュターズによれば、婚姻と家族ならびにこの指摘はリュターズによれば、婚姻と家族ならびにこの指摘はリュターズによれば、婚姻と家族ならびにろかの問題に他ならないのだ。

釈者の世界観的事前理解を実現する事になる。 ・学概念は、意図すると否とに関わらず、それぞれの解 を付与する危険を含むのだ。このようにして投入された を付与する危険を含むのだ。このようにして投入された を付りする危険を含むのだ。このようにして投入された では、その時々の時代精神の変更的解釈に任意に規範効果 のとしての平等原則の適用

する危険を孕む事になると警告されている。易な適用が、解釈者(法廷)の世界観的事前理解を実現の配慮を無視した、「闘争条項」としての平等原則の安ここでは、憲法の規範目的、規定目標及び制度保障へ

への従属が問題:21.時代精神に満ちた「平等」の可変的イデオロギー

序の内容に影響すべきかが重要である。いかなる方式で社会構造、行動方式及び価値観が憲法秩リュターズによれば、この種の決定資料の中核では、

ある、 ある 隠ぺいする。つまり裁判所が目標とする「婚姻と家族 目的から離れた設定を通して基本概念たる「婚姻及び家 廷によって行われた基本法の解釈変更(基本法第六条第 ション、つまり、 の同性的生活共同体との広範囲な同置の結果が、 一項及び第三条第一項)は、 一平等」の可変的イデオロギーに従う事になるのだ。 「事実の規範力」の原則か、あるいは同様に問題の 勘違いされた「イデオロギーの規範力」 平等規定による根拠付けは、以下の中核問題を その時々の時代精神の意味における 並行する内容の本来的規範 疑念の フィ 法

らない。
に到達したのだ。法基本諸概念のこの様な解釈変更族」に到達したのだ。法基本諸概念のこの様な解釈変更

険を孕む事が指摘されている。 おロギーに従う事になると言う中核問題を隠ぺいする危の時々の時代精神の意味における「平等」の可変的イデ「イデオロギーの規範力」のフィクション、つまり、そ同置の結果が、「事実の規範力」の原則か、あるいはとする「婚姻と家族」の同性的生活共同体との広範囲なここでは、平等規定による根拠付けは、裁判所が目標

22. 差別とは?:

る。
る同性生活パートナーの差別にあるとするその見解である同性生活パートナーの差別にあるとするその見解であ廷の主根拠は、異なった扱いが、その性性向を理由とすリュターズによれば、婚姻と同性婚の同置に対する法

には、除外される。性的生活共同体が本質的諸点に於いて異なっている場合しかしながら差別は、リュターズによれば、婚姻と同

田く、これに加え、事実的にも、又社会的意識に於いても子供はドイツでは今日に至るまで多数は婚姻から生じている事実が確認されなければならない。同性婚から憲法裁判所も変える事ができない。この根本的生物学的相違は、そこに基本法第六条第一項の主根拠と国家側からの婚姻及び家族に対する財政的優遇措置の正当化を認めるべきか否かを検査するきっかけを裁判所に与え得るし、しかも与えなければならない。この根本的生物学的との比重は、指摘された憲法条文と国際法的諸規範に於い日く、これに加え、事実的にも、又社会的意識に於い日く、これに加え、事実的にも、又社会的意識に於い日く、これに加え、事実的にも、又社会的意識に於い日く、これに加え、事実的にも、又社会的意識に於い日く、これに加え、事実的にも、又社会的意識に於い日く、これに加え、事実的にも、又社会的意識に於い日く、これに加え、事実的にも、又社会的意識に於い日く、これに加え、事実的にも、又社会的意識に於い日く、これに加え、事実的にも、又社会的意識に於い日く、これに加える。

扱いが正当化されている。性婚間の生物学的相違も指摘され、異なる対象の異なるれ、更に婚姻内部に於ける子供の存在、つまり婚姻と同いて異なっている場合には差別が除外される旨が指摘さっている場合には差別が除外される旨が指摘さ

か?」だ:23.憲法的唯一重要問題は「誰が憲法を支配している

(型)。」 そこでリュターズは、最後に、憲法的重要問題として、 そこでリュターズは、最後に、憲法的重要問題として、 では、「この為に唯一正当な立法者に代って自らまり法廷は、「この為に唯一正当な立法者に代って自らまり法廷は、「この為に唯一正当な立法者に代って自らの見解を設定している。この事実は、ランダウ判事としかも場合によってこの為の法的形体を用意する事は、 しかも場合によってこの為の法的形体を用意する事は、 しかも場合によってこの為の法的形体を用意する事は、 との問いを発する。 では、ランダウ判事と との見解を設定しているか?」との問いを発する。 では、ランダウ判事と とい。」との問いを発する。

行い、結果的に、憲法を支配していると主張されている。その判決の中で、自らの見解を設定し、基本法の変更を者の(管轄)事項であって、憲法裁判所の事項ではあり者の(管轄)事項であって、憲法裁判所の事項ではあり 結論として、「社会的変遷を取り入れ、評価し、しか

24. 裁判官は本業に徹すべき:

の注釈あるいは予測を挙げる。手続きの外側における将来の諸決定に関する裁判所判事が加的注目の対象としてリュターズは、最近しばしば

田く、ランメルト・ドイツ連邦議会議長は、これに関連して、「基本法の解釈を越える連邦憲法裁判所の形成意見に限定し、手続きの外側で、記者会見、専門誌、ある別に限定し、手続きの外側で、記者会見、専門誌、ある別に限定し、手続きの外側で、記者会見、専門誌、あるいは「背景対話」の中で発言しない方が裁判所の威信を高める事になろう。この裁判所が自らを基本法の変更要素と誤解するならば、時代精神を指向するジャーナリストを歓喜させるかもしれないが、これによって憲法の保護者としての任務には失敗する事になろう。

い。は、誠にその通りであり、コメントの必要が認められなは、誠にその通りであり、コメントの必要が認められな「裁判官は本業に徹すべき」とするリュターズの主張

裁判所第二法廷の二〇一三年五月七日付判決自体の検討以下、リュターズの批判対象とされている、連邦憲法

を試みよう。

Ⅱ・連邦憲法裁判所第二法廷の判例

はじめに:

二〇一三年五月七日連邦憲法裁判所第二法廷は、合算課税方式における婚姻と登録済生活パートナー (いわゆま) 間の不平等な扱いを憲法違反と判定した。連る同性婚) 間の不平等な扱いを憲法違反と判定した。連会同盟への厳しい警告であると述べた。何故ならドイツ会同盟への厳しい警告であると述べた。何故ならドイツの諸政党の中で、与党キリスト教民主・社会同盟のの厳しい警告であると述べた。何故ならドイツを同盟への厳しい警告であると述べた。何故ならドイツを同盟への厳しい警告であると述べた。何故ならドイツを同盟への厳しい警告であると述べた。何故ならにおける婚姻と登録済生活パートナー (いわゆき) である。

いが違憲とされたのである。従って、婚姻と登録済生活パートナー関係の不平等な扱受益者となるべきだと言うのが第二法廷の結論である。登録済生活パートナー関係にある同性婚も合算課税の

る不平等な扱いが基本法の平等条項に違反するとした。判決の根拠として、第二法廷は、性的性向を根拠とす

表の合算課税規定(夫婦の収入を合算して二分した額に為の合算課税規定(夫婦の収入を合算して二分した額に済パートナー関係(いわゆる同性婚)にも適用されると済パートナー関係(いわゆる同性婚)にも適用されるとは、これによって、第二法廷は、税法に於いて、婚姻した。これによって、第二法廷は、税法に於いて、婚姻もと同性の生活パートナーを(いわゆるホモ・レズ婚姻者と同性の生活パートナーを(いわゆるホモ・レズ婚姻者と同性の生活パートナーを(いわゆるホモ・レズ婚姻者)を完全に同置した。

同していた。 邦議会に代表される全ての諸政党がこの様な平等化に賛これまでキリスト教民主・社会同盟を例外として、連

と。的に法改正と取組まなかった事は悲劇だ!」とまで述べ的に法改正と取組まなかった事は悲劇だ!」とまで述べリングは、「キリスト教民主・社会同盟がこれまで自発ー連立与党である自由民主党書記長パトリック・ドェー

込まれたにも拘らず、時代が既に婚姻と同性婚の完全なと見做し、「メルケルの連立は、第二法廷によって追いパーマンは、判決が連邦政府に対するビンタを意味する野党社会民主党(SPD)の院内総務トーマス・オッ

べた。平等の為に熟している現実を認めようとしない。」と述

した。

・明確化し、ホモやレズに対する最良の日であると表明の判決は、「同権、同等の愛、そして平等な婚姻」関係の判決は、「同権、同等の愛、そして平等な婚姻」関係

るべきと主張した。 左派党は、なかんずく、婚姻がレズ・ホモにも開かれ

持する集団が存在する。モ・レズペアの権利強化に賛同し、今般の法廷判決を支キリスト教民主・社会同盟の中にも、既に以前からホ

との見解を強調した。の市民に妥当するとし、婚姻の扉が完全に開かれるべき判決を歓迎し、性的性向に関わりなく、平等原則が全てドイツ・レズ・ホモ連盟(LSVD)は、第二法廷の

土地取得税にまで至る。予測されていた。この平等化要求は、更に養子縁組から同性婚の税制上の平等化への法廷判決は既に早くから

- 東京介章 「予)、INでは尽進果说に対応になる可能 夫婦所得合算制(税制上の夫婦優遇措置)は、夫婦の

族合算制度の導入を主張する者も存在する。 大婦合算制度を廃止し、これに代って(子供も含む)家対し、夫婦双方が同等の所得を有する場合には、如何な対し、夫婦双方が同等の所得を有する場合には、如何なっどちら側が所得に寄与するかは重要ではない。夫婦ののどちら側が所得に寄与するかは重要ではない。夫婦の所得を合算・二分し、本来は累進課税に対応する。両者所得を合算・二分し、本来は累進課税に対応する。両者

以下第二法廷判決自体を紹介しよう。

連邦憲法裁判所第二法廷二〇一三年五月七日付判決:⑵

排除は違憲。」 「登録済生活パートナー制の夫婦合算課税制度からの

この不平等な扱いに対する充分な根拠が欠けているから連する諸規定は一般的平等規定に違反する。何故なら、婚姻の不平等な扱いは違憲である。所得税法のこれに関夫婦合算課税制度における登録済生活パートナー制と

である。

は、賛成六、反対二の多数で行われた。
これを連邦憲法裁判所第二法廷が今日公表した決議のこれを連邦憲法裁判所第二法廷が今日公表した決議のこれを連邦憲法裁判所第二法廷が今日公表した決議の

意見を提出した。 ⁽³⁰⁾ ランダウ判事とケッセル - ヴルフ判事は、共同で反対

判決の背景とされる諸根拠:

1.合算査定を巡る連邦憲法裁判所への異議申立:

税務行政は、これに対して個別査定を実行した。これに行れぞれの生活パートナーとの合算査定を申請した。二六条b、三二条a第五項)。異議申立人は、登録済生二六条b、三二条a第五項)。異議申立人は、登録済生ニ が得税法は、夫婦がいわゆる合算税率の適用に導く所

解釈か、改憲か?ドイツでは誰が基本法(憲法)を支配するか(小林)

異議申立人は、憲法異議申立を行った。所に於いても成功しなかった。これらの諸判決に対し、反対する訴えは、財務裁判所に於いても、連邦財務裁判

適用は平等条項に違反:2.所得税法規定の生活パートナーへの夫婦と異なる

財務裁判所に差し戻した。

第二法廷は、「所得税法第二六条、二六条 b、三二条第二法廷は、「所得税法第二六条、二六条 b、三二条 第二法廷は、「所得税法第二六条、二六条 b、三二条 まにない。」

する少数派の差別: a 婚姻と同性婚間の不平等扱いは性的性向を理由と

が家族内身分に結びついているとしても、婚姻あるいは理由とする間接的不平等扱いを提示し、たとえこれ自体三条第一項の一般的平等規定を基準とすべき性的性向を活と登録済生活パートナー間の不平等扱いは、基本法第法廷によれば、夫婦合算課税方式の規定に於ける既婚

と不可分に結びついている。登録済生活パートナー制に対するこの決定は、性的性向

この事は、性的性向に従った差別の場合に該当する。に導く危険が大きいほど、正当化への要求は厳しくなる。人的関連メルクマールが基本法第三条第三項に接比例適合原則の必要に対する立法者の厳しい拘束が存在上の、人的諸集団の不平等な扱いのケースでは、通常

ナー制度差別の根拠とはならない: b) 婚姻の特別保護命令の指示だけでは生活パート

して現れる場合、婚姻の保護命令への指示だけでは、この比較的に法拘束的に規定された生活形態の冷遇と並行る他の生活共同体に対してよりよい地位を付与する事にる他の生活共同体に対してよりよい地位を付与する事にの不平等扱いを正当化できない。基本法第六条第一項のの不平等扱いを正当化できない。基本法第六条第一項の上での比較的に法拘束的に規定された生活形態の冷遇と並行の比較的に法拘束的に規定を利力を表別の場所の場所を正当化できない。基本法第六条第一項の上で現れる場合、婚姻の保護命令への指示だけでは、この上では、婚姻と登録済生活パートナー制族の特別保護だけでは、婚姻と登録済生活パートナー制族の特別保護だけでは、この上では、基本法第六条第一項における婚姻と家法がよりによりによります。

の区別を正当化しない。

トナー関係とも、親戚間の法関係とも異なっている。婚姻と同様に、この生活パートナー制は、非拘束的パーとして把握し、しかも既存の相違を継続的に削減した。姻と比較可能な方式で包括的に制度化された責任共同体団く、立法者は、この生活パートナー制を当初から婚

する根拠無し: ・ 生活パートナー制度に対する婚姻の優遇を正当化

様相で婚姻と比較可能: 。 生活パートナー制度は税法上の設定に際し基本的

の目的は、夫婦間の所得配分に関わり無く、同一総合所法廷によれば、一九五八年に導入された合算課税手続

得に同一課税を行うことである。

整が は、 既にその二〇〇一年の導入以来、 更に離婚に際して、 的に剰余共同制が通常の財産分配規定として導入された。 なければならなかった。二○○五年一月一日には、 既に二〇〇一 相互義務権限ならびに自らの財産に対する処置権 同制の為の規定が妥当するいわゆる調整共同制に合意し ナー契約の締結意思がない場合、 と比較可能である。生活必要の充足の為の業務における 税法上の設定にとって本質的なその基本的様相で、 トナー制度も収入と消費の共同体として形成されている。 と消費の共同体として受け入れている。 曰 く く 生活 両制度において同一に規定されている。 合算課税手続は、 ノパ 1 年以来、 トナー 制 制度の廃止にも及んだ。一九七七年以来導入された、 生活パートナー達は、 婚姻の民法的基本思想を収入 生活パートナー制度は、 (夫婦財産の) 登録済生活パ 生活 これに加え、 剰余共 の制 デ ー 限

合算課税手続で婚姻と生活パートナー制度の不平等扱

法廷によれば、家族政策的意図は、合算課税手続に関

いは正当化できない

解釈か、改憲か?ドイツでは誰が基本法(憲法)を支配するか(小林)

子供が生まれる可能性は関わりがない。これに対し子供の存在ならびに婚姻中の夫婦間の共同の夫婦が永続的に別居していない婚姻のみに依存している。化できない。所得税法によれば、合算課税利点の付与は、する婚姻と登録済生活パートナー制の不平等扱いを正当

活動余地を広げる:生活パートナー制度も同様;合算課税制は、婚姻内部の任務配分に際して、夫婦の

を承認 の側が 就業していないか、あるいは部分的にしか就業していな 発している。 に自らの個人的及び掲載的生活遂行に関して形成の自由 い家族の為に考えられた規定とも見做されている。 際して、 しながら生活パートナー制度法も婚姻法と同様に当事者 法廷によれば、合算課税制は、 (子供の教育あるいは養育故の) 夫婦の活動余地を広げ、 か も家族 内労働と就業活動 婚姻内部の任務配分に しかも、 家族内労働故に、 0 とりわけ一方 同 価値 か ?ら出 しか

ない。一方で全ての婚姻に子供がいるわけではないし、ナー間の生活状況の相違は、その限りにおいて確認でき不平等扱いを正当化出来る様な婚姻者と生活パート

全く稀な事ではない。
他方で生活パートナー制度に於いても益々子供が育成されている。その限りで形成が考えられるし、しかも生活れている。その限りで形成が考えられるし、しかも生活しかも全ての婚姻が子供を指向しているわけではない。

できない b 立法者は婚姻の特権化を類型化権限を以て正当化

必ずしも高密度でない事が前提とされる。 は、 比較的少数がこれに該当し、 こから生ずる苦境や不公正の回避が極めて困難であり、 婚姻の特権化は、 生活関係を規範的に要約することである。 る立法者の類型化権限を以て根拠づける事は出来ない。 曰く、類型化とは本質的諸要素に於ける一定の同質の 法廷によれば、 規範目的を指向しなければならない。 生活パートナー制度との関係における このような背景からして、 しかも平等規定への違反が 類型化は、そ 現実の諸設定 税法にお

余地は、基本法第三条第二項及び第三項の特別差別禁止の外側の憲法的課題が重ければ重い程、狭くなる。その類型化に対する立法者の余地は、基本法第三条第一項

が該当するところで終わる。

際して、税制上の平等な扱いを命ずる。の共同として設定された状況は、類型化する集団形成に一登録済生活パートナー制と婚姻が同等に、消費と収入

ナ ー 間 伴った夫婦に該当する。合算課税制度の利点は、パ 済パートナー制は、婚姻と同様に、内部で子供が成長し、 額の九一%が現状もしくはかつての税関連の子供達を 考えられない。連邦財務省の算定によれば、合算課税総 算課税手続を婚姻ペアに類型的に限定するには十分では 子供の割合が夫婦の割合よりもはるかに低い事実は、 から利益を得る事になる。登録済パートナー制における あるいは部分的にしか就業していない場合、合算課税制 しかもそれによって、ペアの一方が就業していないか、 ける夫婦の登録済パートナーに対する類型的優遇措置は 立法者と行政に対する大きな困難なしに回避が可能であ 子供の育成奨励の観点からしても、合算課税手続にお 生活パートナー制内でも子供達が成長している事実 合算課税手続における生活パートナー制の冷遇は、 1の所得差が大きければ大きい程大きいので、登録 ر ا ا

する間接的差別に導いて行く。 (3)を見落とす事は、パートナー達の正に性的性向を理由.

及して排除3. 立法者は憲法違反状態を二〇〇一年八月一日に遡

を伴って適用できる。(空)の一個では、合算及び合算課税手続の適用を請求できるとの条件に、合算及び合算課税手続の適用を請求できるとの条件 ているので、 ナーも二〇〇一年八月一日以降、 況に関する不安定を回避する為に、登録済み生活パート 得税法第二六条、二六条b、 迅速に行わなければならない新規定の発効までの間、 ければならない。立法者はこの為に多様な可能性を有 の導入時点の二○○一年八月一日まで遡及して排除しな 立法者は、確認された憲法違反を生活パートナー 両立不能宣言のみが考えられる。 三二条a第五項は、 夫婦に有効な諸前提下 立法者が 法的状 制 所 度

事の共同反対意見: ■・ランダウ判事とケッサル‐ヴルフ判

姻と比較可能な収入と消費の共同と見做されていな1.生活パートナー制度は二〇〇五年一月一日まで婚

二○○二年のみにおける婚姻の特権化を正当化する。こ○○二年のみにおける婚姻の特権化を正当化する。の事実は、基本法第六条第一項を引き合いに出す必要な成されていなかった事実を法廷は誤認している。既にこ成されていなかった事実を法廷は誤認している。既にこ成されていなかった事実を法廷は誤認している。既にこ成されていなかった事実を法廷は誤認している。既にこ成されていなかった事実を法廷は誤認している。既にこは、訴訟対象たる課税対象額査定年二○○一年、登録済生活パートナー制度が二○○五年一月一日の生

入れ、しかもこれらを所得税法の領域の為に継続した。第三二条aは、婚姻の民事法制及び社会保険法制を取り分に参加している。所得税法第二六条、第二六条b及びこでは夫婦の一方側が他の側の収入と負担のそれぞれ半こでは夫婦の一方側が他の側の収入と負担のそれぞれ半。 婚姻は憲法により収入と消費の共同と構做される:

能にしている。 並法者は、この合算課税手続を(夫婦財産の)剰余共 立法者は、この合算課税手続を(夫婦財産の)剰余共 立法者は、この合算課税手続を(夫婦財産の)剰余共 が、あるいは専ら、家族労働に従い、収入と消費の婚姻共 に永続的あるいは過渡的にパート労働をす が、あるいは専ら、家族労働に従い、収入と消費の婚姻共 では、この合算課税手続は、基本

延長を規定していない: ・過渡規定は生活パートナー制に対して強制的遡及

における収入と消費の共同とは見做され得ない年二○○一年、二○○二年には合算課税規定の意味の 異議申立人の生活パートナー制は課税対象額査定

の批判に晒されている。(単)の批判に晒されている。(単)の単なる純粋に型どおりの継続と せよ、 消費の共同とは見做され得ない。遺産相続税、 を設定していない。これらの判決への指摘を通して法廷 所得税法の領域に対し、 ける事に向い 所判例への法廷の指摘は、これに対立する結果を根拠づ 土地取得税及び給与法的家族手当に関する連邦憲法裁判 一〇〇二年だけは、 従って、異議申立人の生活パートナー制は、 訴訟対象たる課税対象額査定年二〇 ていない。 合算課税規定の意味における収入と ためらいなく適用可能な諸原則 指摘された諸判決のどれもが いずれに 〇一年、 贈与税、

設定: 法廷は唯一の権限者たる立法者に代って自らの判断を

的に生ずる生活パートナー間の諸義務が比較可能に近いパートナー達への合算課税手続の延長は、そこから鏡像二〇〇五年以前の課税対象額査定年への登録済生活

定している。
定している。
定している。
に両パートナーの経済的自立を法的指導像として際立たに両パートナーの経済的自立を法的指導像として際立たに両パートナーの経済的自立を法的指導像として際立たに両パートナーの経済的自立を法的指導像として際立たは、立法者が意識的に完全な同置を見合わせ、しかも正税法上の利点の付与を目的としている。法廷の根拠付け規模でさえ存在しない状態で、収入と消費の共同の所得規模でさえ存在しない状態で、収入と消費の共同の所得

との推定は根拠に欠ける:2.立法者の類型化権限が不平等扱いを正当化しない

充分な根拠に欠ける。 された不平等扱いを正当化しないとする法廷の推定は、立法者の類型化権限が婚姻と生活パートナー制の確認

a 婚姻の類型的特権化は正当化される:

あっても原則的に他の生活形態に対して婚姻の類型的特に拘束的に規定されていても、この家族政策的機能でしかし法廷は、そこから、たとえ婚姻が比較方式で法的導入を以て、家族政策的目的も追求した事実を追認した。確かに法廷は、立法者が一九五八年の合算課税手続の

ない事実から出発できた。 ない事実から出発できた。 ない事実から出発できた。 が関型化され、婚姻の存続 が手続の導入に際して、婚姻の極めて大きな多数が子供 が手続の導入に際して、婚姻の極めて大きな多数が子供 を出していない。社会的現実に応じて立法者は、合算課 権化を正当化する事に適していると言う必要な結論を引

成が増加傾向にある。 今日では登録済生活パートナー制においても子供の育

合算課税手続の開始を通して考慮され得た。パートナー制の有り得る不平等扱いは、この限定された子供を教育している、あるいは教育した登録済生活

型化の導入に視点を置く法廷によって深化されなかった。(空)このような解決の発端は、専ら生活パートナー制の類

を狭めた:3.法廷は遡及的不両立宣言を以て立法者の評価余地

最後に合算課税手続の家族政策的規範目的に鑑みて、 立法者に対し先ずは家族と世代帰結の為の登録済生活 から場合によっては税制上の帰結を引出す事を承認すべ きであった。立法者のこの様な評価余地を法廷は、その 態性を付加的に狭めている。その際に法廷は、憲法状況 能性を付加的に狭めている。その際に法廷は、憲法状況 が十分に解明されていない場合、立法者が基本法と相容 れない法的状態を遡及的に排除する必要がないとする連 邦憲法裁判所の従来の判例を無視した。

w.三者(第二法廷、反対意見及びリュ

1. 第二法廷の見解

1) 婚姻と同性婚間の不平等扱いは性的性向を理由と

する少数派の差別:

不平等扱いを提示する。的平等規定を基準とすべき性的性向を理由とする間接的パートナーの不平等扱いは、基本法第三条第一項の一般、基婦合算課税方式の規定に於ける既婚者と登録済生活

の事は、性的性向に従った差別の場合に該当する。く危険が大きいほど、正当化への要求は厳しくなる。こればするほど、つまり不平等な扱いが少数派の差別に導入的関連メルクマールが基本法第三条第三項に接近す

ナー制度差別の根拠とはならない:2)婚姻の特別保護命令の指示だけでは生活パート

正当化できない。婚姻の特権化が他の比較的に法拘束的けでは、婚姻と登録済生活パートナー制の不平等扱いを基本法第六条第一項における婚姻と家族の特別保護だ

て把握し、しかも既存の相違を継続的に削減した。比較可能な方式で包括的に制度化された責任共同体としい。立法者は、この生活パートナー制を当初から婚姻と姻の保護命令への指示だけでは、この区別を正当化しなに規定された生活形態の冷遇と並行して現れる場合、婚

する根拠無し: 3 生活パートナー制度に対する婚姻の優遇を正当化

出し得ない。 基本法第六条第一項の指摘を越えて、生活パートナー 基本法第六条第一項の指摘を越えて、生活パートナー

様相で婚姻と比較可能: 4 生活パートナー制度は税法上の設定に際し基本的

制度も収入と消費の共同体として形成されている。既にの共同体として受け入れている。登録済生活パートナー合算課税手続は、婚姻の民法的基本思想を収入と消費

余共同制が通常の財産分配規定として導入された。比較可能である。二○○五年一月一日には、明示的に剰法上の設定にとって本質的なその基本的様相で、婚姻とその二○○一年の導入以来、生活パートナー制度は、税

扱いは正当化できない: 5 合算課税手続で婚姻と生活パートナー制の不平等

済生活パートナー制の不平等扱いを正当化できない。 家族政策的意図は、合算課税手続に関する婚姻と登録

婦の活動余地を広げる:生活パートナー制度も同様:6)合算課税制は、婚姻内部の任務配分に際して、夫

労働と就業活動 的生活遂行に関して形成の自由を承認し、 考えられた規定とも見做されている。 教育あるいは養育故の) 活動余地を広げ、 合算課税制は、 ナー制度法も婚姻法と同様に当事者に自らの個人 あるいは部分的にしか就業していない家族の為に 0 同 しかも、 婚姻内部の任務配分に際して、 価 値から出発している。 家族内労働故に、 とりわけ一方の側が しかしながら生活 し 就業してい かも家族内 (子供) 夫婦 な 0 0

> ない。 (3) 不平等扱いを正当化出来る様な婚姻者と生活パート

できないできないの特権化を類型化権限を以て正当化

権限を以て根拠づける事は出来ない。このような背景からして、税法における立法者の類型化生活パートナー制度との関係における婚姻の特権化は、

扱いを命ずる収入の共同として設定された状況は税制上の平等な8)登録済生活パートナー制と婚姻が同等に、消費と

と行政に対する大きな困難なしに回避が可能である。 の共同として設定された状況は、類型化する集団形成にの共同として設定された状況は、類型化する集団形成にの共同として設定された状況は、類型化する集団形成に 登録済生活パートナー制と婚姻が同等に、消費と収入

の排除は違憲。

ある。

一夫婦合算課税制度における登録済生活パートナー制と
ま婦合算課税制度における登録済生活パートナー制と

棄され、再審の為に連邦財務裁判所に差し戻される。制にも適用されなければならない。攻撃対象諸判決は破渡的に夫婦合算課税の現行規定が登録済生活パートナーナー関係法まで遡及して変更されなければならない。過この法的状況は、二〇〇一年八月一日の生活パート

2. 反対意見:

姻と比較可能な収入と消費の共同と見做されていな1)生活パートナー制度は二○○五年一月一日まで婚

思に従い、婚姻と比較可能な収入と消費の共同として形活パートナー制度法修正法の発効まで立法者の明示的意登録済生活パートナー制度は二〇〇五年一月一日の生

定した婚姻の特権化を正当化する。対象たる課税対象額査定年二○○一年、二○○二年に限基本法第六条第一項を引き合いに出す必要なしに、訴訟成されていなかった。法廷が誤認しているこの事実は、成されていなかった。法廷が誤認しているこの事実は、

2) 婚姻は憲法により収入と消費の共同と看做される:

を維持・強化している。

「反映」と見做した。この合算課税手続は、基本法第の「反映」と見做した。この合算課税手続は、基本法第とででであり、との合算課税手続を(夫婦財産の)利余共同制法者は、この合算課税手続を(夫婦財産の)利余共同制

長を規定していない: 3 過渡規定は生活パートナー制に対し強制的遡及延

ナー制に対して強制的遡及延長を規定していない。がとりわけ重要である。過渡規定は、既存の生活パート比較可能性の基準に対しては、財産法及び扶養調整法

二○○二年には合算課税規定の意味における収入と4 生活パートナー制は課税対象額査定年二○○一年、

消費の共同とは見做され得ない

(S)。 異議申立人の生活パートナー制は、訴訟対象たる課税 異議申立人の生活パートナー制は、訴訟対象たる課税

二〇〇五年以前の課税対象額査定年への登録済生活 パートナー達への合算課税手続の延長は、そこから鏡像 税法上の利点の付与を目的としている。これによって法 税法上の利点の付与を目的としている。これによって法 税法上の利点の付与を目的としている。これによって法 では、この為に唯一招聘されている立法者に代って自ら の判断を設定している。

との判定は根拠に欠ける:6 立法者の類型化権限が不平等扱いを正当化しない

充分な根拠に欠けている。 された不平等扱いを正当化しないとする法廷の推定は立法者の類型化権限が婚姻と生活パートナー制の確認

婚姻の類型的特権化は正当化される:

7)

言う結論を引き出していない。
して婚姻の類型的特権化を正当化する事に適しているとの家族政策的機能であっても原則的に他の生活形態に対以て、家族政策的目的も追求した事実を追認したが、こ以て、家族政策的目的も追求した事実を追認したが、こ法程は、立法者が一九五八年の合算課税手続の導入を

にあらず: 8 類型化方式での合算課税手続の遡及適用は説得的

長が増加傾向にある。 今日では登録済生活パートナー制においても子供の成

体に類型化方式で合算課税手続を開くべきであったとす二〇〇一年と二〇〇二年に、登録済生活パートナー制全しかし、そこから必然的に、既に課税対象額査定年

る結論は引き出し得ない^(G)

合算課税手続の家族政策的規範目的に鑑みて、法廷は、合算課税手続の家族政策的規範目的に鑑みて、法廷は、立出す事を立法者に対し承認すべきであった。法廷は、立出す事を立法者に対し承認すべきであった。法廷は、立出す事を立法者に対し承認すべきであった。法廷は、立法者のこの様な評価余地をその遡及的不両立宣言を以て法は、憲法状況が十分に解明されていない場合、立法者廷は、憲法状況が十分に解明されていない場合、立法者廷は、憲法状況が十分に解明されていない場合、立法者が基本法と相容れない法的状態を遡及的に難みて、法廷は、立が基本法と相容れない法的状態を遡及的に鑑みて、法廷は、がないとする連邦憲法裁判所の従来の判例を無視した。

3. リュターズの見解:

裁判所か? 裁判所か? 裁判所から 地流・規範設定権力者は議会か、連邦憲法

所か?具体的には:裁判所のこの決議は、基本法を「解権力を有しているのか?議会か、あるいは連邦憲法裁判誰が民主的法治国家に於いて、政治的形成・規範設定

平等扱いは一般的平等規定と相容れないとする:2) 第二法廷は、婚姻者と同性生活パートナーとの不

だ。 での二〇一三年五月七日付判決によれば、婚姻者と同 での二〇一三年五月七日付判決によれば、婚姻者と同 での二〇二三年五月七日付判決によれば、婚姻者と同 だ。

3) 第二法廷は憲法制定権者の意図を無視

第二法廷の見解によれば:

の適応を行ったに過ぎない。は、婚姻と家族への他のパートナー制(同性婚)モデルーが、婚姻と家族の特別保護は全く侵害されていない。判決

世界のである。 の唯一かつ不動の意義故に、排除しようとした事実を無いでは、ので、社会と国家の維持の為に婚姻と家族の唯一かつ不動の意義故に、排除しようとした事実を無め、他のパートナー制モデルとの正にこの適応を、自婚姻と他のパートナー制モデルとの正にこの適応を、自たはずである。

リュターズは否定する。婚)モデルの適応可能性に関し、法廷は、これを肯定し、一つまり、婚姻と家族への他のパートナーシップ(同性

は? 4) 第二法廷の根拠は一般的平等条項:しかし平等と

説得的である。が、しかしこれは同じ事項が同じく扱われる場合にのみが、しかしこれは同じ事項が同じく扱われる場合にのみ第二法廷の根拠付けが一般的平等規定に基づいている

界観的(イデオロギー的)事前理解を含んでいる事実を性」と同様に ― 不可避的に、利用者とその基準の世平等規定の適用に際しては、「平等」概念が ― 「理

考慮しなければならない。

い」と確定した事実である。

がスタフ・ラートブルッフの的確な記述:決定的問題がスタフ・ラートブルッフの的確な記述:決定的問題がスタフ・ラートブルッフの的確な記述:決定的問題がスタフ・ラートブルッフの的確な記述:決定的問題がスタフ・ラートブルッフの的確な記述:決定的問題がスタフ・ラートブルッフの的確な記述:決定的問題がスタフ・ラートブルッフの的確な記述:決定的問題

なっている(つまり同じではない)のである。評価の中で、同性の生活共同体に対して、根本的に異婚姻と家族は、リュターズによれば、憲法制定権者の

らの判例により、たとえ平等規定を超法律的自然法のレに規定されているので、連邦憲法裁判所に対しても、自だ。その事は、その反対が基本法第六条第一項で明示的般的平等規定の援用を通して均等化されてはならないの婚姻の「特別保護」は、勘違いされた「より高い」一

しようとする者は、憲法を改正しなければならない。ベルに高めようとしても、禁じられているのだ。これを

の変更を目的とする一般的投入可能な闘争条項ではない。容を変遷した時代精神に向けようとも、基本法第七九条一般的平等規定は、たとえ第二法廷が平等の可変的内

族の優先的保障を除去した。釈の放棄できない出発点なのである。法廷は、婚姻と家釈の放棄できない出発点なのである。法廷は、婚姻と家し正にこの目的こそが、あらゆる方法に対応する憲法解基本法第六条第一項の本来的基本目的から離れた。しか

それにもかかわらず、第二法廷は、その決定を以て、

6) 婚姻保護条項の規範目的は?:

問われる事が所属したはずである。
はこの規定の内容と立法によって追求される規範目的が本法の始祖達によって一致して確認されたように、先ず基本法第六条第一項の保障内容の適切な解釈には、基

されたとする事は、考え難いばかりか不適当である。的で完全な同置が可能と考えられるとか、あるいは意図刑法規定に鑑み、婚姻と家族の同性生活共同体との急進一九四九年に支配した社会的確信ならびに家族法及び

7 法比較及び法史の概観:国連の関連諸宣言

社会の自然的中核細胞である。」は重要である。言「家族は、社会の自然的基本単位である。」、「家族は、法比較及び法史の概観も有用である。国連の関連諸宣

8 第二法廷は『憲法の保護者』の地位から離れてい

る..

で、益々変更し、且つこれから離れている。の機能を個別ケースにおいてばかりか、役割変更の意味連邦憲法裁判所第二法廷は、「憲法の保護者」として

いる。
法廷は、憲法を社会的変革のエンジンとして判例法的法廷は、憲法を社会的変革のエンジンとして判例法的

きるのだが。
さいは立法機関の憲法改正多数のみがこの状況を変更でるいは立法機関の憲法改正多数のみがこの状況を変更でじられた婚姻と同性婚の同置なのだ。憲法裁判所自体あしかもこの決定は、憲法的序列を伴って判例法的に命

9) 憲法の規範目的、規定目標及び制度保障の無視は

許されない・

世界観的事前理解を実現する事になる。
で行われた『戦闘条項』としての平等原則の適用は、その時々の時代精神の変更的解釈に任意に規範効果を付与の時々の時代精神の変更的解釈に任意に規範効果を付与の時を含むのだ。このようにして投入された平等概の時々の時代精神の変更的解釈に任意に規範効果を付与の時をの配慮なしに憲法改正に於ける権力移行を目的とし

への従属が問題:10 時代精神に満ちた「平等」の可変的イデオロギー

博造、行動方式及び価値観が憲法秩序の内容に影響すべこの種の決定資料の中核では、いかなる方式で社会的

きかが重要である。

する。 三条第一項) つまり、 勘違いされた「イデオロギーの規範力」のフィクション、 F れた設定を通して基本概念たる「婚姻及び家族 行われた基本法の解釈変更(基本法第六条第一項及び第 可変的イデオロギーに従う事になるのだ。法廷によって 力」の疑念のある原則 的生活共同体との広範囲な同置の結果が、「事実の規範 したのだ。法基本諸概念のこの様な解釈変更は、 平等規定による根拠付けは、 イツ法史における警告的 つまり裁判所が目標とする「婚姻と家族 その時々の時代精神の意味における「平等」の は、並行する内容の本来的規範目的 か、 「モデル」に他ならない。 (8) この様な解釈変更は、近年 あるいは同様に 以下の中核問題を隠ぺい 問題のある に到達 から離 の同 Ö) 性

11) 差別とは?:

の差別にあるとするその見解である。た扱いが、その性性向を理由とする同性生活パートナーが姻と同性婚の同置に対する法廷の主根拠は、異なっ

的諸点に於いて異なっている場合には、除外される。しかしながら差別は、婚姻と同性的生活共同体が本質

これに加え、事実的にも、又社会的意識に於いても子供はドイツでは今日に至るまで婚姻から生じている事実を達者法第六条第一項の主根拠と国家側からの婚姻及びに基本法第六条第一項の主根拠と国家側からの婚姻及びに基本法第六条第一項の主根拠と国家側からの婚姻及びに基本法第六条第一項の主根拠と国家側からの婚姻及びおおければならないはずであった。この相違の比重は、そこが確認された憲法条文と国際法的諸規範にも反映されている事実ができない。事実的にも、又社会的意識に於いても子治論された憲法条文と国際法的諸規範にも反映されている事実とは、対しては、これに加え、事実的にも、又社会的意識に於いても子ので、

の事項であって、憲法裁判所の事項ではあり得ない。」場合によってこの為の法的形体を用意する事は、立法者を設定している。社会的変遷を取り入れ、評価し、しかも

V. 争点:

争点の対象:

裁判所の機能の問題である。

本件では、争点の対象となっているテーマは三つあり、本件では、争点の対象となっているテーマは三つあり、

1. 平等原則の適用問題:

の適用に対して消極的な態度を示す。を推し進めているに対し、反対意見とリュターズは、こここでは、第二法廷が極めて積極的に平等原則の適用

1) 第二法廷:

別保護命令の指示だけでは生活パートナー制度差別の根性的性向を理由とする少数派の差別に該当し、婚姻の特第二法廷によれば、婚姻とホモ婚姻間の不平等扱いは

12 憲法的唯一重要問題は「誰が憲法を支配している

か?」だ:

ているか?」が問われる。 最後に、憲法的重要問題として、「誰が憲法を支配し

廷は、「この為に唯一正当な立法者に代って自らの見解ル・ヴルフ判事の反対意見の中で確認される。つまり法変更されている。この事実は、ランダウ判事とケッサ問題となっている決議の中で、基本法は維持されず、

姻の不平等な扱いは一般的平等規定に違反し、違憲とな夫婦合算課税制度における登録済生活パートナー制と婚活パートナー制の不平等扱いは正当化できない。従って、を正当化する根拠は存在せず、合算課税手続で婚姻と生拠とはならず、生活パートナー制度に対する婚姻の優遇

2) 反対意見:

婚姻の 扱いを正当化しないとの第二法廷判定は根拠に欠ける。 姻の特権化を正当化する。 課税対象額査定年二○○一年、二○○二年に限定した婚 基本法第六条第一項を引き合いに出す必要さえなしに、 形成されていなかった。 意思に従い、婚姻と比較可能な収入と消費の共同として 活パートナー制度法修正法の発効まで、立法者の明 同と看做される。 に対し、生活パートナー制度は二〇〇五年一月一日の生 (夫婦財産の) 剰余共同制の「反映」と見做した。 反対意見によれば、 類型的特権化は正当化される。 しかも立法者は、この合算課税手続を 婚姻は憲法により収入と消費の共 第二法廷が誤認したこの事実は、 立法者の類型化権限が不平等 類型化方式での合 これ 示的

算課税手続野遡及適用は説得的ではない。

3) リュターズの見解:

事実を考慮しなければならない。 準の世界観的(イデオロギー的)事前理解を含んでいる際しては、「平等」概念が不可避的に、利用者とその基際しては、「平等」概念が不可避的に、利用者とその基のでしては、「平等」概念が、しかしこれは同じ事項が同じ事規定に基づいているが、しかしこれは同じ事項が同じリュターズによれば、第二法廷の根拠付けが一般的平

2. 婚姻及び家族の憲法による特別保護の問題

を示している。極めて消極的、反対意見及びリュターズは、積極的態度を示しては、平等原則の場合とは反対に、第二法廷は、

1) 第二法廷:

姻と比較可能であり、合算課税制が婚姻内部の任務配分活パートナー制度は税法上の設定に際し基本的様相で婚は生活パートナー制度差別の根拠とはならず、しかも生第二法廷によれば、婚姻の特別保護命令の指示だけで

れた状況は、税制上の平等な扱いを命ずる。ナー制と婚姻が同等に、消費と収入の共同として設定さけー制も同様である。従って立法者は、婚姻の特権化をけの制をして表示の活動余地を広げるならば、生活パートに際し、夫婦の活動余地を広げるならば、生活パート

2) 反対意見:

ある。

課税手続の遡及適用は説得的ではない。

「はいいのではない。従って、生活パートナー制に対する合算過渡規定は生活パートナー制に対し強制的遡及延長を規における収入と消費の共同とは見做され得ない。しかもで 一年、二○○二年には合算課税規定の意味を定年二○○一年、二○○二年には合算課税規定の意味を対意見によれば、生活パートナー制は、課税対象額

3) リュターズの見解:

い。」と主張するが、法廷は、憲法制定権者が婚姻と他過ぎない。婚姻と家族の特別保護は全く侵害されていなの他のパートナー制(同性婚)モデルの適応を行ったに別保護は全く侵害されていない。判決は、婚姻と家族へリュターズによれば、第二法廷は、「婚姻と家族の特

議事録を見たならば、あらゆる疑念が排除されたはずでるのだ。基本法第六条の成立に関わる憲法制定審議会のつ不動の意義故に、排除しようとした事実を無視していからして、社会と国家の維持の為に婚姻と家族の唯一かのパートナー制モデルとの正にこの適応を、自らの観点

を許さない。 は、一般的平等規定による均等化が好の「特別保護」は、一般的平等規定による均等化

3. 連邦憲法裁判所の機能:

とは見做していないし、従って自らがその判決を通してここでは当然の事に、第二法廷は自らを憲法改正権力

見とリュターズは、第二法廷とは異なった見解を提示す憲法を改正したとも見做していない。これに対し反対意

1) 第二法廷:

扱いに対する充分な根拠が欠けているからである。定に違反するが故に違憲である。何故なら、この不平等生活パートナー制と婚姻の不平等な扱いは一般的平等規第二法廷によれば、夫婦合算課税制度における登録済

棄され、再審の為に連邦財務裁判所に差し戻される。制にも適用されなければならない。攻撃対象諸判決は破渡的に夫婦合算課税の現行規定が登録済生活パートナーナー関係法まで遡及して変更されなければならない。過この法的状況は、二○○一年八月一日の生活パート

2) 反対意見:

出す事を立法者に対し承認すべきであった。法廷は、立前活動に対し彼等を評価し、そこから税制上の帰結を引先ずは家族と世代帰結の為の登録済生活パートナーの事合算課税手続の家族政策的規範目的に鑑みて、法廷は、

がないとする連邦憲法裁判所の従来の判例を無視した。が基本法と相容れない法的状態を遡及的に排除する必要廷は、憲法状況が十分に解明されていない場合、立法者無視し、形成可能性を付加的に狭めている。その際に法法者のこの様な評価余地をその遡及的不両立宣言を以て

3) リュターズの見解:

題なのだ。

題なのだ。

題なのだ。

の判決の枠内で連邦憲法裁判所に帰属するか否かが問表に接近させるか、あるいは同置する事は、立法者あるいは憲法制定権者に禁じられている事を意味するのではなく、憲法の規範目的、規定目標及び制度保障を無視するく、憲法の規範目的、規定目標及び制度保障を無視するのではない。

しまが、あるいは同置する事は、立法者あるいは一度がある。

との判決の枠内で連邦憲法裁判所に帰属するか否かが問表のではない。

との判決の枠内で連邦憲法裁判所に帰属するか否が問題なのだ。

ているか?」が問われる。最後に、憲法的重要問題として、「誰が憲法を支配

ル・ヴルフ判事の反対意見の中で確認される。つまり法変更されている。この事実は、ランダウ判事とケッサ問題となっている決議の中で、基本法は維持されず、

者の権限事項であって、憲法裁判所の事項ではあり得なも場合によってこの為の法的形体を用意する事は、立法を設定している。社会的変遷を取り入れ、評価し、しか廷は、「この為に唯一正当な立法者に代って自らの見解

VI· 結論

遇措置の遡及的是正措置は、 これに対し、個人あるいは一定集団の不平等あるいは冷 られている。民事・社会・労働法領域においても、不利 例が見られるとしても、 原則たる「平等原則」を適用して、 るいは冷遇措置の遡及的是正措置に該当する。 本件は、正に個人あるいは一定(少数)集団の不平等あ 益・冷遇扱いの遡及適用も原則的には禁じられている。 される婚姻及び家族を登録済生活パートナー制とを、 比較可能」である事実を理由に、同置し、 民主的法治国家においては、 しかしだからと言って、憲法によって特別保護対象と 一定少数集団の保護の観点も関連している。 刑法の遡及適用は原則的に禁じ 原則的に禁じられていない。 東京裁判の様な例外的悪 不両立宣言を行い しかも憲法 しかも本

無視する行為には疑義が提示される。事無しに、「婚姻及び家族」の「特別保護」を実質的に遡及是正命令を以て、憲法改正を正式に立法者に課する

を与えるための配慮が必要ではなかろうか。同一結果となろうとも、憲法改正立法者に、決定の余地、たとえ場合によっては、方向として、第二法廷判決と

みたい。
この判例の本格的評価は別の機会に試い社会的背景からして、最高裁の「勇み足」とは見做さい社会的背景からして、最高裁の「勇み足」とは見做さ判決も、欧米とは異なる、非嫡出子の割合が極めて少な判決も、欧米とは異なる、非嫡出子の割合が極めて少な一同様に、最近の日本の最高裁の「非嫡出子」に関する

- (1) Bernd Rüthers,Wer herrscht über das Grundgesetz. in:FAZ vom 17.11.2013 参照。
- (2) Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.1 参照。
- (3) Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.1f. 参照。
- (4) Bernd Rüthers, (註:1) (2013),S.2 参照;
- (5) Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.2 参照。
- (6) Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.2f. 参照。
-) Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.3 参照。

 $\widehat{7}$

- Bernd Rüthers,(註·1)(2013),S.3f. 参照
- 9 Bernd Rüthers,(註: 1) (2013),S.4 参照
- Bernd Rüthers,(註: 1) (2013),S.4 参照。
- Bernd Rüthers,(註: 1) (2013),S.4f. 参照
- 12 Bernd Rüthers,(註: 1) (2013),S.5 参照
- 13 Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.5 参照
- 14 Bernd Rüthers, (註:1) (2013),S.6 参照
- Bernd Rüthers,(註:1)(2013),S.6 参照
- 16 15a 15 Radbruch'sche Formel aus Wikipedia 参照
- Bernd Rüthers,(註:1)(2013),S.6 参照。
- 18 17 Bernd Rüthers,(註: Bernd Rüthers,(註·1)(2013),S.7 参照。 1) (2013),S.6f. 参照
- 19 20 Bernd Rüthers,(註:1)(2013),S.7f. 参照 Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.7 参照。
- 21 Bernd Rüthers,(註: 1) (2013),S.8 参照。
- Bernd Rüthers,(註: 1) (2013),S.8f. 参照
- 23 Bernd Rüthers,(註·1)(2013),S.9 参照。
- Bernd Rüthers,(註:1)(2013),S.9 参照
- Bernd Rüthers,(註·1)(2013),S.9f. 参照
- AZ.:2BvR 909/06 u.a.
- Süddeutsche.de vom 6.Juni 2013 参照 Ehegattensplitting gilt auch für Homo-Ehe, in:
- Ehegattensplitting,(註:27)(2013),S.1-3 参照
- Pressemitteilung Nr.41/2013 vom 6.Juni 2013 : 2BvR

- 909/06 u.a.; BVerfG,2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Absatz-
- (3) Pressemitteilung Nr.41(註:2)(2013),S.1; BVerfG 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,S.1-3 参照
- (到) Pressemitteilung Nr.41(註 2) (2013),S.1; BVerfG 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.19 参照
- (3) Pressemitteilung Nr.41(註 9)(2013),S.1; BVerfG
- (3) Pressemitteilung Nr.41(註 2)(2013),S.1f..; BVerfG 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.72 参照
- (3) Pressemitteilung Nr.41(註:2)(2013),S.2; BVerfG 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.77,78,79 参照;
- (5) Pressemitteilung Nr.41(註:2)(2013),S.2; BVerfG 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.80,84, 参照
- (给) Pressemitteilung Nr.41(註: ②) (2013),S.2; BVerfG 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.80,89 参照;
- (3) Pressemitteilung Nr.41(註: 2) (2013),S.2; BVerfG 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.93ff. 参照。
- (3) Pressemitteilung Nr.41(註:2)(2013),S.2f.; BVerfG 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.96,97 参照
- (3) Pressemitteilung Nr.41(註·29)(2013),S.3; BVerfG 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.98 参照 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.101ff. 参照
- 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.107ff.. 参照 Pressemitteilung Nr.41(註 2)(2013),S.3f; BVerfG

- 4) Pressemitteilung Nr.41(註°29)(2013),S.4; BVerfG, 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.117ff.参照。
- (42) Pressemitteilung Nr.41(註: 23)(2013),S.4; BVerfG, 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.120-126 参照。
- 28vR 909/06 vom 75 9013 Abs 198f 参照。
- 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.128f. 参照。 (4) Pressemitteilung Nr.41(註: 29) (2013),S.4; BVerfG,
- 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.133ff. 参照。 (4) Pressemitteilung Nr.41(註 ②)(2013),S.4; BVerfG, 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.136f. 参照。
- (4) Pressemitteilung Nr.41(註: 2) (2013),S.4f.; BVerfG, 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.138 参照。
- 4) Pressemitteilung Nr.41(註" 29)(2013),S.5; BVerfG, 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.140-143 参照。
- (48) Pressemitteilung Nr.41(註: 29)(2013),S.5; BVerfG. 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.144 参照。
- (4) Pressemitteilung Nr.41(註:2)(2013),S.5; BVerfG, 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.145 参照。
- (5) Pressemitteilung Nr.41(註: 29)(2013),S.5; BVerfG, 2BvR 909/06 vom 7.5.2013,Abs.147-151 参照。
- 5) Pressemitteilung Nr.41(註 29) (2013),S.1f..
- 2) Pressemitteilung Nr.41(註: 2)(2013),S.2
- (5) Pressemitteilung Nr.41(註:2)(2013),S.2
- (5) Pressemitteilung Nr.41(註: 29) (2013),S.2

- G, (55) Pressemitteilung Nr.41(註:29) (2013),S.2
- (5) Pressemitteilung Nr.41(註 2)(2013),S.2f.
- (5) Pressemitteilung Nr.41(註 2)(2013),S.3
- (%) Pressemitteilung Nr.41(註: 29) (2013),S.3
- (9) Pressemitteilung Nr.41(註· 2)(2013),S.1
- (6) Pressemitteilung Nr.41(註: 29) (2013),S.4
- (6) Pressemitteilung Nr.41(註: 29) (2013),S.4
- (3) Pressemitteilung Nr.41(註: 3) (2013),S.4
- (3) Pressemitteilung Nr.41(註 2) (2013),S.4(4) Pressemitteilung Nr.41(註 2) (2013),S.4
- (65) Pressemitteilung Nr.41(註: 29)(2013),S.4f.
- (6) Pressemitteilung Nr.41(註 2) (2013),S.5
- (6) Pressemitteilung Nr.41(註: 29) (2013),S.5
- (6) Pressemitteilung Nr.41(註 2) (2013),S.
- (9) Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.5 参照。
- (7) Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.6 参照。
- (7) Bernd Rüthers,(註:1)(2013),S.6 参照
- (72) Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.6 参照。
- (73) Bernd Rüthers, (註: 1) (2013),S.6f. 参照。
- (74) Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.7 参照。
- (75) Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.7 参照。
- (76) Bernd Rüthers, (註 1) (2013),S.7f. 参照。
-) Bernd Rüthers, (註·1) (2013), S.8 参照。
- 78) Bernd Rüthers, (註·1) (2013),S.8f. 参照。

- $\widehat{80}$ $\widehat{79}$ Bernd Rüthers,(註: 1)(2013),S.9 参照。 Bernd Rüthers,(註: 1)(2013),S.9 参照。

社会を変えた最高裁判所

――ウォーレン第一四代長官の時代―

[はじめに]

一九五四年四月一日であった。 ヴィンソン長官が一九五三年九月八日に急死したのをヴィンソン長官が一九五三年九月八日に急死したのを、ヴィンソン長官が一九五三年九月八日に急死したのを、ガィンソン長官が一九五三年九月八日に急死したのを

> 甲 斐 素 直

資格を得た。 ウォーレンは、一八九一年三月一九日にカリフォルニウォーレンは、一八九一年三月一九日にカリフォルニッパロサンジェルスでノルウェー移民の父親とスウェーア州ロサンジェルスでノルウェー移民の父親とスウェーウォーレンは、一八九一年三月一九日にカリフォルニ

(Oakland) 市の検事補を務め、ついで一九二〇年、ア会書記官となり、一九一九年からオークランド第一次大戦に従軍後、カリフォルニア州議会司法委員

社会を変えた最高裁判所(甲斐)

ラミダ郡(2) め、 他の の職に任命された。 一九三九年まで在職することになる。 公職に就くため任期途中で辞職した後を受けて、 四年任期のこの職に三度まで選出されたため、 0) 地方検事補 そして、 となり、 有能な検事として人気を集 一九二五年、 同郡 検 事 そ が

は な され、 。 投票総数の実に九○%以上の票を集めるという圧勝 あった。 あった。 革新党の予備選挙に勝利するという珍しい結果となり、 カリフォルニア州知事が妨害することから、一九四二年 和党から出馬して当選した。 ア州知事で三期続けて知事になった人物は、 した。一九四六年の再選時には、共和党、 一月にはカリフォルニア州知事選挙に出馬して、 九三九年にカリフォルニア州司法長官の選挙に、 なお、 今後は一 九五〇年にも知事に当選した。 一九九〇年にカリフォルニア州憲法が改 一期までとされたので、 しかし、その業務を当時 今後は出ること カリフォルニ 民主党および 彼が最初で 当選 共 \vec{O}

に対する強制収容を積極的に支持し、推進したことで世界大戦中、司法長官及び知事として、日系アメリカ人(彼が、自ら、その生涯の汚点としているのは、第二次)

あった。 た。

党のトルーマンに敗北した。しかし、彼らは民主して合衆国大統領選挙に出馬した。しかし、彼らは民主レンはデューイ(Thomas E. Dewey)の副大統領候補とカリフォルニア州知事在職中の一九四八年に、ウォー

ワーに敗れた。
ルニア州の予備選では勝利したが、党大会でアイゼンハ統領候補の一人として予備選に出馬した。地元カリフォー九五二年に、ウォーレンは、今度は自ら共和党の大

指名したという。しかし、宝すであろうという読みから、 ンは、 うものとなった。 裁判所長官に指名された。 例の流れは、 深く後悔していた。 政策を推し進めたので「穏健」、 系人に対する差別政策は誤っていたと考えるようになり['] ンが前述の 翌一九五三年に、 前述の通り、 通り、 アイゼンハ 日系人の強制収用などの人種差別的 その結果、 ヴィンソンの急死を受けてウ アイゼンハワー大統領によって最高 ワ 実はウォ アイゼンハワーは、 1 ウォー の期待したものとは全く違 ウォーレン・ 即ち保守的な判決を下 ーレンは、 レンを最高裁長官に コー 戦後、 ウ トの オ オ 1 1 V

は、 Change)」と呼ばれるまでになるのである。ウォーレン「社会を変えた最高裁判所長官(Chief Justice for Social 廷よりもリベラルな傾向を持ち、人権擁護のための 的判決を相次いで下すこととなった。この結果、 見る強いリーダーシップで最高裁判所を率いた。 レン・コートは、 7 ウ 最高裁判所長官以外にも、様々な社会活動を行って オ 1 レンは、 歴代のどの最高裁判所長官の下での法 辣腕の政治家の技量を発揮し、 ウォ まれ 彼は 通期

していきたい。 方面にわたる。そこで、以下では、分野別にそれを紹介 ウォーレン・コートによる、社会を変えた判決は、多

一人種隔離政策への違憲判決

一)その前史

高い。これは、ドレッド・スコット事件判決と並んで、められてきた人種隔離政策へ下された違憲判決として名判決は、ウォーレン・コートにおいて、長年合憲性が認利決は、ウォーレン・コートにおいて、長年合憲性が認 ブラウン対トピーカ教育委員会事件(Brown v. Board

下された判決では無かった。
てウォーレンが最高裁判所長官になった事から、突然にぶりに書き直した重要判決である。しかし、これは決し下されたプレッシー対ファーガソン事件判決を、半世紀米国最高裁判所の最大の汚点といわれる、一八九六年に

既に徐々にかわり始めていた。 既に徐々にかわり始めていた。 第二次大戦の激闘の中で、白人と肩を並べて戦い、互 既に徐々にかわり始めていた。 第二次大戦の激闘の中で、白人と肩を並べて戦い、互

1 スウェット対ペインター事件

にの Sweatt v. Painter, 339 U.S. 629 (1950) 事件で合教育を禁止していたことを理由に、テキサス大学ロースクール総長のペインター (Theophilus Painter) が、黒人学生スウェット (Heman Marion Sweatt) の入学を黒人学生スウェット (Heman Marion Sweatt) の入学を担否したことであった。

スウェットが職務執行令状(writ of mandamus)の発

ストンに作る時間的余裕を与えるためであった。for Negroes)という、黒人専用のロースクールをヒュース州に、テキサス州大学黒人校(Texas State Universityは、その審議をなんと六ヶ月も行った。これは、テキサ行を求めたトラビス郡(Travis County)州地方裁判所

たのである。 そして、この黒人専用ロースクールの存在を理由に、 を根拠に敗訴したので、さらに連邦最高裁判所に上告し を根拠に敗訴したので、さらに連邦最高裁判所の決定は、 を根拠に敗訴したので、さらに連邦最高裁判所の決定は、 を根拠に対したので、さらに連邦最高裁判所の決定は、 をのである。

人校とは明確な差異があると判断したためである。 中の山は、その設備と教育水準という両面において、白い、その質が白人校と実質的に平等(substantive型)であることが前提であるのに、黒人ロース判決を覆した。その理由は、分離教育が合憲とされたの判決を覆した。その理由は、分離教育が合憲とされたの判決を覆した。その理由は、分離教育が合憲とされたの判決を覆した。その理由は、分離教育が合憲とされたの判決を覆した。

> うな違いがある。 されなければならないが、白人校と黒人校では、次のよー部として、無形固定資産(intangible factors)が考慮すなわち、大学院教育を考える際には、実質的平等の

ルには常勤教授五人がいるだけである。 三人の非常勤教授がいるのに対し、黒人ロースクーテキサス大学ロースクールには一六人の常勤教授と

0

- 一六、五○○冊の図書があるにすぎない。い、その図書館には六五、○○○冊の蔵書があるの テキサス大学ロースクールには八五○人の学生がお
- こうして、実質的に平等という条件を満たさないので、の卒業生いるのに対し、黒人ロースクールには、模の卒業生いるのに対し、黒人ロースクールには、模の主法にはるのに対し、黒人ロースクールには、模の本業生いるのに対し、黒人ロースクールには、模別は延ばるのに対し、黒人ロースクールには、模別は近ばる
- オクラホマ州法では、アフリカ系アメリカ人の場合に2 マクローリン対オクラホマ州理事会事件

人学拒否は違憲であると判断したのである。

法を合憲とした下級審判決を覆した。 以、州によって支えられている大学に進学するに当たり、は、州によって支えられている大学に進学するに当たり、は、州によって支えられている大学に進学するに当たり、

判所に提訴した。裁判所が調査したところ、オクラホマ 学許可を得るために、オクラホマ州西部地区連邦地方裁 第一四修正に違反していることを主張し、同大学への入 に入学を拒否された。そこで、マクローリンは、 そこで、教育学博士号を取るために、オクラホマ大学へ McLaurin)は、すでに教育学の修士号を持っていた。 ことが判明した。 という怠慢により、 州法を満たす別の施設をオクラホマ州は提供していない 止命令による救済を行わず、単に「法律が宣言したこと の入学を求めたが、上述の州法を理由に、同大学理事会 この事件の原告であるマクロ 州は遵守するべきである」と判決した。 しかし、 彼の憲法上の権利が侵害されてい 裁判所は原告が要求した、 1 リン (George同法が た

めたが、彼にはカフェテリアにおける特別テーブル、図この判決を受けて、同大学はマクローリンの入学を認

あった。た机と、きわめて限定した形で施設を提供したのみでた机と、きわめて限定した形で施設を提供したのみで書館内の指定された机及び講堂のドアのすぐ外に置かれ

のである。 生の人種にのみ基づいて、学生を別異に扱うことは、 そこで、マクローリンは連邦最高裁判所に上告した。 申し立てた。しかし、裁判所は、その申立てを却下した。 の限定を解除するように、オクラホマ大学に命ずるよう して、連邦最高裁判所は、 し、彼が他の学生と完全に対話できるように、 一九五〇年六月五日に、同じく全員一致で下された。 四修正の要求する平等保護条項に違反すると判決した そこで、マクローリンは、 判決は、前述のスウェット対ペインター事件と同日 高等教育を行う公的機関が学 改めて連邦地方裁判所に対 利用施 そ 0

題は、初等中等教育であった。よって明確に否定されることになったのである。残る問は、高等教育という一角においては、この二つの判決にこうして、分離すれども平等(Separate but equal)

3 ブリッグス対エリオット事件

この Briggs v. Elliott, 342 U.S. 350 (1952) 事件は、

ナ州のクラレンドン郡であった。件である。事件の舞台となったのは、サウス・カロライー九五四年のブラウン事件の前哨戦と位置づけられる事

では違法である」と定めていた。 この当時、全米で一七の州が白人と黒人の分離教育を との当時、全米で一七の州が白人と黒人の分離教育を とない。」と定めていた。これを受けて、同州一九四一 の人種のために提供された学校に出席することは許さ にはの人種のために提供された学校に出席することは許さ には立るに提供された学校に出席することは許さ を活五三七七節は「ある人種の生徒が、教育委員会に を活五三七七節は「ある人種の生徒が、教育委員会に とって他の人種のために提供された学校に出席することは許さ は違法である」と定めていた。

たなど、長距離の徒歩通学を必要としていた。また児童まで一八マイルも毎日歩いて通学しなければならなかったがである。黒人用の学校は、単に分離され、設備的のバスである。黒人用の学校は、単に分離され、設備的のバスである。黒人用の学校は、単に分離され、設備的のがスである。黒人用の学校は、単に分離され、設備的のがスである。黒人用の学校は、単に分離され、設備的のがスである。上述の高等教育の場合とは異なり、クこの訴訟では、上述の高等教育の場合とは異なり、ク

いい。おいの場合、合計三三台のバスが通学用に提供されてドン郡の場合、合計三三台のバスが通学用に提供されてねばならなかった。他方、白人用の学校には、クラレンは、学校内の暖房のため、しばしば森に薪を集めに入ら

した。 監督官 (local school superintendent) リッグスは、 グス夫妻はともに職を失い、その後の一〇年間は、 に名を連ねた者達は、 たため、訴訟に夫妻の名が冠されることとなった。 黒人市民は、バスを購入するのに十分な税金を払っては 台だけでも提供するように求めた。しかし、地域の学校 は、他の二一の家族と共に、児童の通学用にバスを、 以上の者がクラス・アクション とを承諾した。そこで、クラレンドン郡に住む一○○名 担するように求めるのは不公平だ、という事であった。 おらず、したがって白人の納税者に黒人用のバス代を負 (R.M. Elliott)は、バスの提供を拒んだ。その理由 一九四九年に、 そこで、ブリッグス夫妻(Harry and Eliza ABC順から、ブリッグスの名が最初にあげられ フロリダ州に転居して家族を養わねばなら NAACPは、この訴訟を支援するこ 次々に解雇された。例えばブリッ (Class Action) を起こ 0) エ リオ ブ

なかった。

進捗が認められた。

進捗が認められた。

本書に連邦最高裁が事件を審理したところ、企かに平等に向かって一定の所が再調査のため地方裁判所に事件を差し戻した。地方裁判施している最中であると主張したので、最高裁判所は、
のしたところ、
のしたところ、
のが、
ので、
のは、
のが、
のは、
のが、
のが

して審理されることとなった。 この上告を受けて、この事件は、ブラウン事件に併合 平等な点であると主張し、最高裁判所に再上訴した。 平等な点であると主張し、最高裁判所に再上訴した。 であると主張し、最高裁判所に再上訴した。 であると主張し、最高裁判所に再上訴した。 であると主張し、最高裁判所に再上訴した。 であると主張し、最高裁判所に再上訴した。 であると主張し、最高裁判所に再上訴した。 であると主張し、最高裁判所に再上訴した。

二) ブラウン事件の概要

カンザス州トピーカ市に住むオリバー・ブラウンンの名が訴訟の名となった。この事件も、上記ブリッグス事件と同じく、クラス・この事件も、上記ブリッグス事件と同じく、クラス・1 ブラウン対トピーカ市教育委員会事件

(Oliver Brown)の娘で、小学三年生のリンダ・ブラウ(Oliver Brown)の娘で、小学三年生のリンダ・ブラウン (Linda Brown)は、カンザス州法が黒人と白人の通ン (Linda Brown)は、カンザス州法が黒人と白人の通ご一ブロック(約一・六㎞)も離れた黒人小学校まで通ご一ブロック(約一・六㎞)も離れた黒人小学校まで通学しなければならなかった。そこでオリバーは、娘を近くの白人校に入学させようとしたが、拒否された。その白人校に入学させようとしたが、拒否された。中九五〇年、NAACPは、オリバーなど一三家族三三人た。そこで一九五一年に、オリバーなど一三家族三三人が、トピーカ市教育委員会を提訴したのがこの事件である。

2 ディヴィス対プリンス・エドワード郡教育委員会に加えて、なお次の三件の事件が併合して審理された。おいては、このブラウン事件及び上述のブリッグス事件連邦最高裁判所による、いわゆるブラウン事件判決に

事件

ヴァージニア州におけるこの Davis v. County School Board of Prince Edward County (Docket number: Civ. A. No. 1333; Case citation: 103 F. Supp. 337 (1952))事

件の場合、プリンス・エドワード郡の黒人校である郡立 置された施設であるのに、 全員が白人で構成されている郡教育委員会によって拒否 置されている老朽化したバスの中で授業を受けねばなら は机も黒板もなかった。本来一八○人の生徒のために設 館もカフェテリアも、教員用トイレもなかった。教室に わめて劣悪であったことが問題となった。 モートン高校(R.R. Moton High School) なかった。それにも関わらず、学校側の設備充実要求は、 う大幅な定員超過状況のため、 四五○人も在学しているとい 一部の生徒は、校外に放 の施設 同校には体育 が、 き

生徒であったためである。 生徒であったためである。 生徒であったためである。 生徒であったためであるジョーンズではなく、ディヴィを行うことを決めたことから、訴訟に移行した。訴訟のを行うことを決めたことから、訴訟に移行した。訴訟のっくれを決けした。この活動に対し、NAACPが援助り一ダーとなって、一九五一年四月に抗議のためにストータこで、一六歳のジョーンズ(Barbara Johns)が

3 ゲバート対ベルトン事件

87 A.2d 862 (Del. Ch. 1952), aff'd, 91 A.2d 137 (Del. 1952) 事件は、ブラウン事件で一括審理となった事件のうちで、唯一、原審段階で、原告が勝利していた事件である。

る。 との事件は、正確に言うと、二つの事件が複合してい

訴訟の名称となった Belton v. Gebhart 事件は、デラウェア州クレイモント地区に住む八人のアフリカ系米国大組の両親が提起した訴訟である。デラウェア州は、電があるにも関わらず、ウィルミントン(Ethel Belton)及びがあるにも関わらず、ウィルミントン(Wilmington)にある黒人用のハワード高校(Howard High School)まある黒人用のハワード高校(Howard High School)まある黒人用のハワード高校(Howard High School)まずでバス通学を強いられていた。このハワード校は、デラウェア州内でただ一つ、黒人用の大学に進学することが可能な高校だったのである。

ホーカシン地区に住むサラ・ブラー(Sarah Bulah)今ひとつのBulah v. Gebhart 事件は、デラウェア 歩通学を強いられていた。 は乗せないとして、それへの乗車を拒まれ、学校まで徒 走っているのに対し、シャーリィは、 対して提起した訴訟である。 る一クラスしか無い有色人種用校に進学させられ の整った白人専用校への進学を拒否され、 いう女性が、その娘 のシャーリィ 白人校には通学用のバスが (Shirley) アフリカ系米国 同校の傍にあ が、 た事に 設備 ア州 لح

徒を直ちに白人校に統合するべきだと判決した。 校と白人校の設備が同等でない事を理由に、黒人校の生下級審としてこれを覆すことは出来ないとしつつ、黒人いて、連邦最高裁判所により合憲と判断されているので、れども平等原則は、プレッシィ対ファーガソン事件にお裁判所に一九五一年に提起された。同裁判所は、分離すこの両事件は、NAACPにより、デラウェア州衡平

・ ボーリング対シャープ事件

ある。それがこの事件で、この事件で問題になったのはのは以上の四件であるが、併合審理された第五の事件がいわゆるブラウン判決で、直接に判決が下されている

なる。 ことになった。 学条項の違憲性であった。 たものの、 結果、この事件についてはブラウン事件と併合審理され 保障条項が無いため、 それに対し、 題なので、 あるため、 ワシントンD.C.の法律が定めていた、 しかし、 ブラウン事件とは切り離して判決が下される 第 第一四修正は適用が無く、第五修正の問題 ワシントンD.C.の場合には、 一四修正の平等保障条項が焦点となった。 第五修正には、 理論的には別の問題になる。 他の事件は州法の違憲性が問 第一四修正と違って平等 白人と黒人の 連邦直轄で

会は、 A で訴えが提起された。 スーザ中学校(John Phillip Sousa Junior High school) 育委員会に、近日開校される予定のジョン・フィリップ・ フリカ系米国人の入学を申請したが、拒否された。 した。そこで、一九五○年に親のグループが一一人のア を人種統合学校とするよう陳情した。しかし、教育委員 (Anacostia) 地区に住む親のグループは、 BC順で最初に来たのがボー 一九四九年以降、 陳情を受け入れず、同校は白人校としてオープン ワシントンD.C.のアナコスティア 入学を申請した学生のうち、 IJ ング ワシントン教 (Spottswood

Solling)であったため、この訴訟名となった。

三)第一次ブラウン判決

下すよう、露骨に働きかけていた。 であり、この判決が下るまでの、この事件を取り巻く最高裁判の対決が下される以前から激しい政治圧力が加わった。例えば、アイゼンハワー大統領は、わざわざウォールンをホワイトハウスに招いて興味深い点がある。この判決が下るまでの、この事件を取り巻く最高裁判していた。

ウォーレン自身は、次の様に述べている。それにも関わらず全員一致で違憲判決が下った経緯を、

に従っていたか。それは、心臓麻痺に襲われたに従って、裁判官が一人残らず自主的に考えて下した判断の象徴が、この判決なのだ。公務員としてのた判断の象徴が、この判決なのだ。公務員としてのおの生涯で、これほど、情勢が重大だという意識を払の生涯で、これほど、情勢が重大だという意識をあったためしはない。全員がいかに統一戦線を張り高されたが、大大大という団体組織の実にすばらしい伝統によったいと思っていたか。それは、心臓麻痺に襲われたいと思っていたか。それは、心臓麻痺に襲われた

あると主張する者もある。 用したい。 れてきた流れから考えると、ウォー ブラウン判決は突然に下されたものでは無く、 発的判断ではなく、ウォーレンの強い働きかけの結果で ト対ペインター事件以降、 これに対して、ウォーレンが述べるような各判事の自 だ。そして結局、その主張が通ったわけである。」 必要がある。—相手は口をすっぱくしていったもの 訟は至極重大なので、最高裁全員の顔ぶれがそろう はないか、と私は気がかりだった。しかし、 とでもわかるだろう。 出頭するといってきかず、私たち全員を驚かせたこ 結果、一ヵ月くらい入院していたロ ソン判事が、この判決公表のため、 無理をするおそれがあるので 全員一致の判決が積み上げら しかしながら、 レンのこの記述を信 ぜひ身支度して バート・ジャク 前述の通り、 スウェッ

1 ブラウン判決の内容

べて脚注に落とし、簡明に見解を主張したものである。見られる難解な言い回しが少なく、複雑な事実関係はす長官自身が執筆した。この判決文は、最高裁判決によくこうして全員一致となった裁判所の意見をウォーレン

である。 これは、政治家としての訓練から生じた文体と言えそう

に述べている。 事件を併合審理する理由について、ウォーレンは次の様のシントンD.C.を舞台するものを除くこれら四件の

張した。」 否されていた。この分離教育は、憲法第一四修正の する。各事件においては、黒人種の未成年者が、そ 意見においては、共通する法的問題をまとめて判断 異なった地域の状況を前提としているが、この統合 定める法の平等な保護を、原告から奪っていると主 律の下で、白人の子供が通学する学校への入学を拒 分離教育ではない公立学校への入学許可を得るため の法定代理人を通じて、自分たちの地域における、 地から上告された。彼らはそれぞれ異なった事実と の裁判所の援助を求めている。それぞれの下級審で ロライナ州、ヴァージニア州及びデラウェ 「これらの事件は、それぞれカンザス州、 彼らは人種に応じて分離教育を要求している法 ア州の各 サウスカ

このように併合審理する理由を述べた後、今日におけ

る公教育の重要性を論じ、次の様に言う。

「この問題に対処するにあたっては、我々は、時計「この問題に対処するにあたっては、我々は、公教育をその完全な発展と全国におけるアメリカ人の生活をその完全な発展と全国におけるアメリカ人の生活の中での今日的位置に照らして考慮しなければならの中での今日的位置に照らして考慮しなければならる分離が上告人から法の平等保護を奪っているかを決めることができるのである。」

立した教育施設は、本質的に平等ではない。それ故政策はもはや適用すべき場面がないと結論する。独「我々は、公教育の分野では、『分離すれども平等』こうした議論の積み重ねの上に、次の様に結論を下す。

は不要である。」
は不要である。」
は不要である。」
の適正手続き条項にも違反したか否かを論じることれているという理由において、第一四修正によって保障されている法の平等な保護を奪われているとすれているという理由において、第一四修正によってス・アクションの効力の及ぶすべての者は、分離さに、我々は、原告及び他の同様の状況にあり、クラ

△ ボーリング対シャープ事件判決の内容

等保護条項が存在していないため、 下された(Bolling v. Sharpe, 347 U.S. 497 (1954))。 正手続き条項に頼るほかはない。そのように、結論に至 正が問題となる。 象とする第一四修正ではなく、連邦を対象とする第五修 連邦直轄地であるワシントンD.C.であるため、 る憲法理論に違いが生じるので、 ブラウン判決においては、 併合審理された五件の事件のうち、この事件だけは、 同じ日に、 同じく、 第一四修正と違って、第五修正には平 ウォーレン長官によって、 議論は不要であると述べた適 切り離して別に判決が 原告を救済するには、 州を対

渡されたことには違いが無い。

11

ウォーレンは言う。

0 になるのである。 保護条項がなく、 は、 なるほど、厳密なものでは無い。」 とおり、 と暗示したりは それ故に我々は両者が常に相互互換的な条項である は無い。『法の平等保護』は、 想から導かれたものであり、 いう概念は、いずれも、 C. には第五修正が適用になるが、同修正には平等 していると判決した。ワシントンD.C.の法的問題 的に分離された公立学校を州が設置することを禁止 我々は今日、 『適正手続き』よりも明確な保護手段であり しかしながら若干異なっている。 概念区別は、 第一 しない。 他方、 しかし、平等保護と適正手続きと 四修正の平等保護条項 適正手続きを侵害したことに 第一四修正は州にのみ適 我々アメリカの公平性の理 しかし、 相互に排他的なもので 不公平さを防ぐため 当法廷が認識した ワシントンD は

ると論じたのである。
この様な少々強引な論法で、適正手続きを平等保護と

(四) 第二次ブラウン判決

ベースに、次のように宣言する。ブラウン判決で、分離教育は違憲であるとした大原則をそれらの主張も考慮した上で、ウォーレンは、第一次

なる方法で救済を与えるかである。そこに考慮すべき問題として残っているのは、いか条項は、この原則の前に放棄されなければならない。条項は、まの原則の前に放棄されなければならない。「連邦、州、または地方自治体の法であって、その

とにした。 我々は、その救済の問題をさらなる議論に委ねるこその性質には様々な地域的問題を含んでいるので、これらの事件は異なる地域的条件から生じており、

当法廷の救援に関する決定を待っている。 関係するカンザス州及びデラウェア州の地域社会に ヴァージニア州から我々の助けを求めてきた者は おいても行われている。サウスカロライナ州と 進展は、ワシントンD˙C˙においても、この訴訟に でに踏み出されている事を明らかにした。実質的 が生じた諸州においてのみならず、法廷助言 をなくすための実質的なステップは、単に本件事件 のであった。陳述では、公立学校における人種差別 生する複雑な問題を検討する上で、 教育システムを解放するにあたり、 (amici curiae) として出廷した諸州においても、す 各州等の陳述は、当法廷にとり、 有益で役立つも その移行時に発 人種差別から公

あろう。学校当局は、その問題を評価し、解決するける学校の問題を解決する必要がある場合があるでこれら憲法原則の完全実施には、様々な地域にお

と考えている。」 と考えている。」 と考えている。」 と考えている。」 と考えている。」 に変別のと考慮する必要がある。 地域の状況や、さらなるがを考慮する必要がある。 地域の状況や、さらなるがを考慮する必要がある。 地域の状況や、さらなるがを考慮する必要がある。 地域の状況や、さらなるがを考慮する必要がある。 地域の状況や、さらなるがを考慮する必要がある。 規判所は学校当局のと考えている。」

きかを述べる。 次にこの問題に対して、裁判所がどのように対応するべ裁判所に委ねることを明らかにした上で、ウォーレンは、このように問題状況を整理し、実際の解決は連邦地方

用的な柔軟性によって特徴付けられている。」めの施設に関し、救済方法を形成する上における実体平の原則によって導かれる。伝統的に、衡平法「命令を形成し、施行する場合において、裁判所は、「命令を形成し、施行する場合において、裁判所は、

解決方法を模索すると宣言したのである。教育委員会は、裁判所としての権限により、法令にとらわれない柔軟なすなわち、この問題の解決に当たっては、エクィティ

き受けたことになる。人種隔離制度の撤廃に向けての推進者としての役割を引る。換言すれば、裁判所が、立法府や行政府に代わって公立学校の人種統合を実現する義務を負わされたのであ連邦地裁の指示と監督の下に、それぞれの管轄区域内の

が求められる。」
「下記の判断は、デラウェア州の事件を除けば、状「下記の判断は、デラウェア州の事件を除けば、状

委員会事件(五) スウォン対シャーロット・メクレンバーグ教育

の判決の実効性確保に全く協力しなかった。 はって署名された。また、アイゼンハワー大統領も、こ に「司法権の明確な乱用」をしたとして非難する南部宣言 「司法権の明確な乱用」をしたとして非難する南部宣言 「司法権の明確な乱用」をしたとして非難する南部宣言 社会を変えた最高裁判所(甲斐)

は実際に機能を発揮することは、なかったのである。は実際に機能を発揮することは、なかったのである。会では、一九五六年一月には全ての統合が完了していた。会のは、一九五六年一月には学校の統合作業に着手していた。その結果、トピーカ市教育委員の連邦最高裁判所の第二次判決後に選挙があり、政治状の連邦最高裁判所の第二次判決後に選挙があり、政治状の連邦最高裁判所の第二次判決後に選挙があり、政治状の連邦最高裁判所の第二次判決後に選挙があり、政治状の連邦最高裁判所の第二次判決は、と

次ブラウン判決の発動を狙った訴訟を計画した。遅々として進まなかった。そこで、NAACPは、第二葉は絶好の逃げ口上となり、白人校と黒人校の統合は切なスピードで(with all deliberate speed)」という言しかし、南部諸州においては、ブラウン判決中の「適

仕返しを受けにくい立場だったからである。 ばれたのは、彼の父親が神学の教授であり、 していた。そこで、公民権グループでは、 校に通学していたが、 ンバーグ教育委員会の校区をみると、若干の黒人は白人 に比べると弱かったが、それでもシャーロット・メクレ ン(James Swann)に訴えを提起させた。 1 スカロライナは穏和な地域で、 大多数は依然として黒人校に通学 統合への抵抗も他 六歳の スウォンが選 連邦地方裁 地域からの スウォ

> の事務所や自宅、車は爆破された。)。 の事務所や自宅、車は爆破された。)。 の事務所や自宅、車は爆破された。)。

連邦最高裁はバーガー・コートの時代に入っていたが、連邦最高裁はバーガー・コートの時代に入っていたが、 連邦最高裁はバーガー・コートの時代に入っていたが、 連邦最高裁はバーガー・コートの時代に入っていたが、 連邦最高裁はバーガー・コートの時代に入っていたが、 連邦最高裁はバーガー・コートの時代に入っていたが、

五一(一七〇七)

この判決により、

全米にバス通学が広がることになる。

一 刑事被告人等の権利

一) ギデオン対ウェインライト事件

第六修正は次の様に定めている。 は、連邦最高裁判所の歴史に残る画期的な判決である。 この Gideon v. Wainwright, 372 U.S. 335 (1963) 事件

を受ける権利を有する。」を受ける権利を有する。」について告知を受け、自己に不利な証人との対質をについて告知を受け、自己に不利な証人との対質をについて告知を受け、自己に不利な証人との対質をが行われた州の陪審であって、あらかじめ法律で定が行れた州の陪審であって、あらかじめ法律で定が行れた州の陪審であって、あらかじめ法律で定がでした。

弁護人を求める権利が存在することに対する憲法上の保と呼ばれる規定で、これにより、連邦レベルであれば、この末文が弁護人条項(Assistance of Counsel Clause)

1 その前史

障が存在していた。

件の「特別の事情」ルールを拡張できる可能性を示した。その審理は不公平に運用されているとして、パウエル事判所は、死刑事件ではない事件でも、特に弁護人がいな一九四二年のベッツ対ブレイディ事件においては、裁

社会を変えた最高裁判所(甲斐)

を任命する必要は無いとしていた。いは特に複雑な事件で無い限り裁判所として特に弁護士しかし、文盲とか痴愚などの特別な条件があるか、ある

刑が申し渡されていた事件であった。証明することが困難なため、救済されたのは、すべて死否定につながるという高い基準をクリアしていることをだった、との個別の判決を下した。しかし適正手続きのつかの事件において、それらの事件では弁護士が必要っかの事件において、それらの事件では弁護士が必要るして、その後の二○年間に、最高裁は、さらにいく

2 事件の概要

朝の五時半頃、 その日のうちに、 の告発のみに基づいて、ギデオンは住居侵入窃盗で逮捕 れてそこから歩み去るのを見たという証人が現れた。こ 年六月三日の真夜中から午前八時までの間に、 プレーヤーを破壊し、 フロ (felony) とされるが、 何者かがドアを破り、 起訴された。住居侵入窃盗は、 リダ州パナマ市の港のビリアード場で、 ワインの瓶を持ち、現金をポケットに入 ギデオン レジから現金を盗んだのである。 (Clarence Earl Gideon) が 死刑に繋がる犯罪ではない。 たばこ販売機とレコード フロリダ州法では、 事件は起 一九六一

所に依頼した。いと述べ、彼のために弁護士を選任してくれるよう裁判法廷で、ギデオンは、自分が貧しすぎて弁護士を雇えな

次の様に答えたと書いている。 連邦最高裁判所判決は、ギデオンの依頼に、裁判所が

の請求は却下せざるを得ません。」を代理する弁護士を任命するようにというあなたをが任命出来るのは、被告人が死刑を求刑されてい廷が任命出来るのは、被告人が死刑を求刑されていたが任命出来るのは、被告人を代理する弁護士を法ロリダ州法によれば、被告人を代理する弁護士を法の請求は却下せざるを得ません。フの請求は却下せざるを得ません。この事件であなた「ギデオンさん、申し訳ないが、この事件であなた

12 の時点ではコックラン なった犯罪者の処置を管理する州政府の部門) を利用し、 ロリダ州更正課(Department of Corrections =有罪と . 退 フロリダ州の獄中から、 この結果、 陪審は有罪と評決し、 ,)職 ギデオンは自己弁護を強いられ、 代わってウェ 務所の備品である鉛筆と紙を使用 (H.G. Cochran) であったが、 懲役五年の判決が下された。 ギデオンは、 インライ 刑務所の図書館 ŀ の長 審 して、 理 の結 そ 後

人身保護令状の発布を求めた。 る第六修正で保障されている権利が侵害された、とする頼権という、第一四修正を媒介して州レベルに適用されWainwright)になった。)を相手取って、彼の弁護人依

題は、ベッツ事件判決を再検討するべきか否かである。サーシオレーライとして取り上げた。当然、そこでの問最高裁判所は、この問題に新たな光を当てる意図で、

3 判決の内容

が補足意見を執筆した。 致の判決であったが、クラーク、ダグラス及びハーラン文はブラック(Hugo Black)判事が執筆した。全員一文はブラック(一九六三年三月一八日に下された。判決

性を指摘している。 性を指摘している。 べッツ事件とギデオン事件の類似

よって有罪とされ、八年の懲役を宣告されたのである。たのである。そして、同じく無罪を主張したが、陪審にの場合以外には裁判所は弁護士を選任出来ないとしていの場合以外には裁判所は弁護士を選任出来ないとして、裁判所に弁護士を選任するよう護士を雇えないとして、裁判所に弁護士を選任するようべッツも、ギデオンと同じく、貧しくて、自分では弁

絶たれたのである。任命することを定めていないとされて、すべての救済をたが、適正手続条項は、必ずしも重罪に対して弁護士をギデオンと同様に、ベッツも人身保護令状の発布を求め

ると結論した」と述べる。 底的に見直した結果、ベッツ事件判例を変更すべきであ このように、ベッツ事件を紹介した上で、「我々は徹

認めるに十分な先例があったと思う。」よって、州に対する侵害から保護されていることをかれた保障が、等しく第一四修正の適正手続条項にかれた保障が、等しく第一四修正の適正手続条項に不検利侵害からの本質的な防御として権利章典に書「我々は、ベッツ事件において当法廷が、連邦によ

いた。

ついた。

いかエル事件で、サザランド判事は次の様に述べて

のいかがで、ブラックはパウエル事件判決等を引用す

きには全く持っていない。犯罪で起訴された場合、人は法律学ではわずかな技能しか持っておらず、とれであろう。知的で教養のある者であっても、素相談する権利を包括しない場合、ほとんど役に立た「主張を聴取される権利は、多くの場合、弁護士に

に直面している。」 それ無しには、 よって、 に慣れていない。 普通の人は、起訴が良いのか悪いのかを、 あらゆる段階で弁護士の導きの手を必要としている。 ているからである。彼は、自らに対する刑事手続の あっても、自らを防御する技能と知識の両者を欠い 適切な保護も無しに裁判にかけられ、不当な証拠や、 のために決定することは不可能である。 確立する方法を知らないので有罪判決を受ける危険 |題とは無関係、 有罪判決を受けるであろう。 例え無罪であっても、 弁護士の助けを借りずには、 あるいは排除されるべき証拠に 自らの無実を 彼は無罪で 彼は証拠法 自分自身 彼は

判事は次の様に結論を下している。 このサザランド判事の言葉を紹介した上で、ブラック

廷の友人である二二州では、ベッツ事件判決は『下まま遵守することを要請された。それに対し、当法につの州と同様に、ベッツ対ブレイディ判決をそのな知恵から離れてしまった。フロリダ州では、他のル対アラバマ州事件で当裁判所が保有していた健全「ベッツ対ブレイディ事件で、当裁判所は、パウエ

それに同意する。」れは却下されるべきであると主張している。我々は、されたときに、既に時代錯誤』だったし、今ではそ

である。 このように述べて、事件をフロリダ州に差し戻したの

のである。 (Tom C. Clark) 判事は補足意見で、憲法の可言のである。 のである。

4 その後

二○○○人の人間が釈放された。 このギデオン事件判決により、フロリダ州だけで約

ビリアード場から運んだタクシー運転手を見つけ出し、証人が信頼出来ないことを証明し、またギデオンをそのとができた。彼の弁護士は、ギデオンを目撃したというギデオン自身は、弁護士付きの新しい裁判を受けるこ

一時間の審理でギデオンを釈放した。 かったことを証言させるのに成功した。陪審は、わずかギデオンがその時ワインの瓶どころか何も持っていな

5 日本との対比

様に規定している。 一九四七年に制定された日本国憲法三七条三項は次の

る。一を依頼することができないときは、国でこれを附す弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれ弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれ「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する

二八九条は、次の様に規定している。 さらに、一九四八年に制定されたわが国刑事訴訟法

くは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人「死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若し

がなければ開廷することはできない。」

制的に弁護士が付されるのである。え被告人が弁護士を付けずに訴訟したいと言っても、強つまり、米国で言う重罪に当たる犯罪の場合には、例

おいて一九六三年になって、ようやくこの規定と同じ内この規定になじんでいる我々から見れば、アメリカに

信じられない気がする。容が、最高裁判所判決によって宣言されたというのは、

条三項に由来する。 日本におけるこれらの規定は、マッカーサー草案三六

"At all times the accused shall have the assistance of competent counsel who shall, if the accused be unable to secure the same by his own efforts, be assigned to his use by the government."

人権に関する章は、ロウスト(Pieter K. Roest)陸軍中佐がリーダーとなり、ワイルズとシロタ(Beate 中佐がリーダーとなり、ワイルズとシロタ(Beate フをが担当したが、刑事基本権に関する単位がリーダーとなり、ロウスト(Pieter K. Roest)陸軍

6 米国の公選弁護制度

けるにふさわしい能力を公選弁護人が持つように訓練制とdefender)を設置した。また、被告人が公平な裁判を受判所(circuit court)のすべてに公選弁護人(publicなったフロリダ州である。同州では、一六ある州巡回裁ギデオン判決に直ちに追随したのは、事件の舞台と

受け続けなければならないという。 無く、就任後も最新の能力を確保出来るように、訓練をこでは、弁護人は就任に先立って訓練を受けるばかりでこでは、弁護人は就任に先立って訓練を受けるばかりでに続いた。例えば、ワシントンD・C・は、公選弁護人の度が設けられた。いくつかの州と郡(counties)がこれ

二) ミランダ対アリゾナ州事件

ると、 警察に義務づけることにより、犯罪者の権利を明確にし 審理されたものである。これらの中で、 事件及び California v. Stewart 事件の三つと共に、併合 Vignera v. New York 事件、 たという意味で、きわめて名高い判決である。この判決 は、ミランダ警告(Miranda warning) (Escobedo v. Illinois, 378 U.S. 478 (1964)) を更に発展 NG Miranda v. Arizona (384 U.S. 436 (1966)) 単一の事件ではなく、 の判決は、 被告人の名前で最初に来るのがミランダであった これら事件が彼の名で総称されるようになった。 その少し前にでたエスコベド事件 Westover v. United States 同様 の事実関係 を与えることを ABC順に並べ があ 事件 った

る。かった。そこで、順序としてエスコベド事件から紹介すかった。そこで、順序としてエスコベド事件から紹介すさせたもので、当時としては行き過ぎという意見も強

エスコベド対イリノイ州事件

1

スコベドは拘留されているが、 擁護のために司法援助活動を強化したことがある。 起訴前における弁護士との接見権である。 ベドは、 ド及びその妹グレースを逮捕し、自白を迫った。エスコ に告げた。そこで、一月三〇日に、警察は再びエスコベ スコベドの妹がその夫によって虐待されていたことから 尋問されたが、エスコベドは完全に黙秘し、その午後に 士依頼権が問題となったが、ここで問題となったのは エスコベドは殺意を持ってその夫を射殺したのだと警察 は釈放された。その後、別件で逮捕されていた者が、 コベドは翌朝、 一九六〇年一月一九日の夜に射殺された。そこで、 一九六〇年代になって、各地の弁護士会が被疑者の権 エスコベド (Danny Escobedo) 先に紹介したギデオン事件では、起訴後における弁護 弁護士と接見することを求めたが、警察は、 何の警告も与えられることなく逮捕され いまだ正式に起訴され の妹グレースの夫が 背景には エス 工 工

罪に関する知識がある旨の供述を行った。殺人によって 見を拒み続けた。その尋問中に、エスコベドは問 拒まれた。 の弁護士は警察署に出向き、繰り返し接見を求めたが、 ことを主張して、 起訴された後、エスコベドは弁護士との接見を拒まれた スコベドを拘留して尋問を続け、その間、 ないことを理由としてその要求を拒んだ。 結局、 連邦最高裁に上告した。 警察及び検察は、 合計で一四時間半エ 弁護士との接 エスコ 題 ベド の犯

ラークの各判事が反対に回った。 が賛同した。ハーラン、スチュワート、ホワイト、クウォーレン長官、ブラック、ダグラス、ブレナン各判事バー グ(Arthur Goldberg)判事が執筆し、これに四というきわどいものとなった。法廷意見はゴールド四というきわどいものとなった。法廷意見はゴールド四というきわどいものとなった。法廷意見はゴールド四というきわどいものとなった。

を否定することは第六修正に違反するとした。見する権利は等しく認められなければならならず、それ際の証拠と使われることに違いは無いので、弁護士に接訴後であれ、そこで誘発された自白が被疑者を起訴する特定の被疑者に対する尋問は、それが起訴前であれ、起ゴールドバーグは、単なる証人に対する質問と異なり、

戦いにおいて、警察を不利にすると言うことであった。が、基本的に犯罪者の権利を強く認めることは犯罪とのこれに対し、反対意見は、判事により程度の差はある

2 ミランダ事件の概要

に不利に使用されることを理解していることを誓う」と権利に関する十全の知識に基づき、私が行った供述は私 は、 のだった。 ることも、 る権利があることは告げられておらず、 かなる強制、 に二時間尋問された後、 いう文章が、 の供述書は任意かつ私の自由意思によるものであり、 一七歳の女性を誘拐し、強姦した罪で逮捕された。 度も告知されないままに、 しかし、実際にはミランダには、 一九六三年三月一三日、ミランダ アリゾナ州で、状況証拠に基づき、その一○日前に 前述の誓約文の入った形式で書くように求められ 尋問中の供述が彼に不利に使用されることも 予めタイプされた供述書にサインした。 脅迫及び免責の約束もなく、かつ私の法的 ミランダは 彼が既に口頭で行った自白 彼が弁護人と相談 「私は、ここに、こ (Ernesto Miranda) 彼に黙秘権 あ す

裁判において、ミランダの供述書は証拠として提出さ

れたので、ミランダに対し裁判所が任命した弁護士は、れたので、ミランダに対し裁判所が任命した弁護士は、記拠から排除するよう求めた。しかし、弁実を根拠に、証拠から排除するよう求めた。しかし、弁供述書は実際には任意に書かれたものでは無いという事の判決が言い渡されたが、二つの刑期は同時に進行することとされた。

要請しなかったという事実を強調した。アリゾナ州最高裁判所は、ミランダが具体的に弁護士を高裁判所も下級審の判決を支持した。この判決においてミランダはアリゾナ州最高裁判所に控訴したが、同最

た。そこでミランダの弁護士は、連邦最高裁判所に上告し

3 判決の内容

では反対意見に回ったクラーク判事も、理由は異なるが、フォータス判事がこれに同意した。またエスコベド事件に賛同する判事が増えた。すなわち、ウォーレン長官がに賛同する判事が増えた。すなわち、ウォーレン長官がに 連邦最高裁判所は一九六六年六月一三日、判決を下し連邦最高裁判所は一九六六年六月一三日、判決を下し

は、この事件でも反対意見を書いた。見を書いたハーラン、スチュワート、ホワイトの各判事結論に同意した。これに対し、エスコベド事件で反対意

(1) 多数意見

ド判決を引用した上で、次の様に述べる。している。」と荘重に書き出す。そして、前記エスコベ米国の刑事司法概念の根源(roots)に迫る問題を提起、ウォーレン長官は、判決文を「我々の前にある事件は、

黙秘する権利や弁護士に相談する権利があることを 憲が被疑者を勾留し、自白を得る目的で、警察署内 Illinois, 378 U.S. 478 (1964) 掛けられ、 に手錠を掛け、 を犯したと主張する共犯者と対面させている。そし で彼を尋問したというものである。 我々の前にある四つの事件は、法の執行に当たる官 ていない。撃ったのはお前だ』と言ったところ、 適切に告知しなかった。むしろ、 |我々はこの問題の特定の側面を近時 Escobedo v. 被疑者が告発を否定し、『私はマヌエルを撃つ 立たされたまま、 尋問室に連行した。そこで、手錠を 彼は四時間も自白 で取り扱った。 警察は、 警察官は、 彼が殺人

容できない。〈中略〉は、このような方法で作られた供述は、憲法的に許護士が警察署に来て彼と相談するのを妨げた。我々士と相談したいという要求を拒み、彼が依頼した弁まで尋問された。尋問の間、警察官は、彼の、弁護

可能な限り不死に近づくように設計されている』と シャル長官は、 判断は司法の革新ではなく、長きにわたって認識さ わたる迫害と奮闘の末定められたものである。 自己に不利な証人となることを強制されない』及び 度確定する。あの事件は、 とそれが述べている原則の完全な再検討を行 止するために置かれた権利を解釈したものに過ぎな いる基本的な権利―『何人も、刑事事件において、 う前提からスタートする。我々は、エスコベド判決 『被告人は自己の防禦のために弁護人の援助を受け 我々は、 これらの貴い権利は、 権利という、官憲の強引さから生じる危険を抑 他の場面では適用されてきた原則の運用だとい エスコベド事件で述べたとおり、 『来たるべき歳月に、 我らが憲法に宣明されて 我らの憲法に、 人間の制度に 数世紀に 我 々の

述べている)。」

その上で、非常に早い段階で、次の様に結論を示していれる。また、ウィッカーシャム委員会の報告を引用する。以下、マーシャル以降における幾つもの判例が引用さ

る。

6 1 るかした弁護士の同席を求める権利があることを警 すること、彼が行う供述は彼に不利な証拠として用 なる事情聴取にも先行して、人は、 されていない限り、以下の対策が必要である。 行使するための継続的な機会を確保するために工夫 効な手段が、訴追されている者に黙秘権及びそれを 用されるべき手続的保護措置として、他の完全に有 何らかの顕著な方法により行動の自由を奪われた後 であれ、有罪であれ、証拠として使用してはならな 段がとられていることを示すもので無い限り、 いられること、そして割り当てられたか自ら依頼す を、自己負罪禁止特権の確保に有効な手続的保護手 起訴に当たっては、 法執行官によって行われる尋問を意味する。 拘留尋問とは、人が身体を拘束され、 拘留尋問から抜き出 彼が黙秘権を有 した供 ないしは

ない。 問に答えたり、 警察は彼に質問してはならない。彼がいくつかの質 あれ、 識を持ち、 告されねばならない。被告は、これらの権利を放棄 答えることに同意する権利を奪うことはない。」 さらなる質問に答えることを控え、その後に質問に という単なる事実は、 とを示した場合には、もはやいかなる質問も許され することができるが、 方法であれ、尋問されたくないことを示してい 彼が、どのような方法であれ、 供述する前に弁護士に相談したがっているこ 同様に、もしその者が一人であり、 理解してなされなければならない。 自発的に何らかの供述をしたりした その放棄は、 彼が弁護士に相談するまでは 自発的、 ζ, かなる段階で いかなる かつ知 そし れば、

を紹介している。

を紹介している。

を紹介している。

を紹介している。

その中で、自白を引き出すために引用するばかりでなく、警察官が尋問用に使用している

とは説明していく。それに当たっては、数多くの判例を

を紹介している。

「実用的な観点からすれば、尋問は捜査官のオフィ

スで、 の力の無敵を示唆している。」 信を持ったり、憤慨したり、反抗的になったりする 性を奪われるべきである。 査官は、すべての点で有利である。 な支援が与えられる。 ることを嫌がる傾向が強い。さらに、彼の家族や友 をきちんと認識し、自らの過ちや犯罪行為を供述す かもしれない。 われるべきである。被疑者はすべての心理的な優位 人が側におり、彼らが存在していることで、 または少なくともその選択した部屋の中で行 自宅の壁の中では、 捜査官自身の事務所では、 自分の家では、 彼は自らの権利 雰囲気は、 彼は、 精神的 捜

ウォーレンは次の様に総括している。
も述べている。こうした一連のマニュアルの記述を、介すると同時に、黙秘権等の権利の告知義務があることは、このように被疑者に対し心理的に強制する手段を紹は、このように被疑者に対していく。しかし、マニュアルマニュアルの内容を紹介していく。しかし、マニュアルリ下、このような調子で、数冊の警察の使用している

になる。本質的に、それはこういうことである。被ニュアルで規定され、実際に見られる設定が明らか「尋問技術のこれらの代表的なサンプルから、マ

なり、 単に警察が持っている先入観に基づいて描かれた話 ば被疑者自身やその周囲に対する彼の不安と取引す を得るのに失敗した場合には、警察は虚偽の法律上 しなければならない。通常の手順では、必要な結果 な尋問が行われている。自白を得るために、尋問者 を確認するだけである。忍耐と粘り強さにより執拗 疑者の抵抗する意志をくじくものである。 被疑者は である。被疑者が有罪だという自信のオーラが、被 疑者と二人だけになることが、被疑者が注意散漫に ることである。警察はその後、 なことは被疑者のバランスを崩させることで、例え の助言を与えるなどの偽計に頼ることもある。大事 が達成されるだろう位置に自分自身を置く』ように 『根気よく自分自身を操り、 彼の憲法上の権利を行使しないよう彼をなだめ 外部からの支援を奪う上で不可欠ということ あるいは所望の目的 トリックや説得によ

況を簡略に紹介する。の行動と、貧しさや学校中退など、被告人側の不利な状の行動と、貧しさや学校中退など、被告人側の不利な状ーその上で、ミランダ事件等四件の事件における警察側

を導入しても問題がないことを論証したのである。認している。要するに、実務的には、このミランダ警告者の権利を告知した上で取り調べを行っていることを確また、FBIに問い合わせを行い、FBIでは、被疑

益になるものと考えられた。

立なるものと考えられた。

告げることも含まれていた。を指摘した。FBIの警告には弁護士に相談する権利を使する権利があることを伝えるように要求していること使する権利があることを伝えるように要求していることのどちらも被疑者に黙秘を行っている方法や軍事

(2) ハーラン判事の反対意見

究極的に大きな不利益に繋がると考えた。一旦警告され多数意見に不同意だった判事達は、提案された警告が、

題に過剰に反応していると非難した。 力を否定すると明らかに考え、その結果高圧的尋問の問た被疑者は常に弁護士を要求し、警察が自白を求める能

(3) クラーク判事の意見

使うべきだとした。 前述の通り、クラーク判事は結論において多数意見と 前述の通り、クラーク判事は結論において多数意見と (totality of the circumstances test)」を、この事件でも を対した「関連性総合テスト になっていた。クラークは、 にないていた。クラークは、 にないていた。クラークは、 にないていた。クラークは、

自白の任意性評価には使われることはなくなった。ただらは、中し立てられた権利侵害の特定の側面を見るのこれは、申し立てられた権利侵害の特定の側面を見るのこれは、申し立てられた権利侵害の特定の側面を見るのこれは、申し立てられた権利侵害の特定の側面を見るのこのテストでも同じ結果が導かれると論じたのである。そして、このテストは、被告の憲法上の権利が、自白を得るにこのテストは、被告の憲法上の権利が、自白を得るに

たかどうかを決定するためには使用されている。あるいは捜索令状発給に当たって合理的な理由が存在しし、現在では、被告が令状なしの検索に同意したか否か、

ユ ミランダルール

死んだ。

死んだ。

死んだ。

死んだ。

の、一九七六年一月三一日に酒場で喧嘩になり刺されて
一九七二年に仮釈放された。釈放後は元の居住地域に戻
一九七二年に仮釈放された。釈放後は元の居住地域に戻
二〇年ないし三〇年の禁固を宣告された。ミランダは
立証した結果、ミランダは一九六七年に有罪とされ、
を証拠に用いなかったが、目撃者その他の証拠を使って
死んだ。

は、次のような文言が使用される。それにあたっては、地域による違いがあるが、典型的に式で、その権利を教えるよう要求されることになった。式に「ミランダ警告(Miranda warning)」と呼ばれる形者に「ミランダ」判決の後、米国中の警官は、逮捕された

- 黙秘権がある。) 黙秘権がある。)
- in a court of law. (あなたが言うことは、法廷である) Anything you say can and will be used against you

なたに不利な証拠として用いられる事がある。)

- 3. You have the right to have an attorney present vic先立ち、あるいは取調中に、弁護士の立会いを求める権利がある。)
- 4. If you cannot afford an attorney, one will be wish. (もしあなたが自分で弁護士に依頼することができず、かつ弁護士を望むならば、国は、あなたに、取調べに先立ち、弁護士を任命する。)
- 5. If you decide to answer any questions now, without an attorney present, you will still have the right to stop answering at any time until you talk to an attorney. (今、あなたが何らかの質問に対し、 方護士の立会抜きで答えることにした場合にも、あなたは何時でも、弁護士と相談するまで回答を中止する権利を有する。)
- で Knowing and understanding your rights as I have explained them to you, are you willing to answer my questions without an attorney present? (あなたは、

答しますか?) した上で、弁護士の同席無しに私の質問に任意に回私があなたに説明した自分の権利を知り、かつ理解

5 その後 ディッカースン対合衆国事件

のを恐れて、同法に依ろうとはしなかった。 のを恐れて、同法に依ろうとはしなかった。 のを恐れて、同法に依ろうとはしなかった。 のを恐れて、同法に依ろうとはしなかった。 のを恐れて、同法に依ろうとはしなかった。 でいたかどうかに関係なく、自白が自主的に行われた場合には、連邦裁判所判事は、刑事被告人の自白調書を受けるには、連邦裁判所判事は、刑事被告人の自白調書を受けるとして、一九六八年総合犯罪防止・安全を復活させようとして、一九六八年総合犯罪防止・安全を復活させようとして、一九六八年総合犯罪防止・安全を復活させようとして、一九六八年総合犯罪防止・安全のを恐れて、同法に依ろうとはしなかった。

を発表した。 これに対し、カッセル(Paul Cassell)ユタ大学ロー と発表した。 を発表した。 これに対し、カッセル(Paul Cassell)ユタ大学ロー

器を使用した銀行強盗の罪で逮捕された。これは連邦犯ディッカースン(Charles Thomas Dickerson)は、火

た(Dickerson v. United States, 530 U.S. 428 (2000))。 た(Dickerson v. United States, 530 U.S. 428 (2000))。

した。レンクィスト長官は次の様に述べた。七対二で、ミランダルールは憲法上のものであると判決・最高裁判所は、カッセル教授の主張を聴取した上で、

化してきた。 正は警察の尋問に対する被疑者の権利の独立した源泉とはそこまでである。しかし、時が過ぎると共に、第五修には受け入れ難い。米国法の起源となった英国法の要求を破発者の自白は、強制又は非任意的なものである場合

拘留中の取調べが出現したことに注目した。」警察によ事態の増加に対する懸念をもたらした、近代的な警察の「ミランダで、我々は、強制によって自白が得られる

る。は、まさにこの様な害悪に対する手段を開発したのであは、まさにこの様な害悪に対する手段を開発したのであしばしば自白に追い込まれる。ミランダ事件で、裁判所対する圧力」となる結果、人は罪を犯していなくとも、る拘留尋問は、その必然的な性格から「孤立した個人に

流れを紹介する。そして、次の様に結論づけた。 このように述べて、ミランダ判決以降における判例の

とを拒否する。」とを拒否する。」とを拒否する。」のようとは、まランダ判決を我々自身で破棄するこれを述べていると結論出来る。先例拘束性のルールに会が立法的に優越することの許されない憲法上のルー会が立法的に優越することの許されない憲法上のルーーがは、まっとを拒否する。」

得ていると言える。受けつつも、今日まで生き延び、もはや確固たる基盤をこうして、ミランダルールは、その後、様々な攻撃を

(三) カッツ対合衆国事件

バシーの権利と捜索の法的意味を一新させた判決として、は、オルムステッド対合衆国事件判例を変更し、プライこの Katz v. United States, 389 U.S. 347 (1967) 事件

極めて重要である。

紹介する。 問題となったのは第四修正である。念のため、条文を

「国民が、不合理な捜索および押収または抑留から「国民が、不合理な捜索および押収または抑留する人 または押収する物品が個別に明示されていない限り、 または押収する物品が個別に明示されでいて、相当な理 宣ぎまたは宣誓に代る確約にもとづいて、相当な理 宣ぎまたは宣誓に代る確約にもとづいて、相当な理 宣話が、不合理な捜索および押収または抑留から

定されることはない。 世索に該当せず、令状を伴わない場合でも証拠能力が否の結果、有体物への物理的侵入を伴わない通信傍受は、かつ捜索を、物理的侵入を伴うものに限定していた。そがつ捜索を、物理的侵入を伴うものに限定していた。そがしった。 が出いることはない。

いる)方法が広く使われる様になり、それが許されるかて、電話や屋内の会話を傍受する(Bugging と呼ばれて急速に進展した結果、小型の盗聴装置(Bug)を利用しその後、科学技術の進歩により、電子機器の小型化が

明らかにした。場合にも、オルムステッド判決の法理が適用になる事を一九四二年のゴールドマン対合衆国事件において、その否かが問題になった。しかし、連邦最高裁判所は

このカッツ判決である。 この数十年にわたって支配していた法理を覆したのが、

1 シルバーマン対合衆国事件

States, 365 U.S. 505(1961)判決は、そのカッツ判決の一九六一年三月六日に下された Silverman v. United

前哨戦となる判決である。

理のうちの「有体物」要件を変更したのである。このシルバーマン判決において、連邦最高裁は、この法的侵入の二つを、令状を要する捜索の要件としていた。上述のとおり、オルムステッド判決は、有体物と物理

(1) シルバーマン事件の概要

住居の監視拠点とした。そこから警察はスパイクマイクになっていた隣家を、その所有者の同意を得て、問題のになっていた隣家を、その所有者の同意を得て、問題の居がワシントンD.C.の法に反して賭博場に使用されて一九五八年春、ワシントンD.C.の警察は、特定の住一九五八年春、ワシントンD.C.の警察は、特定の住

を行った。 (spike mike) と呼ばれるマイクで隣家での会話の盗聴

捜査官はこれを空き家と問題の住居の隔壁に、 えないとして、その盗聴記録に基づいてシルバーマン等 に有罪の判決を下した。そこで彼らが連邦最高裁判 なった。下級審は、その盗聴は、何ら物理的侵入とは言 硬いものとは暖房用のダクトだったことが後に明らかに ことにより、 ものに当たって入らなくなるまで数インチ程度挿入する イヤホンが一体となった長さ一フィートほどの道具で、 問題になっているマイクは、 連邦最高裁判所はこれを受け入れた。 隣家の音声を盗聴するのに成功した。その アンプ、 ۱ ۹ ワーパ 何か硬い ック、 所に

(2) シルバーマン判決の内容

関係させることができると判示したことはない。見たり聞いたりしたものを、その個人の刑事裁判にして密かに観察し、あるいは盗聴することによってとなく、個人の事務所若しくは住宅に物理的に侵入「当裁判所は、連邦官は、令状ないし同意を得るこ連邦最高裁は全員一致で、次のとおり判決した。

る。」
る。」
る。」
る。」
の事件で使用されたスパイクマイクの区別は、控訴の事件で使用されたスパイクマイクの区別は、控訴の事件で使用されたスパイクマイクの区別は、控訴の事件で使用されたスパイクマイクの区別は、控訴

の変更であった。 する第四修正の適用を認めた点で、オルムステッド判決ある。この判決は、有体物に当たらない会話の傍受に対ある。この判決は、有体物に当たらない会話の傍受に対い理的侵入」の要件が満たされていると判断したので込まれて暖房ダクトに接触したという点をとらえて、要するに、連邦最高裁は、マイクが壁の裂け目に差し

2 カッツ対合衆国事件

(1) カッツ事件の概要

は証拠として提出され、カッツは、これらの盗聴記録にり付け、それを介して、彼の会話を記録した。会話内容がよく使う公衆電話ボックスの外側に電子盗聴装置を取連邦捜査局(FBI)は、カッツの知らないうちに、彼るに当たり、常に公衆電話を使用していた。そこで、米るに当たり、常に公衆電話を使用していた。そこで、米カッツ(Charles Katz)は、賭博に関する情報を、ロカッツ(Charles Katz)は、賭博に関する情報を、ロ

ゴールドマン事件で使用された電話盗聴器と、

Z

は上告を受け入れた。 は上告を受け入れた。 は上告を受け入れた。 は上告を受け入れた。 は上告を受け入れた。 は上告を受け入れた。 は上告を受け入れた。 は上告を受け入れた。 をこで、カッツは連邦最高裁に上告し、連邦最高裁判所 と、証拠から排除するよう主張した。 第四修正によって保障された権利の侵害により得られた 基づいて有罪判決を受けた。そこで、彼は、その録音は

(2) カッツ判決の内容

対意見を執筆したのはブラック判事である。ハーラン、ホワイトの各判事が補足意見を執筆した。反判事が多数意見を執筆したが、ダグラス、ブレナン、判決は七対一となった。スチュワート(Potter Stewart)

(ア) 一般的なプライバシー権

から個人のプライバシーを保護する。しかし―他人がら個人のプライバシーを保護する。しかし、その保護は更に踏み込んで、プライバシーと関係を持たないものも多い。一定の種類の政府による不法侵入から個人のプラインとして解釈することはできない。この修正条項は、「第四修正は、一般的な憲法上の『プライバシー権』

れている。」
を保護するように、大部分が個々の州法にゆだねらなプライバシー権の保護は、その者の財産及び生命から一人にしておかれる権利―という個人の一般的

(イ)本件事実関係に基づくプライバシー侵害の保護を受けることができる。」

シーに対する侵害であり、よって、そうした行為は、いる。上訴人の言葉を電子的に傍受し記録した政府にといよって完全に失われたと、当裁判所は結論付ことによって完全に失われたと、当裁判所は結論付にといよって完全に失われたと、当裁判所は結論付ける。上訴人の言葉を電子的に傍受し記録した政府の行為は、同人が電話ボックスを利用する際に、当利所が、その後の判決で、そこで宣言された『不法判所が、その後の判決で、そこで宣言された『不法判所が、その後の判決で、そこで宣言された『不法判所が、その後の判決で、そこの裏づけは、当裁

たという事実は、何ら憲法上の重要性を持ち得な装置が、たまたま電話ボックスの壁を貫通しなかっ成する。その目的を達成するために用いられた傍受第四修正の意味する範囲での『捜索・差押え』を構

(ウ) ハーラン裁判官の補足意見

本件で重要なもう一つの点は、ハーラン裁判官の補足をなった。この二つの要件(reasonable expectation of privacy)に、関連するその後の判決に、大きな影響を与えることであると承認する用意があるということである」と述べであると承認する用意があるということである」と述べであると承認する用意があるということである」と述べた。この二つの要件(reasonable expectation of privacy)は、関連するその後の判決に、大きな影響を与えることとなった。

(3) その後の展開

Crime Control and Safe Streets Act of 1968) を成立さ一九六八年総合犯罪防止及び街頭安全法(Omnibus重邦議会が、ミランダ判決の空洞化を狙って、

のは、 化学兵器を用いた犯罪やテロリズムが追加され、 無令状による電話盗聴及び電子的監視を禁止している。 有線及び口頭での通信に関するプライバシー保護を定め、 Intercept and Obstruct Terrorism Act of 2001=頭文字 America by Providing Appropriate Tools Required to すなわち「二〇〇一年テロリズム活動を阻止及び防止す シー法 (Electronic Communications Privacy Act of 1986) が追加された。例えば、 テロ対策を目的とした無令状傍受の権限を拡大する規定 を取るとUSA PATRIOT-Act となる。)」が制定され 米国を団結し、強化する法(Uniting and Strengthening るために求められる適切な手段を提供することにより、 時多発テロを受け、二〇〇一年一〇月二六日、愛国者法 によって改正された。また、二〇〇一年九月一一日の同 カッツ事件判決を受けて制定されたものである。 (Wiretapping and Electronic Surveillance) で、これは し、それは同法の一部である。ここで問題となっている せたことは、 この法律は、その後、一九八六年電子通信プライバ 同法の第三編「電話盗 先にディッカースン事件で紹介した。 令状申請を認める事例の中に 聴及び電子的監 国家安

で傍受した情報を共有できる規定が追加された。全を目的とする場合に、捜査官が他の法執行官等との間

3 合衆国対連邦地方裁判所事件

Case)」の名でも知られている。
Case)」の名でも知られている。
この United States v. U.S. District Court, 407 U.S. このかっツ事件判決のいわから下されたものであるが、このカッツ事件判決のいわから下されたものであるが、このカッツ事件判決のいわるででであるが、このカッツ事件判決のいわいができ性格を持つ事件なので、ここでは後衛戦とでもいうべき性格を持つ事件なので、ここでは後衛戦とでもいうべき性格を持つ事件なので、ここでは、1972 U.S. この United States v. U.S. District Court, 407 U.S.

(1) 事件の概要

する試みから、国家を守るために必要とみなされる軍事 国内組織が政府の現体制を攻撃し、また転覆させようと 政府は、正式事実審理前に、電子的監視が行われたこ に関する共謀罪及びダイナマイト爆破の罪で逮捕した。 とを裏付ける情報の開示を求める申立てを行った。他方、 とを裏付ける情報の関示を求める申立てを行った。他方、 とを裏付ける情報の関本を対した。 とを裏付ける情報の関本を対した。 とを裏付ける情報の関本を表した。 とを裏付ける情報の関本を表した。 とを裏付ける情報の関本を対した。 とを裏付ける情報の関本を表した。 とを裏付いるとして、政府財産の関本を とを裏付いるとして、政府財産の関本を とを裏付いるとして、政府財産の関本を とのまとして、政府財産の目を とのまとして、政府財産の目を とのまとして、政府財産の目を とのまとして、政府は、とのまとして、政府は、とのまとして、 とのまとして、とのまとして、ないないないまとして

合理的な行使として適切であると主張した。え令状がなくとも、国家安全を守るための大統領権限のた。宣誓供述書及び監視のログに基づき、政府は、たと情報を収集する目的で、傍受を許可した旨が記してあっ

項二二である。次の様に定めていた。(United States Code)第一八編の第二五一一条(三)犯罪防止及び街頭安全法第三編のうち、合衆国法律集連邦政府の主張の根拠となったのは、一九六八年総合

をらに上告した。 医連邦高等裁判所もケイス判事の判断を支持したので、 以政府に対し、被告人に関して傍受した会話をすべて し、政府に対し、被告人に関して傍受した会話をすべて は第四修正に違反すると判断

(2) 判決の内容

グラス判事、ホワイト判事が補足意見を執筆した。ンの各判事が賛同した。これとは別にバーガー長官、ダこれにダグラス、ブレナン、スチュワート、ブラックマ所の判断を支持した。多数意見をパウエル判事が執筆し、連邦最高裁は、結論的には全員一致で、連邦控訴裁判

パウエル判事はいう。

と、個人のプライバシーと表現の自由に対する不合「当裁判所の役割は、政府が国内の安全を守る義務

検討し、衡量することである。」本件において危機にさらされている基本的な価値を理な監視によってもたらされる潜在的な危険という、

の手段である。」
第四修正の権利を達成するために行われてきた長年「中立で独立した裁判官が事前に審査を行うことは、

が、この不自由は、憲法上の価値を保護するために、時由な社会において正当化される。当裁判所は、政自由な社会において正当化される。当裁判所は、政自由な社会において正当化される。当裁判所は、政告思わない。令状主義は、監視の有効性を推定させ、を思わない。令状主義は、監視の有効性を推定させ、を思わない。令状主義は、監視の有効性を推定させ、を思わない。令状主義は、監視の有効性を推定させ、を思わない。令状主義は、監視の有効性を推定させ、が最重要であることはいうまでもない。」

な政策や実務的考慮のもとに行われる監視行為には適用囲を定めたりするものではないこと、本判決は他の様々囲外であること、第三編は大統領の権限を定義したり範全に関する国内問題のみに限定し、外国勢力の活動は範ただし、連邦最高裁は、本判決の専程範囲を、国家安

されないことなどを強調している。

四) ブランデンバーグ対オハイオ州事件

されたことで極めて重要である。 の新しい定式化としてブランデンバーグ・テストが宣言配してきた「明白かつ現在の危険」基準が変更され、そ配してきた「明白かつ現在の危険」基準が変更され、そ判決は、一九一九年のシェンク事件以来、米国判例を支

1 事件の概要

ヤ人(Jews)やその支援者達に対して遺恨を晴らすは白衣を着てフードをかぶり、黒人(niggers)やユダー九六四年にKKKの集会を撮影させた。集会で、人々(Clarence Brandenburg)は、テレビ局に連絡をとり、(スカーカー・クラックス・クラン(Ku Kluxオハイオ州のクー・クラックス・クラン(Ku Klux

(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)とか、我々の大統領、議会及び最高裁は(revengeance)という。

2 判決の内容

た上で、次の様に述べる。 判決は多数の判例を引用し、特にデニス事件を引用しランデンバーグに対する有罪判決を覆した。抽象的に侵害する者を罰することができないとして、ブ抽象的に侵害する者を罰することができないとして、ブート

しめる蓋然性がある場合を除き、その様な行為を禁けられ、かつ、かかる行為を扇動し、若しくは生ぜする憲法上の保障は、国家が、唱導が差し迫った非「これらの判決は、言論の自由及び報道の自由に対

止することは許されないという原則を形成してい

る。

審査方法である。 これが、今日、ブランデンバーグ・テストと呼ばれる

一 投票権の平等

場を貫いてきた。 政治問題(Political question)には介入しないという立政治問題(Political question)には介入しないという立っォーレン・コートの前までは、連邦最高裁判所は、

政治問題の法理とは、わが国でいわれる統治行為論と政治問題の法理とは、わが国でいわれる統治行為論と政治問題の法理とは、わが国でいわれる統治行為論と政治問題の法理とは、わが国でいわれる統治行為論とならないとした。

最初に拒んだのは、一八四九年のルーサー対ボーデン事政治問題という言葉を使用して、司法審査権の発動を

件における、トーニー長官の判決といわれる。

治問題の法理を象徴するものとして有名である。
to enter this political thicket)」という言葉は、この政政治的茂みに介入するべきではない(Courts ought not また、一九四六年に判決されたコールグローブ事件にまた、一九四六年に判決されたコールグローブ事件に

るという点にある。
が投票箱という政治過程によって解決するのが最善であい、でいる。その理論的根拠は、その様な問題は、有権者互間の紛争に介入したくないという司法府の欲求に根ざるとの理論は、統治行為論と同じく、連邦政府の機関相

(一) ベイカー対カー事件

v. Carr, 369 U.S. 186(1962)事件である。 この伝統的な法理を大きく変更したのが、この Baker

1 事件の概要

州シェルビー郡の住人だった。 原告であるベイカー(Charles Baker)は、テネシー

第三節 立法権限及び任期:この州の立法権限はテネシー州憲法第二条は、次の様に定めていた。

拳の日から二年間とする。 ら構成され、いずれも人口に依存する。任期は総選州議会(General Assembly)にあり、上院と下院か

に行わなければならない。 議員の配分は、一八七一年に行い、以後一〇年ごと 第四節 国勢調査:有権者名簿及び議会における

郡は一議席を割り当てられる権利を有する。人を超えてはならない。人口比で三分の二を超える万人までは七五人を超えてはならず、その後も九九選挙区間で配分されるものとし、州の人口が一五〇間ごとに、それぞれの有権者数に応じて、郡または間ごとに、それぞれの有権者数に応じて、郡または

い。選挙区が二以上の郡で構成されているとき、それの一を超えてはならない。異なる郡の間で上院議員の三分を配分するに当たっては、下院議員の配分に当たって失われるかもしれない端数を、可能な限り補えるを配分するに当たっては、下院議員の配分に当たった。 上院議員の選挙区間で配分されるものとし、下院議員数の三分選挙区間で配分されるものとし、下院議員数は、その期の一を超えてはならない。異なる郡の間で上院議員選挙区間で配分されるものとし、下院議員数は、その期間でとに、上院議員の配分:上院議員数は、その期間で

形成するに当たり分割してはならない。れは隣接していなければならず、また郡は選挙区を

で、そのうち□○九万二、八九一人が有権者となっていた。一九○一年までは、きちんと行われていた。一八八一年までは、きちんと行われていた。一八八一年までは、きちんと行われていた。一八八一年の見直しにより、上院議員数は二五名から三三名に、下の見直しにより、上院議員数は二五名から三三名に、下の見直し及び選挙区割の再編を実施していた。一八八一年のテネシー州の人口は二○二万○、六一六人の見直し及び選挙区割の再編を実施していなかった。一九○一年のテネシー州の人口は二○二万○、六一六人の見直し及び選挙区割の再編を実施していなかった。一九六○年には三五六万七、○八九人に増加しており、そのうち二○九万二、八九一人が有権者となっていた。一九六○年には三五六万七、○八九人に増加しており、そのうち二○九万二、八九一人が有権者となっていた。イオカーが訴えを提起した時点では、シェルビー郡内で、そのうち二○九万二、八九一人が有権者となっていた。

民の選挙権よりも価値が一〇倍も価値があることになっしていた。 その結果、農村部住民の選挙権は、都市住に比し、約一〇倍の人口を有するまでに人口移動が発生の彼の居住する選挙区の人口は、近隣の農村部の選挙区ベイカーが訴えを提起した時点では、シェルビー郡内

拳区割り地図を公表する上で、最終的に責任ある地位にのは州議会であるが、カーは州選挙の実施のために、選訴えを提起した。選挙区割りの再編の責任を負っているネシー州国務長官であるカー(Joe Carr)を相手取って第一四修正の定める平等保護条項に違反していると、テている。そこで、ベイカーは、テネシー州公職選挙法は、

い、と主張した。 に政治問題であって、司法権の審査に服する問題では無判事の言葉を引用し、州議会選挙区割の問題は、本質的――これに対し、テネシー州は、上述のフランクファータ あったのである。

連邦地方裁判所はこの事件を取り扱うに当たり、()裁判所は、その事物管轄に服する問題についてのみ司法審判所は、その事物管轄に服する問題についてのみ司法審判所は、その事物管轄に服する問題についてのみ司法審判所は、その事物管轄に服する問題についてのみ司法審判所としてそれを救済することができないので、訴えと、()被告は、原告がテネシー州公職選挙法に関あること、()被告は、原告がテネシー州公職選挙法に関すること、()被告は、原告がテネシー州公職選挙法に関することができないので、訴えを権を有する、()訴訟になじむ事件は、原告が裁判に当たり、()裁判所は、その事物管轄に服する問題についてのみ司法審判所は、()が表別が表別が表別が表別がある。

ベイカーは連邦最高裁判所に上告した。

2 判決の内容

由に辞職する。 判決は一九六二年三月二六日に下された。結果は、六判決は一九六二年三月二六日に下された。結果は、六郎 のたためといわれる。この後、同判事は健康問題を理かったためといわれる。この後、同判事及びハーラン判事であた。また、ウィテカー(Charles Evans Whittaker)判すで、ベイカー事件は司法審査の対象となるとした。対二で、ベイカー事件は司法審査の対象となるとした。対二で、ベイカー事件は司法審査の対象となるとした。対二で、ベイカー事件は司法審査の対象となるとした。対二で、ベイカー事件は司法審査の対象となるとした。

が執筆した。 法廷意見はブレナン(William J. Brennan, Jr.)判事

であると宣言する。 がであると宣言する。 がであると宣言する。 がであると宣言する。 がであると宣言する。 がであると宣言する。 がであると宣言する。

裁判所の事物管轄に属しない先例として引用したのに対被告側がコールグローブ事件判決を、こうした問題が

貫していないとしているからである。 貫していないとしているからである。 世界がは、管轄権があると明確に述べており、補足意見を書いたフランクファータ判事(これにリード、多数意見を書いたフランクファータ判事(これにリード、多数意見を書いたフランクファータ判事(これにリード、多数意見を書いたフランクファータ判事(これにリード、多数意見を書いたフランクファータ判事(これにリード、多数意見を書いたブラック、ダグラス及びマーフィートン両判事が同意している)は、管轄があることにが一トン両判事が同意している)は、管轄があることにが一トン両判事が同意している)は、管轄があることにが一トン両判事が同意している)は、管轄があることにが一トン両判事が同意している)は、管轄があることにが一トン両判事が同意している)は、管轄があることにが一下である。

は次の様に分類して論じた。 そして、中心問題と言うべき司法判断適合性について

- ① 外交問題(Foreign relations)
- 敵対行為の期間の日付

(Dates of duration of hostilities)

- ③ 制定案の妥当性 (Validity of enactments)
-)政府の共和政体

(Republican form of government)

ナンはルーサー事件のトーニー長官の議論を詳しく紹介中心が、この第四の問題である事は明らかである。ブレーこれらのそれぞれに詳しく論じているが、この事件の

(2)(1)トーニーは、その判決で、次の諸点を主張した。 る問題に対して、 尊重し擁護する司法の義務を自制しなければ、そ を事実上有効化するいかなる理論も、もちろん存 侵入者として釈明しなければならない。そのよう すべて無効になる。そして、政府の命令を実施し 給与の支払い、財政の運営、 被告の行為を認めた場合は、その政府の行動のす に照らしても、重要な混乱を引き起こし、憲法を 在しない。原告の決定は必然的に、いかなる尺度 の行為が、法的に認められていない場合に、それ た官憲は、仮にそれが犯罪にならない場合にも、 べてのこと、すなわち法律の制定、税金の徴収、 に従った政府が法的に存在しないとして、不当な いくつかの事件で「憲法に基づく政府を排除すべ の結果は避けるべき結果を生み出していただろう。 もしも裁判所が、問題となっている期間 いかなる州裁判所も、 原告の問題となっている行動を打破した官憲 実際、 口 司法責任を負うとは認識され ードアイランド州の裁判所は 州政府の権威の中心にあ 命令の公布、 等々は

と述べ、何の行動も行わなかった。きか否かの決定は、政治部門に委ねられている」

- ればならない。
 日の根拠がない限り、州裁判所の決定に従わなけている限り、連邦裁判所は、それを覆す連邦憲法でいる限り、連邦裁判所は、それを覆す連邦憲法の 「問題が、完全に州の憲法及び法律に関係」し
- できる基準は存在しない。

 は、独立して行動する裁判所によって作ることがない。すでに述べたように、政府の選択に関してない。すでに述べたように、政府の選択に関してできる基準は存在しない。

刊参片な。 い事件を処理してきたとして、ブレナンはその判例をれ以降、連邦最高裁判所は政治問題法理によりおびただ 長官が打ち出したのが、政治問題の法理なのである。こ このような問題を解決するための理論としてトーニー

摘する。次の様に述べる。 その上で、ブレナンは、この事件と先例との違いを指

分を伴わないので、控訴人は、共和制保障条項に基「この事件は、ある意味では、州内の政治権力の配

される。

される。

される。

される。

される。

ここから、

のによってこの主張に都合の良い先例がいろいろと紹介

のによってこの主張に都合の良い先例がいろいろと紹介

のより同じ問題であるが、平等保護条項からのアプロー

つまり同じ問題でも、共和制保障条項からのアプロー

件の場合における平等保護の要求という問題の司法ら提起されるが故に非司法的であることは、この事訴えが、我々が『政治的』と考える問題の具体化か「我々は、したがって、共和制保障条項に依存する

と結論する。」 判断適合性になんら影響を与えることはできない、

(ハーラン判事はこれに賛同)で次の様に述べた。 これに対し、フランクファータ判事は、その反対意見

「原告は投票する権利及びそれを計数される権利を「原告は投票する権利及びそれを計数されている。彼らの主張は彼らの投票が十分に計数されている。彼らは投票を許され、その投票は既 「原告は投票する権利及びそれを計数される権利を

3 その後

在任中の最重要判決と述べている。た。ウォーレンは、その回想録中で、この判決を、彼のつように設定されなければならないと言う原則が確立しての判決により、立法府の選挙区は、同等の重みを持

一) グレイ対サンダー事件

的行事にも、ベイカー事件の法理が適用になる事を、連各政党が行っている予備選挙という、いわば政党内の私この Gray v. Sanders, 372 U.S. 368(1963)事件は、

という意味でも重要である。person, one vote)という基準が確立された判決である、すらに、この判決こそが、有名な一人一票(one邦最高裁判所が宣言したという意味で、極めて重要であ

1 事実の概要

れに対し、その時点で、フルトン郡にはジョージア州総い力を与えているとになっているというのである。そ村部に位置する郡には、ジョージア州の人口の三分の一村部に位置する郡には、ジョージア州の人口の三分の一十 サンダーは、民主党の予備選挙方法は、小さな郡に強

るというのである。 るというのである。 るというのである。 るというのである。 の一四・一一%の人口が住んでいるのに、与えられている投票権は六ユニットで一・四六%に過ぎないのに、が、では、 が、予備選挙制度の下では割り当てられている投票権は六ユニットで一・四六%にすぎない。例 の一四・一一%の人口が住んでいるのに、与えられ

4 判決の内容

判決冒頭で、端的に述べる。る。判決文はダグラス判事が執筆した。ダグラス判事は、票決は八対一となった。反対意見はハーラン判事であ

とした、原審判決に同意する。」 一四修正の適用となるスティツ・アクションである「我々は、この政党の予備選挙という活動が、第

それは公選機構の一部として、予備選挙制度を採用る管理者を介して、予備選挙に協力し、党のルール「我々は、これらの規定は、州は、それが必要とすその原審判決は、次の様に述べていたのである。

州による強制排除の効果を有する」している。政党の予備選挙による有権者の排除は

次の様に述べる。
その上で、予備選挙における一票の格差を問題にし、

票を意味する。」 が述べている政治的平等の概念はただ一つ、一人一そして第一五修正、第一七修正、および第一九修正、独立宣言、リンカーンのゲティスバーグの演説、

すべての判例が、この判決を引用することになる。に宣言した最初であり、以後、投票権の平等に言及するこの下りが、連邦最高裁判所が一人一票の原則を明確

(三) レイノルズ対シムズ事件

等が提起したクラスアクションである。 等が提起したクラスアクションである。 この Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533 (1964) 事件は、 連邦最高裁判所が州議会における一票の格差を問題にし である。しかし、上記ベイカー事件判決を受けて、 である。 この訴訟は、アラバマ州ジェファーソン郡の住民であ の方である。 この訴訟は、アラバマ州ジェファーソン郡の住民であ の方である。 と記べイカー事件判決を受けて、 を可したのが、この事件である。

I 事件の概要

一九〇一年アラバマ州憲法が定めていた。それをアラバマ州の各地域にどのように配分するかはアラバマ州は二院制を採用しており、その議席数及び、

それを示すと、次のとおりである。

第四条五〇節

には一名の下院議員が配分される。の数の下院議員に加え、今後創設される新しい郡の下院議員から構成され、この憲法の述べるとこの下院議員から構成され、この憲法の述べるとこ議会は、最高三五名の上院議員と、最高一○五名

第四条一九七節

上、三分の一以下とする。 上院議員の総数は、下院議員の総数の四分の一以

第四条一九八節

結果確定された各郡の住民の人口に応じて、州のより、一○年ごとに行われる合衆国の国勢調査の日の下院議員が配分される。下院議員は、議会にし、新しく郡が設置された場合にはその郡には一下院は、最高一○五名の議員より構成される。但

期までは、改正の対象とはならない。合衆国国勢調査が行われた後に開かれる最初の会郡に配分されなければならない。ただし、次回の

第四条一九九節

で、一九一○年に行われる合衆国国勢調査、そしてその後一○年ごとに行われる国勢調査の後、最初のの後一○年ごとに行われる国勢調査の後、最初のの後一○年ごとに行われる国勢調査の後、最初のの後一○年に行われる合衆国国勢調査、そしてそ

第四条二〇〇節

一九一○年に行われる合衆国国勢調査、そしてその後一○年ごとに行われる国勢調査の後、最初のの後一○年ごとに行われる国勢調査の後、最初のの後一○年ごとに行われる国勢調査の後、最初のと院選挙区は、議員数だけ設置され、各選挙区は、議員数だけ設置され、各選挙区は、議員数だけ設置され、各選挙区は、各選挙区には一名の上院選挙区への配分を行とに議員の数及び州内の上院選挙区への配分を行とに議員の数及び州内の上院選挙区への配分を行とに議員の数及び州内の上院選挙区への配分を行とに議員の数及び州内の上院選挙区への配分を行という。

隣接しない二つ以上の郡から構成されることはな分割されることは無く、いかなる選挙区も互いに挙区に編入される。いかなる郡も二つの選挙区に郡が創設された場合には、その郡は既存の常勤選国国勢調査の後に開催される配分のための会期ま

第一八条二八四節

ことはない。 に基づくことは、憲法修正が無い限り変更される 議会の選挙制度は人口に基づき、選挙制度が人口

が侵害されるに至っている。そこで、原告は、連邦裁判が侵害されるに至っている。そこで、原告は、連邦裁判ら一九○○年の国勢調査以降、変更されていない。それから一九六○年までの間に、人口の増加率は均等では無く、その結果として、ジェファーソン郡等は、定数の不均衡により、「自由かつ平等な選挙における選挙区は、その結果として、ジェファーソン郡等は、定数の不均衡により、「自由かつ平等な選挙における平等な法がした。とこれが、アラバマ州では郡の数が一九○三年に一つ増加してアラバマ州では郡の数が一九○三年に一つ増加して

二六日に出訴した。一十四の選挙の差し止め命令を求めて、一九六一年八月一一月の選挙の差し止め命令を求めて、一九六一年八月する宣言及び選挙法が改正されない限り、一九六二年び第一四修正の平等保護条項に違反していることを確認所に対し、アラバマ州の公職選挙法がアラバマ州憲法及

つの再配分計画を採択した。に臨時会を開き、一九六六年の選挙から効力を有する二これに対し、アラバマ州議会は一九六二年七月一二日

選挙の際、選挙民の投票に付することとした。
一〇六名の議員を、アラバマ州の六七郡に一名宛配分し、一〇六名の議員を、アラバマ州の六七郡に一名宛配分し、一〇六名の議員を、アラバマ州の六七郡に一名宛配分し、 一〇六名の議員を、アラバマ州の六七郡に一名宛配分し、 一〇六名の議員を、アラバマ州の六七郡に一名宛配分し、 一〇六名の議員を、アラバマ州の六七郡に一名宛配分し、 一〇六名の議員を、アラバマ州の六七郡に一名宛配分し、 一〇六名の議員を、アラバマ州の六七郡に一名宛配分し、 一〇六名の議員を 一九六二年 一月に行われる通常 といった。

ウェッブ法(Crawford-Webb Act)というこの法律は、れ、アラバマ州知事の署名により成立した。正式名称を、れ、アラバマ州知事の署名により成立した。正式名称を、第二の定数是正案は、通常の法律として議会で採択さ

た場合、 席を、 フォー 定めていた。 法律に基づいて再配分されるまで」それが有効であると の措置は、 修正したものである。下院の一○六議席の配分は、 員については三五の上院選挙区を代表する三五人の て拒絶した場合の、 が憲法改正案を第一四修正 憲法改正案が州 によって構成されるとし、 ラフに人口比例で配分する方式であった。 ド・ウェッブ法はまた、この議席配分は「議会が もしくは有権者の承認は得られても連邦裁判所 各郡にそれぞれ一議席を与え、 この有権が 予備の法律である。 者の過半数の承認が得られ それまでの選挙区を一部だけ の要件に適合していな 内容は、 残りの三九議 上院議 £ \$ な クロ 議員 法定 とし か つ

して行われることになった。アラバマ州の連邦地方裁判所の審理は、この判決に準拠三月二六日に、ベイカー対カー判決を下した。そこで、先に紹介したとおり、連邦最高裁判所は、一九六二年

行の規定に、一九六〇年国勢調査の数値を適用すると、一四修正の平等保護条項に違反していると判断した。現裁は、アラバマ州議会におけるこれまでの代表制は、第一九六二年七月二一日に、事件を審理していた連邦地

ずか三議席であった。ジェファーソン郡(Jefferson 四、三〇一人もの人口があるのに与えられているのは あったのに、これに対し、 二五・七%が住んでいる郡が下院議員 コックス郡 院議員は一名しか配分されていない一方、ラウンズ郡 ジェファーソン郡は六○万人以上の人口があるのに、上 かった。上院議員に関しては、アラバマ州憲法の規定が County)は、この時点の人口は六三万四、八六四人も ロック郡 達しており、下院の場合でも一六対一になっていた。 ていた。上院の場合には一票の価値の格差は四一 議 州 (Lowndes County) 11 なのに、 ヘンリー郡(Henry County)の人口は一万五、二八六人 郡に一議席以上を与えることを解釈されていたので、 員 る一方、 の総人口のわずか二五・一%の住んでいる地 一名が与えられていた。 0) 過半数を選 両郡はそれぞれ二議席をアラバマ下院に有して (Bullock County) モバイル郡 (Mobile County) は三一万 (Wilcox County) は人口一 出し てお 七議席しか与えられていな の人口は一万三、四六二人、 万五、四一七人、ウィ は一万八、七三九人な り、 \hat{O} 同 過半数を選出 様 12 総 域 対一に が上院 \Box 0

項に照らし、違憲であると結論した。との結果、そのいずれも、連邦憲法の平等保護条の違憲状態を解消するに適当なものであるか否かを検討憲法改正案とクロフォード・ウェッブ法について、現行っいで、地方裁判所はアラバマ州議会が提案している

出している点で問題であったのに、この改正案だと総人 考えられる唯一の合理化案は、上院についても人口比例 元の四一 法改正を阻 の人びとがそれを阻めることになる(アラバマ州憲法で ないしは将来憲法改正がある場合には、総人口の一四% 三四議席と上院の過半数を出せることになるのである。 その人口の合計がジェファーソン郡に届かないのに、 とになってしまうのである。つまり、三四の小さな郡は、 口の一九・四%の人びとが上院の過半数を支配出来るこ の二五:一%の住んでいる地域が上院議員の過半数を選 を認めることであると、 憲法改正案についていうと、現行制度では州の総人口 もちろん、アラバマ州憲法第一八条二八四節の人口に いずれかの院の総議員の五分の二が反対すれば、 対一から五九対一に拡大してしまうのである。 (めるからである)。そして、 地方裁判所は結論を下した。 一票の格差は、 憲

> で修正することはできないのである。 も可能であるが、アラバマ州最高裁判所は、既に同節のも可能であるが、アラバマ州最高裁判所は、既に同節の基づくとする原則そのものを改正すれば、今次憲法改正基づくとする原則そのものを改正すれば、今次憲法改正

住民は、 る。 効と定めていることを「全く容認できない」と結論づけ 値がある。こうしたことから、 も価値がある。また、最小の六郡で構成された選挙区 民の投票は、ジェファーソン郡の住民の投票より二○倍 County)という二つの郡で構成される上院選挙区の住 方裁判所は評価した。同法の上院に関する改革も否定す 向への一歩ではあるが、 なるが、それでも五対一に達する。同法は、「正しい方 る。確かに、 総人口の三七%が、下院の過半数を選出しうることとな マ州憲法の下で、 フォード・ウェッブ法が、 同様に、 例えばビブ郡(Bibb County)とペリー郡 ジェファーソン郡の有権者のそれの一五倍の価 クロフォード・ウェッブ法による場合には、 一票の格差は現行の一六対一よりは小さく 少なくとも次回の国勢調査の後まで有 極端に小さな一歩である」と地 恒久法の一部として、 地方裁判所は (Perry アラバ

た。

さないかもしれない」と述べた。 ド・ウェッブ法における上院の定数是正提案は、 採用することとした。 の一部として受け入れられないが、 法に含まれている規程から成る暫定的な定数是正 一方裁判所はこの命令を発した。 そこで、 上院に関して憲法改正案とクロフォ 地方裁判所は一九六二年一一 その理由について「クロ 一九六二年七月二五日、 絡まった結び目は壊 月の選挙のため 1 F ウ 恒久法 フォ 計 エ ッブ 画 1 を

1 と。 ・ の、一一月の選挙もそれによって行わ ・ で、一一月の選挙もそれによって行わ ・ ににのと同じ臨時会期において、裁判所の命じ はを決定したのと同じ臨時会期において、裁判所の命じ ・ 地裁の決定後、憲法改正案とクロフォード・ウェッブ

題を解決する効果的な政治的な救済策が示される可能性次回の会期は一九六五年まで開催しないことを決めた。常会で、議会は定数配分改善のための活動を全くせず、次の選挙は一九六六年まで行われない。一九六三年の通次の選挙は一九六六年まで行われない。一九六三年の通

投票で過半数の同意を得て、始めて実現する。議会の両議院の議員の五分の三以上で採択した後、州民制度は、アラバマ州法には存在しない。州憲法の改正は、はほとんどない。また、住民による直接請求(initiative)

判所の救済を求めて出訴した。 こうして他に手段が無いため、当初の原告は、再び裁

2 判決の内容

は、 事である。 票決は七対一となった。 冒頭、 次の様に宣言する。 判決文はウォー 唯 レ ンが執筆した。 の反対意見は ウ ハ 1 オ ・ラン判 1

場合にも適用する。 場合にも適用する。 場合にも適用する。 場合にも適用する。 場合にも適用する。 場合にも適用する。 場別にようとする試みを含んでいる事件では、当 は制限しようとする試みを含んでいる事件では、当 は制限しようとする試みを含んでいる事件では、当 がの選挙においても、投票する資格を有するすべて 場合にも適用する。

深いので、紹介する。彼は、多数意見は第一四修正が定ハーラン判事のこの事件における反対意見は少し興味

侵害だとする。ハーランはさらに、合衆国憲法自体が、 える制度の正当性も疑われることになる、 を認めていることを踏まえ、もし原告レイノルズが正し 各州に、その人口の多寡に関わらず二名の連邦上院議員 付けるのであれば、 の「善き政府 来投票権には及ばない、 いのなら、 める平等保護条項の本来の目的を無視し、この条項 人口がまちまちである各州に上院二議席を与 (good government)」の概念を各州に押し それは創造性を窒息させ、連邦制の と主張する。 最高裁判所が自 と論じたので んは本

るのである。

この箇所は、ちょっと聞くと説得力がある。そのため
この箇所は、ちょっと聞くと説得力がある。そのため

障している国会の立法裁量権を否定しているが、それは値の平等を機械的に参議院にも適用し、憲法四四条が保と定めても、それは違憲ではない。最高裁は、一票の価仮に国会が参議院について、都道府県ごとに二名の議員のが国参議院に、人口比の規定はない。したがって、

おかしいと考えている。

[おわりに]

Burger)を、最高裁判所長官を任命し、 された。 判事を昇格させ、そのフォータスの後任には、 を考え、ジョンソンに通知した。ジョンソンは、 正式に一九六九年六月二三日に引退した。 しかし、議事妨害に直面して、フォータスの指名は撤回 のホーマー (Homer Thornberry) を任命しようとした。 ウォーレンの後継として、 確保するべく、ジョンソンが大統領の間に辞任すること そこで、ウォーレンは、 ニクソンが、一九六八年の選挙で大統領の座を獲得した。 ウォーレンの主導した一連の判決を非常に嫌っている ニクソンは就任後に、 自分の後継者の選定に影響力を フォータス (Abe Fortas) バーガ ウォ 1 ーレンは 司法長官 (Warren その後

心臓発作に見舞われ、死去した。一九七七年に出版された。一九七四年にウォーレンは、一九七七年に出版された。一九七四年にウォーレンは、退職後に、彼は回顧録を執筆した。それは彼の死後の

のであった。それまでストーン及びヴィンソンの二代に冒頭に述べたとおり、彼の改革はきわめて革新的なも

並ぶ優れた最高裁判所長官ということができるであろう。今日まで脈々と伝えられているのである。マーシャルとの判例を多くの場合に引き継いだ結果、その方向性は、し、バーガー第一五代長官も、このウォーレン・コートその革新性は際立っている。そして、ニクソンの意に反わたる連邦最高裁判所がきわめて保守的であっただけに、

- 1) ウォーレンは、その引退後に回想録を書いた。 りォーレンは一九七四年に死亡したが、その回想録は でThe Memoirs of Chief Justice Earl Warren"の表題で にMadison Books より再刊されている。。 この回 をっては原書を参照しているが、注記に当たっては、読 をっては原書を参照しているが、注記に当たっては、読 をつールを卒業すると、教授の推薦により法曹資格が与え りールを卒業すると、教授の推薦により法曹資格が与え られたという(同書八六頁参照)。
- オークランドを郡都とし、ウォーレンの出身校の所在す湾を挟んで、サンフランシスコの対岸に広がる郡で、2) アラミダ郡(Alameda County):サンフランシスコ

- ながっているため、その郊外として発展している。クランド・ベイブリッジにより、サンフランシスコにつるバークレーなども所在する。サンフランシスコ・オー
- (3) 二〇一〇年に Jerry Brown がカリフォルニア州知事(3) 二〇一〇年に Jerry Brown がカリフォルニア州知事(3) 二〇一〇年に Jerry Brown がカリフォルニア州知事
- (4) ウォーレンは、回想録中で次の様に述べている。

「私は立ち退き命令と、それを支持した自分の証言を深く後悔している。そもそも立ち退き命令は、アメリカ人く後悔している。そもそも立ち退き命令は、アメリカ人の自由という概念とも、市民の諸権利ともあいいれないの自由という概念とも、市民の諸権利ともあいいれないの方が安上、立ち退きの動機は正当だと思われたにしろ、下系の治安上、立ち退きの動機は正当だと思われたにしろ、日系人が不忠誠だというはっきりした証拠もないれないの。 「私は立ち退き命令と、それを支持した自分の証言を深だった。」(注一紹介回想録二五〇頁)

- は、注一紹介回想録二四頁参照。(5) アイゼンハワーの、ウォーレン任命の動機について
- (Enslow Publishers (1994)) である。 (Enslow Publishers (1994)) である。

- 一紹介回想録五六三頁以下参照。 一紹介回想録五六三頁以下参照。 一紹介回想録五六三頁以下参照。 一紹介回想録五六三頁以下参照。 一紹介回想録五六三頁以下参照。 一紹介回想録五六三頁以下参照。 一紹介回想録五六三頁以下参照。 一紹介回想録五六三頁以下参照。 一紹介回想録五六三頁以下参照。
- 時代―」日本法学 七八巻四号一一九頁以下参照。隷制とドレッド・スコット事件 ―トーニー第五代長官の(8) ドレッド・スコット事件については、拙稿「米国奴
- 官の時代―」日本法学 七九巻二号一七五頁以下参照。一四修正と裁判所 ―ウェイト第七代及びフラー第八代長(9) プレッシー対ファーガソン事件について、拙稿「第
- (10) この黒人校は、一九五一年に名称が変更され、テキ(10) この黒人校は、一九五一年に名称が変更され、テキス南大学サーグッド・マーシャル・ロースクールサス南大学サーグッド・マーシャル・ロースクールまんで、このスウェット事件の弁護士を務め、第三項に紹介してこのスウェット事件の弁護士を務め、第三項に紹介してこのスウェット事件の弁護士を務め、第三項に紹介してこのスウェット事件の弁護士を務め、第三項に紹介しているブリックス事件でも弁護士を務め、第三項に紹介しているが、第三人間の連邦最高裁判所判事となった。
- ロライナ州の中部に位置する郡で、ブリッグス事件当時(11) クラレンドン郡(Clarendon County)は、サウスカ

- ある(人口は国勢調査による)。は三四、九七一人と、ほとんど人口変動もない小さな郡での一九五○年の人口が三二、二一五人、二○一○年の人口
- 三、三七七人である。 人口は七万八、七九一人、二〇〇〇年の人口は一二万にある都市で、カンザス州の州都である。一九五〇年の(12) トピーカ市(City of Topeka)は、カンザス州東部(12)
- (3) 同名の郡はいくつかあるが、ここで問題のプリンス(3) 同名の郡はいくつかあるが、ここで問題のプリンスニア州中央部に位置する郡で、一九五〇年の人口は一万五、三九八人、二〇一〇の人口は二万三、三六八人である。五、三九八人、二〇一〇の人口は二万三、三六八人である。在、三九八人、二〇一〇年当時の人口は二万三、三六八人である。位。以此方自治体資格が与えられる。クレイモントは、その意味で地方自治体では無く、単に国勢調査上、調査を付う上でその単位とされている地区である(Censusdesignated place; CDP)。デラウェア州最北端に位置するは、一九七〇年は六、五八四人、二〇一〇年の人口は一万九七〇年は六、五八四人、二〇一〇年の人口は一万十七〇年は六、五八四人、二〇一〇年の人口は一方十七〇年は六、五八四人、二〇一〇年の人口は一方十七〇年は六、五八四人、二〇一〇年の人口は一方十七〇年は六、五八四人、二〇一〇年の人口は一方十七〇年は六、五八四人、二〇一〇年の人口は一方に表する。
- は二〇一〇年であるが、それによれば、人口は一万ある。事件当時の人口は不明で、最初の国勢調査データる地区で、同様に地方自治体では無く、国勢調査地区で、15) ホーカシン(Hockessin)は、クレイモントに隣接す

三、五二七人である。

- |参照。 |については、注一紹介のウォーレン回想録四七二頁以下||(16)||| アイゼンハワーによるブラウン判決への政治的圧力

引用。 関しては、注一紹介のウォーレン回想録一九頁以下より(17) ジャクソン判事が、無理に判決に立ち会った経緯に

きかけの結果、全員一致になったと記述する。(18) 阿川尚之は、ブラウン判決が、ウォーレンの強い働

議を開いて判決の方向性について検討した。この年の一二月、口頭弁論が終わった後、判事たちは会フレッド・ヴィンソン判事が首席判事をつとめていた。「一九五二年に最高裁がこの事件を取り上げたときには、「一九五二年に最高裁がこの事件を取り上げたときには、

論は出したくない。判事たちはそう考えた。あったのであろう。国論を二分するこの事件に性急な結開くことが決定される。おそらくは時間稼ぎの意味もした。意見はまとまらず、結局翌年もう一度口頭弁論を一部の判事は憲法の解釈上、違憲にはできないと主張

を粘り強く説得し、全員一致の判決を出そうと努力する。一二月に再度口頭弁論が行われたあと、判事一人ひとりも大きく割れるであろうと考えた。そこで、その年の新しい首席判事は、最高裁判事の意見が割れれば、国論九月にヴィンソン首席判事が急死したのである。〈中略〉ところがここで予期せぬことが起こる。一九五三年の

読むアメリカ史』下巻PHP新書、二四一頁より引用) 事の説得に最後は折れて同意する。」(阿川尚之『憲法で 道徳上もまた政治的に正しくないことも認識していた。 道徳上もまた政治的に正しくないことも認識していた。 に抵抗を覚えたが、人種別学をそのままにしておくのが に照らして、『隔離すれども平等』の法理をくつがえすの に照らして、『隔離すれども平等』の法理をくつがえすの

出典を書いていない。
出典を書いていない。
出典を書いていない。
出典を書いていない。
になる。膝詰め談判を執拗に繰り返した、という点からになる。膝詰め談判を執拗に繰り返した、という点からになる。膝詰め談判を執拗に繰り返した、という点かららが、一方においてをあるが、一方においてが、しかし、阿川は、この重大な記述について、一方においてがある。しかし、阿川は、この重大な記述について、一方においてがある。

- (19) "with all deliberate speed"という語については、『原大学の記述のでは、「可及的速やかに」という訳を与えておる。それに対し、注一紹介書四六八頁では「もっぱの書閣刊)等では、「可及的速やかに」という訳を与えのでは、『東大学リカ史第六巻』(岩波書店刊)、『英米判例百選』のでは、"With all deliberate speed"という語については、『原のでは、"With all deliberate speed"という言葉には、「本語のでは、本語のでは、「本語のでは、本語のでは、本語のでは、「本語のでは、「本語のでは、本語のでは、「本語のでは、「本語のでは、本語
- を参照。(20) 南部宣言については、連邦下院の次のホームページ

http://history.house.gov/Historical-Highlights/1951-2000/The-Southern-Manifesto-of-1956/

- 一〇四頁以下参照。 ヒューズ第一一代長官の時代―」日中法学七九巻四号U.S. 45(1932))については、拙稿「憲法革命前後―(22) パウエル対アラバマ州事件(Powell v. Alabama, 287
- 23) ベッツ対ブレイディ(Betts v. Brady, 316 U.S. 455 (1942)) 事件:ベッツは強盗罪で起訴され、弁護士を要う一般的かつ基本的な考え方に反する裁判による投獄をう一般的かつ基本的な考え方に反する裁判による投獄を禁止しており、特定の事件で弁護士を求める権利は、このような基本的な公平性に欠けているがために有罪判決のような基本的な公平性に欠けているがために有罪判決のような基本的な公平性に欠けているがために有罪判決のような基本的な公平性に欠けているがために有罪判決のような基本的な公平性に欠けているがために有罪判決のような基本的な公平性に欠けているがために有罪判決でしており、特定の事件で弁護士を求める権利は、このような基本的な公平性に欠けているがために有罪判決のような基本的な公平性に欠けているがために有罪判決のような基本的な公平性に欠けているが、修正条項につながるかもしれない場合に考えられるが、修正条項につながるかもしれない場合に考えられるが、修正条項につながるが、修正条項につながるがあるが、修正条項につながあり、特定の事件で弁護士を求める権利は、このような表別に対しているがあるが、修正条項につながあるがある。

言うことができないと述べた。が、あらゆる被告人に弁護士による代理が必要とまでは

- (24) ワイルズ(Harry Emerson Wildes):一八九〇年生まれ、ハーバード大学卒業後、一九二七年まで慶應義塾まれ、ハーバード大学卒業後、一九二七年まで慶應義塾大学で教鞭を執っていたという。一九二七年、ペンシルベニア大学より、社会学の博士号を取得。Social Currents in Japan (1927)、Japan in Crisis (1934)、Aliens in the East (1937) など、日本に関する研究書を刊行しており、第二次大戦中は連合国軍最高司令官総司令部(SCAP、第二次大戦中は連合国軍最高司令官総司令部(SCAP、日本では普通GHQと呼ばれた。)で政治顧問を務め、そのため憲法執筆チームに編入されている。その後、Typhoon in Tokyo: The Occupation and Its Aftermath (1954)という本を刊行している。William Penn等の伝記作家としても知られる。
- (25) 供述書の誓約文の原文は次のとおりである。

I do hereby swear that I make this statement voluntarily and of my own free will, with no threats, coercion, or promises of immunity, and with full knowledge of my legal rights, understanding any statement I make may be used against me.

- 己負罪禁止条項」と呼ばれる規定である。 (26) ウォーレンが引用しているのは、第五条修正の「自
- 人依頼権条項」と呼ばれる規定である。27) ウォーレンが引用しているのは、第六修正の「弁護27)

れば、次の様な文章である。 approach it」と引用している。元の文章を完全に紹介すapproach immortality as nearly as human institutions can approach it」と引用している。元の文章を完全に紹介するので、ここでは、ウォーレンは、マーシャルの原文から敢名) ここでは、ウォーレンは、マーシャルの原文から敢

A constitution is framed for ages to come, and is designed to approach immortality as nearly as human institutions can approach it.

- 官の時代―」『日本法学』七八巻三号一四九頁参照。拙稿「米国違憲立法審査権の確立―第四代マーシャル長(2) Cohens v. Virginia, 6 Wheat. 264, 387(1821)事件:
- 30) ウィッカーシャム 委員会:フーバー大統領が、 おいら、その対策を検討したものである。 とから、その対策を検討したものである。 とから、その対策を検討したものである。 とから、その対策を検討したものである。 とから、その対策を検討したものである。 とから、その対策を検討したものである。 とから、その対策を検討したものである。 とから、その対策を検討したものである。 とから、その対策を検討したものである。
- 対し、彼は一六時間にわたって隔離拘禁され、さらに自へインズは、強盗として有罪判決を受けた。彼はこれに最高裁判所判例である。ワシントン州裁判所において、エスコベド事件に先行する、自白の任意性に関する連邦

- (32) 例えば Illinois v. Gates, 462 U.S. 213 (1983) 事件。この事件で、警察当局はゲイト夫妻がコロンビアから麻葉を運んでいると述べた匿名の手紙に基づき捜索令状を唇内で多量のマリファナを発見した。この事件では、匿屋内で多量のマリファナを発見した。この事件では、匿屋の情報源に基づく捜索令状の合憲性が問題となったが、レンクィスト(William Rehnquist) 判事は、関連性総合テストにより合憲と判決した。
- (33) オルムステッド対合衆国事件 (Olmstead v. United States, 277 U.S. 438 (1928)) については、拙稿「ロックのは、はないのでは、出稿「ロックのでは、 はいのでは、 はいのではいいのでは、 はいのでは、 はいのでは
- 謀罪で起訴され、有罪判決を受けた。その捜査の際、捜し又はその取得を試みたことから、連邦破産法違反の共シュールマン(Shulman)は、破産手続内で金銭を受領の ゴールドマン 対合衆国 事件(Goldman v. United

第四修正に違反しないと判決した。 第四修正に違反しないと判決した。 を拡大するという方法に依り彼らの会話を聞き取っていた。 多数意見を執筆したロバーツ判事は、オルムステッた。 多数意見を執筆したロバーツ判事は、オルムステッを拡大するという方法に依り彼らの会話を聞き取ってい

35 とを信じるに足りる相当の理由が存在し、 申請に際しては、申請人の権限を陳述しなければならな 管轄権のある裁判官に対し行われなければならず、当該 る命令の各申請は、宣誓又は確約を記した書面により、 対象となる罪に関する特定の情報を得られるであろうこ を信じるに足りる相当の理由が存在し、②傍受によって ①対象となる罪が犯され又は犯されようとしていること 傍受時間等を列挙している。 の性質及び場所、 又は法執行官の身元、当該犯罪の詳細、 い」と規定し、 く有線 (一) 項に定めが置かれている。 令状請求の要件は、合衆国法律集第一八編第二五一八条 裁判所への通信傍受令状を請求する権限を付与している。 順が失敗し又は失敗するであろうことがもっともであ 電子的通信の傍受を対象とし、 同法第三編(TitleⅢ)は、国内で行われる有線、 口頭、 又は電子的通信の傍受を許可又は承認す 申請書に記載すべき事項として、 対象となる通信の詳細、 令状申請を受けた裁判官は、 同条項は、「本章に基づ 連邦捜査当局に対し、 傍受を行う機器 被疑者の身元、 ③通常の捜査 捜査官

場合に、令状を発布することができる。られるであろうと信じるに足りる相当な理由が存在するると思われ、傍受対象の機器が対象犯罪との関連で用い

る期間を記載しなければならない。
許可を受けた機関の属性又は人物の身元、傍受を許可す器の性質及び場所、対象となる通信の類型に関する説明、また、令状には、傍受対象者、傍受対象となる通信機

(36) 逮捕されたのは、John Sinclair, Larry Plamondon 及 John Forrest である。彼らは、シンクレアを党首とす び John Forrest である。彼らは、シンクレアを党首とす が John Forrest である。彼らは、シンクレアを党首とす 選捕されたのは、John Sinclair, Larry Plamondon 及

治的に柔軟化し、 な弾圧により党員が次々と逮捕され、一九七一年には政 命による黒人解放を提唱し、アフリカ系アメリカ人に対 治組織である。 民族主義運動・黒人解放闘争を展開していた急進的 され、その後、 するゲットーを警官から自衛するための組織として結成 ニア州オークランドにおいて都市部の貧しい黒人が居住 し武装蜂起を呼びかけた。 なおブラックパンサーとは、一九六六年、カリフォル 治療費が無料の「人民病院」 共産主義と民族主義を標榜しており、革 マルコムXの暴力主義を受け継ぎ、 以後は貧困層の児童に対する無料の食 しかし、ニクソン政権の執拗 一の建設を行うな 黒人 な政

一九八〇年代初頭まで抵抗を続けた。解放軍を名乗り、銃撃戦や爆弾攻撃、脱獄などで年代半ばにはほぼ消滅していた。残存した強硬派は黒人ど、地域社会における奉仕活動に専念したが、一九七〇

のキャンパスがあることで知られる。 「会」は、ウォシュトノー郡(Washtenaw County)の郡都 で、二〇一〇年の国政調査では人口一一万三、九三四人で、 で、二〇十〇年の国政調査では人口一一万三、九三四人で、 のキャンパスがあることで知られる。

る。 海外情報通信判例研究会報告書第一集が非常に参考にな 38) この問題に関しては、総務省情報通信政策研究所の

http://www.soumu.go.jp/main_content/000050881.pdf
39) 全員一致という場合、通常は unanimous decision という形式によるが、この判決では Per curiam という形式によるが、この判決では Per curiam という形式がとられた。これはラテン語で「裁判所によって(byがとられた。これはラテン語で「裁判所によって(byがとられた。これはラテン語で「裁判所によって(byがとられた。これはラテン語で「裁判所によって(byがとられた。これはラテン語で「裁判所によって(byがとられた。これはラテン語で「裁判所によって(byがとられない。但し、少数意見の判事がいれば、その名は記される。その意味で、Per curiam は全員一致その名は記される。その意味で、Per curiam は全員一致でない場合にも採用することができる。この形式を採用でない場合にも採用することができる。この形式を採用でない場合にも採用することができる。この形式を採用でない場合にも採用することができる。この形式を採用でない場合にも採用することができる。この形式を採用でない場合にも採用することができる。この形式を採用でない場合にある。

。 つ 14

本法学八〇巻一号一七七頁参照。 第一二代長官及びヴィンソン第一三代長官の時代―」日ま 507(1951)):拙稿「戦争と連邦最高裁判所―ストーン が デニス事件(Dennis v. United States, 341 U.S. 494 ,

(41) Luther v. Borden (48 U.S. 1 (1849)) 事件:ロ れていた。その多くは、その当時アイルランドから移民 有していた。しかし産業革命の影響で多くの人びとが都 以上の価値ある土地の所有者である男性だけが選挙権を によると一八四○年代においては少なくとも一三四ド アイランド州憲法は、一六六三年に制定されたが、それ そこで、ルーサーは、 さらに、ルーサーの自宅を捜索し、 した(指導者の Thomas Wilson Dorr の名からドール暴 るとして運動を起こした。 のすべての州に対し共和政体を保障する)に違反してい 憲法四条四節の共和制保障条項(合衆国は、この連邦内 つ、白人男性の四割しか選挙権を持たないのは、合衆国 ンド州憲法は、英国王の認可によって発効しており、か してきたカトリック信者だった。彼らは、ロードアイラ 市部に集中した結果、白人男性の六割は選挙権が否定さ Luther)は、その運動に参加していて警官のボーデン (Luther M. Borden) によって逮捕された。ボーデンは (Dorr Rebellion) と呼ばれる)。ルーサー ロードアイランド州政府が違憲の 運動は暴力的なものへと変化 その財産を没収した。 (Martir ド

question)であり、司法審査の対象外であると判決した。議会の権限であって、本質的に政治問題(politicalえた。トーニーは、共和制保障条項の強制は、大統領と存在であるが故に、ボーデンは無権限であったとして訴

- 42) Colegrove v. Green, 328 U.S. 549 (1946) 事件:コールグローブは、イリノイ州議会が一九〇一年以降、議会の選挙区の再編を行っていなかった結果、人口一、〇〇〇人の農村郡と一〇万人の都市部住民が等しい投票権を持っているとして訴えを退けた。なお、この判決は、スーン長官が死亡し、ジャクソン判事がニュールンベルトーン長官が死亡し、ジャクソン判事がニュールンベルトーン長官が死亡し、ジャクソン判事がニュールンベルク裁判で不在であったため、七人の判事で下され、四対ク裁判で不在であったため、七人の判事で下され、四対ク裁判で不在であったため、七人の判事で下され、四対ク裁判で不在であったため、七人の判事で下され、四対ク裁判で不在であったため、七人の判事で下され、四対フ裁判で不在であったため、七人の判事で下され、四対フ裁判で不在であったか、七人の判事で下され、四対ク裁判で不在であったため、七人の判事で下され、四対ク裁判で不在であったため、七人の判事で下され、四対ク裁判であるというに対し、対対の判事で下され、四対ク技術、というに対し、対対の関係を対し、対対の対域を対対の対対が対域を対対の対域を対している。
- (4) シェルビー郡(Shelby County): アメリカ合衆国の(4) シェルビー郡全体の人口は、二〇一〇年の国政調査では九二万政調査の人口は六四万六、八八九人)であるため、シェル政調査の人口は六四万六、八八九人)であるため、別都はメンフィス(Memphis)である。メンフィスは、州都はメンフィス(Memphis)である。メンフィスは、州都に対立の人口は、ミシシッピ川に面する郡であり、郡都に、六四四人に達している。
- 同修正を批准した。この結果、一九〇一年に比べて、一九修正が成立したが、テネシー州では臨時会を開いて(4) 一九二〇年、婦人参政権を承認した合衆国憲法第

- ている。一九六〇年は人口に占める有権者の割合が著しく増加し
- われた」と述べている。 りも、ベイカー対カー事件「こそ称賛されて当然だと思(45) 注一紹介回想録四九八頁において、ブラウン事件よ
- 国政調査の結果に依れば、九二万〇、五八一人となる。 あら、フルトン郡もまた人口最大の郡で、二〇一〇年の 市である(二〇一〇年の国政調査で四二万〇、〇〇三人) 本である(二〇一〇年の国政調査で四二万〇、〇〇三人) の都に位置する郡で、その郡都は、州都でもあるアトラ
- に紹介する。(47) 連邦最高裁判所が一人一票原則を宣言した原文を次

The conception of political equality from the Declaration of Independence, to Lincoln's Gettysburg Address, to the Fifteenth, Seventeenth, and Nineteenth Amendments can mean only one thing - one person, one vote.

口は六五万八、四六六人と多い。 二、二三七人)であり、同郡も、二〇一〇年の国勢調査人つバーミングハム市(二〇一〇年の国勢調査では二一万州中央部に位置する郡で、郡都は同州で最大の人口を持州・ジェファーソン郡(Jefferson County)は、アラバマ(48) ジェファーソン郡(Jefferson County)は、アラバマ

大韓民国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要

阿

部

徳

幸

まえがき

1

旨を明らかにすることにあり、また題目変更も、法律名は、税務行政における納税者の権利利益の保護を図る趣までもが改正される予定であった。この目的規定の改正は、税務行政における納税者の権利利益の保護を図る趣(以下「大綱」という。)に基づくものであり、そこでは納(以下「大綱」という。)に基づくものであり、そこでは納一六日に閣議決定された「平成二三年度税制改正大綱」一六日に閣議決定された「平成二三年度税制改正では納値則法が改正されたのは二〇一一年度税制改正で国税通則法が改正されたのは二〇一一年度税制改正で

者の権利」の実現は遠のいてしまった。
これら改正はいずれも見送られ、わが国税法上、「納税であった。つまりこの改正により、そして納税者権利憲であった。つまりこの改正により、そして納税者権利憲が改正後の法律の内容をよく表すものとするためのものが改正後の法律の内容をよく表すものとするためのもの

民国(以下「韓国」という。)税法、すなわち国税基本法う大綱にも何らその記述はない。一方、隣国である大韓のものなのであろうか。この納税者権利憲章の制定をいところでこの「納税者の権利」とは、いったい何をい

と章立てされ、規定がおかれている。う。)では、「第七章の二納税者の権利(皆州み의 권引)」(二〇一四・〇一・〇一―一二二六二号、以下単に「法」とい

の権利」の内容をみることとしたい。察するうえでの材料とすべく、この「第七章の二納税者の工のでは今後のわが国における「納税者の権利」を考

〇七・二七制定、以下「執行基準」という。) も併せて翻訳国税庁法規課による国税基本法執行基準 (二〇一二・ 以下「基本通則」という。)も存在するが、現在、本章に を試みた。さらに適宜、国税基本法施行規則(二〇一四(4) に係る大統領令、すなわち国税基本法施行令(二〇一四・ 章に関連するすべての項目にふれてみた。それゆえ異例 税庁長による訓令、例規及び告知を含め、できる限り本 〇二・二一―二五二〇一号、以下「施行令」という。)、及び に該当する国税基本法基本通則(二〇一一・〇三・二一、 て逐次、その法律に関連するこれらを列記することとし かとも思われるが、本稿ではまず法律そのものを、 〇三・一四―四〇四号、以下「施行規則」という。)並びに国 今回、 なお、 同章に規定される条文のみに留まらず、各条文 韓国においてもわが国における法令解釈通達 そし

> 二〇一四年一〇月一日現在のものである)。 条文等に随時注記を付してみた(ただし、いずれも関連する「基本総則」は発遣されていない。さらには各

2. 第七章の二納税者の権利

第八一条の二【納税者権利憲章の制定及び交付】

- 収録された文書を納税者に交付しなければならない。
 ② 税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場でに規定された事項及びその他納税者の権利保護に合い。(三○一○・○一・○一改正)
 公 成務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第八一条の三から第八一条の一六まの最近に表する場合には、第八一条の三から第八一条の一六まの最近に表示。

(二〇一一・一二・三一改正)

- 一. 削除 (二〇一一・一二・三一)
- 三.事業者登録証を発行する場合(二〇一〇・〇一・
- 〇一改正)
- 四.その他大統領令で定める場合(二〇一〇・〇一・

交付しなければならない。
は、納税者権利憲章の内容が収録された文書を納税者に税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合に執行基準八一の二一〇―一【納税者権利憲章の交付】

続法」に規定する租税犯則調査を含む。以下この章にお査・調査し、その提出を命ずる場合(「租税犯処罰手で質問をし、当該帳簿・書類又はその他の物件を検・国税の課税標準及び税額を決定又は更正する目的

- 一削除
- 二・事業者登録証を発行する場合
- 四.その他大統領令で定める場合
- *現在、大統領令は規定されていない

なければならない。(二○一四・○一・○一改正)税者が提出した申告書などは真実なものであると推定しずれかに該当する場合を除き、納税者は誠実であり、納税務公務員は、納税者が第八一条の六第三項各号のい

なものと推定しなければならない。 税務公務員は、納税者が提出した申告書などは真実による調査以外の税務調査)に該当する場合を除き、納定による調査以外の税務調査)に該当する場合を除き、納報行基準八一の三─○──【納税者の誠実性の推定】

て、税務調査、という

三〇条番改正)】第八一条の四【税務調査権濫用禁止(二〇〇六・一二・

- (二○一○・○一・○一改正) 的などのために調査権を濫用してはならない。めに必要最小限の範囲で税務調査を実施し、他の目① 税務公務員は、適正かつ公平な課税を実現するた
- をすることができない。(二〇一三・〇一・〇一改正)合を除いては、同一税目及び同一課税期間の再調査② 税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場
- 場合(二〇〇七・一二・三一改正)一.脱税の疑惑が認められるだけの明白な資料がある
- (二〇〇七・一二・三二改正)二.取引の相手先に対する調査が必要な場合
- 日・等では参考で見寄に表(ぎてできるでは、)である場合(二○一三・○一・○一改正)三・二以上の課税期間にわたり誤謬があると認められ
- 大統領令に定める場合(二〇〇七・一二・三一改正)五.その他第一号から第四号までに類する場合としてによって調査をする場合(二〇一〇・〇一・〇一改正)で準用する場合を含む)に規定する必要な処分の決定四.第六五条第一項第三号(第六六条第六項と第八一条四.第六五条第一項第三号(第六六条第六項と第八一条四.第六五条第一項第三号(第六六条第六項と第八一条四.第六五条第一項第三号(第六六条第六項と第八一条四.第六五条第一項第三号(第二十八元)

行為をさせてはならない。(二○一四・○一・○一新設)又は権限を濫用するなど公正な税務調査を阻害する③ 何人も、税務公務員に法令を違反させ、その地位

施行令第六三条の二【再調査ができる場合(二〇一四・

〇二・二一題目改正)】

をいう。(二〇一四・〇二・二一改正)定める場合、とは、次の各号のいずれかに該当する場合法第八一条の四第二項第五号に規定する "大統領令に

- 斉調査を実施する場合(一九九六・一二・三一新設)秩序かく乱等を通じた脱税疑惑がある者に対する一一・不動産投機、買占め売惜しみ、無資料取引等経済
- の決定のための確認調査などをする場合(二〇一〇・二.各種課税資料の処理のための再調査や国税還付金
- 〇二・一八改正)
- で同じ。)において、当該資料に対し「租税犯処罰手二第二項第一号に規定する税務調査をいう。以下この章ある場合。ただし、当初の税務調査(法第八一条の税犯則行為の疑惑を認められるだけの明白な資料が三.「租税犯処罰手続法」第二条第一号に規定する租

資料があると認定しない。(二○一四・○二・二一新設)は、租税犯則行為の疑惑を認められるだけの明白な結果、租税犯則行為の疑惑がないと決議した場合に委員会における租税犯則調査の実施に関する審議の続法」第五条第一項第一号により租税犯則調査審議

的などのために調査権を濫用してはならない。
① 税務公務員は、適正かつ公平な課税を実現するた執行基準八一の四─○── 【税務調査権濫用の禁止】

をすることができない。(二〇一三・〇一・〇一改正)合を除いては、同一税目及び同一課税期間の再調査② 税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場

脱税の疑惑が認められるだけの明白な資料がある

場合

な処分の決定によって調査をする場合四.異議申立て、審査請求、審判請求に規定する必要

次のいずれかに該当する場合五.その他第一号から第四号までに類する場合として

斉調査を実施する場合秩序かく乱等を通じた脱税疑惑がある者に対する一が、不動産投機、買占め売惜しみ、無資料取引等経済

の実際調査をせず、再更正をする場合。で又は更正のための調査など、賦課処分をするためが、租税犯則調査、所得税・法人税・附加価値税の決が、租税犯則調査、所得税・法人税・附加価値税の決す、各種課税資料の処理のための再調査や国税還付金

<事例>

① 二次税務調査は、一次税務調査と課税期間、税目 はに二〇〇八ヌ三八三六二、二〇一〇・二〇・二〇) 法院二〇〇八ヌ三八三六二、二〇一〇・一〇・二〇) 法院二〇〇八ヌ三八三六二、二〇一〇・一〇・二〇) 法院二〇〇八ヌ三八三六二、二〇一〇・一〇・二〇) 法院二〇〇八ヌ三八三六二、二〇一〇・一〇・二〇) 法院二〇〇八ヌ三八三六二、二〇一〇・一〇・二〇) 法院二〇〇八ヌ三八三六二、二〇一〇・一〇・二〇)

② 検察の捜査過程において確保された資料の真偽を

税原則にも反しないものである。資料により脱税の事実が裏付けられるので、根拠課ない。また、再調査実施によって確保された客観的確認するためのもので、重複調査禁止の原則に反し

3 二〇〇四DU一一七一八・二〇〇六・五・二五 間に対する重複調査には該当しない。 正処分などがなされている場合、総合所得税賦課処 別調査であり、その結果による総合所得税の増額更 署長が実施した税務調査は個人諸税全般に関する特 正処分だけがなされており、住所地を管轄する税務 分に関する上記各調査は、同じ税目及び同じ課税期 の確認に限定され、その結果、 務調査は、 〔天法院二○○七DU一六五四七・二○○七・一○・二五〕 納税者の事業場を管轄する税務署長が実施した税 調査目的と調査対象が附加価値税額 附加価値税の更正処分のための調 附加価値税の増額更 の課税漏 (大法院 査であ

認められる場合として厳格に制限されなければなら性が、客観性と合理性の裏付けられる資料によって場合とは、脱税事実が確認される相当な程度の蓋然・脱税の疑惑が認められるだけの明白な資料がある

二○○八DU一○四六一・二○一○・一二・二三)
これに該当するものとは認め難い。(大法院り、脱税の情報提供が具体的という事情のみでは、ない。従って、客観性と合理性が裏付けられない限

(5)

(二〇一〇・〇一・〇一題目改正)】 第八一条の五【税務調査時に援助を受ける権利

改正)

改正)

改正)

改正

改正

立べるように求めることができる。(二〇一一・二二・三二を述べるように求めることができる。(二〇一一・二二・三二計士、税務士をして調査に参加するよう求め、また意見

計士、税務士をして調査に参加するよう求め、また意見納税者は、税務調査を受ける場合に、弁護士、公認会

第八一条の六【税務調査管轄および対象者選定

(二〇一四・〇一・〇一題目改正)]

① 税務調査は、国税庁長(同じ地方国税庁又は所管税務長が執行する。ただし、納税地管轄税務署長又納税地と管轄が異なる場合、納税地管轄税務署長又とが不適切と認める場合など、大統領令に定める事由に該当すと 税務調査は、納税地管轄税務署長又は地方国税庁 の一般務調査は、納税地管轄税務署長又は地方国税庁

署の管轄調整の場合には、地方国税庁長)がその管轄を

調整することができる。(二〇一四・〇一・〇一新設)

- ② 税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場の 税務公務員は、次の各号のいずれかに該当する場合、税務公務員は客観的までは、定期的に申告の適正性を検証するために対象を選定(以下、定期選定√という)して税務調査を基準により公正にその対象を選定しなければならない。(二○一四・○一・○一項番改正) [附則]
- 析をした結果、不誠実の疑いがあると認められた場一.国税庁長が納税者の申告内容の定期的な誠実度分

合 (二〇一〇・〇一・〇一改正)

市 直近四課税期間(または四事業年度)以上、同一の一・直近四課税期間(または四事業年度)以上、同一の一・直近四課税期間(または四事業年度)以上、同一の

- (二〇一〇・〇一・〇一改正) 三.無作為抽出方式で標本調査をしようとする場合
- 一・内兑省が兑去で定める自告、成長自告権忍書の是することができる。(二○一四・○一・○一改正)次の各号のいずれかに該当する場合には税務調査を次の各号のいずれかに該当する場合には税務調査を
- ない場合(二○一一・○五・○二改正)
 給明細書の作成・提出などの納税協力義務を履行し出、税金計算書又は計算書の作成・交付・提出、支一・納税者が税法で定める申告、誠実申告確認書の提
- 三.納税者に対する具体的な脱税情報提供がある場合と異なる疑いがある場合(二〇〇六・一二・三〇改正)二.無資料取引、偽装・加工取引など取引内容が事実
- (二〇〇六・一二・三〇改正)

- な資料がある場合(二○○六・一二・三○改正)四.申告内容に脱税や誤謬の疑いを認めるだけの明白
- (二〇一四・〇一・〇一項番改正)を決定するために税務調査をすることができる。標準と税額が確定する税目の場合、課税標準と税額④ 税務公務員は、課税官庁の調査決定によって課税
- の限りでない。(二○一四・○一・○一改正) よって過少申告であることが明白である場合にはこしないことができる。ただし、客観的な証拠資料にしないことができる。ただし、客観的な証拠資料に多 税務公務員は、次に掲げるすべての要件に該当す
- る事業者(二〇一〇・〇一・〇一改正)一・業種別収入金額が大統領令に定める金額以下であ
- 事業者(二○一○・○一・○一改正)□・帳簿記録などが大統領令に定める要件に該当する

施行令第六三条の三【税務調査の管轄調整】(二〇一四・

○二・二一新設

主たる事業場等が納税地と管轄が異なる場合、納税地管法第八一条の六第一項但し書きに規定する、納税者の

いう。(三○一四・○二・二一新設)当する場合、とは次の各号のいずれかに該当する場合をが不適切と認める場合など、大統領令に定める事由に該轄税務署長又は地方国税庁長が税務調査を執行すること

- 納税地管轄が別である場合(□○一四・○□・□一新・納税者が事業を実質的に管理する場所の所在地と
- 新設) おおの地域で主に事業を営む納税者に対し、公正二、一定の地域で主に事業を営む納税者に対し、公正・二、一定の地域で主に事業を営む納税者に対し、公正二・一定の地域で主に事業を営む納税者に対し、公正
- ○二○一四・○二・二二新設)○二・四・税務官署別業務量と税務調査人員などを考慮して四、税務官署別業務量と税務調査人員などを考慮して四、税務調査が必要な場合(二○一四・○二・二一新設)三、税務調査対象納税者と出資関係にある者、取引関三、税務調査対象納税者と出資関係にある者、取引関

施行令第六三条の四【長期未調査者に対する税務調査

基準(二○○二・一二・三○題目改正)】

は、 定める基準に従う。(二〇一三・六・一一、二〇一四・二・二一 法第八一条の六第二項第二号により実施する税務調査 納税者の履歴や税務情報などを考慮して国税庁長が

改正

調査免除 (二〇〇七・〇二・二八新設)】 施行令第六三条の五【小規模誠実事業者に対する税務

- 者、とは、次の各号のいずれかに該当する事業者を 収入金額が大統領令に定める金額以下である事業 いう。(二〇一四・〇二・二一改正)
- ・個人:「所得税法」第一六○条第三項による簡便 帳簿対象者(二〇〇七・〇二・二八新設
- 一: 法人: 「法人税法」第六○条により法人税課税標 をいう) 準及び税額申告書に記載すべき当該法人の収入金額 〇二・一八改正) 、課税期間が一年未満の場合には一年で換算した収入金額 が一億ウォン以下である法人 (二〇一〇・
- 2 法第八一条の六第五項第二号に規定する **〃**帳簿記

(二〇一三・〇二・一五改正

· すべての取引事実が客観的に把握できるよう複式 簿記方式で帳簿を記録・管理していること う。(二〇一三・〇二・一五、二〇一四・〇二・二一改正) とは、次の各号のすべての要件を備えた事業者をい 録などが大統領令に定める要件に該当する事業者な

(二〇一〇・〇二・一八改正)

一 課税期間開始以前に「与信専門金融業法」による (二〇一三・〇二・一五改正) 収証加盟店に加入しなければならない事業者に限る) 項及び「法人税法」第一一七条の二第一項により現金領 為をしていないこと(「所得税法」第一六二条の三第一 に法第八四条の二第一項第三号の各項目に掲げる行 クレジットカード加盟店に加入して、当該課税期間

- 三.課税期間開始以前に「租税特例制限法」第一二六 第一項及び「法人税法」第一一七条の二第一項により現 る行為をしていないこと(「所得税法」第一六二条の三 期間に法第八四条の二第一項第四号の各項目に掲げ 条の三による現金領収証加盟店に加入して当該課税 金領収証加盟店に加入しなければならない事業者に限る
- 大韓民国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要 (阿部)

国税庁長

座を開設して使用していること(個人事業者に限る)四、「所得税法」第一六〇条の五に規定する事業用口

(二〇一〇・〇二・一八改正)

い、「夜長八月月) ぶたり (一八) (一八) (一八) であこと (二〇〇七・〇二・二八新設)

近三年間租税犯として処罰を受けた事実がないこと六.当該課税期間の法定申告納付期限終了日現在、直

(二〇一三・〇二・一五改正)

税の滞納の事実がないこと(二〇一三・〇二・一五改正)七.当該課税期間の法定申告納付期限終了日現在、国

る誠実申告基準告示】【小規模誠実事業者に対する定期調査免除の際に適用す

国税庁長告示第二○一二─四一号(二○一二・○八・二一)

六三条の五第二項第五号において、国税庁長に委任した国税基本法第八一条の六第四項第二号及び同法施行令第

誠実申告基準を次のように改正し告示します。

二〇一二年八月二一日

第一条「目的」

ことを目的とする。
税庁長に委任した誠実申告基準に関する事項を定めるが同法施行令第六三条の五第二項第五号において、国この告示は、国税基本法第八一条の六第四項第二号及

第二条「誠実申告基準」

所得金額以上で申告すること、とする。し、かつ、当該課税期間の所得金額を直前課税年度の税期間の収入金額と比べ一○○分の一○以上増額申告誠実申告基準は、´当該課税期間の収入金額を直前課

第三条「除外基準」

る。が増加する場合には、これを誠実申告基準から除外すいずれかに該当する事由により収入金額又は課税標準事業場の移転(拡張)又は業種の変更など次の各号の

- る場合(事業場を移転する場合は一○○分の三○)以上増加す1.事業場の面積が直前課税年度より一○○分の五○
- ※ 事業場の面積は、直前年度と当該年度の事業場

面積の積数にて計算して比較

る業種を追加する場合2.韓国標準事業分類による場合、他の大分類に属す

第四条「再検討期間」

||附則|

年度分から適用する。第二条(適用例)この告示は、告示施行日が属する課税第一条(施行日)この告示は発令した日から施行する。「予見」

執行基準八一の六―○―一【税務調査対象者の選定】

- 象選定)の事由

 ① 定期選定(定期的に申告の適正性を検証するための対
- 析をした結果、不誠実の疑いがあると認められた場一・国税庁長が納税者の申告内容の定期的な誠実度分

- を考慮し国税庁長が定める基準による、と考慮して申告内容の適正性要否を検証する必要税務調査を受けていないことにより、業種、規模な税を表慮して申告内容の適正性要否を検証する必要税のの税割の税務調査を受けていないががある場合。この場合、納税者の履歴や税務情報等がある場合。この場合、納税者の履歴や税務情報等と考慮し国税庁長が定める基準による。
- ② 第一項による定期選定による調査以外の調査の事三.無作為抽出方式で標本調査をしようとする場合

由

- ない場合というでは、一、納税者が税法で定める申告、誠実申告確認書の提出、税金計算書又は計算書の作成・交付・提出、支出、税金計算書又は計算書の作成・交付・提出、支
- と異なる疑いがある場合二.無資料取引、偽装・加工取引など取引内容が事実
- な資料がある場合四.申告内容に脱税や誤謬の疑いを認めるだけの明白三.納税者に対する具体的な脱税情報提供がある場合
- 税務公務員は、次に掲げるすべての要件に該当する者③ 小規模誠実事業者に対する税務調査免除

白である場合にはこの限りでない。し、客観的な証拠資料によって過少申告であることが明に対しては、税務調査を実施しないことができる。ただ

る事業者一・業種別収入金額が大統領令に定める金額以下であ

対象者が、個人:所得税法第一六○条第三項による簡便帳簿

で換算した収入金額をいう)が一億ウォン以金額(課税期間が一年未満である場合は、一年が税額申告書に記載すべき当該法人の収入ナ・法人:法人税法第六〇条により法人税課税標準及

一・帳簿記録などが次に掲げる要件をすべて備えた事

下の事業者

為をしていないこと(「所得税法」第一六二条の三第一クレジットカード加盟店に加入して、当該課税期間のよび、課税期間開始以前に「与信専門金融業法」によるが、すべての取引事実が客観的に把握できるよう複式が、すべての取引事実が客観的に把握できるよう複式

収証加盟店に加入しなければならない事業者に限る)項及び「法人税法」第一一七条の二第一項により現金領

 業種別平均収入金額増加率などを考慮して当該課税 第一項及び「法人税法」第一一七条の二第一項により現 金領収証加盟店に加入しなければならない事業者に限る) 一項及び「法人税法」第一一七条の二第一項により現 金領収証加盟店に加入しなければならない事業者に限る) 一座を開設して使用していること(個人事業者に限る) 座を開設して使用していること(個人事業者に限る) 一座を開設して使用していること(個人事業者に限る) 一座を開設して使用していること(個人事業者に限る) 一座を開設して使用していること(個人事業者に限る)
 本ること

税の滞納の事実がないことサ.当該課税期間の法定申告納付期限終了日現在、国サ.当該課税期間の法定申告納付期限終了日現在、国バ.当該課税期間の法定申告納付期限終了日現在、直バ.当該課税期間の法定申告納付期限終了日現在、直

(二〇〇六・一二・三〇条番改正)】 第八一条の七【税務調査の事前通知と延期申請

- 申請することができる。(二○一○・○一・○一改正)でその他大統領令に定める事由により調査の延期をであるところにより管轄税務署長に対して調査の延期を変その他大統領令に定める事由により調査を受けるの 第一項に規定する通知を受けた納税者が天災・地
- 前までに通知しなければならない。(二〇一〇・〇一・延期申請承認の要否を決定し、その結果を調査開始3)第二項により延期申請を受けた管轄税務署長は、

〇一改正

施行令第六三条の六【税務調査の事前通知(二〇〇七・

〇二・二八条番改正)

はい。こう一つ一つ一つ大学においる知りなければならに掲げる事項を記載した文書により通知しなければならに税務調査に関する事前通知をする場合には、次の各号法第八一条の七第一項により、納税者又は納税管理人

ない。 (二〇一〇・〇二・一八改正)

(一九六)一十三二女王)一・納税者又は納税管理人の氏名及び住所又は居所

二.調査期間(一九九六・一二・三一改正)(一九九六・一二・三一改正)

三.調査対象税目及び調査理由(一九九六・一二・三一

改正)

四.その他必要な事項(二〇一〇・〇二・一八改正)

施行令第六三条の七【税務調査の延期申請(三○○七・

〇二・二八条番改正)】

由をいう。(二○一○・○二・一八改正)出る事由、とは、次の各号のいずれかに該当する事が、法第八一条の七第二項に規定する、大統領令に定

- ・ 火災、その他の災害により事業上厳しい状態にあ る場合(二〇一〇・〇二・一八改正
- 一、納税者又は納税管理人の病気、長期出張などで税 (一九九六・一二・三一改正) 務調査の実施が困難であると判断される場合
- 三、権限のある機関に帳簿、証拠書類が押収、 れている場合(二〇一〇・〇二・一八改正) 領置さ
- 四 由がある場合(二〇一〇・〇二・一八改正) 第一号から第三号までに規定する場合に準ずる理
- 2 (二〇一〇・〇二・一八改正) をしようとする者は次に掲げる事項を記載した文書 を該当行政機関の長に提出しなければならない。 法第八一条の七第二項により税務調査の延期申請
- 一 税務調査の延期を受けようとする期間(二〇一〇 税務調査の延期を受けようとする者の氏名及び住 所又は居所 (二〇一〇・〇二・一八改正)
- 〇二・一八改正)
- 三.税務調査の延期を受けようとする理由(二〇一〇・

○二・一八改正

執行基準八一の七―○―一【税務調査の事前通知と延

期の申請

- 1 (二〇一一・一二・三一改正) ないと認められる場合にはこの限りではない。 ることが証拠隠滅などにより、調査目的を達成でき を通知しなければならない。ただし、事前に通知す を開始する日の一〇日前までに、調査対象税目、 調査を受ける納税者(納税者が国税基本法第八二条に 規定する租税犯則調査を除く。)を実施する場合には、 査期間及び調査理由、その他大統領令に定める事項 納税管理人。以下この条において同じ)に対して、調査 より納税管理人を定め管轄税務署長に申告した場合には 税務公務員は、税務調査(「租税犯処罰手続法」に
- 2 申請することができる。(二〇一〇・〇一・〇一改正) るところにより管轄税務署長に対して調査の延期を ことが困難と認められる場合には、大統領令に定め 変その他大統領令に定める事由により調査を受ける 第一項に規定する通知を受けた納税者が天災・地
- 3 延期申請承認の要否を決定し、その結果を調査開始 第二項により延期申請を受けた管轄税務署長は

前まで通知しなければならない。(二〇一〇・〇一・〇一

牧正)

第八一条の八【税務調査期間(二〇〇六・一二・三〇新

① 税務公務員は、調査対象税目・業種・規模、調査 1 税務公務員は、調査対象税目・業種・規模、調査 1 税務公務員は、調査対象税目・業種・規模、調査

調査を忌避することが明らかな場合(二〇一〇・・帳簿・書類等の隠匿、提出の遅延、提出拒否など

必要な場合(二○一○・○一・○一改正)一、取引先の調査や現場確認、金融取引の現場確認が

〇一・〇一改正

(二〇一一・一二・三二改正)調査類型を租税犯則調査に切り替えた場合ニ.脱税の疑いが確認されたか、調査の過程において

四.天災、地変、労働争議で調査が中断された場合

大韓民国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要

(阿部)

(二〇一〇・〇一・〇一改正)

五、第八一条の一六第二項に規定する納税者保護官又五、第八一条の一六第二項に規定する納税者保護官等。といっ)が、脱税の疑いと関連して更なる事実確認が必っ。が、脱税の疑いと関連して更なる事実確認が必めに税務調査対象者が脱税疑惑に対する解明などのために税務調査対象者が脱税疑惑に対する納税者保護官又五、第八一条の一六第二項に規定する納税者保護官又

③ 第二項により期間を定めた税務調査を第一項の規③ 第二項により期間を定めた税務調査を第一項の規合において、最初の延長の場合において、最初の延長の場合

務調查延長期間 は第二項の税務調査期間の制限及びこの項本文の税 の制限を受けない。(二〇一四

- ○一・○一新設)
- 内容に対する調査が必要な場合(二〇一四・〇一・ と違うとする疑惑が認められる場合に、実際の取引 無資料取引、偽装・加工取引など取引内容が事実
- 一. 「国際租税調整に関する法律」第二条第一項第一(ユ) 内脱漏所得を海外で変則流出した疑惑が認められる 号に規定する国際取引を利用して税金を脱漏 ために調査する場合(二〇一四・〇一・〇一新設) 玉
- 四 動産投機等を通じた脱税の疑惑が認められるため調 られるために調査する場合(二〇一四・〇一・〇一新設) 査する場合 (二〇一四・〇一・〇一新設) 金取引の脱漏などの方法を通じて脱税の疑惑が認め 名義偽装、二重帳簿の作成、借名口座の利用、 偽りの契約書作成、未登記譲渡などを利用した不 現
- をする場合(二〇一四・〇一・〇一新設) 査及び出資・取引関係にある関連者に対し 相続税・贈与税調査、株式変動調査、 租税犯則調 同時調査

- 4 項から第三項までの税務調査期間および税務調査延 することができる。この場合、その中止期間は第一 長期間に算入しない。(二〇一〇・〇一・〇一新設) 困難であると認められる場合には、 大統領令に規定する事由により、 税務公務員は、納税者が資料提出を遅延するなど 税務調査の進行が 税務調査を中止
- (5) れる場合には、税務調査を再開することができる。 権の確保など緊急に調査すべき必要があると認めら に調査を再開しなければならない。ただし、 場合において、その中止理由が消滅した場合、 (二〇一〇・〇一・〇一新設) 税務公務員は、第四項により税務調査を中止した 租税債
- 6 理由を文書で通知しなければならない。(二〇一〇・ 書で通知しなければならず、また第四項および第五 を延長する場合には、その理由と期間を納税者に文 項により税務調査を中止又は再開する場合にはその 税務公務員は、第一項の規定により税務調査期間 一・〇一改正
- 7 力しなければならず、 税務公務員は、税務調査期間を短縮するために努 帳簿記録及び会計処理の透明

がないと判断される場合には、調査期間終了前でも 性など納税誠実度を検討し、これ以上調査する事項 |査を早期に終結することができる。(二〇一四

○一・○一新設

施行令第六三条の九(二○一四・○二・二一削除) 施行令第六三条の八(二〇一四・〇二・二一削除)

施行令第六三条の一〇【税務調査の中止(二〇一〇・

〇二・一八新設) 】

のいずれかに該当する場合をいう。(二〇一二・二・二、 を遅延するなど大統領令に規定する事由〟とは次の各号 法第八一条の八第四項に規定する、納税者が資料提出

□○一三・二・一五、二○一四・二・二一改正

一・法第八一条の七第二項に規定する税務調査延期申 申請した場合(二〇一〇・〇二・一八新設) 請理由に該当する事由があり、納税者が調査中止を

二.国外資料の収集・提出又は相互協議手続の開始に より、 外国の税務当局との協議が必要な場合

(二〇一〇・〇二・一八新設)

次に掲げるいずれかに該当するため税務調査を正

大韓民国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要

常 (二〇一三・〇二・一五改正) に 進めることが困難であると認める場合

ガ 改正 納税者の所在が不明な場合(二〇一三・〇二・一五

ナ. 納税者が海外に出国した場合 (二〇一三・〇二・

一五改正)

ダ、納税者が帳簿・書類等を隠匿、若しくはその提出 を遅延又は拒否した場合(二〇一三・〇二・一五改正)

ラ. 労働争議が発生した場合 (二〇一三・〇二・一五改 正

マ・その他にこれらに類する事由があると認められる 場合(二〇一三・〇二・一五改正)

匹 削除 (二〇一三・〇二・一五)

中止を要請する場合(二〇一四・〇二・二一改正) 定する納税者保護官又は担当官が、税務調査の一時 た場合を含む)により法第八一条の一六第二項に規 第六三条の一五第二項第四号(同条第三項で委任し

第三六条の二【税務調査期間延長通知】 施行規則(二〇一四・〇三・一四)一部改正

三一一(一七六七)

は別紙第五五号の三書式の税務調査期間延長通知書によ法第八一条の八第六項に定める税務調査期間延長通知

る。

執行基準八一の八―○―一【税務調査期間及び延長】

Ŧ<u>i</u>.

法第八一条の九により税務調査の範囲が拡大され

る場合

- ① 税務公務員は、調査対象税目・業種・規模、調査

【税務調査期間延長】

《延長の事由》

二.取引先の調査や現場確認、金融取引の現場確認が拒否など調査を忌避することが明らかな場合一.納税者が帳簿・書類等の隠匿、提出の遅延、提出

必要な場合

四.天災、地変、労働争議で調査が中断された場合調査類型を犯則調査に切り替えた場合三.脱税の疑いが確認されたか、調査の過程において

は担当官が、脱税の疑いと関連して更なる事実確認六.第八一条の一六第二項に規定する納税者保護官又

が必要であると認める場合

てい場合として国税庁長が定める場合ために、税務調査期間の延長することがやむを得一六第二項に規定する担当官等がこれを認める場合での他、税務調査期間の延長を申請し、第八一条の

《延長の期間》

税務調査期間の制限及び税務調査延長期間のど次の各号のいずれかに該当する場合には、例外:税金計算書に対する追跡調査が必要な場合な

制限を受けることはできない。

*

内容に対する調査が必要な場合と違うとする疑惑が認められる場合に、実際の取引一、無資料取引、偽装・加工取引など取引内容が事実

ために調査する場合内脱漏所得を海外に変則流出した疑惑が認められる号に規定する国際取引を利用して税金を脱漏し、国一「国際租税調整に関する法律」第二条第一項第一

られるために調査する場合金取引の脱漏などの方法を通じて脱税の疑惑が認め二.名義偽装、二重帳簿の作成、借名口座の利用、現

調査する場合動産投機等を通じた脱税の疑惑が認められるために四.偽りの契約書作成、未登記譲渡などを利用した不四.偽

をする場合

査及び出資・取引関係にある関連者に対し同時調査
五.相続税・贈与税調査、株式変動調査、犯則事件調

場合として国税庁長が定める場合六.その他、長期間の調査が必要な特別な事由がある

《通 知》

期間の延長通知書」により通知しなければならない。納税者に、施行規則別紙第五五条の三様式の「税務調査税務調査期間を延長する場合には、その事由と期間を

調査を中止することができる。(二〇一二・〇七・二七改正)務調査の進行が困難であると認められる場合には、税務税務公務員は、納税者が資料提出を遅延するなど、税執行基準八一の八一〇一二【税務調査の中止と再開】

① 税務調査の中止

《中止の事由》

要請する場合請理由に該当する事由があり、納税者が調査中止を一.法第八一条の七第二項に規定する税務調査延期申

外国税務当局との協議が必要な場合二、国外資料の収集・提出又は相互協議手続により、

遅延又は拒否するなどによって、税務調査を正常的二、納税者が帳簿・書類等を隠匿するか、その提出を

に進めるのが難しい場合

とが困難であると認める場合四.労働争議などが発生し税務調査を正常に進めるこ

より納税者保護官又は担当官が税務調査の一時中止五.令第六三条の一五第二項第四号及び同法第三項に

場合として国税庁長が定める場合六.その他、税務調査を中止すべき特別な事由があるを要請する場合

《調査期間不算入》

税務調査中止期間は、税務調査期間及び税務調査延長

期間に算入しない。

《通 知》

に通知しなければならない。 税務調査を中止する場合にはその理由を文書で納税者

② 税務調査の再開

る。と認められる場合には、税務調査を再開することができだし、租税債権の確保など緊急に再開すべき必要がある滅した場合、直ちに調査を再開しなければならない。た人務調査を中止した場合において、その中止理由が消

《通 知》

に通知しなければならない。 税務調査を再開する場合にはその理由を文書で納税者

第八一条の九【税務調査範囲拡大の制限(二〇一〇・

〇一・〇一新設)

① 税務公務員は、具体的な脱税疑惑がいくつかの課① 税務公務員は、具体的な脱税疑惑がいくつかの課

② 税務公務員は、第一項により税臵(二〇一〇・〇一・〇一新設)

通知しなければならない。(二〇一〇・〇一・〇一新設)大する場合には、その理由と範囲を納税者に文書で② 税務公務員は、第一項により税務調査の範囲を拡

(二〇一〇・〇二・一八新設)】

施

行令第六三条の一一【税務

調

査範囲の拡大

と確認できる場合など大統領令に定める場合、とは、疑惑がいくつかの課税期間又は他の税目にまで及ぶ① 法第八一条の九第一項に規定する "具体的な脱税

次のいずれかに該当する場合をいう。(二〇一〇

〇二・一八新設

- ・具体的な脱税疑惑が他の課税期間 る調査が必要な場合 (二〇一〇・〇二・一八新設) にも認められ、他の課税期間・税目又は項目に対す ・税目又は項目
- 一:調査の過程において「租税犯処罰手続法」第二条 第三号に規定する租税犯則調査に切り替える場合 (二〇一二・〇二・〇二改正)
- どが他の課税期間にまで及び、その項目に対する他 の課税期間の調査が必要な場合(二〇一〇・〇二・一八 特定税目の明白な脱税疑惑又は税法適用の錯誤な
- 四 る場合(二〇一〇・〇二・一八新設) 拡大する必要がある場合として企画財政部令に定め その他、 具体的脱税疑惑があり税務調査の範囲を

執行基準八一の九─○─一【税務調査範囲拡大の制 ど次の各号のいずれかに該当する場合を除いては 税期間又は他の税目にまで及ぶものと確認されるな 税務公務員は、具体的な脱税疑惑がいくつかの課

正

きない。(二〇一二・〇七・二七改正) 調査の進行中、 税務調査の範囲を拡大することがで

- ・ 具体的な脱税疑惑が他の課税期間・税目又は項目 る調査が必要な場合 にも認められ、 他の課税期間・税目又は項目に対す
- 二.調査の過程において「租税犯処罰手続法 に規定する租税犯則調査で切り替える場合 第一条
- 三.特定税目の明白な脱税疑惑又は税法適用の錯誤な どが他の課税期間にまで及び、その項目に対する他 の課税期間の調査が必要な場合
- 四、その他、 る場合 拡大する必要がある場合として企画財政部令に定め 具体的脱税疑惑があり税務調査の範囲

を

*現在、企画財政部令の定めはない。

2 通知しなければならない。(二〇一二・〇七・二七改 大する場合には、 税務公務員は、 その理由と範囲を納税者に文書で 第一項により税務調査の範囲を拡

第八一条の一〇【帳簿・書類保管禁止(二〇一〇・〇一・

〇一新設)

- ① 税務公務員は、税務調査の目的で納税者の帳簿又の範囲で税務調査期間に限り、一時保管することが者の同意がある場合には、その目的に必要な最小限者の同意がある場合には、その目的に必要な最小限できる。(二〇一四・〇一・〇一改正)
- ② 第一項の規定により一時保管している帳簿等に対
 ② 第一項の規定により一時保管している帳簿等に対
 ② 第一項の規定により一時保管している帳簿等に対
- い。(二○一四・○一・○一新設) 第一項により納税者の帳簿等を税務官署に一時保 3 第一項により納税者の帳簿等を税務官署に一時保

- (二○一二・○七・二七改正) 執行基準八一の一○一○一【帳簿・書類保管の禁止】 執行基準八一の一○一○一【帳簿・書類保管の禁止】 しただし、納税者の同意がある場合には、税務調査の目的で納税者の帳簿又執行基準八一の一○一○一【帳簿・書類保管の禁止】
- ② 第一項のただし書きより一時保管している帳簿又は書類等に対し、納税者が返還を要請した場合には、調査に支障がない限り直ちに返還しなければならない。この場合、税務公務員は、帳簿又は書類等の写しを保管することができ、その写しが原本と相違ないという事実を確認するための納税者の署名又は捺印を要求することが出来る。(二〇一二・〇七・二七中を要求することが出来る。(二〇一二・〇七・二七中を要求することが出来る。(二〇一二・〇七・二七中を要求することが出来る。(二〇一二・〇七・二七中を要求することが出来る。(二〇一二・〇七・二七中を要求することが出来る。(二〇一二・〇七・二七中を要求することが出来る。(二〇一二・〇七・二七中を要求することが出来る。(二〇一二・〇七・二七中を要求することが出来る。(二〇一二・〇七・二七中を要求することが出来る。(二〇一二・〇七・二七中を要求することが出来る。(三〇一一十〇七・二七中を要求することが出来る。(二〇〇一一・〇七・二七中を表述に対している。)

第八一条の一一【統合調査の原則(二〇一〇・〇一・〇一

関連し税法により申告・納付義務がある税目を統合してど大統領令に規定する場合を除いては、納税者の事業と税務調査は、特定の税目のみを調査する必要があるな

施 行令第六三条の一二【統合調査原則の例外

(二〇一〇·〇二·一八新設)】

とは、 調査する必要があるなど大統領令に規定する場合ん (二〇一〇・〇二・一八新設) 法第八一条の一一に規定する、特定の税目のみを 次のいずれかに該当する場合をいう。

税目の特性、納税者の申告類型、事業規模、脱税 ある場合(二〇一〇・〇二・一八新設) 疑惑などを考慮して特定税目だけを調査する必要が

一・租税債権の確保などのために緊急に調査する必要 税目だけを調査する必要がある場合(二〇一〇・ 又は特定取引にだけ限定され、これに関連した特定 がある場合、又は疑惑内容が特定事業場、 特定税目

三.その他、税務調査の効率性、納税者の便宜などを 考慮して特定税目だけを調査する必要がある場合と して企画財政部令に定める場合(二〇一〇・〇二:

○二・一八新設

執行基準八一の一一―○―一【統合調査の原則】

原則:税務調査は、納税者の事業と関連し税法によっ て申告・納付義務がある税目を統合して実施す

例外:次のいずれかに該当する場合には、特定税目の ることを原則とする。

みを調査することができる。

一.税目の特性、納税者の申告類型、事業規模、 がある場合 の疑惑などを考慮して特定税目だけを調査する必要 脱税

二.租税債権の確保などのために緊急に調査する必要 税目だけを調査する必要がある場合 又は特定取引にだけ限定され、これに関連した特定 がある場合、又は疑惑内容が特定事業場、特定税目

*現在、企画財政令は規定されてない。 三.その他、税務調査の効率性、納税者の便宜などを 考慮して特定税目だけを調査する必要がある場合と して企画財政部令に定める場合

第八一条の一二【税務調査の結果通知(二〇一〇・

〇一・〇一条番改正)

(二○一一・一二・三一改正)廃業など大統領令に定める場合にはこの限りでない。 結果を書面で納税者に通知しなければならない。ただし、 税務公務員は、税務調査を終了した時には、その調査

(二〇一〇・〇二・一八条番改正)】 施行令第六三条の一三【税務調査の結果通知

をいう。(三〇一〇・〇二・一八改正)領令に定める場合、とは、次のいずれかに該当する場合、法第八一条の一の但し書きに規定する〝廃業など大統

- 一. 廃業した場合(一九九六・一二・三一新設)
- い場合(一九九六・一二・三一新設)二、納税管理人を定めず国内に住所又は居所を置かな

施行規則(二〇一四・〇三・一四一部改正)

第三七条【税務調査の結果通知】

別紙第五六号書式の税務調査結果通知書による法第八一条の一二に規定する税務調査の結果通知は、

執行基準八一の一二―○―一【税務調査の結果通知】

① 原則:税務公務員は、税務調査を終了した時には、

外:欠のいずれかに該当する場合はでればならない。

- ② 例外:次のいずれかに該当する場合は調査結果を
- 一.廃業した場合
- い場合 い場合 | 一、納税管理人を定めず国内に住所又は居所を置かな

改正)】 の一三【秘密保持(二〇一〇・〇一・〇一条番)

① 税務公務員は、納税者が税法で定めた納税義務を で、一・○一改正)

- ・地方自治体等が法律で定める租税の賦課・徴収な どの目的で課税情報を要求する場合(二〇一〇・
- ○一・○一改正
- 二.国家機関が租税争訟や租税犯訴追のため課税情報 を要求する場合(二〇一〇・〇一・〇一改正
- 号番改正 よって課税情報を要求する場合(二〇〇六・一二・三〇 裁判所の提出命令又は裁判官が発行した令状に
- 四 に必要な課税情報を要求する場合(二〇一〇・〇一・ 税務公務員間で国税の賦課・徴収又は質問・検査
- Ŧį. る場合(二○○九・○二・○六新設) 統計庁長が国家統計作成目的で課税情報を要求す
- 六.「社会保障基本法」第三条第二号に規定する社会 る場合(二〇一四・〇一・〇一新設) 定する所管業務を遂行するために課税情報を要求す 保険の運営を目的に設立された機関が関係法律に規
- などのための資格の調査・審査などに必要な課税情 に関する法律」に規定する公共機関が、給付・支援 国家行政機関、地方自治体又は「公共機関の運営

大韓民国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要

(阿部

報を当事者の同意を受けて要求する場合(二〇一四・

- ○一・○一新設
- (二〇一四・〇一・〇一号番改正 他の法律の規定により課税情報を要求する場合
- 2 で当該税務官署長に要求しなければならない。 の規定により課税情報の提供を要求する者は、文書 第一項第一号、第二号及び第五号から第八号まで
- (二〇一四・〇一・〇一改正)
- 3 なければならない。(三○一○・○一・○一改正) 情報の提供が要求された場合にはその要求を拒否し 税務公務員は、第一項および第二項に反する課税
- 4 で使用してはならない。(二〇一〇・〇一・〇一改正) れを他人に提供、漏洩するなどその目的以外の用途 第一項により課税情報を知ることとなった者はこ
- (5) 律により罰則を適用する場合には公務員とみなす。 た者のうち公務員でない者は、「刑法」その他の法 (二〇一〇・〇一・〇一改正) 本条により課税情報を提供されて知ることとなっ

執行基準八一の一三―〇―一【課税情報の提供】

で当該税務官署長に要求しなければならな

(二〇一二・〇七・二七改正)

- らない。 洩するなど目的以外の用途に使用してはな① 原則:税務公務員は、課税情報を他人に提供、漏
- 提供することができる。その使用目的の範囲で納税者の課税情報を② 例外:次の各号のいずれかに該当する場合には、
- どの目的で課税情報を要求する場合一.地方自治体等が法律で定める租税の賦課・徴収な
- を要求する場合「国家機関が租税争訟や租税犯訴追のため課税情報」
- よって課税情報を要求する場合二、裁判所の提出命令又は裁判官が発行した令状に
- 必要な課税情報を要求する場合四.税務公務員間で国税の賦課・徴収又質問・検査に

〇七・二七改正)

- る場合
 五.統計庁長が国家統計作成目的で課税情報を要求す
- 六.他の法律の規定により課税情報を要求する場合
- により課税情報を要求する場合には、文書》 形式:第二項第一号、第二号、第五号及び第六号

執行基準八一の一三―○―二【課税情報】

二四九九九、二〇一〇・九・三〇) (二〇一二・〇七・二七

牧正,

第八一条の一四【情報提供(二〇一〇・〇一・〇一条番

らない。(二○一○・○一・○一改正)報を要求した場合、速かにその情報を提供しなければな報を要求した場合、速かにその情報を提供しなければない。

条番改正)】 (課税前適否審査(二〇一〇・〇一・〇一

○ 次の各号のいずれかに該当する通知を受けた者は、その通知を受けた日から三○日以内に通知をした税務署長又は地方国税庁長に対して、通知内容の適法性に関する審査(以下この条で、課税前適否審査(課性に関する審査(以下この条で、課税前適否審査(課性に関する審査(以下この条で、課税前適否審査(課性に関する審査(以下この条で、課税前適否審査(課であるか、新しい解釈が必要な場合など大統領令きであるか、新しい解釈が必要な場合など大統領令に定める事項に対しては、国税庁長に請求することができる。(二○一○・○一・○一改正)

- 書面通知(二○一○・○一・○一改正)・第八一条の一二に規定する税務調査結果に対する
- 二.その他大統領令に定める課税予告通知(二〇一〇・

〇一・〇一改正)

- 適用しない。(二〇一〇・二二・二七改正) ② 次の各号のいずれかに該当する場合には第一項は
- 当する場合(二○一○・○一・○一改正)事由があるか、税法に規定する随時賦課の事由に該一・「国税徴収法」第一四条に規定する納期前徴収の一・「国税徴収法」第一四条に規定する納期前徴収の
- する場合(二〇一〇・一二・二七改正)二、「租税犯処罰法」違反により告発又は通告処分を
- である場合(二〇一〇・〇一・〇一改正)国税賦課除斥期間の満了日までの期間が三ヶ月以下三.税務調査結果通知及び課税予告通知をする日から
- 四.その他大統領令に定める場合(二〇一〇・〇一・〇一

(二〇〇八・一二・二六改正)

- よる。(二○一○・○一・○一改正)④ 課税前適否審査に対する決定は次の各号の区分に
- いう決定(二○○六・一二・三○条番改正)一.請求が理由ないと認められる場合:採択しないと
- 改正)
 改正)
 改正)
 改正)
 改正)
 改正)
 改正)
 改正)
 改正)
 一部採択する決定をする(二○○六・一二・三○条番ただし、請求に一部理由あると認められる場合:採択する決定。二・請求が理由あると認められる場合:採択する決定。
- しない場合:審査しないという決定(二〇一〇・二.請求期間が経過している場合又は補正期間に補正
- 六五条第四項を準用する。(二○一○・○一・○一改正) 六四条第一項但し書き、第六四条第二項および第第六一条第三項、第六二条第二項、第六三条、第第二項、第六三条、第一条第二項、第二項条、第五九条、第
- 場合『委員会』は『国税審査委員会』と読み替える。二九条・第三九条および第四○条を準用する。この二九条・第一六条・第二○条から第二二条まで・第一 課税前適否審査については、「行政審判法」第

(二〇一〇・一・二五改正)

7

- 第一項各号のいずれかに該当する通知を受けた者
 第一項各号のいずれかに該当する通知を受けた者
 第一項各号のいずれかに該当する通知を受けた者
- 項は大統領令に決める。(二〇〇八・一二・二六改正)⑧ 課税前適否審査の申請、方法、その他に必要な事

求手続など(二○一○·○二·一八条番改正)】 施行令第六三条の一四【課税前適否審査の範囲及び請

- 一.法令と関連し国税庁長の有権解釈を変更すべきで

解釈が必要な場合(一九九九・一二・二八改正)二.国税庁長の訓令・例規・告示などと関連し新しい

改正

する場合(二〇一〇・〇二・一八改正) 税務署長又は地方国税庁長が行う課税予告通知に関査結果(現地で是正措置をする場合を除く)により、三、税務署又は地方国税庁に対する国税庁長の業務監

3

- 場合(二○一○・○二・一八改正)
 うち課税前適否審査金額が一○億ウォン以上である四.第一号から第三号までの規定に該当しない事項の
- 課税予告通知(二○一○・○二・一八改正)を含む)により、税務署長又は地方国税庁長が行う国税庁長の業務監査結果(現地で是正措置をする場合一・税務署又は地方国税庁に対する地方国税庁長又は
- 一.調査現場で確認された当該納税者以外の者に対す

方国税庁長がする課税予告通知(□○□三・○六・□□る課税資料及び現地確認調査により税務署長又は地

である課税予告通知(二〇〇九・〇二・〇六改正)三.納税告知をしようとする税額が三百万ウォン以上

- ○二・一八改正)
 ○二・一八改正)
 ○二・一八改正)
 ○二・一八改正)
 ○二・一八改正)
 ○二・一八改正)
 ○二・一八改正)
 ○二・一八改正)
 ○二・一八改正)
- ④ 法第八一条の一五第一項により課税前適否審査請④ 法第八一条の一五第二項各号のいずれかに該当する場合、又は同一五第二項各号のいずれかに該当する場合、又は同一五第二項各号のいずれかに該当する場合、又は同条第七項に規定する申請がある場合にはこの限りで条第七項に規定する申請がある場合にはこの限りでない。(二〇一〇・〇二・一八改正)
- る通知を受けた者は、課税前適否審査請求をする際、⑤ 法第八一条の一五第一項各号のいずれかに該当す

ない。(二○一○・○二・一八改正)書類や証拠物件があればこれを添付しなければなら定にに該当する場合には国税庁長)に対して、次の各定にに該当する場合には国税庁長)に対して、次の各当該通知をした税務署長・地方国税庁長(同項の規当該通知をした税務署長・地方国税庁長(同項の規

一・請求人の住所又は居所と申請する旨(二〇〇九・

〇二・〇六新設)

二.税務調査結果通知又は第二項各号の通知を受けた

日 (二○○九・○二・○六新設)

三.請求税額(二○○九・○二・○六新設)

四、請求内容及び理由(二〇〇九・〇二・〇六新設)

⑦ 第一項から第六項までに規定した事項のほか、課

企画財政部令で定める。 税前適否審査請求の決定、通知などに必要な事項は

執行基準八一の一五―○―一【課税前適否審査】

① 請求の範囲

を請求することができる。地方国税庁長に対して、通知内容の適法性に関する審査知を受けた日から三〇日以内に通知をした税務署長又は、次の各号のいずれかに該当する通知を受けた者は、通

- 一・税務調査結果に対する書面通知
- う課税予告通知合を含む)により、税務署長又は地方国税庁長が行は国税庁長の業務監査の結果(現地で是正措置する場二.税務署又は地方国税庁長に対する地方国税庁長又
- 方国税庁長がする課税予告通知る課税資料及び現地確認調査により税務署長又は地三.調査現場で確認された当該納税者以外の者に対す
- である課税予告通知四.納税告知をしようとする税額が三百万ウォン以上
- ② 国税庁長に請求できる事由

- あるか新しい解釈が必要な場合・法令と関連し国税庁長の有権解釈を変更すべきで
- 解釈が必要な場合二.国税庁長の訓令・例規・告示などと関連し新しい
- する場合
 一、税務署長又は地方国税庁長が行う課税予告通知に関税務署長又は地方国税庁長が行う課税予告通知に関査結果(現地で是正措置をする場合を除く)により、三、税務署又は地方国税庁に対する国税庁長の業務監
- 場合うち課税前適否審査金額が一○億ウォン以上である四.第一号から第三号までの規定に該当しない事項の
- ③ 請求排除事由
- 事由があるか、税法に規定する随時賦課の事由に該・「国税徴収法」第一四条に規定する納期前徴収の
- 二.「租税犯処罰法」違反により告発又は通告処分を当する場合

する場合

である場合国税賦課除斥期間の満了日までの期間が三ヶ月以下国税賦課除斥期間の満了日までの期間が三ヶ月以下三.税務調査結果通知及び課税予告通知をする日から

- 締結した相手国が相互協議手続の開始を要請した場四.「国際租税調整に関する法律」により租税条約を
- ④ 決定結果の通知

に請求人に通知しなければならない。て決定し、その結果を請求を受理した日から三○日以内長又は国税庁長は、それぞれ国税審査委員会の審議を経悪税前適否審査請求を受理した税務署長、地方国税庁

- ⑤ 請求に対する決定
- いう決定一.請求が理由ないと認められる場合:採択しないと
- 一部採択する決定をするただし、請求に一部理由あると認められる場合には二.請求が理由あると認められる場合:採択する決定。
- しない場合:審査しないという決定三.請求期間が経過している場合又は補正期間に補正
- ⑥ 請求の効力

課税標準及び税額の決定や更正決定を留保しなければな長又は国税庁長は、その請求に対する決定があるまでは、課税前適否審査請求を受理した税務署長・地方国税庁

ある場合にはこの限りではない。らない。ただし、③請求排除事由及び⑧早期決定申請が

- ⑦ 不服請求に対する準用
- 一・関係書類の閲覧及び意見陳述権(法第五八条)
- 一、代理人(法第五九条)
- 三.請求期間に対する一部規定(法第六一条第三項)
- 四.請求手続に関する一部規定(法第六二条第二項)
- 五.請求書の補正(法第六三条)
- 六、決定手続に関する一部規定(法第六四条第一項但し
- 七.補正期間の決定期間不算入(法第六五条第四項)

書き第二項)

⑧ 早期決定申請

(二〇一〇・〇一・〇一新設)】 第八一条の一六【国税庁長の納税者権利保護

- ① 国税庁長は、職務を執行するに当たり、納税者の① 国税庁長は、職務を執行するに当たり、納税者の
- をそれぞれ一名置く。(二〇一〇・〇一・〇一新設)地方国税庁に納税者権利保護業務を遂行する担当官護業務を総括する納税者保護官を置き、税務署及び② 納税者の権利保護のために国税庁に納税者権利保
- ③ 国税庁長は、第二項に規定する納税者保護官を開③ 国税庁長は、第二項に規定する納税者保護官を開
- 統領令にて定める。(二〇一〇・〇一・〇一新設)納税者保護官制度の運営に必要な事項については大倒 納税者保護官及び担当官の資格・職務・権限など

格・職務など(二〇一〇・〇二・一八新設)】 施行令第六三条の一五【納税者保護官及び担当官の資

① 法第八一条の一六に規定する納税者保護官は、租

準を満たす者とする。(二○一○・○二・一八新設)して学歴・経歴などを考慮して国税庁長が定める基税・法律・会計分野の専門知識と経験を備えた者と

- ② 納税者保護官の職務及び権限は次の各号に掲げる
- 一.税に関する苦情・嘆願の解消など納税者権利保護事項とする。(二〇一〇・〇二・一八新設)
- 二、納税サービス関連制度・手続き改善に関する事項(二〇一〇・〇二・一八新設)
- く。)に対する是正要求(二○一○・○二・一八新設)三. 違法・不当な処分(税法に規定する納税の告知を除

(二○一○·○二·一八新設)

四.違法・不当な税務調査の一時中止及び中止

(二〇一〇・〇二・一八新設)

- る指示・監督(二○一○・○二・一八新設)官をいう。以下二項において〝担当官〟という)に対す税庁の担当官(法第八一条の一六第二項に規定する担当六.納税者の権利保護業務に関して税務署及び地方国

定める事項(二○一○・○二・一八新設)七.その他に納税者の権利保護と関連して国税庁長が

- 委任することができる。(二〇一〇・〇二・一八新設)に執行するために担当官にその職務と権限の一部を③ 納税者保護官は、第二項に規定する業務を効率的
- とする。(二○一○・○二・一八新設)歴などを考慮して国税庁長が定める基準を満たす者担当官は国税庁所属公務員のうち、その職級・経
- する。(二〇一〇・〇二・一八新設) 担当官の職務及び権限は次の各号に掲げる事項と
- に関する事項(二○一○・○二・一八新設)一.税に関する苦情・嘆願の解消など納税者権利保護
- 二、第三項により委任された業務(二〇一〇・〇二・

一八新設)

る事項(二〇一〇・〇二・一八新設) 三.その他に納税者権利保護に関して国税庁長が定め

〇一新設)】 第八一条の一七【納税者の協力義務(二〇一四・〇一・

納税者は、税務公務員の適法な質問・調査、提出命令

大韓民国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要(阿部)

に対し誠実に協力しなければならない。(三○一四・○一・

○一新設

第八一条の一八【納税者保護委員会(二〇一四・〇一・

〇一新設)

- (二○一四·○一·○一新設)地方国税庁に、納税者保護委員会を設置する。次の各号に掲げる事案を審議するため税務署及び

囲の拡大 (二〇一四・〇一・〇一新設)

止要請(二○一四・○一・○一新設)がする中小規模納税者の税務調査の一時中止及び中三.第八一条の八第三項に定める税務調査期間延長に

(二〇一四・〇一・〇一新設) に対する納税者の税務調査一時中止および中止要請四.税務調査進行中における、違法・不当な税務調査

(二〇一四・〇一・〇一新設) 五.税務署長及び地方国税庁長が審議を要求する事案

事案(二○一四・○一・○一新設)六.その他に納税者保護担当官が審議を必要と認める

② 納税者保護委員会は第一項第四号に規定する要請
② 納税者保護委員会は、正当な理由なく委員会
の要求に従わない税務公務員に対し、国税庁長に懲
の要求に従わない税務公務員に要求することができる。この
成を建議することができる。この
成を建議することができる。
の要求に規定する要請
の要求に提出
の要求に規定する要請
の要求に提出
の要請
の要求に提出
の事な
の事な

が就任し、委員は委員長一人を含め一八人以内で構③ 納税者保護委員会の委員長は次の各号に掲げる者

中小規模納税者以外の納税者に対する税務調査範

成する。
\bigcirc
\bigcirc
四
•
\bigcirc
•
\bigcirc
新設)

- する者(二○一四・○一・○一新設)の者で税務署長の推薦を受けて地方国税庁長が委嘱一・税務署に設置する納税者保護委員会:公務員以外
- 委嘱する者(二○一四・○一・○一新設)以外の者で地方国税庁長の推薦を受けて国税庁長が二.地方国税庁に設置する納税者保護委員会:公務員
- 国税庁長)が任命または委嘱する。(二○一四・○一・庁長(税務署に設置する納税者保護委員会の委員は地方学識と経験が豊富な者と関係公務員の中から、国税④ 納税者保護委員会の委員は、税務分野に専門的な
- の用途に使用してはならない。(二〇一四・〇一・得た課税情報を他人に提供、漏洩するなど目的以外⑤ 納税者保護委員会の委員は、業務に関連して知り

○一新設

- 要な事項は大統領令で定める。(二○一四・○一・○一⑥ 納税者保護委員会の構成及び運営などに関して必
- ⑦ 納税者保護官は、納税者保護委員会の議決事項に

対する履行の有無などを監督する。(二〇一四・〇一・

○一新設)

施行令第六三条の一六【納税者保護委員会(二〇一四・

○二・二一新設)】

(二〇一四・〇二・二一新設)を含む次の各号に規定する委員で構成する。(以下この項において、委員会、という) は委員長一人① 法第八一条の一八に規定する納税者保護委員会

一.税務署に設置する委員会:一四人以内の委員

二.地方国税庁に設置する委員会:一八人以内の秊(二〇一四・〇二・二一新設)

(二〇一四・〇二・二一新設) 二. 地方国税庁に設置する委員会:一八人以内の委員

就任する。(二○一四・○二・二一新設) ② 委員会の委員は、次の区分に従いそれぞれの者が

一.税務署に設置する委員会:次の各号に規定する者

(二○一四·○二·二一新設)

る者五名以内(二〇一四・〇二・二一新設)ガ.地方国税庁長が税務署所属公務員の中から任命す

ナ.法第八一条の一六第二項により税務署に納税者権

利保護業務を遂行するための担当官一名(二〇一四・

○二·二一新設)

国税庁長が委嘱する者八名以内(二〇一四・〇二・二二法律又は会計に関する学識と経験が豊富な者で地方ダ.税務署長が推薦する弁護士、税務士、教授など、

亲言(

る者(二○一四・○二・二一新設)二.地方国税庁に設置する委員会:次の各号に規定す

る者七人以内(二〇一四・〇二・二一新設)ガ.国税庁長が地方国税庁所属公務員の中から任命す

者権利保護業務を遂行するための担当官一名ナ・法第八一条の一六第二項により地方国税庁に納税

、・地方国税庁長が推薦する弁護士(二○一四・○二・二一新設)

国税庁長が委嘱する者一○名以内(二○一四・○二・ど、法律又は会計に関する学識と経験が豊富な者でダ・地方国税庁長が推薦する弁護士、税務士、教授な

_____新設)

(二〇一四・〇二・二一新設)いう)は委員会を代表して委員会の業務を総括する。) 委員会の委員長 (以下この項において "委員長" と

④ 委員長がやむを得ない理由により職務を遂行でき (金) 委員長がやむを得ない理由により職務を遂行でき (金) の中から委員長があらかじめ指名した委員という)の中から委員長があらかじめ指名した委員という の中から委員長があらかじめ指名した委員というの職務を代行する。(二〇一四・〇二・二一新設) がその職務を代行する。(二〇一四・〇二・二一新設) がその職務を代行する。(二〇一四・〇二・二一新設) がその職務を代行する。(二〇一四・〇二・二一新設) がその職務を代行する。(二〇一四・〇二・二一新設) がその職務を代行する。(二〇一四・〇二・二一新設) がその職務を送行でき

⑤ 委員長と外部委員の任期は二年とする。(二〇一四・

○二·二一新設)

⑥ 地方国税庁長(地方国税庁に置く委員会の場合には国 億 地方国税庁長(地方国税庁に置く委員をの職務遂行に支

就任する。(二○一四・○二・二一新設)対する審議が必要だと認めた場合、第二項一号及び 村する審議が必要だと認めた場合、第二項一号及び 合には、期日を定めて委員会を招集し、その議長に 同項二号に規定する担当官(以下この項において、納 高には、法第八一条の一八第一項各号の案件に

と次の各号の区分により委員長が、納税者保護担当⑧ 委員会は、委員長、納税者保護担当官である委員

なるように委員を構成しなければならない。する委員で構成する。ただし、外部委員が過半数に官である委員の意見を聴取のうえ、会議ごとに指定

(二〇一四・〇二・二一新設)

一. 税務署に設置する委員会:五名 (二〇一四・

○二·二一新設)

二、地方国税庁に設置する委員会:七名(二〇一四・

○二·二一新設)

る。(二)「囚・つニ・ニニ新投)数の出席で成立し、出席委員過半数の賛成で議決す⑨ 委員会の会議は第八項により構成された委員過半

る。(二〇一四・〇二・二一新設)

○二・二一新設) 見を聴取のうえ公開することができる。(二○一四・見を聴取のうえ公開することができる。(二○一四・要と認める場合、納税者保護担当官である委員の意 委員会の会議は公開しない。ただし、委員長が必

① 委員会にその事務を処理するために幹事一人を置い 委員会にその事務を処理するために幹事一人を置

② 第一項から第一一項までで規定した事項のほか、

大韓民国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要

(阿部

が定める。(二〇一四・〇二・二一新設)委員会の構成及び運営などに必要な事項は国税庁長

(1) 大綱五~六頁

(10) 平成二二年度税制改正大綱(二〇〇九年一二月二二(2) 平成二二年度税制改正大綱(二〇〇九年一二月二二(2) 平成二二年度税制改正大綱(二〇〇九年一二月二二(2) 平成二二年度税制改正大綱(二〇〇九年一二月二二

はなされていない。
まま、二○一四年一○月一日現在、そのグレードアップ実施されたものの、執行基準は二○一二年に制定された(3) 法、施行令並びに施行規則等の改正が二○一四年に

大なる助言をいただいた。ここに感謝申し上げる。(4) なお、この翻訳については、李信愛韓国税務士に多

(5) 納税者権利憲章

納税者権利憲章

このため国税公務員は、納税者が神聖な納税義務を信重され、かつ保障されなければなりません。納税者の権利は、憲法と法律の定めるところにより尊

があります。
護され実現できるように最善を尽くして協力する義務益を最大限提供しなければならず、納税者の権利が保益に基づいて誠実に履行するように、必要な情報と便

らせするために制定されたものです。この憲章は、納税者に保障される権利を具体的にお知

- 真実なものと推定されます。い限り誠実であり、納税者が提出した税務資料は、いない場合、若しくは、具体的な脱税の疑い等がな1.納税者は、記帳・申告等納税協力義務を履行して
- 請し、その結果の通知を受ける権利があります。やむを得ない事由がある場合には、調査の延期を申査の事前通知と調査結果の通知を受ける権利があり、2. 納税者には、法令に定める場合を除いて、税務調
- 限り重複調査を受けない権利があります。受ける権利があり、法令が定める特別な事由がない3.納税者には、税務調査の際、租税専門家の援助を
- よって通知を受ける権利があります。期間が延長される場合に、その理由と期間を文書に4.納税者には、法令が定めるところにより税務調査
- を受ける権利があります。5. 納税者には、自分の課税情報に対する秘密の保護
- 提供される権利があります。6.納税者には、権利の行使に必要な情報を、迅速に

- を受ける権利があります。
 は利益が侵害された場合には、適法かつ迅速な救済必要な処分を受けなかったことにより、権利若しく7.納税者には、違法又は不当な処分を受け、また、
- 利があります。 処分を受ける前に、適法かつ迅速な救済を受ける権 若しくは利益が侵害される恐れがある場合にはその8.納税者には、違法又は不当な処分によって、権利
- を受ける権利があります。9. 納税者には、国税公務員からいつでも公正な待遇

国税庁長

- (6) 現在、大統領令は発遣されていない。
- の決定」 の決定」 がある場合に処分の取消・更正決定をするか必要な処分(7) 法六五条【決定】、同条第一項三号「審査請求に理由
- (8) 法六六条【異議申請】
- (9) 法八一条【審査請求に関する規定の準用】
- (10) 法八二条【納税管理人】
- (11) 国際租税調整に関する法律二条【定義】
- (12) 国税徴収法一四条【納期前徴収
- (13) 法五八条【関係書類の閲覧および開陳権]
- (4) 法五九条【代理人】
- 15) 法六一条【請求期間】

- 法六二条 【請求手続】
- <u>17</u> 法六三条【請求書の補正】 法六四条【決定手続】
- 法六五条【決定】
- $\widehat{21} \ \widehat{20} \ \widehat{19} \ \widehat{18}$ 行政審判法一五条【選定代表者】
- 22 行政審判法二〇条【審判参加】、同二一条【審判参加行政審判法一六条【請求人の地位承継】
- の要求】、同二二条【参加人の地位】
- $\widehat{24}$ $\widehat{23}$ 行政審判法三九条【職権審理】
- 行政審判法四〇条【審理の方式】

インターネットの紛争に関するアメリカ合衆国の一国際私法理論

中 村

進

一 Berman のコスモポリタン理論における国際私法の役割

三 若干の検討

はじめに

几

おわりに

第一章 はじめに

えば日本のネット事業者が中国語や韓国語によるサイトらず国際取引においても同様であり、既に以前より、例あることが広く認知されている。それは、国内取引に限今日では、インターネットが取引を行う際の一手段で

を越えた電子商取引紛争も増加している。 を提供するサービスをアジアやアフリカで展開することを提供するサービスをアジアやアフリカで展開することの育成と雇用の拡大に有用と考え、積極的にコンテンツの育成と雇用の拡大に有用と考え、積極的にコンテンツの百際競争力の強化に向けた取組みを推進している。この国際競争力の強化に向けた取組みを推進している。この国際競争力の強化に向けた取組みを推進している。 を越えた電子商取引紛争も増加している。

判管轄についての議論が学説上でも盛んである。しか取引を巡る無数の国際・州際事件が発生し、特に国際裁電子商取引の先進国であるアメリカでは、既に電子商

インターネットの紛争に関するアメリカ合衆国の一国際私法理論(中村)

三三五 (一七九一)

ると、 その中で抵触法が重要な役割を果たすようになると主張 拠法選択と法廷地選定とがほぼ同一のファクターを考慮 判管轄の議論が中心で、 当し、改めて特別なルールを考える必要はないとみてい しているのが、本稿で紹介と簡単な検討を行う、ベアマ ように思われる。そうした中で、新たな理論を展開させ、 だとする法廷地法優先の考え方が有力に存すること、 るというよりも、アメリカの判例においては、 て検討されることは少ないように思われる。 (Paul Schiff Berman) の一連の論文である。 合一的に処理される傾向があることなどに起因する アメリカ抵触法上、 裁判管轄 自動的に法廷地州法を準拠法とする傾向が強いこ 電子商取引紛争についても伝統的抵触法理 0) 議 論と比較すると、 法廷地のポリシーを考慮すべき 法廷地州の裁判管轄が容認され 準拠法の問題 その根拠と 元来、 心につい 論 が妥 進 裁

年の論文を中心に、その前後に公表された諸論文の中のえが最初に且つ最も反映されていると思われる二〇〇五説を展開する。本稿は、ベアマンの抵触法についての考説を展開する。本稿は、ベアマンの抵触法についての考べアマンは、二〇〇二年に公表した論文を嚆矢とし、以

Ę 的ではないと思われる。 関する基本的なコンセプトを述べただけであって、 ことを目的とする。 幾つかにも触れながら紹介し、 争に限定し展開しているのではなく、 くないと考えたからである。 題を考えるにあたって、 介しようと考えたのは、 ンセプト自体も、 的な準拠法選択のルールを示したものではなく、 心である。また、 あり、そこで取り上げられているケースは特に初期に書 彼自身は専ら抵触法上の問題を論じる研究者というより したが、 本稿のタイトル上はインターネットに関する紛争に限定 われるインターネットが関わる国際的紛争の準拠法の問 かれた論文においてはインターネットに関するものが る理論に基づいて独自の抵触法理論を展開しているが、 コスモポリタン的視座 インターネット法や国際法上の問題を扱う研究者で ベアマンは、その理論をインターネット関連紛 過度な理想主義に立ち、必ずしも現実 ベアマンが展開する理論は、 ベアマンはこれらの論文で、 その 今後もますます発展とすると思 しかし、にも拘わらずここで紹 (cosmopolitan vision)」と名づけ このような事情を考慮して 理論に参考になる点が少な 最後に若干の検討を行う 現代のような 抵触法 そのコ 彼が 中

全体にとって興味のある理論と考えている。法として提唱している。その意味においても、国際私法ローバル化された社会においては最も適切な紛争解決方

における国際私法の役割。 『二章 Berman のコスモポリタン理論

本章では、ベアマン自身が準拠法選択と外国判決の承 地に紹介する。しかし、ベアマンがこの理論を展開する のはここで紹介する二〇〇五年の論文が初めてではない。 のはここで紹介する二〇〇五年の論文が初めてではない。 既にそれ以前に、この視座を始めて示した長大な論文を 既にそれ以前に、この視座を始めて示した長大な論文を 概念(cosmopolitan pluralist conception of jurisdiction)」と 名づけた裁判管轄理論を展開している。そこで先ず、準 名づけた裁判管轄理論を展開している。そこで先ず、準 名づけた裁判管轄理論を展開している。そこで先ず、準 名がけた裁判管轄理論を展開している。そこで先ず、準 名がけた裁判管轄理論を展開している。そこで先ず、準 を が法の決定の問題に関する主張とも密接に関連するため、 を のベアマンの裁判管轄についての理論を最初に紹介し を が、

1. ベアマンの裁判管轄理論

ベアマンは、所属(affiliation)や構成員たることを示

物理的領域と地理的国境は、コミュニティを決定するた 域に基づき、主権を有する団体つまり国家が唯一 ニティがあるとする。 度に狭く国家のみに絞ることは、 めの唯一のものでもなければ、 コミュニティ所属の概念であることを当然と考えるが、 る。その上で、現在の裁判管轄システムは、 ニティ所属の形態は存在するのかの問題を提起するとす のプレヤーであるのか、また法が容認できる別のコミュ ンは見る。そして、なぜ国家だけが司法権における唯 ティといった現在の社会概念に合致していないとベアマ 裁判管轄システムは、 が進展したことによって、社会的環境が変化したため、 けでなく、他に日々の生活の中で所属する様々なコミュ す基準として、物理的 ティ概念を正当に評価するものではないと断定する。 する複数の、 オンライン・コミュニケーションの発達とグローバル化 相互に重複している、 場所、 しかし、インターネットが登場 所在や国家的アイデンティティだ 距離、 適切なものでもない。過 その他に世界中に存在 非国家的なコミュニ 国境及びコミュニ 地理的な領 可能

所属するだけでなく、宗教法人、業界団体、組合、インつまり、人は国家、郡、町といった政治的グループに

ないとする。 (近) 強大な力を発揮する場合もあるというのである。例えニティ内の規範にも拘束され、その中には我々の行為に 際的な分野でも様々な非政府の基準設置団体が法的効力 的グル 融市場活動に関する規制が、 りがない場合であっても、 続及び合意中に具体化されている規則は、 ターネ して非国家主権的コミュニティによる裁判管轄の判断や な基準の創設の際に大きな影響を及ぼす。 た私的な権威に託されている。こうした同業組合グルー を有する詳細な標準システムを構築し、 プやその私的な基準設置団体は、 銀行や信用調査機関を拘束する非公式的な基準、 非国家的コミュニティに所属する場合にも、 ・ツト ープに所属するが、 ・チャット・グループなど多種多様の 規範にも注意を払わなけ 政治的な所属の場合だけでな 拘束力を有する。 株式市場や同業組合とい 産業規範となる任意的 また、 従って、こう 政府との 同様に、 れば 多くの金 コミュ 非 なら 関わ 国 玉 手 家

なければ、関係のコミュニティ所属の範囲を制限すべき的所在との結び付きに基礎を置いたものに制限すべきでかくしてベアマンは、裁判管轄の判断について、地理

でもないとする。そして、裁判管轄コミュニティを構成でもないとする。そして、裁判管轄のコスモポリタ東認を受けた裁判所によって代表されるものであることを超えて、コミュニティによって代表されるものであることを超えて、コミュニティによって代表されるものであることを超えて、コミュニティによって代表されるものであることを超えて、コミュニティに所属する可能数の、ときには非領域的なコミュニティに所属する可能数の、ときには非領域的なコミュニティに所属する可能数の、ときには非領域的なコミュニティに所属する可能がある。

グロ は、 るが、 み入れていたことなどを挙げる。更に、 イスラム教及びキリスト教の属人法(personal law)を組 植民地法は、その行政体制の中に、実質的にヒンズー教 が存在していたこと、二○世紀に入っても、 地域の法の効力を容認していたこと、 その例として、近代国家体制成立以前から、 カノン法及びゲルマンのロンゴバルド法の三つの成文法 ではなく、古くから主張されるものである。 以上がベアマンの主張する裁判管轄に関する理論 1 自治体及び独立国家の制定法と並んで、 多元的な規範に関する研究自体は彼のオリジナル バル化の進展に伴い、 国際法が規範と考える国 中世ヨ 現代においても イギリスの ベアマンは 1 口 ローマ法 1 口 マ法 ツ ノパ であ で

間及び多数国間条約や国際慣習法などとともに、国際的間及び多数国間条約や国際慣習法などとともに、国際的間及び多数国間条約や国際慣習法などとともに、国際的間及び多数国間条約や国際慣習法などとともに、国際的

的に ターネットに本来的な、分散的、自律的な特性にある。(21)ワークにしたもの(a network of networks)であるイン hypertextといった機能についても、 ネット内を移動する情報をコントロールすることが技術 なインターネットの特性を捉えて、「セルフ・ガヴァナ る場所やコントロールするポイントがなく、 つまり、 ワーク・グループをつなぎ合わせて一つの巨大なネット とするところは、 ルする唯 「セルフ・ガヴァナンス」の論者らがその主張の論拠 不可能であり、 インターネットには情報を集中的にストックす 一の団体や集中管理ポイントもない。このよう;といった機能についても、それをコントロー 無数の小さなコンピュータ・ネット また、www (World Wide Web) インター Þ

と外国判決の承認に関する「コスモポリタン的概念」を論の影響を受けていると思われるベアマンの準拠法選択ペースには適合しないと断じるのである。このような理ンス」論者らは、地理的な領土主権に基づく現実世界ンス」

2. ベアマンのコスモポリタン的視座と抵触法

次に紹介したい。

的な興味を復活させていると述べた上で、ベアマンは、う抵触法に関する古典的な三つのトピックについて学問 が裁判所のみならずコミュニティによって行使されるこ 域的なコミュニティに所属している可能性と裁判管轄権 ないとし、 領域に基礎付けられた法域の概念はもはや適切とはいえ 威による判断は、 法や裁判所の判断が下されているが、こうした国内の権 プライバシー規範などに関して「領域に基礎を置いた」 (territorially based) 規則を実行しようとする多くの国 インターネットの登場により国境を越えた活動が増加 様々なオンライン活動の規制、 それに代えて、 裁判管轄、法選択及び判決の承認とい 人々が複数の、 商標権、 ときには非領 契約 家

立って、抵触法と外国判決の承認と執行について検討すとを容認する「コスモポリタン的多元的概念」の視点に

法選択と外国判決の承認に関するコスモポリタン的視座 の理論を理解するためには必要であり、 れた他の研究者らの理論とは異質のものであるベアマン 展開される理論もやや冗長であるが、これまでに提唱さ ンターネットに関するものとしては既にやや旧く、 論が導かれている。 の最初の三事案への当てはめの順で行われ、 に関するコスモポリタン的視座について論じ、 選択に関するコスモポリタン的視座と③外国判決の承認 する三事案の紹介を行い、その後、 介してみたい。 ベアマンの考察は、先ず、(1)インターネット紛争に関 そこで取り上げられている事案はイ ②自身が主張する法 この順に従い紹 最後に(5)結 (4) 自己の また

①三事案の検討

問題となった事案である。ベアマンは、そのすべての事案と、フランスの判決がアメリカ裁判所における承認が事案は、法選択問題に関わる二つのドメイン名紛争事

① GlobalSantaFe. Corp v. Globalsantafe.com. 事件

Park は、Hangang がドメイン名を移転しないよう命じ を付与する規定に基づいて、法人の ". com"登録簿を管ACPAの登録される登録簿がある司法区に対物管轄権 globalsantafe.com のドメイン名を韓国の登録機関である され 質規定が満たされるとし、Hangang と VeriSign の Hangang に 登 らゆる適切な手段を講ずるよう命じた。これを受けて に対して GlobalSantaFe にドメイン名を移転するとあ 理する VeriSign がバージニア州にあるとして、 大韓民国の機関へのものであったが、 地裁に提訴した。Parkの登録は、アメリカではなく 轄権を行使できると判断した。その上で、ACPAの実 (Anticybersquatting Consumer Protection) に基づいて連 A ・Bの二社が合併し、 た直後に、 録 したため、 大韓 民国 新会社を設立することが公表 <u>二</u> ²⁸社 住民 Jongsun Park が は、 連邦地裁は、 A C P A 裁判管)双方 邦

的命令を求めて再訴した。これを受けて連邦地方裁は、 否した。そのため GlobalSantaFe は、 述べ、VeriSignにドメイン名の取消と移転を命じた。 Park がACPAの実質規定に違反したことを繰り返し VeriSign が て". com" の登録簿から侵害ドメイン名の取消しの追 止命令を与えたため、 所は適切な裁判管轄権を有していないとし、 請求訴訟を提起した。 ることを要求し、 ACPAに従い本件の裁判管轄を有することを再確認し、 1 ジニア州にあることを理由 大韓民国のソウル地方裁判所に差止 Hangang はドメイン名の移転を拒 同裁判所は、 バージニア州の VeriSign 💟 暫定的 対 に差 に、 加

> 知する。 判する。 戦力なかったことを指摘する。裁判管轄に関する権限と裁判 がの競合についてのみ判断する裁判所のこのような方法 がの競合についてのみ判断する裁判所のこのような方法 がの競合についてのみ判断する裁判所のこのような方法 がったことを指摘する。裁判管轄に関する権限と裁判

② Barcelona.com, Inc. v. Excelentisimo Ayuntamiento de Barcelona 事件

的所有権機構 の適用を主張して結論に到達した事案である。 考慮することなくスペイン法の適用を回避し、 たず、Nogueras と Bcom のサーバーもスペインに所在 その後、 登録機関 Network Solutions に barcelona.com を登録 イン名登録の移転を要求したが拒否されたため、 していた。Barcelona 市議会は、 立したが、アメリカ国内にはオフィス、従業員などを持 人Noguerasは、 主たる関係者がスペイン国内に所在するにもかかわ 控訴審の第四巡回区裁判所が法選択の争点をあまり アメリカ法に準拠して Bcom,Inc 名の会社を設 (WIPO) に提訴した。 バージニア州に本拠を置くドメイン名 Nogueras に対 W I P O の スペイン A C P A 世界知 しドメ 5

の宣言的判決を求めて提訴した。 連邦地裁に対し、barcelona.com の登録が違法でないとリストが市議会を支持する判断を行ったため、Bcom は

標の存在又はその侵害の可能性の判断につき適用され得 登録からの利益を得ようとする悪意の意図があるとし、 許諾を得ていないとして、市議会が有効なスペイン商標 の商標権を有しないが、スペイン法上、市役所の許諾 裁判所は、 Bcom が求めた宣言的判決を行うことを拒否した。それ を所有するとした。その上で、Nogueras にドメイン名 の双方に基づき検討を行い、 有効な商標を市議会が所有しているか否かにつきスペイ に対して控訴審である第四巡回区裁判所は、 ン法を適用した点を問題として、 (no weight) と判断したのち、 上違法か否かであり、 |録又はドメイン名の使用がランハム法 標登録はできす、Nogueras と Bcom はそのような 邦地裁は、 Barcelona はACPA法上、 ACPAの一一一四条②D(vを引用し、争点 W I P O の行政手続を「重視しない ア 両当事者はともにアメリカ メリカ法だけが有効な商 アメリカ法とスペイン法 破棄判決を下した。 商標保護の資格の 連邦地裁が (Lanham な

> と調和するとした。 と調和するとした。

まり、 結びつくドメイン名に関する紛争についてアメリカ商標 触を何ら持たない大韓民国内の登録者と登録機関に対し、 属地主義だけを強調することは、それ自体、相当の域外 とを阻止できるものであるが、ドメイン名を考察する際 基づいて商標を許可するだけで「世界的標章」を創るこ 主要当事者がスペインに所在し、 効果を有する法を創造するかも知れないと指摘する。 由来する属地主義の原則は、それによって単に自国法に ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゚゙ヺリ この判決に対しベアマンは、一八八三年の GlobalSantaFe 事件では、 カ商標法の適用を強要し、 且つスペイン都市名と アメリカと意味ある接 また本件においては パ リ条約

際商標法に関する指導原理としては疑問があるとベアマ 章を創造する危険を冒していることを証明すると。の原則が回避しようと意図していたまさに一種の世界 標紛争につき常に法廷地法を適用する伝統的な方法では 争いを非現実的なものとしたため、非場所的な (non-リカ法の域外的適用を強要する危険を、そして属地主義 るコミュニティを適切に考慮する法選択体制が有用であ であるとみることは勿論のこと、当事者が実際に所属す ンは指摘する。特にインターネットがそのような縄張り に法廷地が決定した権利を容認し、法廷地法を適用して 必要性を回避するために属地主義の原則を利用し、安易 法を適用する。従って、 商標制度を国際的ネットワークに連結させる機能的部分 を裁判所に求める必要がある。 いるが、グローバル化した時代において、 し、妥当性を損なうことになるからである。従って、商 裁判所は商標の衝突の調整又は適用規範法の決定の 活動の場所づけは社会の現実から準拠法を引き離 適切な法規範を決定するための法選択原則の適用 属地主義の硬直的な観念を適用することで、 少なくともドメイン名との関係 その場合、 属地主義を国 国家が自国 アメ ま $\overline{\mathcal{O}}$

> るとする。 (34)

③ Yahoo!, Inc. v. La Ligue Contre Le Rachisme Et L'Antise mitisme 事件

今後、このような国際的な判決の承認の事案がより頻繁

に発生することになろうとベアマンは予測する。

載した内容が別の国の法を破ることが可能となるため

ある国に所在する者がオンライン上に掲

の登場により、

本件は外国判決の承認の事案である。

インターネッ

ŀ

が、 した。フランス子会社である Yahoo. fr は要求に従ったらゆる可能な処置を講ずることを命じる仮差止命令を出 ら該当の全ページを排除する必要があるが、 裁判管轄権を争うとともに、命令に従うにはサーバ 禁止する措置を求めた。一方、 らフランス以外のサーバー上の同サイトへのアクセスを サイトに入ることができることを理由に、 がマウスをクリックすることで簡単に Yahoo.com 中 ン・サイトへのフランスからのアクセスを防ぐための ト上でナチの記念品などアイテムを販売するオー パリの大審裁判所は、Yahoo!. com に対し、そのサイ 同裁判所は、Yahoo.com に対しても、 裁判の中で Yahoo! は フランス内 フランス国 フランス国 ーか あ 3

形本件である。 民以外の者は、自国法上そのようなマテリアルへのアク 民以外の者は、自国法上そのようなマテリアルへのアク 民以外の者は、自国法上そのようなマテリアルへのアク

判所の 規制することが、 連邦地裁はまた、 されざる差別的扱いであり、 が争点であると判断した。その上で、 ことを根拠にアメリカ国内のアメリカ住民による言論を 連邦地裁は、 場合には承認されるが、 家の 命令の執行は修正第一条に違反すると結論 他国 利益に不利に働くか相容れないようなことが 明らかに憲法に違反し国内の言論を萎縮さ |が自国 アメリカ法を適用すべきとの前提からス 礼譲について述べ、 アメリカ憲法と法律に矛盾するか否 内のユーザがアクセス可能である フランス判決に執行命令を 憲法に違反し、 外国判決はその執 フランス判決は許 フランス裁 付けた。

ると判断した。せるため、修正第一条を擁護する義務が礼譲の原則に勝

かも知れない状況の考察を怠ったと批判する(37)外国規範の適用によりアメリカの利益が脅威 理を凌駕するような州の利益に反するとみる考えに戻っ を執行することの相違を無視し、 ていると指摘する。 リカ国内で下されると憲法違反であるならば、 決の承認の原則を述べながらも、 な判決の執行は憲法違反であるか、 この連邦地裁の判断についてベアマンは、 それにより、 判決執行原則の適用や 最終的に、 判決を下すことと判決 少なくとも礼譲の原 判決がアメ 表面· に晒され そのよう F. は 判

スモポリタン的視座との相違を明らかにする。にベアマンは、アメリカの抵触法理論の検討を行い、コ以上のように三事案の紹介と簡単な批評を行ったのち

②抵触法のコスモポリタン的視座

そして③ヴァン・メーレン(Arthur T. von Mehren)や②カリー(Brainerd Currie)らの「統治利益」アプローチ、①ビール(Joseph H. Beale)らの「既得権」アプローチ、次にベアマンは、抵触法上の主要な三理論、つまり、

ローチとの相違を明らかにしようとする。 較することで、自らが提唱する④ Cosmopolitanism アプジェンガー(Friedrich Juenger)らの実質法的方法論と比ジェンガー(Friedrich Juenger)らの実質法的方法論と比

④ 得権アプローチについて

ン的観念は、 においては、 界に住み、 もたらすものに対してまで裁判管轄を主張する現代社会 境を越える取引や輸送がごく日常的で、 する点である。 コミュニティ所属のような重要な非領域的な要素を無視 第一は、ビール 領域的な境を越えた遥か遠方の地から影響を 人は単なるその領域的場所を越えて多元的 対処が困難である。 純粋に領域的な法選択アプローチは、 の理論 が属地主義にのみ焦点を当て、 従って、 より流動的な世 コスモポリタ 玉

きず、 ある。 ことを容認することが必要となる。 法を通して何らかの法選択の制度を発展させることは とは無関係に行われている点である。そもそも単に実定 活動に関わる様々な規範体系を考慮するため、 範を紛争の異なる部分に適用することや、 するため、コスモポリタン的アプローチは、 の主張は、 に様々な国に関わる活動に一国の法だけを適用すべきと るビールの著しい非コスモポリタン的な思想についてで において、その活動に非局所的な法の適用が適切である 選択は、 不可能である。どの国の実定法を選択・適用すべきかの ない原則に基づき、法選択の判断も適用される実質規範 方法論を採り、必ずしも特定国の法に含まれるわけでは 実定法中に根拠づけられるのではなく、 合させることも容認する。 法だけが何か特定の活動に常に適用できることを前提 コミュニティに加入でき、 グロ 必然的に、 どこかの一国の実定法に準拠して行うことがで 今日では問題が多い。そのような制約を回 ーバル化した世界において、起こり得る非常 結果を導く実質法とは無関係に作用 第三は、既得権アプローチが 少なくともある特定の状況下 第二は、 むしろ先験的 または問 一つの国 複数国の 規範を融 題 規

展開し、法規範の内容とは関係がないと述べる。 政府への衝突する要求を巡る紛争といったものを中心に 性の問題は必然的に、コミュニティの定義、所属、及び 性の問題は必然的に、コミュニティの定義、所属、及び がいたって合理的であるかに係っているが、その合理 がいるが、その合理 がいるが、その合理

議論を行うことになるとする。 ミュニティへの 法選択を先験的に探究する考えを取り入れるが、 は合理的に) はなく、 ローチのように領域的空間の中で活動を場所づけるので 地主義的性格と一国の法だけを適用する考えは否定し、 このように述べてベアマンは、 コミュニティがその規範を紛争に適切に 適用できるか否かを決定するために、)所属、 定義、及び効果についての先験的 既得権アプロー 同アプ ・チの属 (また コ

② 統治利益アプローチについて

用するとの仮定に基づく。 みに向くべきであるとするカリー 点を当てるべきであり、 の立法により権限を付与された裁判所はその国の法を適 法的現実主義に基づき、 裁判所は現実の国家の法規則 法選択は特定の政策目的 そのため、 の理 法廷地 ニ論 脈は、 特定の 0 政 府 玉 が紛 に焦 $\widehat{\mathcal{O}}$ 家

> 結びつくと批判する。 だけに焦点を当てる偏狭な一 あり、 争に その結果、 的にはその住民を勝訴させるためだけに付与され、 は、またもや法廷地法を選択することで「均衡」 の法がそれぞれ住民を支持する「真の」 にのみ利益を持つと考える。 用が問題となる国の住民を勝訴させるのに有用か否か 判断する。 することによって促進される場合に「利益」を有すると 国の政策を先ず確定し、 治利益について、 廷地法が常に適用さるもので、法廷地法有利な偏狭的 ルと関係の法規範が居住者を勝訴させるのに イアスで満たされていたと批判する。カリー ス中の争点である出来事が複数国に関わるとしても、 「利益」 国家はその住民を勝訴させるのに有用である場合 統治利益の唯一の決定要因は、 利益の偏狭な分析は、 (interest) を有すると判断 裁判官は、 その政策が当該事実に法を適 かくして統治利益は、 立法が推進しようとする自 連のデフォルト 単に当事者のドミサイ 抵触のケースで する限り、 特定の法の 有用 ・ル はまた、 が否か を破る。 ールと 各国 短期 ケ 統 法 で 1

のような国際関係の現実主義者らは、国家は自らの利益ベアマンは、国際的な視点からも批判を行う。カリー

考えに対しては、 期的目的に役立つ利益だけを国家的利益と考える。 益にのみ焦点を当てるために多数国法規範を拒否し、 規範の存在を否定し、 が指摘されている。 よってソフト・パワーを行使することを認めていること が無くても、 る統治利益分析と国際関係の現実主義は、 追求を制限することになる「より高次元の」(higher) 論に対しても当てはまる。 くの要因によって影響を受けていること、 に従うことを当然と考える。 そうすることが国家の利益である場合にのみ国際法 諸国 民衆の法的意識に重大なインパクトを与え 「家は国際的規範の遵守を証明することに 既に、 これらの批判の多くは、 その偏狭な地政学的な利益に基づ 国家の利益 この国家的利益を重要視す が世界の体制上の多 形式上実行力 偏狭な国家利 統治利益理 この 短 法

負担を持って分かち合う世界体制から利益を得てい にのみ利益を有するのではなく、 であり、 第一に、 標にダメージを与える。それに対しカリー 他 の諸国 短期的 国家は、 [家から信頼を得ることができず国家の長 、な利益を追求して過度に偏狭的であるな 特定ケースにおいてその国民 連の相反する利益と は、 0 るの 勝 玉 訴

ば、 これに対する答えを実定法の権威に求めることができな 0 1 のドミサイルに注目するが、 法選択規範を創設する必要があるため、 持った法選択規範を採用し、 持ち、その利益は国 ことはない。 得ることができる利益を無視する。 追求すべき適切なものであることを前提とするが において利益を有するか否の判断につき必然的に当事者 第三に、 よって影響を受けないことを前提とする誤った前提に立 られた規範でないことを根拠にその規範的パ は、必ずしもそれが強制力を行使する団体によって発せ 家が従う多数国家の抵触法システムを確立することから か。ビールと同様に先験的哲学的立場であるカリ イ の国家の観点ではなく、 つ。この点につきコスモポリタン的アプローチは、 ル が最も重要な連結素であり、 ある国の環境保護法が世界中で適用されるべきとさ 最後に、 カリーは、 統治利益の概念は、 しかしカリー 国家の法体制に根拠のない先験的 [家が国際的体系の一部である事実に グローバルな法体系の観点を は、 では、なぜ当事者のドミサ 法選択問題の解決を試みる。 国家の利益だけに関与を 統治利益自体は政 他の関連性ではない 第二に、 国家が当該紛争 国際法規 ワーを失う 個

述べる。 る。 ムの一 がグロ 既得権理論の硬直的な属地主義から解放し、 るものであって、立法政策のみに由来するものではない。 うのであれば、より一般的な正当性原則から導き出され 規制と複合的コミュニティ所属の結合する世界的 を強く主張しないであろう。 れる場合、 める点を評価する。 住民でない国に提訴されたケースでは、 アマンは、 部であるというより広範な統治利益を検討すると ーバルな超 代わりにコスモポリタン的 カリーによれば、 以上のように統治利益理論を批判するが、 国家的システムの中にある可能性を認 だが、 カリーの偏狭的な利益 つまり、 関係の両当事者がその 視座は、 統治利益 法廷地法の 国家の 超国 システ 血の概念 利益 |家な を言 適 玉 用 0

③ 実質的方法論について

国際的著作権紛争に関する実質法的アプローチを肯定的 伴うと示唆する。 る規範は様々な関係国が有する価値観 構築する。 法規範を創出する裁判官の権限を強調する法選択方法を ヴァン・メー ヴァン・ レンらは、 ディ メーレンは、 ンウッディ 渉外事案において特別 特別な複数法域に関 (Graeme Dinwoodie) の間 の歩み寄りを な実質 わ

> べきであると主張する。 益を反映する「複合的な」(hybrid) 規則を自由に創出すして選択すべきではなく、関係の複数国家や当事者の利に論じ、裁判所は自身が一国の法を完全に他国の法を制

ン・ローの解釈を要求するものであり、 の立法機関は、 0) る方法を見出すことによって、 を重視し、 を求め得ることである。これらの点から実質的方法は大 とができるため、 民の行為を規律する複雑で錯綜する影響力を反映するこ たものから抽出する方法は、 案において、 自国の政策優先を追及する点である。第二に、渉外的 点から特に国際的な文脈では重要とみる。 いに推奨されるべきである。 範に基づいた追加的な要因を考慮し、 制定することは稀で、 プロセスを経るよりも迅速に国際的な規範を創造する このような事実上の法創造についてベアマンは、 潜在的に関わる多数コミュニティを調和させ 適用規範を国 国際的な紛争や行為を視野に入れて法を 裁判官に様々な国 外国の活動を考慮する場合でも 内的・ グロ それは、 裁判官に創造的なコモ ーバル社会において市 国際的な規範を混 内的・ 法を創造すること 紛争の渉外的 また、 国際的な法規 第一に、 玉 冒際条約 玉 次

展を可能にするからである。(雲)ため、技術革新に直面する現在、法規範のより迅速な発

地理的 ある国 様々なコミュニティ 規範を決定することの必要性を強調するが、 切な規範の選択に関し、 点から重大な批判を受ける。第二に、 リット 判官に自国 が中心となる。 るのが妥当である。 従って結局、 べき法の本質に焦点を当てるため、 方法の適切な構築を求めるが、 に関する考察を行わないことにより失われるものがある。 このように実質的方法について評 国 問題があることをベアマンは指摘する。 一際的局 な場所が相変わらず法選択を導くかどうか 一々に対する当事者の関連性の程度が関わると考え な法創造を求める方法は、 [実定法に根拠を持たない国際的な又はハ 立法管轄権の妥当な範囲に 法選択の考察は、 面 かくして実質法的方法論は、 の顧慮と、 この考察においてはまた、 の定義や所属に関する議論と物理 形式的な基準よりも適用される 創造的でハイブリット 法が適用される可能性 民主主義的な正統性の問 内国法上の妥当性の観 裁判管轄よりも準拠 価 実質的方法は、 関する重大な議論 ながら、 立法管轄権 第一に、 裁判官に紛 事案中 な解 次 0) イブ 議論 の 二 裁 適 決 的 \dot{O} \overline{O}

> 述べる。 述べる。 を回 議論を経てのみ、 ポリタン的アプローチは、 11 コミュニティの法規範の範 る世界において、 「避するとベアマンは批判する。 シ・ 重複する規範を孕むグループが増えて 法的コミュニティの 口 1 は発展させることができると 囲に関する議論を行う。 規範自体について述べる前に それに対してコスモ 適切な理解に関

礎をなすコスモポリタニズムについて検討する。タン的視座を比較したのち、ベアマンは、その主張の基このようにアメリカ抵触法上の主要理論とコスモポリ

(4) Cosmopolitanism

は、 うに述べてベアマンは、 留まらず、 よるコミュティについて以下のように説 から切り離し得るという前提からスタートする。 は常に複数コミュニティに所属し、 数のコミュニティ所属 選択の枠組みとしてのコスモポリタニズム 法選択の議論は、どの準拠法が適 コミュニティの定義や所属といった問題を扱う。 特に領域 的場 O問題を理解することにあ 自身のコスモポリタニズム観 所の重要性の 単なる空間的 用されるかの ない 明する。 の長所は、 世 昇に このよ な場 ŋ お 問 11 題 法 所 複 7

所属コミュニティが移る場合もあることを容認する。 ループに所属し、それにより自身のアイデンティティ 市民」(flexible citizenship)をモデルとし、人が様々なグ ことなく他者との結び付きを容認する「フレキシブル 国際的市民ではなく、 きるが、その後も、 ティに居住すると論じたストア学派にまで遡ることが ではなく、 一部が形成されること、 スモポリタニズム自体は、 相互に影響し合い、入交じりまた重なり合い 国際的な調和や標準化という意味 人々が同一化または排斥を求める コミュニティは必ずしも排他的 人は皆、 一つのコミュニ 0 な \dot{O}

ニティの中に溶解させること、 数のコミュニティへの所属を一つのグローバルなコミュ の世界的コミュニティの考えは、 必要のない一つの普遍的な る一方で、また普遍主義というゴールも拒否する。 このようなコスモポリタン的法選択概念は、 域 領域的場所と地理的国境への厳格な信頼を回 複するコミュニティ特性についての議論を排斥す 的コミュニティに感じる情緒的な絆を捉えてい 地域的差異を克服する普遍的法規範の創造の **世界的コミュニティ」では** 人々が固有な国 理想的ではあるが、 抵触法の 際的 |避す 唯 また 多 な

としない。
世一の世界的コミュニティを信奉する普遍主義者を必要
の世界的コミュニティを信奉する普遍主義者を必要
をれ、個人の多数コミュニティへの定着を容認するため、
選択のコスモポリタン概念は、領域的であれ非領域的で

は他 どの国家規範を最も重要視するかの判断の中で、 択のみを求めるのではなく、 響を受ける国家の国内法規範である。このアプロ 裁判所に認める。 様々な規範の効果を考察し、 のコミュニティ所属と影響を受ける国家の政策に与える ネットワークの一部と見なければならず、それによりコ い可能性の ができる。この法律学における法源の第一は、 スモポリタンの現実を反映する法律学を発展させること 自分自身を内国的、 くの規範コミュニティへの顧慮を求めるため、 ステムは、 このコスモポリタン的原理の上に構築される法選 の国際的又は多数国的規範である。第三に、 裁判所に対し紛争と潜在的な結び付のある多 あるハイブリッドな規則を発展させることも 法源の第二は、 多数国的及び国際的な規範の結合 また、 どの国家体制とも調和し 国際条約、 一つの内国規範の選 協定あるい 紛争の 裁判官は 業界標 当事 ーチは

属を裁判所は考慮する。第四は、伝統的な法選択原理でいた規則といった、国家と結びつかないコミュニティ所更にインターネットの利用のような特定の活動と結びつ準、非政府組織が推奨する行為規範、コミュニティ規範

ある。

は、 概念は、 創造された規範がどの程度、 家的なコミュニティの考慮への途を開き、 異質な調査を促す。 距離及び国境の社会的概念など、 ニティの変化する性質、 の最密接関係地を求めるのに対し、 容認する(第二次)抵触法リステートメントと類似する タン的アプローチは、 い所属をも含める点で相違がある。 (第三次) このアプロ 1 同リステートメントが領域的な結びつきから紛争と 関連性の判断に住民であることや領域を根拠としな チがコミュニティ帰属に焦点を当てるため、 と基本的教義を共有する。 コミュニティ所属に焦点を当てるため、 1 ・チは、 しかし、 法選択判断に様々な要因の顧慮を 外国関係法のリステートメント 人の帰属意識、 下位の、 最も重要な相違は、 リステートメントとは だがコスモポリタン しかし、 コスモポリタニズム 上位の、 及びスペースや 政府の外側で コスモポリ 及び多国 このア コミュ 非国

> 抵触法」(inter-systemic conflicts law) への途を開く。 グローバル社会領域間の衝突から派生する「システム間がローバル社会領域間の衝突からではなく、異なるめる可能性が高いことにある。従って、コスモポリタニ籍のコミュニティを拘束するかに関する多元的考察を認

システムを構築する最善の方法を考察し、 性を評価し、 0) 国籍的主体と見るように求めるため、 チは更に、 数国間紛争の解決のためのハイブリットな規範を発展さ と考える。 による実質規範とは分離して法選択を考えることの 自身を法規範に関する国際的対話に取り組む国際的 な重視を拒否するが、この方法論と同様、 の国家の広範な関心をもたらすと考える。 せることがグローバ 分析を基礎に、 ミュニティ所属とその相対的重要性について議論すべき 解決のためのハイブリッ 法選択のコスモポリタン的アプロ このアプローチはまた、拡大された統治 実質法的方法論の特質である実質規則の 実質法の適用を検討する前に、 複数のコミュニティ所属を考慮して、 ルなコミュニティに参加することへ トな規範を発展させることが ーチは 裁判所は世界的法 多数国 このアプロ 裁判所に対し 既得権 関連の 間紛争 過 重 利 理 度 要 コ

きる。 遅々としているのに対して、遥かにずっとダイナミック 国際的立法が煩雑で技術的又は社会的変化への対応に ことで、 ミュニティ所属の適切な定義と立法管轄権の適切な範囲 できる。 で有用である。 に関する相互対話を求め、 このような国際的コモン・ロー裁判は、 その結果、 国際的訴訟の発生の可能性を抑制することが このアプロ 国際的規範の発展を要求する 1 -チは、 裁判所に対 条約等の しコ

がある法選択体制から他の体制へ移行する際に若干の不 ピュラーな手段となっている事実がある。 係の判断についての法規範を裁判所が発展させることで ン的アプローチを採用する裁判所は法廷地法を適用 確定要素を取り入れる例もあった。 原則をほとんど持たない国際的商事仲裁が紛争解決のポ 予測不可能で、ときに任意的であり、 弱まる。 懸念は、 法規則の予測可能性を弱める懸念がある。 勿論、 そもそも、 立法管轄権の行使を正当化するための充分な関 それが違法とされる懸念がある。この点につき、 コモン・ロ 今日の法選択分析自体が既に非常に ー規範を発展させるこの方法論は、 更に、 固定的な実質的 コスモポリタ また、 しかし、この 裁判所 しな な

する。

この複数所属の考察によって、立法管轄権の変容

の他部門が国際的規制に関する和解協議へと駆り立てら

する範囲に関する論議の場が提供され、

それにより政

判所が明白な司法の行き過ぎを再検討できる内国の立法 裁判官が携わっていることである。その裁判官は、 い。最後に、 期的利益からやむを得ず離れることを懸念する理由 然地理学と結びつかない複数コミュニティ所属を形成 する一つの地域的主体として、それを行うことになる。 渉外紛争中の新たな(コスモポリタン的) 的または政治的単位と結びついているため、 た国民である。従って、国際的規範を発展させる内国 的手続を経て裁判官となった、 非選出の国際的規制当局者または官僚ではなく、 を採用する裁判所がその法的権威を負っている政府 統治利益理論を広義に理解することで、このアプロー 既得権理論も他の州法の適用を裁判所に求めてい ている現実を反映する法選択規則の創造を裁判所に提案 コスモポリタン概念をその体制に組み入れる場合にも、 かくして、 重要なことは、 コスモポリタニズムは、人々が必ずしも自 コスモポリタン的立法には 国家の政策の影響を受け 内国規範を構築 裁判所は 内国 たし、 もな の長 玉 チ

発展と適用に携わることができる。 れ、現実に長期に及ぶ国際的な協調の促進へとつながる。 れ、現実に長期に及ぶ国際的な協調の促進へとつながる。

プローチの考えへと展開する。次にベアマンは、判決承認に関するコスモポリタン的(3)判決承認についてのコスモポリタン的視座の明確化

ければならない。 判断に正当性を与えるか否かに関する審査を引き受けな 場合と同様、 るべきではなく、 判所は、 を合法的に求める際、 ニティが自己の規範を所属する当事者らに強要すること ニティに所属すると見るよう要求する。 ワークの一部と見なし、 判決承認に関するコスモポリタン的視座は、 法廷地の公序がその執行を排除すると決めつけ 裁判官に自分自身を国際的な裁判所ネット 当事者らの所属がオリジナル裁判所の 法廷地国 外国判決の執行判断に直面 当事者らを潜在的に複数コミュ 0 地 域政策も重要であるが これらのコミュ 法選択 回した裁 0

ことを認識するということである。 でない場合、裁判所は、 判示してきた。 判決の執行が最初に判決を下すこととは根本的に異なる 外国判決は常に執行されるべきというのではなく、 内国公序に従うことを主張する根拠を有しない。 益を持つと考えるため、 タン的世界では、 への参加の重要性を認識し、 ある。それにより、裁判所は連結する国際的法システム 得るものが判決承認の判断システムの一部をなすことに 州は他州判決の執行拒否のために公序を発動できないと は州際事案において既にそれを行い、 対しては劣後する。この点について、 承認により達成される抵触的価値の重要性を認め、 よる不快な判決を回避することができない。 令の基礎を成し「抵触的価値」(conflicts values) 原則が関わる。 国際的裁判システムの構築というシステム全体の利益 外国判決の場合においても多くの同様 最も重要なのは、 他の裁判所への恭順は長期的な相互 競合する抵触的 当事者の法廷地へ 訴訟当事者も場所の変更に 充分な信用と信頼の指 最高裁判所もまた、 アメリカの裁判所 価値 0) に直面 コスモポ 所属 と呼び それは が して 重 利 1)

アメリカの裁判所は、広く抵触価値を引き合いに出し、

判断 みに基づくと規定される。裁判所にはまた、受けし且つ本質的に不公正でない手続を用いていたか の効力が与えられる」とされ、その有効性は、判決は、…有効であるならば、通常、他州の智 執行法廷地の公序に反する場合を除き、 の請求される国 れるが、 は外国判決を承認してきた。 公序による例外はあるにせよ、 な考えと矛盾する場合に執行を拒否できるに過ぎない。 い判決の執行を回避するために公序による例外が認めら した裁判所が当事者に対して適切な人的裁判管轄権 一次リステート 外国金銭判断 0 O外国仲裁判断の承認と執行に関する国連条約及び 執行をアメリカの裁判所に要求する。 問題として外国判決を執行してきた。 その例外は非常に狭く解釈され、 [家内で適切且つ正当であるという基本的 メントにおいて、 承認法は、 裁判所にはまた、受け入れ難 詐欺があるかまたは執 ほとんどの事案で裁判所 「外国国家で下され 判決または仲裁 州の判決と同 原請求が執行 礼譲 そのため、 判決を下 否 は、 行が かの を有 た 第

値 (unconstitutional) が か 間 題 15 アメリカの裁判所は、 な ると思 判決の執行はそれ自体憲法違反である わ れ る 場合に 少なくとも憲法上 は、 「違憲 Oな 価

軟な性質を考慮することができる。 とコスモポリタン的世界におけるコ 掛け、 係しないような場合もある。 決承認における偏狭さは、 察すべきである。 域的公序または憲法上の 成される抵触的価値を重く捉え、 重大な関連性がない場合は、 序により判決執行が拒否されることがあるとしても、 リカと何らの特別な関係も有せず、 念材料となる。 来た。だが、 と見なしてきた。 根拠もほとんどない。 行を妨げる規則のための根拠はなく、 充分な公序発動の理由となり得るが、 憲法規範をその国に強要するものである。 ると考える根拠はなく、外国判決の執行拒否は、 な関連性がない外国紛争にもアメリカ憲法規範を強 その上で当事者の法廷地との結びつきの程度を考 アメリカ憲法が執行訴 また、憲法上の根拠は判決執行の拒 裁判所は その結果、 従って、 規範の相対的 法選択におけると同様に、 その際、 外国判決の執行を拒否する つまり、 事実上、 外国 その ミュ 紛争 アメリカの公序と関 |判決の執行により達 訟に必然的に関係す 紛争とアメリカに な重要性を天秤に 価 当事者双方がアメ 憲法上の ア ニテ 値 タリ 0 このような判 超 の重要性と地 カとの 1 国家的特徵 価値 所 事実上、 属 や公 否の 重 O

述の三事案にそのアプローチを当てはめる。ポリタン的アプローチを説明した上で、ベアマンは、上このように法選択と外国判決の執行についてのコスモ

4)コスモポリタン的視座の適用

る。 で割についての見方に影響を与えるとベアマンは指摘すりタニズムは、裁判官に対し渉外的事案における自身の枠組みを提供する。最終結果に違いはないが、コスモポ粋は、ケース分析について他の方法論とは著しく異なる法選択と判決承認に関するコスモポリタン的アプロー法選択と判決承認に関するコスモポリタン的アプロー

① GlobalSantaFe 事件について

当事者のコミュニティ所属が大韓民国法またはアメリカ 属地主義の遺物である。 た。そうした文字通りの とのインターネットを介したわずかな接触をも欠い を問う。 法(または双方の一 機関にドメイン名を登録していなかったので、アメ 法選択のコスモポリタン的視座に立つ裁判所は、 大韓民国住民 Park はそれまでアメリカの 部組合せ)の適用を正当化するか否か コスモポリタン的視座は、 「接触」(contacts) への依拠は、 登録 てい IJ 所属 本件 力

> 判の手詰まりを回避するためにアメリカの判決を執! 標法を適用する。大韓民国裁判所もまた、 的なアメリカへの所属を認め、ここに発生する一種の裁 ポリタニズム的視野に立つ裁判所は、本件にアメリカ 登録した。偶然にドメイン名が同一であったのではなく 名を、まさにそれが新設の企業であるからこそ意図的に に注目する。Parkは、 べきであった。それが抵触的価値の重要性である。 有するなら、 るアメリカ会社を標的としていたことに注目 である。Parkのこの行為がアメリカ国内に本拠を有す を会社に売りつけるために、 アメリカ会社のことを知り、 判決承認のケースと判断し、 新設のアメリカ会社のドメイン 意図的に名前を選択したの 混乱に便乗し、ドメイン名 同様な視座を Park の自 し、 コスモ 商

ため、同国商標法が適用される。コスモポリタン的法選外所に影響を与える意味ではない。本件で、Park が知判断に影響を与える意味ではない。本件で、Park が知判断に影響を与える意味ではない。本件で、Park が知当断に影響を与える意味ではない。本件で、Park が知当を行っている場合も、両当事者は大韓民国へ所属する動を行っている場合も、両当事者は大韓民国へ所属する動を行っている場合も、両当事者は大韓民国へ所属する。コスモポリタン的法選

強調は、 れは、 逆に、 この登録会社の恣意的な場所を優先するシステムは、 常に恣意的方法でインターネット取引を領域化するもの 法的規則が異なるトップレベル リカ法に基づき解決されることになることを意味する。 息または関わりについて無知であることを考えると、 の意味を持つという地方裁判所の考えを支持しない サスを発展させる可能性を秘め されるべきかについ るため、 である。 性を生むが、 の視座はまた、 最も一般的な ".com"、".net" または ".edu" の紛争) がアメ 少なくともどの 大多数の人がトップレベル・ドメインの コスモポリタン的視座は、 ドメイン名システムの長期的分割を誘発する。 実際問題としても、 近い将来、 受け入れ難いほど偏狭的であり、 登録会社 ての すべてのドメイン名紛争 国家法がどの紛争のタイプに適用 コモ の場所が法選択判断に何 登録会社の物理的な場所の ン・ ・ドメイン名に適用され 予測不可能な場合もあ 口 1 0) 長期的コンセン (少なくて)登録 異なる の消 5 非 統 7 か

② Barcelona.com 事件について

訪問者向け旅行ポータルの製作のためにスペイン都市名本件は、アメリカとの関係がわずかである。スペイン

ある。 は、 る。 スペ を適用する。 ペインへの所属である。そのためコスモポリタン的視座 ペインに在り、スペイン訪問を考える者のため 的所属に焦点を当てる。 アメリカ会社を設立し、 的な効果を持つ判決を回避する方法がない る場合、このような控訴裁判所の見解は、 適用を認めず、アメリカ商標法を適用した。 む名称に有効な商標権を持つか否かの判断にスペイン法 ブ・ポータルに関する紛争でもある。これらは、 地のような法的形式にではなく、 である。 登録を保持する目的でアメリカに現実的存在を有しな するに過ぎないにもかかわらず、 に相互接続されるコミュニケーション・システム を使用するドメイン名を登録したスペイン市 地裁のアプローチを認め、 このようなアプローチは、 イン商標法が適用されることへの不安に焦点を当て 控訴裁判所は、 法選択のコスモポリタン的視座は、 第四巡回裁判所は逆に、 会社が形式上アメリカ国内に所 本件は、 そのドメイン名を移転したもの スペイン商標権者、 市が Barcelona の 同会社に関する事案に 重要なものの全てがス コミュニティへの実質 スペイン法の域 ため、 何 グロ 法人格付与 らか 民が、 ののウェ 強い が関 語 問 1 0) 域 バ を含 題 ス

を用いて深く調べるべきである。 実質的なコミュニティ所属を分析するための法選択原則 用するだけでは法選択問題に何らの解決をもたらさない 用するだけでは法選択問題に何らの解決をもたらさない に関わる事案にアメリカ法を適用するため、同様に域外 に関わる事業にアメリカ法を適用するため、同様に域外

仲裁の存在は、 なコミュニティ所属かといった問題があるが、 の非国家的なコミュニティ所属を尊重することもできた。 範が存在することは注目すべきである。この規範は、 ICANNの関係が大部分無意識であるため、 ICANNは合法的な管理団体か否か、サイト運営者と Assigned Names and Numbers(ICANN)が公表した スペインでもない、WIPO仲裁人によって示された規 本件に第三のコミュニティ規範群、 的紛争処理政策 ネ ット 非国家的団体が規範の重要な源であり、 理 (UDRP) の産物で、 機関 Internet Corporation for 即ちアメリカでも 裁判所はこ 容認可能 W I P O 1

③ Yahoo!,Inc 事件について

本件は、非常に困難な事案である。修正第一条が憲法上の命令であるだけでなく、アメリカ人の帰属意識の核を突き、アメリカ民主主義を明らかにすることに有用であるため、本件におけるアメリカの公序は非常に強い。また Yahoo! は、アメリカに本拠を置くアメリカ会社であり、修正第一条による保護の資格は強固である。Yahoo! は、アメリカ民主主義を明らかにすることに有用である。Tahoo! は、世界がその国内に所属を有しない団体に対しその規範を強要関係する抵触的価値を比較すると、本件が単にフランス関係する抵触的価値を比較すると、本件が単にフランス関係する抵触的価値を比較すると、本件が単にフランス関係する抵触的価値を比較すると、本件が単にフランス度の場所である。Yahoo! と、フランスに子会社を持つ多国籍企業である。修正第一条が憲法上の命令であるだけでなく、アメリカ人の帰属意識の核上の命令であるだけでなく、アメリカ人の帰属意識の核上の命令であるだけでなく、アメリカ人の帰属意識の核上の命令であるがにより、というにより、

根拠を与えない。 ・ はの実質的な統制を行い、フランスのユーザを標的にすれていた。これらのフランス市場を利用する努力のをがしていた。これらのフランス市場を利用する努力をがしていた。これらのフランス市場を利用する努力をがいていた。これらのフランスのユーザを標的にすれの実質的な統制を行い、フランスのユーザを標的にす

あり、 及ぶ限り、 を執行する必要性を凌ぐ。 味する。 判決がアメリカ国内で執行されるべきではないことを意 訴追されるような事案である。 例えばアメリカの一 ローチでは、 司法コミュニティの共同組合員として留まるため イト上に入手可能な物があるとの理由だけでフランスで 者と紛争の双方が関わるコミュニティ所属が専ら外国に の二つの重大な所属があるが、 かくして本件は、 フランスへのコミュニティ所属の欠如は、 その国 修正第一条の強い フランス判決を正当化し、 「の判決の執行が適切な事案、 最終的に Yahoo! のビジネス活動が海外に 両極 地方に本拠のあるサイトが、 0) 間に入る。 本件は、 価値は、 後者の場合、このサイト コ __ スモポリタン的 承認裁判所が国際的 アメリカとフランス 方の アメリカにお 極は、 他方の極は、 フランス そのサ に判決 両当 アプ いて 事

> とは明白である。 修正第一条の引用や外国判決の執行の拒否ができないこ将決が関わる抵触的価値を実質的に考慮することなく、執行可能と考える。だが、最終結果に関係なく、執行

(5)結論

める。を行ったのち、ベアマンは、その見解を次のようにまとを行ったのち、ベアマンは、その見解を次のようにまとコスモポリタン的視座に基づいて三つの事案の再検討

おい う法を解釈することを拒否し、 に関して規定は明確ではなかったが、最高裁は、 の反トラスト政策を強要することはなかっ 法を適用することを拒否した。 外国の反競争的な活動を域外規制するためにシャーマン なくとも被害を外国の原告が蒙っている限りにおいて、 H てのみ損害を引起す外国反競争的行為に適用するよ Hoffman-La Roche Ltd. 事 (60) におい 反トラスト法の域外適用 法帝国 主義的にア て最高裁は、 た。 外国に タリ 力 少

的帝国主義に対する懸念は、軍事的帝国主義などと同様ての見解は有益である。高度に相互依存の世界では、法本件裁判所の「法帝国主義」(legal imperialism) につい

ない る間 7 に重大である。 多数国 が、 複数のコミュニティ所属の評価を容認する。 コスモ 共同 ポリタン的アプロ 法規範 事業の一 0 環として法選択規則を発展させ 国際的協 1 調への期待は現 チ は 裁判官に対 実 的 で

る。 受け止 加えて、 するための交戦分野である。 にいかなる場合にコミュニティがその規範を他のコミュ に適用されるべき程度について分析しなければならない。 安易に内国法を適用するのではなく、 手段である。 諸問題を評価するための序列化原理を創設する試 勿論 1 所属の定義を反映するからである。 それは、 かくして抵触法は め、 が関わる紛争に強要することが妥当かについ 抵触事案の判断に関する特別な規則が重要であ 抵触分析 渉外事案に抵触の諸原理を用いることにある。 根のレベルで抵触規則が変化するコミュニ 従って第一歩は、 は、 国境を越えて発生する解決困 グロ 1 裁判所が抵触分析を重く バ ル化問題を徐々に その内国法が紛争 抵触分析は、 み 解決 0 て問 難 常 な

域的場 は々な非! 口 所に 1 バ 領 ルな相 域 (n) 的 み基礎を置く抵触法学は過度に限定的で、 所 互交流の時代におい 属の人や企業を実際の姿で捕捉できず、 て、 重要事象の領

> なコモ と向 域優先が当然に勝ると考えてはならな 者は外国判決に適切に服す可能性があるため たは公序と合致しない場合にも、 決承認の判断におい かなうが、 偏狭な法廷地法の優先に基づく抵触規則 実質法問題に包摂するには重要すぎる。 かう傾向 ン コミュニティ所属の問題を個別分析を行 口 1 がある。 O創造の自由を裁判所に認 て裁判所は、 また、 渉外的事案において妥協 それがアメリカ 外国に所属を持つ当事 は法帝国 最後に、 め るの 単純に地 国 の法 |主義 外国 は 理 わ ず

認め、 視座は、 ルな相互交流 的な視線を地理的場所との形式的な接触よりもグロー と複数コミュニティ くもないことから、 的 所属を前提とし、 あることに重大な利益を持つとみる。 れるため なグ これらの要請に応えるため抵触法のコスモ U 国家は必 1 領域よりもコミュニティ所属に焦点を当て、 グロ バ ル法の の実態に向ける。 バ 然的 法廷地法を優先する根拠がないことを 裁判所は、 創設は実際上見込みがなく、 に国際的システムの中に 0) ルなコミュニティの協 効果的 な規制の必要 また、 各コミュニティの 更に、 複数コミュニティ 住 力 パメンバ 組み の双方に応 ポリタン的 つの包括 特殊性 好まし 入れら 1 法 で バ

国裁判所の判決の検討 値の重要性を分析し、 な規範の発展の可能性を検討することになる。 規範的コミュニティが関わる事案のためのハイブリット わなければならない。 えるため、 超国家的システムの機能的要求、そして複数 抵触法原則に関する継続的で微妙な論 地域的規範に頼ってはならない。 このような分析では、 の際に裁判官は、 長期的な抵触価 また、 コミュニ 議 を行 外

程度について考察する。 真の超国家的法システムを生むことができる。 益を認識することで、 える抵触問題の分析のための様 法的多元主義の洞察を含み、 抵触法の総合的分析は、 ミュニティ所属の分析方法に関する継続的議論を通じて、 コスモポリタン的アプローチは、 捉える方法に関する法的原則の発展には課題が山積する。 で充分である。 ミュニティとその規範が説得力を持つために分析すべき 勿論、 国際的な司法判断や外交交渉を容認することで、 法抵触事案の解決に最適なコミュニティ所属を 複数コミュニティ所属と大局的な国 法帝国主義に陥らず、全ての国家 だが現在の段階では、 国公認の団体の規範に限定せず、 規範を創生する非国 々な基準についての 抵触規範を創出するた 玉 最後に、 一家的コ 境 議論 を越 |家利 コ

> とができる。 交流 することで、 考察することができる。 検討しなければならない。 が機能的な超国家的システムにおいて利益を得る方法を コスモポリタン的世界に真剣に取り組む法的規範を採用 に到達する可能性は低いかも知れないが、 (unassimilated otherness) を許すという抵触アプロ を強 調 し 我々は少なくとも重要な一歩を踏み出すこ ながら、 協調、 また、そのような遠大な目 同 化 和解及びグロ せざる 異 徐々に深まる 質 ーバ な ル相互 ーチを

て若干の検討を行いたい。アプローチである。次の章では、このアプローチについ以上がベアマンの主張する法抵触のコスモポリタン的

第三章 若干の検討

な当事者らは、 すると、 者に対して支配権を主張し始め により超領域的な及び非領域的な効力を持つ規範 る主張である。 以上がベアマンのコスモポリタン的アプロ 地域住民は徐々に領域的に遠隔地の ベアマンは、 地域の法手続の結果を回避するため、 特にインターネ 同 時にまた、 ーチに 行為や当事 トの 非局所的 れが登場 出 関 玉

る。先ず、このようなベアマンの裁判管轄に関する見解て、グローバル化時代における抵触法の重要性を指摘す争は、しばしば法抵触分野で行われることになると述べの結果、この双方の環境においてグローバル化を巡る闘際的・超国家的法廷の管轄権を行使すると主張する。そ

をまとめてみる。

内の規範にも拘束され、 国家的グループにも所属し、これらの非国家的グループ 的グループに所属するだけではなく、 社会概念に合致していない。 的コミュニティへの 構成をより広範囲に捉え、 適用の際には、 代において、 をも考慮しなければならない。 い拘束力を持つ場合もある。 インターネット・チャット・グループなど多種多様な非 コミュニティと考える裁判管轄システムは、 場所、 ンターネットの登場に伴い進展するグロ 距離、 地 このような非国家的コミュニティ 理的領域に基づき国家のみを唯 国境及びコミュニティといった現 所属の可能性を容認し、 中には国家的な強制力よりも強 人が複数の、 従って、 人は、 裁判管轄コミュニティ 国家や州などの政治 裁判管轄の判断の 業界団体、 ときには非領域 裁判管轄を | バ 偏狭的であ 0) ル 0) 組合、 規範 化時 所属 在の

> ネット 考え、 界団 り、 を検討すべきと主張する。 (3) (3) (3) 団体の行為においてのみ存在すること、 ことも認めることを提唱し、これを裁判管轄のコスモ を払わなかった。 際法や国際私法の研究者らは、法は国家が公的に認めた リタン的多元主義概念と称する。また別の 国家裁判所によるだけでなく、 独占的作用であることという従うべき二つ原理が在ると 体、 国際的団体、 国家間の関係に重点を置き、法的多元主義に注 土着コミュニティ、 非政府機関 しかし、これらの原理は失われつつあ 国際的テロリスト、 (NGOs)、多国籍企業や業 コミュニティ 重複的超国家的 法は国家主権 個 所では、 が行使する 活動 管轄

めて、 0 認めるべきと主張するからである。 争につき、 を得た団体に限定せず、 にしばしば行われているが、それを更に積極的に された紛争解決機関にその紛争の解決を委ねる方法は既 このようなベアマンの主 一考に値する。特定のコミュニティ内で発生した紛 管轄権を行使し得る団体を国家により何ら 国家裁判所ではなく、 広くその他の非国家的団体にも 張は、 コミュニティ内に設 問題は少なくない 管轄 権 O行使 か信任 押し ŧ

団体、 る判断 スポ Ø) W 得られ易いことや、 ほとんどが、 は紛争解決機関の判断を尊重し、 所はその判断を控えるべきであり、 れているか、 が担保されているものがある。これらの紛争解決機関の のニューヨーク条約により仲裁判断の他国における執行 機関として、 においても、 が設立したスポーツ仲裁裁判所が著名である。 される例として、 リット 管轄を容認することに異論はない。これら機関の判断は けているため、これらの機関に重複的に超国家的な裁判 ことが多く、 ーツに関して国際オリッンピック委員会(IOC) TOの紛争解決機関 (Dispute Settlement Body) 消費者団体などがあり、 コミュニティ内の事情に通じた者により行われる が存在する場合は、 があるからである。 日本商事仲裁協会、日本海運集会所、 事情に疎い裁判官による判断よりも信頼 国家により紛争解決事象者として認証を受 諸国家が加盟する国際的機関により設立さ 民間機関による裁判外紛争解決 国際通商 迅速な解決を期待できるなどの 従って、このような機関によ その判断を尊重し、 ルールに関する紛争について その中には、 裁判所は自身の判断を 実際にも、 一九五八年 我が国 日本国内 国家裁判 A D R 業界 p が

ろう。 差し控えている。 うにして線引きするかの検討が必要となろう。この点に このようなコミュニティの場合には、その内部の紛争解 差し控えるべきコミュニティと、 その裁判管轄を否定するべきものと思われる。 決機関による判断が存在する場合であっても、 所が判断を控えることは、その組織の存在自体の容認に あらゆるコミュニティに対して紛争解決ための管轄を認 教団体、業界、組合などをその例として挙げる。 があるように思われるが、 つながり、 ティについて、 めることは問題があり、その範囲が論議されるべきであ ティだけでなく非政治的コミュニティをも含むとし、 ティとして、 アマンの考えのすべてを容認することには、 ベアマンがその裁判管轄判断を尊重すべきコミュニ 固有の裁判管轄を認め国家裁判所が管轄権の行使を 国家裁判所が判断を行うべきコミュニティをどのよ 例えば、 認めることができない場合があろう。 国家や地方公共団体などの政治的コミュニ その紛争解決の判断を尊重し、 犯罪組織などの違法行為を行うコミュニ しかし、これらの事情を考慮してもべ 次の点のみの指摘に留める。 独 自の裁判管轄を否定 様々な問題 国家裁判 そのため 裁判所を 従って、 しかし、

知れない。 よって徐々にその基準が確定されると考えているのかもついてベアマンは、明確ではないが、裁判を積み重ねに

ことを自覚して、裁判を行うことが必要である。 的な規範の結合ネットワークの役割の一端を担っている 考慮すべきではなく、 国の地域的政策を重要視し、 所属し、 的アプローチにおいては、 ティ」のための規範の創造を目指すべきとういうのでは 法選択を必要としない一つの普遍的「世界的コミュニ れる長期的な利益を享受することができる。 が前提となる。渉外的事案を判断する裁判官は、 うになろう。領域的場所を重要視しないコスモポリタン よって裁判所は、 マンのコスモポリタン的アプローチをまとめると次のよ 次に、法選択規則と外国判決の承認執行に関するベア い所属が、 諸国家が共同して世界秩序を形成することで得ら 人は領域的であれ非領域的であれ多くのコミュニ 単なる空間的場所から切り離し得るという考え 国家規範だけでなく、 一度の裁判で得られる短期的利益では 自身が内国的、 人が常に複数コミュニティに 法廷地法の適用を優先的に 多数国的及び国 非国家的規範であ だがそれは、 法廷地 それに

> 案の再検討を行う。 基づいてベアマンは、インターネットに関する三つの事造をも認めるものであると主張する。このような見解に的事案を解決するためのハイブリッドな実質法規範の創によっては、複数コミュニティへの所属を考慮した渉外る所属コミュニティ内の規範を適用すること認め、事案

り、 net"または ".edu"の紛争がアメリカ法に基づき解決さ 域化するもので、 であると批判する。 の強調は、 の法の適用を根拠づけるのは、 11 バ れは例えば、 択に何らかの意味を持たせる裁判所の判断を批判し、 の方法について、ドメイン名の登録会社の所在地 れることを可能にするもので、受け入れ難いほど偏狭的 反対する。そして、このような登録会社の物理的な場所 場合であってもアメリカ法を適用することにもつなが ーを「訪問する」(Visiting)だけの関連性しか有しな 先ずGlobalSantaFe事件については、 このようなごくわずかな関連性に基づいて特定領域 非常に恣意的方法でインターネット取引を領 アメリカ国内に本拠を有するウェブ・サー 少なくても最も一般的な".com"、" むしろ大韓民国内に居住者の行為が 属地主義の遺物であると 準拠法の が法 決 定

ていたこと根拠にして、同国法を準拠法とすべきであっ完全にアメリカ国内に本拠を有する同国会社を標的とし

国商標法の適用を強要するような方法は、少なくともド 安易に法廷地が決定した権利を容認し、 決定の必要性を回避するために属地主義の 世界的商標を創造する危険を冒すことになると。 にして、 提訴されている事案に、商標権の属地主義の原則に根拠 国登録機関が管理するドメイン名に関して同国裁判所に していることを指摘する。このような属地主義的な考え ンはまた、 メイン名との関係では、 アメリカと意味ある関連性を有しない事案におい いと批判する。 アメリカ国内にほぼ実体を有しない同国会社によって同 イン名紛争の法選択の問題を考察する際、 次に、Barcelona.com 事件について連邦控訴 また属地主義の原則が回避しようしていた一 相当の域外効果を有する法を創造するかも知れ 同国商標法を適用している。 裁判所が商標の衝突の調整又は適用規範法の つまり、 同国法の域外適用を強要する危 硬直的な属地主義に考えに従い ベアマンは、 法廷地法を適用 原則を利用し 属地主義の強 裁判所 ベ ても同 、アマ 種の ド な X は

げ、 従って、ある国家の商標法を域外適用すべきか否かは、 ら、スペイン法を適用すべきであり、 るとする。 性があることを指摘する。 政策に基づいてなされたWIPOの仲裁判断 ここでベアマンは、注目すべき点として、インターネッ 属地主義を頼るのではなく、法選択原則を用いて当事者 はスペイン当事者らへの域外適用となり問 るコミュニティを適切に考慮する法選択体制 所に求める必要があり、 登場により非現実的なものとなり、 に基づく準拠法の縄張り争いは、 なくとも何らかの抵 ト管理機関であるICANNが公表した統 の実質的なコミュニティ所属を分析すべきであるとする。 属に焦点を当てるとスペインへの強い所属を示すことか 適切な法規範を決定するための法選択原則の適用を裁判 結果に至ると批判する。 それは非国家的団体の規範によるものであるが、 本件においては、コミュニティへの実質的 **|触的分析の中で考慮されるべき可能** その際、 よって、 商標の紛争についても 当事者が実際に所属 特にインターネ 妥当性が損なわれる アメリカ法の適用 的紛争処理 の存在を挙 が有用であ 題がある。 ット 0 所

Yahoo! 事件においてベアマンは、インターネットの

置くロ 本件を、 執行が適切な事案と、 ながらも、 事案がより頻繁に発生することになると予想する。 の場所の法を破ることがあるため、 隆盛により、 という仮説的 手可能な物があるとの理由だけでフランスで訴追される のサイト上のリンクと内容について指示することで、 あるが、 も知れない状況の考察を怠ったと批判する。本件につい 外国規範の適用により合衆国の利益が脅威に晒されるか の相違を無視して、 地裁の判断については、表面上は判決承認の原則に触れ ミュニティ所属がもっぱら一国内にあり、 会社を実質的に統制していたことに注目する。その上で フランスに子会社を持つ多国籍企業運営者であり、 る Yahoo! には、 てベアマンは、アメリカに本拠を置くアメリカ会社であ 1 他方 Yahoo! は世界中のユーザの獲得を目指し、 カルな小ウェブ・サイトが、 結局、 方の極は両当事者と紛争の双方が関わるコ ある場所のオンライン上のコンテンツが他 な事案との中間にあると位置づける。 修正第一条による保護の資格が強固 判決を下すことと判決を執行すること より詳細な判決執行原則の適用や、 他方の極はアメリカ国内に本拠を 国際的な判決承認 そのサイト上で入 その国 |の判決 アメ 連邦 同国

> うにベアマンは、 判決の執行を拒否することはできないと述べる。 関する方法論について、 関係なく、 動が海外に及ぶ限り、 てコスモポリタン的視座は、 リカとフランスへの二つの重大な所属がある本件につい を再検討するが、彼の法選択と外国判決の承認 を欠いたまま、 カ国内においても執行可能と結論づけるが、最終結果に 執行判決が関わる抵触的価値の実質的な考慮 簡単に修正第一条を引用することや外国 コスモポリタン的視座に基づいて事案 フランス判決を正当化し、 若干の検討を行い 一応 Yahoo! のビジネス活 たい。 アメ このよ 執行に

られていることから、 (65) においても、インター り、 渉外的事案において、 が Roche 事件は反トラスト法の域外適用に関するものであ 除しているわけでは 主張するコスモポリタン的視座は、それ以外の紛争を排 はいずれもインターネットに関するものであるが、 不可欠となると考えているものと思われる。 アマンが論文の中で検討するために取り上げた事案 また一連の論文の集大成として公表した最近の著書 インターネット紛争以外の事例も取り上げ グロ コスモポリタン的視座による解決 ない。上述した F. Hoffman-La ーバル化の進展に伴い、 英米法系 その

メーレンの見解に対する批判が、ベアマンの方法論に対創造という非常に大きな負担をもたらすというヴァン・ 法を創造することを意図したヴァン・メーレンの見解のの法の比較を通じて渉外事案用の新たな内容の渉外実質 程度 裁判所にとって関係国法の比較検討と新たな渉外実質法 影響をより大きく受けているものと思われる。 も特定国の実際の法規範の適用にはこだわらず、 容の比較衡量ではなく、 法により接近するものであり、 択と適用を目指すもので、 うことによって事案と最も密接な関係を有する規範 ヴィニー型国際私法では法体系が異なるが、 属するアメリカ アマンが非国家的規範についての考察をも前提としてい 討することを前提するヴァン・メーレンとは異なり、 してもあてはまる。 アメリカの抵触法体系から離れて、 コスモ またこの方法論は、 (結びつき) ポリタン的視座は、 の抵触法と大陸法系に属するわが の考察が中心となることから、 むしろ、 コミュニティへの所属の仕方や 関係国の法政策や統治利益 裁判管轄の議論を中心に置 コミュニティ所属の検 国家 考慮に値するものと考え 州 サヴィニー型国際私 法のみを比較検 ベ ア 従って、 関係国 必 詂 玉 7 ずし ンの の内 の選 を行 0) サ

これらの様々なコミュニティ所属の中から、 ある。 所属するコミュニティの とは思われない。 非常に大変な労力を要する。 そのため裁判官にとって、 に所属する場合があれば、 廷地とより結びつきの強い方の所属コミュニティ して一方のコミュニティ所属を優先するのか、 が求められている点から考えると、 べきコミュニティ所属を選びその規範を適用することは がより小さなコミュニティを形成する場合などもあろう。 人の者が矛盾する規範の有する複数コミュニティに同 行為を活動目的とするコミュニティさえある。 様な規範を全く欠くコミュニティもあり、 とするコミュニティは無数に存在し、その態様は様 り一層強いものとなろう。 を優先することになるのかといった問題、 のコミュニティが複数あった場合、 ることから、 明確な規範を有するコミュニティがあれば、 裁判官の負担はより大きく、この批 その他にもまた、 規範の 法または規範選択の判 ベアマンが所属を考慮すべき 大きなコミュニティ中の 従って、 適用を望まない 所属の 裁判官は何を基準に あまり現実的な考え 裁判に迅速な判断 強さが同程 訴訟当事者が 中には違法 考慮される また、 やはり法 場合で 判は 断 0) その が規範 々で O部 時 ょ

当てはめについて見る。 ポリタン的 適用すべきとする主張は、 メリカ会社を「標的」としていたことを根拠に同 最後に、 既に同様な考え方に基づいた先例があり、(8)(ごさとする主張は、裁判管轄に関する事例) 視座独自のものではない。 ベアマンの事例へのコスモポリタン的視座 先ず GlobalSantaFe 事件でア しかし、 ベアマン ではあ コスモ 玉 |法を 0

このように準拠法として指定し得るのは国家または国 として準拠法の枠内で認められるものと解されている。(2) 二〇一〇」や「荷為替信用状に関する統一規則及び慣 考になると思われる。また Barcelona 事件においてベア 考える。 例」などの統一的商慣習については、 適用すると考えるわが国でも既に、 指摘するが、 争処理政策のような非国家的法の適用の可能性につい マンは、インターネット ネットが関わる紛争における結果発生地 とするベアマンの見解は、 裁判管轄規定と法の適用に関する通則法一七条規定の双 ライン社会の実体を捉えたものとは言えず、標的にし 所在を主な根拠にその所在地法を適用する考えは、 も指摘するように、ドメイン名の登録機関やサーバ るが、法域を標的に活動を行っていたか否かを判断基準 行為地だけでなく結果発生地も含まれると解釈されてい 方において、「不法行為」には隔地的不法行為における いたことを準拠法決定の根拠としたことは妥当であると わが国では、 内外のいずれかの国の法律を準拠法とし 民事訴訟法三条の三第八号の 管理機関ICANN わが国においても、 援用可能統 一インコタームズ の判断の際に の統 インター 国 的 オン 1 参 0

内の 内で適用が容認されると解されるわが国 点では、 れる素地はあるものと思われる。 るベアマンの見解は、 においては、広く非国家的規範の適用を考慮すべきとす 近いもののように思われる。 ために克服されるべき難問はあまりにも多く、 地 域の法に限られるが、 ベ アマンの理論の全面的な受け入れは不可能に アメリカ抵触法理論よりは受け入 非国 |家的規範は準拠法 しかしそれでも、 の国際私法理 現在の時 その O枠

四 おわりに

ていることや、 的に論じた著作であり、 紹介したのは、 論じているにもかかわらず、このように少し旧 に公表された論文に基づいたものである。 の後も様々な著作物を公表し、このアプロ 稿で紹介したベアマンの方法論は、 ベ アマンの法選択のコスモポリタン的視座につい ベアマンが抵触法上の方法論につい 簡単な検討を加えてきた。最初にも述べたが、 裁判管轄に関する問題を扱ったもの 彼の理論がこれまでのアメリカ抵触法理 その見解が最も明確に展開され 主として二〇〇五年 て最初に本格 ーチについて ベアマンはそ 、ものを を除 て紹 本

てはその理論の当てはめによって処理されているが、べ際間に向いているため、伝統的に国際的な法抵触につい 触については受け入れられる余地があるとしても、 触法理論にどのような影響を与えるかは、 そして検討がなされている事例がいずれもインターネッ れにもかかわらず本稿でインターネットに限定するタイ 以外の紛争についても妥当するよう主張されている。 ネット紛争に限定して展開しているわけではなく、それ いるため、 方法論を展開するものの、 より遥かに差異の大きな国際的な法抵触の場合における アマンの方法論は、 の予測は困難である。 トが深くかかわるものであることを顧慮したからである。 トルを付けたのは、 されているが、ベアマン自身がその方法論をインター 本稿にはまた、インターネットに限定するタイトルが 作の中においてベアマンは、 論と大きく異なることを顧慮したことによる。 アマンのコスモポリタン的アプロ 改めて別な機会に紹介できればと考えている。 内容の同質性が高い州際 ベアマンの論文中に取り上げられ、 アメリカでは、 更に詳細な根拠づけを行 基本的には本稿で紹介し 法抵触の関心は ーチがアメリカ抵 現在の段階で 間 最近の著 0 法 の抵 つ そ

であり、特に非国家的規範の適用についての議論は、 法選択についても同様な方法論によるために、 が国においても参考になるものと思われる。 論から離れ、サヴィニー型の国際私法体系に近づくもの 入れられ得るものではないが、アメリカの伝統的は方法 国際私法体系が異なるわが国では、決してそのまま受け 今後の展開に注目したい。最後に、ベアマンの方法論は、 る国際私法研究者らの意見も出されるものと思われる。 討を行っていないが、今後は詳細な諸問題についてのべ の批判もより一層強くなるものと思われる。また、 アマン自身によるより一層の考察が行われ、それに対す で、生じ得る様々な詳細な問題についてまでは十分な検 マンはコスモポリタン的視座のアウトラインを示すのみ 同国 内で ベア わ

- Ⅰ) 日本経済新聞、二○○九年一月一五日付朝刊
- 2) 日本経済新聞、二〇〇九年二月一八日付朝刊。
- 3) 例えば、平成二五年度の情報通信白書には、「特集3) 例えば、平成二五年度の情報通信白書には、「特集h25/pdf/25honpen.pdf)

- (4) 海外からのメールで架空の商談が持ち掛けられ、多額の金を騙し取られる被害が急増していることが紹介されている。日本経済新聞、二〇〇九年一月一三日付朝刊。くの判例が紹介されているものとして例えば、早川吉尚「米国におけるサイバースペース上の紛争と裁判管轄(1・2)」NBL六六三号(一九九九年)四九頁以下、土谷善輝/デイン・河野号(一九九九年)四九頁以下、土谷善輝/デイン・河野号(一九九九年)四九頁以下、土谷善輝/デイン・河野号(一九九九年)四九頁以下、土谷善輝/デイン・河野号(一九九九年)四九頁以下、土谷善輝/デイン・河野号(一九九九年)四九百以下、土谷善輝/ディン・河野台、大田町の一名といる。
- (6) インターネットが普及した一九九〇年代の半ば以降、 国際裁判管轄に関する無数の文献が公表されていて、それらのすべてを挙げることはできないが、例えば、R. Michelle Boldon, Long-Arm Statues and Internet Jurisdiction, 67 Bus. Law. 313 (2011-2012). Andrea Slane, Tales, Techs, and Territories: Private International Law, Globalization, and the Legal Construction of Borderlessness on the Internet, 71 Law & Contemp. Probs. 129 (2008). Tim Gerlach, Using International Choice of Law and Jurisdiction, 26 Whitter L. Rev. 899 (2005). Carlos J. R. Salvado, An Effective Personal Jurisdiction Doctrine for the Internet,

12 U. Balt. Intell. Prop. L. J. 75 (2003). Dan L. Burk, Jurisdiction in a World Without Borders, 1Va. J. L. & Tech. 3(1997). David R. Johnson & David Post, Law and Borders - The Rise of Law in Cyberspace, 48 Stan. L. Rev. 1367 (1996) ちゃん。

- 斐閣、二○○七年)六六頁。 7) 道垣内正人『ポイント国際私法 総論【第2版】』(有
- 訴訟法』(弘文堂、一九九六年)六五頁。「正五一頁以下に指摘がある。 但し、最近では制限する傾にあると指摘するのは、小林秀夫『新版アメリカ民事「カ国際私法の基礎理論』(大阪大学出版会、二〇〇七年)(8) 法廷地法の優先については、例えば、松岡博『アメ(8) 法廷地法の優先については、例えば、松岡博『アメ
- 年)。 学論集第三一巻第一・二・三合併号四三四頁(一九八九学論集第三一巻第一・二・三合併号四三四頁(一九八九衆国の製造物責任訴訟にみられる新しい観点―」青山法(9) 例えば、江泉芳信「裁判管轄と準拠法―アメリカ合
- (\(\mathref{\Partial}\)) Paul Schiff Berman, The Globalization of Jurisdiction, 151 U. Pa. L. Rev. 311 (2002) [hereinafter Berman, Globalization].
- (\(\mathref{\pi}\)) Paul Schiff Berman, Towards a Cosmopolitan Vision of Conflict of Laws: Redefining Governmental Interests in a Global Era, 153 U. Pa. Rev. 1819 (2005) [hereinafter Berman, Cosmopolitan Vision].
- 12) ベアマンは、一連の論文の集大成として、PAUL SCHIFF

Martha Umphrey, & Lawrence Douglas, eds., 2010) 485 (2005); Paul Schiff Berman, Seeding beyond the and Cosmopolitan Pluralism, 51 Wayne L. Rev. 1105 Pluralism]を著している。最初の論文からこの書の発行 Press, 2012) [hereinafter Berman, Global Legal LAW BEYOND BORDERS, Berman, Global Legal Pluralism -A Jurisprudence of Difference, in Law and the Strabger, (Austin D. Sarat CONFLICTS OF LAWS AND THE LEGAL NEGOTIATION OF Hybridity, 2010 Utah L. Rev. 11; Paul Schiff Berman Pluralism, 5 Ann. Rev. of L. & Social Sciences 225 Rev. 1149 (2009); Paul Schiff Berman, The New Legal through the Lens of Legal Pluralism, 73 Missouri L Schiff Berman, Federalism and International Lau International Law, 32 Yale J. Int'l L. 301 (2007); Paul Law and Globalization, 43 Colum. J. Transnational L Paul Schiff Berman, Conflict of Laws, Globalization Berman, id, Cosmopolitan Visionを除くと、以下がある。 の間に公表された論文に、本稿で主として取り上げる Paul Schiff Berman, *Towards a Jurisprudence of* Limits of International Law, 84 Tex. L. Rev. 1265 (2006); Paul Schiff Berman, A Pluralist Approach to (2005); Paul Schiff Berman, From International Law to (2009) [hereinafter Berman, New Legal Pluralism] (Cambridge University

- (\mathfrak{P}) Berman, Globalization, supra note 10, at 311.
- (14) 特に、id. at 490 ff.
- いる。 542ff. 本文中の記述も、主にこの部分を参照してまとめてクトにまとめられて記述されている部分としては、*id.* at(15) この長大な論文の中で展開される理論が最もコンパ
- (16) 例えば、id. at 490 ff.及びBerman, New Legal Pluralism, supra note 12, at 15-3等。
- (17) Id.at 15-9. 国際的な非政府の設置基準団体の例として、ベアマンは、電気及びその他の機器をテストする団体である Underwriters Laboratories, Inc. や画の内容を評価する the Motion Picture Association of America、インターネットのドメイン名を管理する Internet Corporation for Assigned Names and Numbers、金融市場活動の規制を図る National Association of Securities dealers などを挙げる。
- $(\frac{\infty}{1})$ Berman, Globalization, supra note 10, at 322.
- (9) Berman, New Legal Pluralism, supra note 12, at 15-
- 20) 例えば、Berman, Globalization, *supra* note 10, at 329ff.など。
- 代表的なものとして、サイバースペース法研究会「『サイついては、少し前に日本でも既に紹介されている。その(21) アメリカにおけるセルフ・ガヴァナンス論の展開に

における法律常識』(プロスパー企画、一九九八年)五三 巻一二号(一九九七年) 一三一六頁以下、平野晋・牧野 る米国主要判例の立場と分析~ [5]] 国際商事法務二五 ペース法とインターネット上の裁判管轄権~電脳空間に 巻一号(一九九九年)七六頁以下、平野晋「サイバース 五九六頁以下、同七号七二一頁以下、同八号八五三頁以 二七頁以下、同二号一四五頁以下、同三号二九五頁以下 商事法務二五巻一一号(一九九七年)一一七一頁以下、 倫理と『セルフ・ガヴァナンス』の精神~(1)~(5)」国際 頁以下などがある。 和夫『[判例] 国際インターネット法―サイバースペース おけるセルフ・ガヴァナンスの主張と対人管轄権に関す 一一号一一九八頁以下、同一二号一三〇九頁以下、二七 同四号四一〇頁以下、 同一二号一三一一頁以下、二六巻一号(一九九八年) バースペース法学』とインターネット~『ハッカー』の 同九号九五九頁以下、同一○号一○八五頁以下、同 同五号五二二頁以下、同六号

- (22) インターネットの特性について詳細に論じ、以後の(22) インターネットの特性についての記述は、主としてこの判決を参照し上iberties Union v. Janet Reno, 929 F.Supp 824, 828-832 (E.D.Pa.1996) である。本稿においても、インターネッ例のでも度々引用されているのが、American Civil 判例でも度々引用されているのが、American Civil 判例でも度々引用されているのが、American Civil 判例でも度々引用されているのが、American Civil 判例でも度々引用されているのが、American Civil 判例でも度々引用されている。
- (A) American Civil Liberties Union, 929 F.Supp. at 836-

00.

- (24) この理論の代表的な論者であるデビットR.ジョン 実空間 越える電子商取引によってもたらされる裁判管轄に関す つある。 L.Rev.1367 (1996), at 1367. つまり、コンピュータ・ネッ Borders-The Rise of Law in Cyberspace, 48 Stan するのである。*Id.* at 1378-1379 サイバースペースを、法的分析の為の明白な「場」 る及び現実的な困難の多くは、サイバースペースと「現 づける試みは満足がゆく解決策をもたらさない。国境を 特定の領域的主権の法にインターネット上の取引を結び できないからである。従って、伝統的法原理に基づき、 して地球規模的に分散した当事者によってなさると維持 トワークの登場は、厳格に地域的な法規制を崩壊させつ ソ こ % David R.Johnson and David G. Post, Law and ンとパスワードによって作られた新たな境界を作り出し る世界的な電子情報交換の登場は、地理的な国境を破壊 ソンとデビィドG. し、"real world"から"virtual"な世界を分けるスクリー (place) として考えることによって解決できるのと主張 一との間の法的に意義のある境を容認することで、 地域的な法規制は、活動がインターネットを通 ポストは、コンピュータを基礎にす
- S) Berman, Cosmopolitan Vision, supra note 11, at 1819-1821.
- 26) *Id.* at 1821.

- (27) 250 F. Supp. 2d 610 (E.D. Va. 2003).
- (28) 15 U.S.C. (2000).
- (\mathfrak{S}) *Id.* at 1827.
- (31) *Id.* at 1829.
- (32) 330 F. 3d 617 (4th Cir. 2003). なお、第一審は189 F.Supp. 2d 367 (E.D.Va.2002) である。
- (\Re) Berman, Cosmopolitan Vision, supra note 11, at 1832-1833.
- (34) *Id.* at 1833-1834.
- (\(\pma\)) 169 F. Supp. 2d 1181 (N.D. Cal. 2001), rev'd on other grounds, 379 F. 3d 1120 (9th Cir. 2004), reh'g grante

の展開~」日本法学七七巻一号(二○○五年)四三九頁。の展開~」日本法学七七巻一号(二○○五年)四三九頁。について~」青山社会科学紀要三○巻二号(二○○二年)について~」青山社会科学紀要三○巻二号(二○○二年)について~」青山社会科学紀要三○巻二号(二○○二年)するアメリカ合衆国における最近の一動向~ Yahoo! 事件するアメリカ合衆国における最近の一動向~ Yahoo! 事件するアメリカ合衆国における最近の一動向~ Yahoo! 事件するアメリカ合衆国における最近の一動向~ Yahoo! 事件を配置の展開~」日本法学七七巻一号(二○○五年)四三九頁。

- 55) UEJF et LICRA v. Yahoo! Inc. Et Yahoo France, Tribunal de Grande de Paris, No. RG:00/05308, 00/05309, May 22, 2000.
- (云) Berman, Cosmopolitan Vision, *supra* note 11, at
- \approx) *Id*, at 1839ff.
- (\mathfrak{R}) Id, at 1839-1844.
- (4) *Id*, at 1845.
- (4) *Id*, at 1845-1857.
- (42) *Id*, at 1852.
- (3) *Id*, at 1852.
- (4) *Id*, at 1852–1853.
- (45) *Id*, at 1854.
- (46) *Id*, at 1854-1856.
- 47) *Id*, at 1856ff.
- $\stackrel{\infty}{4}$) *Id*, at 1857-1861.

- (49) その例として、リステートメント(第三次)は、(49) その例として、リステートメント(第三次)は、であるといった関連性の考慮を求める、同項ff中には「規制が国際的システムの伝統と一致する範囲で」といった表現があり、これらと四〇三条中の他の非排他的なた表現があり、これらと四〇三条中の他の非排他的なた表現があり、これらと四〇三条中の他の非排他的なた表現が国際的システムの伝統と一致する範囲で」といった関連性の考慮を求める、同項ff中には可能がある。*Id*, at 1863.
- (S) Id, at 1861-1864.
- (5) *Id*, at 1864-1867.
- (5) *Id*, at 1868ff.
- (云) *Id*, at 1868-1869.
- (3) RESTATEMENT (SECOND) OF CONFLICT OF LAWS, § 117 cmt. C (1971).
- (55) *Id.* § 92.
- (S) Berman, Cosmopolitan Vision, supra note 11, at 1869-1872.
- (5) *Id*, at 1872-1874.
- $(\frac{8}{15})$ *Id*, at 1874–1877.
- (5) *Id*, at 1877-1879.
- (②) 124 S. Ct. 2359 (2004).
- (당) Berman, Cosmopolitan Vision, supra note 11, at 1879-1882.
- 8) Berman, New Legal Pluralism, supra note 12, at 15-

- 3 *Id*, at 15-6.
- 年六月一三日決定、判例時報二一二八号五八頁。例がないわけでない。例えば、東京地方裁判所平成二三(64) もちろん、仲裁判断が裁判所によって取り消される
- note 12, at 286ff.
 note 12, at 286ff.
- 一九八六年)六八頁。 (6) 石黒一憲『現代国際私法 [上]』(東京大学出版会、
- (67) 石黒·前掲注(66)、六九頁。
- (8) このように法域を標的にしていたか否かを管轄権の有無の判断基準の一つとする判例として、例えば、F.3d 1082 (2000), Young v. New Haven Advocate, 315 F.3d 256 (2002) などがある。
- 二○○五年)一○頁以下。(6) 溜池良夫『国際私法講義(第3版)』(有斐閣、
- 年)一〇頁。 (第6版)』(有斐閣、二〇一二70) 櫻田嘉章『国際私法(第6版)』(有斐閣、二〇一二
- 石黒・前掲注(66)、八一頁。

三七四 (一八三〇)

柔道指導における過失責任

船

Щ

泰

範

平成二六年四月三〇日判決 LEX/DB インターネット TKC法律情報データベース文献番号25503851、 業務上過失傷害被告事件、 (確定)] 長野地裁平二五份八〇号、

[事実]

学六年生)の乱取り稽古の相手となって柔道指導をして 設して柔道指導を行っていた者である。被告人は、平成 体育館二階柔道場において、同教室の生徒であるM 一○年五月二七日午後九時一○分頃、長野県松本市の市 被告人は、講道館柔道四段の有段者で、柔道教室を開

> ち付けられた。Mは、その後すぐに起き上がり、乱取り に至った。 緊急手術を受けた。Mは、意識障害を伴う後遺症を負う 急性硬膜下血腫の傷害を負っていることが判明したので、 急隊員によって病院に搬送され、頭部CT検査を受け、 攣を見せたりしたことから、一一九番通報した。 Mは救 め、被告人がMを畳の上に寝かせた。被告人は、 と呼ばれる技をかけ、Mは、背中や腕の辺りから畳に打 11 稽古を再開したが、力が抜けたようにして座り込んだた た。その際、被告人は、 Mに対して「片襟体落とし」 M が 痙

被告人について(被疑者段階で)、長野地検は、 過失を

定弁護士が強制起訴したのである。 度行なった。そのため、平成二五年五月、検察官役の指訴にしたが、長野検察審査会が起訴すべきとの議決を二認定するには証拠が不十分として、二度にわたって不起

い渡した。 して、被告人に禁錮一年、執行猶予三年の有罪判決を言して、被告人に禁錮一年、執行猶予三年の有罪判決を言平成二六年四月三〇日、長野地裁は、以下の理由を示

[判旨]

(1)判決は、まず、柔道が、「相手を投げて制圧するない方がは、まず、柔道が、「相手を投げて制圧するないので、力加減をすべき義務があることは明らかである。」という競技の性質を有するとする。その点に照らいる」という競技の性質を有するとする。その点に照らいる」という競技の性質を有するとする。その点に照らいる」という競技の性質を有するとする。その点に照らいて、注意義務の存在を示している。

張に対して、それぞれ答えている(⑵~⑷)。 その上で、判決は、無罪を主張する弁護人の三点の主

②弁護人は、①頭部を直接打たないのに架橋静脈の破

する。この点について、判決は次のようにいう。く、被告人にとって被害者の負傷は予見できなかったとに至ることがあるとする知見は、柔道界では一般的でな綻によって急性硬膜下出血が発症し、重大な障害を負う

との障害にはならないというべきである。」との障害にはならないというべきである。」との障害が未熟な者が強い力で投げられ、畳に打ち付務を認めることはできないとはいえないのであって、技事を認めることはできないとはいえないのであって、技事を認めることはできないとはいえないのであって、技事を認めることはできないとはいえないのであって、技事を認めることはできないとはいえないのであって、技事を認めることはできないとはいえないのであって、技事を認めることはできないとはいえないのであって、技事を認めることはできないとはいえないのであって、技事を認めることはできないとはいるである。」

この点に対する判決の答えは、次の通りである。ように注意を払っていたから、過失がない、と主張する。3弁護人は、②被告人は被害者の頭部を打ち付けない

などすれば、直接打撲した部分に限らず、身体各部に無熟な者が強い力で投げられて身体が畳に打ち付けられることは当然であるが、上記のとおり、技量・体格等が未あるから、そのような事態を予防することが重要である「頭部を畳に打ち付けることはそれ自体危険なもので

はできない。」
はできない。」
はできない。」
にだけで注意義務を尽くしたということ
のな裏付けがあるとはいえない。したがって、上記②の
見可能であって、頭部を畳に打ち付けることだけが危険
わった部分に何らかの障害が発生しうることは十分に予理な力が加わる可能性があるのであり、無理な力が加

度が格段に小さいものとなることは明らかであって、回度が格段に小さいものとなることは明らかであって、回生(年少者)に対し、受け身が取りやすいように、また、「技量が未熟で受け身が十分に習得されていない小学が、また、回転加速度をどのように制御すればどのようが、また、回転加速度をどのように制御すればどのようのが、また、回転加速度をどのように制御すればどのようのが、また、回転加速度をどのように制御すればどのようのが、また、回転加速度をどのように制御すればどのようのが、また、回転加速度をどのように制御すればどのように、

対する指導者として豊富な経験を有する正木証人、口被(5)一方、裁判所は、証拠の評価に関して、(4)年少者に

転加速度による架橋静脈の破綻が回避できたものといえ

「お子子がひ」の「いこう」に、『云さらのであるべきかを独自に検討し、次のように表現している。を参考にして、「本件年少者に対する投げ方」はいかにで、柔道の技量も同程度であった証人などの証言その他告人と一緒に柔道教室を行っている証人、穴Mと同学年

べきものと認められる。」

べきものと認められる。」

がきものと認められる。」

がきものと認められる。」

がすれば、大人同士の試合の際や高校生やさせて投げ、あるいは、大人同士の試合の際や高校生やでせて投げ、あるいは、大人同士の試合の際や高校生やできるがあり、取りやすいように、また、回転をゆっくり

その上で、判決は、Mが本件事故当時、いまだ受け身をと認められるかを検討している。そこで、被告人がこの注意義務に反してMを投げする。そこで、被告人がこの注意義務があったと認められるとる投げ方でMを投げる注意義務があったと認められるとでする。そこで、判決は、Mが本件事故当時、いまだ受け身たと認められるかを検討している。

道教室が契約していた保険会社である東京海上日動火災た映像の利用である。この映像は、被告人および本件柔仰の証人をMに見立てて投げて本件事故の状況を再現しての検討にあたって採られた方法は、被告人が、右の

ものである。 保険株式会社の担当者が、調査のために再現を依頼した

書き抜いて、示すことにしよう。 そして、結果として、本件再現映像に照らしても、それに対する別証人口による評価に照らしても、「被告人の本件事故の際の投げ方は、その力加減の点で、本件年の本件事故の際の投げ方は、その力加減の点で、本件年の本件事故の際の投げ方は、その力加減の点で、本件年の本代事故の際の投げ方の程度をはるかに超えていることは少者に対する別証人口による評価に照らしても、「被告人をして、結果として、本件再現映像に照らしても、そ

害を負わせたという業務上過失傷害の事案である。て投げ技をかけ、重い後遺症を伴う急性硬膜下血腫の傷に対し、その技量・体格等に応じた適切な力加減を怠っ開設していた被告人が、当時小学六年生であった被害者開設していた被告人が、当時小学六年生であった被害者「本件は、主に小中学生を対象とした本件柔道教室を

わらず、それを怠り、自らが相手となって乱取り稽古をは細心の注意を払うべき重い責任を負っていたにもかかをする立場にあったのであるから、その指導に当たって小中学生に対し、格闘技であり、危険を伴う柔道の指導 被告人は、心身ともに発達途上で柔道の初心者を含む

たのであって、その過失は重大というほかない。」する中で、投げ方を誤って重大な傷害を負わせるに至っ

[評釈]

一 本件の争点

が争点となる。本件では、被告人の片襟体落としの技によって被害者本件では、被告人の過失責任を問うことができるかどうかが、被告人にその過失責任を問うことができるかどうかが、被告人にその過失責任を問うことができるかどうかがも点となる。

捉え方に関する問題について検討作業をすることとする。たらないと主張していることから、本件では、過失犯の被告人側は、前述のように三つの点から過失犯にはあ

二 柔道指導における注意義務

この弁護側の主張は、行為者が、片襟体落としのようかったから過失責任はない、とするものである。一は、被告人にはそのような結果について予見できな性硬膜下出血を発症したものである。被告人側が争う第本件の被害者は、実際には架橋静脈の破綻によって急

いわゆる具体的予見可能性説に依拠する主張といえる。いとするものである。その根拠を分析すると、これは、腫になるとは予見しえなかった以上、過失責任を負わなな技をかけても、頭部を直接打たなければ急性硬膜下血

予見可能である、とするのである。これは、 傷害の発生機序の詳細まで予見する必要はないと論駁し よいとするものであり、本判決を学説に当てはめてみる 加わった身体の部分になんらかの障害が発生することが した部分に限らず無理な力が加わり、 ている。 この点に関し、 危惧感説に基づいている可能性が高い 未熟な者が強い力で投げられれば、 行為をなした時点で結果発生の危惧感があれば 本判決は、注意義務の内容について、 ②その無理 ①直接打撲 逆の面 な力が から

畳に打ち付けさえしなければよいのか、という問題があことは無理なようにも思える。しかし、被害者の頭部をおれば、被告人が回避措置をとっていたにもかかわらずかが、被告人が回避措置をとっていたにもかかわらずかが、
対のである。この点がその通りであるとのが、
が発生してしまったということで、
が告人を責める
がの過りであると
がの過りであると
がの過りであると
がの過りであると
が護側主張の第二は、被告人は被害者が頭部を畳に打

ある、とするのである。回避措置はそもそも未熟な者を強い力で投げないことで無理な力は身体のあらゆる場所に及ぶ可能性がある以上、ることはいうまでもない。本判決は、この点に関して、

また、 の現れといえる。 すなわち、 一方、本判決は、 ることに加担する具体的予見可能性説の言いぶりであり たとする。要するに、弁護側主張は、罪を免れようとす 本判決は、 はとりようがないとするものである。この点について、 加速度がどの程度のものか明らかでない以上、 弁護側主張の第三は、 回転をゆっくりさせて投げれば、 年少者に対し、受け身が取りやすいように、 回避措置はそう難しいものではないとする。 過失犯の重心を回避措置に置く考え方④ 架橋静脈の破綻をもたらす回 結果を回避でき 回避措置

加減をする」ことに落ちついたことに、一種の感慨を禁い流じた適切な力加減が必要であるということである。に応じた適切な力加減が必要であるということである。の論理展開から明らかになったことは、柔道指導者が年以上の、被告人側の争点の指摘とそれに対する本判決

認されるということである。 ことを余所に、 具体的予見可能性説という形で論議が囂しいが、そんな 適っているということである。 被害者、③容易にとりうる回避措置、という組み合わせ とである。 ことなく回避措置がとりうることを示しているというこ を示したものである。第二は、この結論は極めて常識に る関係で力加減をする必要があるという指摘は、これを 般化すれば、①主体が一定の立場にあること、 柔道指導をする立場にある者が年少者に対す その理 日常生活では社会活動における常識が確 由の第 ーは、 予見可能性に拘束される 刑法理論上は危惧感説対 ② 弱 い

一 過失犯の二つの要素

かを検討しているということである。このあたり前のこ踏まえて、両方の吟味をした上で、過失といえるかどうにしている点である。言葉を換えていえば、過失犯を構にしている点である。言葉を換えていえば、過失犯を構かを、独自に詳細に検討し、回避措置を具体的に明らかおを、独自に詳細に検討し、回避措置を具体的に明らかがを検討していると思うのは、年少者に対する柔道

を置いて論じておこう。重要なことであるので、ひとまず、本判決とはやや距離過失犯論と刑事司法実務の未熟さがあると思うのである。とが刑事裁判において必ずしもなされていないことに、

が、 物が混入していないかを確かめる化学的検査である。 消費者に安全な食品を提供するためにはどうしたらよい 件における徳島地裁判決(昭四八・一一・二八判時 の第三の回避措置は、 ないための最低必要条件というべきである。 上の点は、 ある。第三に、乳児用調整粉乳として出庫する前に有 る。第二に、工業用薬品を用いるのであれば、まちが かを検討している。これはいうまでもなく、 七二一・七)がある。 て展開した判例としては、 なく第二燐酸ソーダであることを確かめる化学的検査で に、成分規格が保証された局方品や試薬を使うことであ 何かということである。判決は、次のようにいう。 過失犯が二つの要素から構成されていることを自覚し 食品製造業者には苦もなくできることなのである。 万が一にも乳児が毒物混入の粉ミルクを飲 この判決は、 一般の消費者=母親にはできない 森永ドライミルク砒素中毒 食品製造業者とし 回避措置 しかも、 が

それは、食品製造業者の基本的注意義務にほかならない。 するべきであったかが大事なのだとしているのである。 するべきであったかが大事なのだとしているのである。 するべきであったかが大事なのだとしているのである。 右の三つの回避措置はどこから発生するかといったら、 者の三つの回避措置はどこから発生するかといったら、 者の三つの回避措置はどこから発生するかといったら、 者の三つの回避措置はどこから発生するかといったら、 とれば、食品製造業者の基本的注意義務にほかならない。

① 地位、

②職業、③立場である、

とまとめることができ

すなわち、この点を判決文から引用すると、次のように、

及び製造過程で有毒物が混入しないようにする一般的義ない。刑法は保護すべき対象について精神力を集中し、ない。刑法は保護すべき対象について精神力を集中し、ない。刑法は保護すべき対象について精神力を集中し、ない。刑法は保護すべき対象について精神力を集中し、るの食品が人体に全く無害で安全であることを消費は、その食品が人体に全く無害で安全であることを消費は、その食品が人体に全く無害で安全であることを消費は、その食品が人体に全く無害で安全であることを消費は、その食品が人体に全く無害で安全であることを消費は、その食品が大体に全く無害で安全であることを消費は、その食品が大体に入ればなら、のでも、のでは、いるの

務を負う立場にある。」

十分ということになるのである。 安全な食品を提供するのは、食品製造業者の基本中の安全のために用いられた言葉のようであるが、安業員の安全のために用いられた言葉のようであるが、安業員の安全のために用いられた言葉のようであるが、安業員の安全のために用いられた言葉のようであるが、安全な食品を提供するのは、食品製造業者の基本中の安全な食品を提供するのである。

るとしている。しかし、被告人が鉄道本部長としてやる場の危険性を具体的に認識していなかったら、無罪であ あったのである。 う、部下に命じて危険なカーブを洗い出し、 崎脱線事故に関して、 の中には、 で危険性の高いカーブから順にATSを設置するべきで かいために、スピードを出してきた列車が転覆しない べきことは何であったかというと、線路の曲線半径が短 を忘れているかと思われるものがある。 他方、過失責任を否定して無罪を言い 過失犯が二つの要素からなりたっていること 素人でも気がつくこのような回 判決は、被告人(山崎) JR西日本の尼 渡してい 全路線の中 が事件現 、る判例

構造に対する基礎知識の足りなさを指摘しなければなら を怠った点は、 ればならない。 である。 もりではないが「作為義務違反」といわざるを得ないの りに気づきながら、控訴をしなかった点で、 していたことを立証しようとした検察官にも、 所の姿勢はむろんのこと、被告人が現場の危険性を認識 いうべきである。この裁判に対する評価としては、 しかも、 一審無罪判決が誤りだったことを肝に銘じなけ 検察官は、 鉄道事業のイロハのイを軽視したものと 公判の途中から立証方針の誤 揶揄するつ 過失犯 $\overline{\mathcal{O}}$

四 風潮と違法性の意識

ることである。 の部分において、柔道界の風潮に対する言及がされてい 本判決の今一つの特色といえるのは、「量刑の理由」

生徒の安全について十分な配慮ができなかったのは、こしていたとする。判決は、「被告人が、本件柔道教室の相当数の柔道指導者が同様の思い込みの上で柔道指導をは起きないと考えていた」のは、被告人ばかりでなく、判決によると、「頭部さえ打ち付けなければ重大事故

のような風潮にも由来するとみられる」と、被告人の心理傾向に歩み寄る素振りも見せる。しかし、そう言いつ、判決は断じて認められないとする。つまり、「技力・体格等が未熟な者が強い力で投げられ、畳に打ち付量・体格等が未熟な者が強い力で投げられ、畳に打ち付量・体格等が未熟な者が強い力で投げられ、畳に打ち付金が発生しうることは十分予見でき、特に技量が未熟で表達途上にあって筋力等も十分でない小学生であれば、そのような事情によって、年少者に対する柔道指導者として重い責任を負う被告人の刑事責任を大きく減じることは相当とはいえない。」と、違法性の意識がなかったとは相当とはいえない。」と、違法性の意識がなかったとは相当とはいえない。」と、違法性の意識がなかったとは相当とはいえない。」と、違法性の意識がなかったとは相当とはいえない。」と、違法性の意識がなかったという主張や期待可能性の主張を許さない姿勢を示している。

日本の近代化を妨げる役割を果たしている。あるいは、告のように思われる。というのは、このような風潮は、か蔓延っていて、それが「世間」の論理の支持を得て、が蔓延っていて、それが「世間」の論理の支持を得て、が 蔓延っていて、それが「世間」の論理の支持を得て、が しろ、このような指摘の狙いは、柔道界に対する警むしろ、このような指摘の狙いは、柔道界に対する警

確認することにしよう。ある。裁判=法は悪弊を除く役割を有していることを再風潮は是正されるべきとの指摘は重く受けとめる必要が裁判所にそこまでの意識はないかもしれないが、業界の

五 過失犯に刑事責任を問う意義

ておきたい。
田を超えるかもしれないが、本判決の意義として、ふれ判として取り上げられた事例であるので、判例評釈の範本件は、検察審査会法による強制起訴によって刑事裁

平成二六年七月の段階で、全国で八件であり、 このことで明らかなように、 するには証拠が足りないとする嫌疑不十分であったから、 本件の二件である。 から施行された新制度によって強制起訴された事例は、 にした事件に限れば、 有罪へのハードルはより高かった、ともいわれている。 有罪になったのは、 (嫌疑はある) に対するものであったが、 本判決には、 次のような特長がある。平成二一年五月 暴行罪に問われた徳島県石井町長と しかも、 初めての有罪判決なのである。 嫌疑不十分で検察が不起訴 町長の場合は、 本件は、 そのうち 起訴猶予 有罪と

> めてなのである。 (IS) かも、強制起訴事件の中で過失犯で有罪とされたのは初

西美犯罪について刑事責任を問うことに関しては、消過失犯罪について刑事責任を問うことに関しては、消しては、一切起訴はされていないのに、四年近くを経ちに協力させるべきとの考え方である。ただし、この考えに協力させるべきとの考え方である。ただし、この考えに協力させるべきとの考え方である。ただし、この考えに協力させるべきとの考え方である。ただし、この考えに協力させるべきとの考え方である。その一つの典型をしては、過失犯罪について刑事責任を問うことに関しては、消過失犯罪について刑事責任を問うことに関しては、消過失犯罪について刑事責任を問うことに関しては、消

の狙いは、真相解明を通して世の中の理非曲直をはっきに繋ぐ」ことを意図するものではない。刑事裁判の第一あるが、刑事責任を明らかにすることは、関係者を「獄ちなみに、これは一般の事件についても言えることで

りさせることである。その点は、民事裁判と比べてみるりさせることである。その点は、民事裁判と比べてみるの法的安定の保持こそ第一義とされたりするのである。にもつながるはずである。人間のあるべき姿を示す社会にもつながるはずである。人間のあるべき姿を示す社会とな通して事のよしあしがはっきりすることはいるととを通して事のよしあしがはっきりすることはいうまでとを通して事のよしあしがはっきりすることはいうまでとを通して事のよしあしがはっきりすることはいうまでとを通して事のよしあしがはっきりすることはいうまでとを通して事のよしあしがはっきりすることはいうまでは、民事裁判と比べてみるりさせることである。その点は、民事裁判と比べてみるりさせることである。

過失犯に関して言葉を重ねれば、どの時点で回避措置過失犯に関して言葉を重ねれば、どの時点で回避措置もあることを忘れてはならない。場合によっては強制原発については功を奏していない。場合によっては強制同発については功を奏していない。場合によっては強制同発については功を奏していない。場合によっては強制原発については功を奏していない。場合によっては強制をとっておくべきであったのかをはっきりさせることが、をとっておくべきであったのかをはっきりさせることが、をとっておくべきであったのかをはっきりさせることが、をとっておくべきであったのかをはっきりさせることが、あることを忘れてはならない。

いても、選択刑のうち禁錮刑が選ばれ、かつ、執行猶予しい制裁については緩和してもよいのである。本件にお程の中で、各段階のいくつかの猶予制度などを用いて厳善ちなみに、責任の所在が明らかになれば、刑事司法過

がついており、被告人は実刑を免れているのである。

、 強制起訴制度の展望

うところを記しておきたい。が認定された稀なものであるから、その意義について思本件は、強制起訴によって刑事裁判が実現され、有罪

第一に、強制起訴制度は、検察官による判断に対する第一に、強制起訴制度は、検察官による不当な起訴については、裁判において闘うことで一応の対処ができる。むろん、そのこと自体、起訴された者にとっては大きな苦痛を伴うものである。ところれた者にとっては大きな苦痛を伴うものである。ところれた者にとっては大きな苦痛を伴うものである。ところれた者にとっては大きな苦痛を伴うものである。ところれた者にとっては大きな苦痛を伴うものである。ところれた者にとっては大きな苦痛を伴うものである。ところれた者にとっては大きな苦痛を伴うものである。

今後、指定弁護士の権限強化が制度的課題になるといわ後、そのような場面に遭遇するにちがいない。その点で、う印象を受けるであろう。指定弁護士は、職務を受けた収集した証拠全体を見ても、有罪にするのは難しいとい 第二に、強制起訴になるような事件は、仮に検察官の

なければならない。

第三に、司法への市民参加の一翼を担うものとして、第三に、司法への市民参加の一翼を担うものとして、第三に、司法への市民参加のである。その中で強制起訴の果たすべき役割を迎えたのである。その中で強制起訴の果たすべき役割を迎えたのである。その中で強制起訴と、刑事司法は員裁判、公訴の提起については強制起訴と、刑事司法は得裁判に公訴の提起については強制起訴と、刑事司法は得裁判にのいる。

て まとめ

本件は、柔道指導という、広い意味での年少者に対するスポーツ教育の中で出現した事件であり、学校教育の中にも武道が導入されている今日の状況を踏まえると、中にも武道が導入されている今日の状況を踏まえると、中にも武道が導入されている今日の状況を踏まえると、本門が「適切な力加減」の必要性を明らかにしたことは、本判したものとして高く評価したい。

- (1) 検察審査会法四一条の一〇。
- 指導をしてきた県立高校教員。(2) 正木道場を開設して、小中学生を含む年少者の柔道
- できないなど、運動能力の点で劣っていたとしている。たが、受け身の指導を受けていたにもかかわらず十分に(3) 判決は、Mが対外試合にも数回にわたり出場してい
- 四一一頁以下。 先生古稀記念論文集〔上巻〕』(成文堂、二〇一四年) (4) 船山泰範「過失犯における回避措置重心説」『川端博
- 二一・四・五八四)。 る 最 高 裁 判 決 が あ る (最 決 昭 四 二・ 五・ 二 五 刑 集(5) この点を指摘したものとして、弥彦神社事件に関す
- 類似していたため、納入されたものであった。 の際できた産業廃棄物の結晶の外観が第二燐酸ソーダに(6) 実際には、第二燐酸ソーダでもなく、アルミナ製造
- 二〇一四年五月二日の日付で、全日本柔道連盟が、「回転行する『柔道の安全指導』(二〇一一年第三版)では、急性硬膜下血腫について、公益財団法人全日本柔道連盟の発生硬膜下血腫について、公益財団法人全日本柔道連盟の発生硬膜下血腫について、公益財団法人全日本柔道連盟の発力が一般であったといえる。なお、本判決直後の方が一般であったといえる。なお、本判決直後の方が一般であったといえる。なお、本判決直後の方が一般であったといえる。なお、本判決直後の方が一般であったといえる。なお、本判決直後の方が一般であったといえる。なお、本判決直後の方が一般であったといえる。なお、本判決直接の方が一般であったといえる。なお、本判決直接の方が一般であったといえる。なお、本判決直接の方が一般であったといえる。なお、本判決直接の方が一般であったといえる。なお、本判決直接の方が一般であった。

を発症する可能性があります。」と書かれている。をれる力(回転加速度損傷)により『急性硬膜下血腫』れる。そこでは、「頭を打たなくても、脳が激しくゆすぶざ関係者に送っていることからも、右のことは裏付けら加速度損傷及び脳振盪について」というメールをわざわ

- もみれる。 惧感説の立場からみるからこそ、危険性が十分にあるというのは、具体的に予見できるとも解される。他方、危(9) 判決文の読み方にかかわるが、「十分予見」できると
- る。 り、その『世間』が個人を拘束している」と指摘していり、その『世間』が個人を拘束している」と指摘してい年)五頁は、「日本には『世間』という人と人との絆があ11) 阿部謹也『日本人の歴史意識』(岩波新書、二〇〇四
- の基礎〔第2版〕』((有斐閣、二〇〇七年))一八頁)。会的機能を営」んできたとされている(団藤重光『法学12) 公序良俗の観念が、日本の近代化の中で「重要な社
- 東京第五検察審査会は、その任期の最後の日に(検審可能性のあるものが一例ある。平成二六年七月三一日、(3) 平成二七年一月の時点で過失犯について強制起訴の

強制起訴になる。 強制起訴になる。 をする可能性がある。そうなれば 当の判断(起訴議決)をする可能性がある。そうなれば がある(検審三九条の五第一項)。その事例というのは、 である(検審三九条の五第一項)。その事例というのは、 である(検審三九条の五第一項)。その事例というのは、 である(検審三九条の五第一項)。その事例というのは、

- (4) 日本失敗学会の基本的なスタンスである。
- 一〇頁)。
 一〇頁)。
 一〇頁)。
 一〇頁)。
 一〇頁)。
 一〇百頁『柔道事故』((河出書房新社、二〇一三年))
 お授の指摘。なお、内田は、学校柔道において、二九年 教授の指摘。なお、内田は、学校柔道において、二九年
- あって、それを軽視してはならない、と指摘している。中で、「事案の解決の具体的妥当性は、裁判の生命」で「六・七・一七)。もっとも、金築裁判官は、反対意見の二六・七・一七)。もっとも、金築裁判官は、反対意見の最高裁第一小法廷は、「子の身分関係の法的安定を保持する必要」という視点から判断を示している(最判平の)たとえば、親子関係不存在確認請求事件に関して、
- (18) 制度としては、刑事手続の順に、①微罪処分、②起たのにそれを逸してしまった場合が少なくない。為というより、いくつも回避措置をとるべき機会があって、企業の巨大過失犯罪については、一時点の一つの行

になっている。
になっている。
ではなく、⑤は、平成二八年六月までに施行されることではなく、⑤は、平成二八年六月までに施行されることが、⑥仮釈放など、さまざまである。なお、③は現行法訴猶予、③宣告猶予、④執行猶予、⑤刑の一部の執行猶

て、公訴権監用論がある。判による手続打切りによって対処すべきとする解釈とし19) 受訴裁判所が、不当・違法な起訴に対して、形式裁

(20) 準起訴手続による起訴がきわめて稀にして、公訴権濫用論がある。

たとみなされた事件は、全部で二一人にすぎず、九人が二五年までの間に付審判決定があり、公訴の提起があっていないことに対する批判もある。昭和二四年から平成20) 準起訴手続による起訴がきわめて稀にしか認められ

有罪、一二人が無罪であった(『平成二六年版犯罪白書』)。だとみたされた事件は「全音でニーノにできず「ナノカ

日本法学 第八十巻 索 引

論説

高齢者による万引きの防止に向けた一考察	の行税財政改革 フランスのグランド・リヨンを範とする小規模自治体伊 藤	──ポティエ『新編ユスティニアヌス学説彙纂』レグラエ論序章── 吉 原『学説彙纂』第五○巻第一七章第一法文について	——明治六年小野組転籍事件をとおして——	——刑罰史の一幕—— 新鮮総督府の笞刑について 新 井	金融機関の融資局面における情報提供義務に関する一考察 鬼 頭	キケロ『カエキーナ弁護論』における争点に関する一考察 吉 原	
清		達	忠		俊	達	
貴 :	悟 :	也:	正 :	勉 :	泰 :	也 : 一号	
貴 …一 (一三九)	…一(一0七)	…二 (七七)		: 	…一 (三九)	: 一号	
	$\widehat{}$	~ 七			\equiv		
九	七	七	<u>=</u>	$\vec{}$	九	ご 頁	

索

引

三八九 (一八四五)

委任における任意解除権の規範的性質 長谷川	――譲渡無能力者への弁済も含んで――北譲渡無能力者による弁済	――域外適用と金融機関のリスクガバナンスならびに監査等委員会制度などの接点―― … 藤英国ス チュ ワード シップ・コードと Approved Persons 制度	受益権化された財産権の担保と受益権質権の効力 長谷川	松山俘虜収容所におけるロシア傷病者救護の検討	二〇一二年八月一七日付連邦憲法裁判所大法廷判決を巡って	国家主権の行使としての「国籍付与」 百	タクシー事業の規制構造と行政裁量 友	その海法、空法及び宇宙法との関係
川貞	居	川 信	川貞	多義	林 宏	地	岡史	斐 素
	功				晨	章	仁	直
之 …三 (三九)	功 …三 (夫 …二 (四一五)	之 … 二 (三七一)	人 …二 (三三三)	<u>:</u>	章 …二 (二五五)	…1 (111七)	<u>:</u>
		回			·· 二 (三 八 一)	<u></u>	<u></u>	…一 (一七九)
九	=======================================	<u>H</u>	七一)	1111)	八二	五五五	七	七九)

の交錯を中心に—— :: 松 胡 清 峯 山 小賀野 橋 巻 嶋 水 川 口 野	::::::::::::::::::::::::::::::::::
三俊隆光恵浩斉晶めぐ	
一 之 弘 輝 介 子 昭 一 み	孝
は いかぐみ …三 (二三九) あぐみ …三 (二二九) 高 一 …三 (二二九) 彦 弘 …三 (三二九) 隆 弘 …三 (三二九) と …三 (三二九) で 之 …三 (三二九)	孝 …三 (一一七)
	$\widehat{}$
	一 七

国際法のドイツ環境法への影響	翻	わが国における法益関係的錯誤説に対する疑問	行政警察活動と犯罪の事前捜査(上)	各種社会保障制度と損益相殺	金銭債権の一部請求についての一考察	判例における「法意」の意義	航空由来カーボンの排出削減と国際社会	イギリス上場会社における非業務執行取締役の独立性と監督機能	シップ・コードと Approved Persons 制度等の接点——―米国の忠実義務の規範化概念と英国会社法の一般的義務、英国スチュワード忠実義務と非業務執行取締役の考察
甲フィル		野	加	金	松	藤	工	大久保	藤
受 ップ プ		村	藤	光	本	村	藤	保	Ш
直クー		和	康	寬	幸	和	聡	拓	信
訳と		彦	榮	之	<u> </u>	夫	<u> </u>	也	夫
<u>:</u>		: рц	: рц	<u>:</u>	<u>:</u>	夫 :: 三	$\stackrel{:}{=}$	$\stackrel{\vdots}{=}$	$\stackrel{:}{\stackrel{:}{=}}$
甲斐素直訳…一(六七)フィリップ・クーニヒ		三五	(1)	之 …三 (六四七)	五九一	(五五九)	五五五	(四 九 三)	夫 …三(四三九)

——平成一三年決定と訴因の機能—— 三訴因の特定と訴因変更の要否	――ストーン第一二代長官及びヴィンソン第一三代長官の時代―― 甲戦争と連邦最高裁判所	研究ノート	――「ハーヴァード大学におけるコモン・ロー教育に学ぶ」―― 加 藤英米法におけるダイシー理論とその周辺 A·V·ダ	消費者契約及び普通取引約款における濫用条項の無効おいて予防目的が重要であることに対する例としての 永日ドイツ私法・オーストリア私法及びヨーロッパ私法に	『タナクィルの伝承』序説抄	――「英国法は大学で教えることが可能か?」――
明	斐 素		菊池 肇哉 加藤 紘捷	永田 洋平 翻訳水田 誠 翻訳監修	吉原達也	菊池 肇哉 様
翔	直		訳 著	翻監フィン 訳修	訳著	訳 著
<u>:</u>	<u>:</u>		: 四	: 四	: 四	<u>:</u>
$\widehat{}$	$\widehat{}$					
…一 (一九七)			<u>五</u> <u>三</u>	一二九	(七三)	<u>:</u> 八 五

索

引

三九三 (一八四九)

柔道指導における過失責任 船	第九八五号遺産分割審判に対する抗告棄却決定に対する特別抗告事件)──―――最大決平成二五年九月四日金融法務事情一九七八号三七頁(平成二四年⑵第九八四号・ … 小非嫡出子の法定相続分問題 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	判例研究	インターネットの紛争に関するアメリカ合衆国の一国際私法理論 中	大韓民国国税基本法第七章の二納税者の権利の概要 阿	——ウォーレン第一四代長官の時代—— 甲社会を変えた最高裁判所	解釈か、改憲か?ドイツでは誰が基本法(憲法)を支配するか 小	
山	関地		村	部	斐	林	
泰	康			徳	素	宏	-
範	平章		進・	幸	直・	晨 ·	[
: 四	<u>:</u>		: 四	: 四	: 四	: 四	-
…四(三七五)	(1 11 111)		豆豆豆	<u></u>	…四 (1 三七)	(一 九 九	(
五五			<u>=</u>	(二九五)	亡	九九	

- 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。
 - ① 日本大学法学部ホームページ(http://www.law.nihon-u.ac.jp/)
 - ② CiNii (http://ci.nii.ac.jp/)
- 本誌の受入れに関しまして、送付先(住所・宛先等)の変更や 受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町2-3-1

(TEL) 03-5275-8510

(FAX) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

山村部斐林池藤田田原村藤 達和康 範進幸直晨哉捷平誠也彦榮 日本大学教授 日本大学非常勤講師 元日本大学大学院教授 (平成国際大学准教授)

日本大学名誉教授

元日本大学教授 日本大学教授 日本大学教授 日本大学教授 日本大学教授 日本大学教授 ゲーテ大学法学部博士課程

船中阿甲小菊加永永吉野加

徳素宏肇紘洋

機関誌編集委員会

副委員長

委

員

井矢小大渡湯諸百別藤長江稲新大新矢 出田野熊辺淺坂地府井川島葉谷岡井野 夫之子二人聡勉聡

> 日 本 法 学 第八十巻第四号

成二十七年二月二十八日 成二十七年二月二十八日 発行責任者 **杉** 本 **本**大学法学会 発行 印刷 非売品

稔

発行者 東京都千代田区猿楽町二-一-一四 電話〇三 (五二七五) 八五三〇 日 本 大 学 法 学 研 究 所 番

印刷

所

電話〇三 (三二九六) 八〇八八番

社

A & X ビル 1 オ

株 式 会

$N I H O N H \overline{O} G A K U$ (JOURNAL OF LAW)

Vol. 80 No. 4 February 2015

CONTENTS

ARTICLES

Yasuei Kato, Administrative Police Activity and the Investigation of Crimes before their Occurrence (I)

Kazuhiko Nomura, Eine Kritik über den Rechtsgutsbezogenen Irrtum

TRANSLATIONS

- J. J. Bachofen's Preface & Introduction of the Myth of Tanaquil —A Study of Orientalism in Rome and Italy—translated by Tatsuya Yoshihara
- Martin Häublein, Unwirksamkeit missbräuchlicher Klauseln in Verbraucherverträgen sowie AGB als Beispiel für die Relevanz von Präventionszwecken im deutschen, österreichischen und europäischen Privatrecht, übersetzt von Yohei Nagata, redigiert von Makoto Nagata
- A.V. Dicey, The Teaching of English Law at Harvard, translated by Hirokatsu Kato & Toshiya Kikuchi

NOTES

- Hiroaki Kobayashi, Auslegung oder Änderung der Verfassung. Wer herrscht über das Grundgesetz?
- Sunao Kai, Supreme Court for Social Change
 —The Period of Warren, the 14th Chief Justice—
- Noriyuki Abe, An Outline of the Chapter 7-2 Taxpayers' Right in the Framework Act on National Taxes in South Korea
- Susumu Nakamura, A study in a thory of private international law about internet-dispute in USA

CASE COMMENT

Yasunori Funayama, The Responsibility for Negligence in Judo Guidance